

くまもと

市政概要

2023

熊本市議会 議会局

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、一重咲きで平開する。色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために―

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと
市政概要

市勢	1
議 会	13
政 策	29
総 務 ・ 財 政	61
文 化 市 民	101
健 康 福 祉	153
こ ど も	201
環 境	227
経 済 観 光	251
農 水	289
都 市 建 設	301
消 防	347
交 通	363
水 道	369
病 院	391
教 育	399
資 料	429

市勢

1	沿	革	3
2	位 置 及 び 地 勢		4
3	市 域 の 変 遷		5
4	歴 代 市 長		6
5	名 誉 市 民		7
6	人	口	9

1 沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるに伴い、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧き出る清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の集落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした集落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はその頃農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年（795年）9月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した^{みちのきみのおびとな}道君首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「^{ひがきめ}檜垣女」との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相次ぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（1490年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年（1588年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年（1601年）から12年（1607年）にかけ、7カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永9年（1632年）細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相次ぎ、中でも延享4年（1747年）藩主となった8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽香ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本で過ごした剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年（1871年）7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年（1872年）6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年（1873年）1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年（1876年）1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、明治9年（1876年）の神風連事件、翌10年（1877年）の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治22年（1889年）4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、明治24年（1891年）鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、明治30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

市勢

大正10年（1921年）、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで大正13年（1924年）には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

昭和20年（1945年）には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したが、その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5,550km²、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や合併による市域の拡大等により、面積389,530km²、人口約73万人に至るまでに成長し、平成23年（2011年）春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成24年（2012年）4月1日には、政令指定都市への移行が実現した。

平成28年（2016年）、熊本地方において、4月14日にマグニチュード6.5、最大震度7、さらに、16日未明にはマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生。この震度7クラスの地震が同じ場所で2回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村は甚大な被害を受けた。熊本市においては、各地で地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損、水道、ガス、電気などのライフライン等にも被害が生じ、最大で11万人以上が一時避難するなど、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。市役所本庁舎、学校施設などの公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けた。

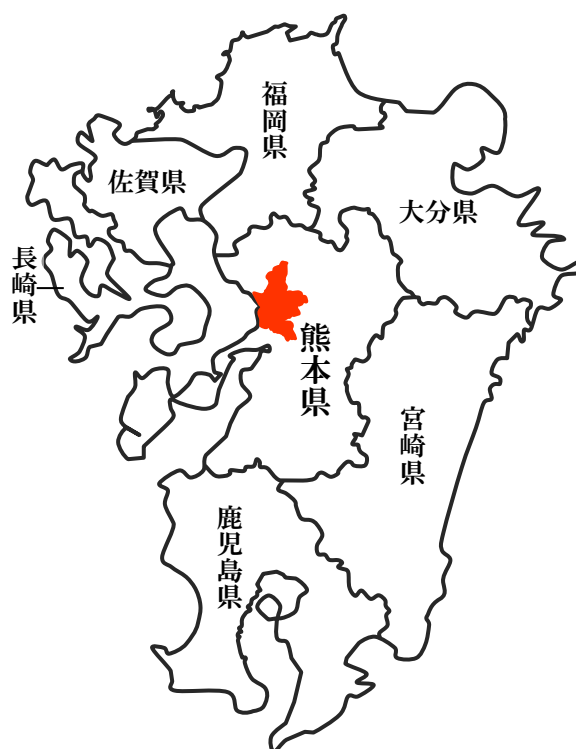
この熊本地震を受け、本市では、平成28年（2016年）10月に「熊本市震災復興計画」を策定し、熊本市第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置づけ、市民生活の再建を最優先に復旧復興に取り組んできた。熊本地震から7年が経過した現在は、被災者の生活再建やインフラ等の復旧は概ね完了した。

2 位置及び地勢（政策企画課）

（1）位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈JR鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中核地としても大きな役割を果たしている。



(2) 地勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

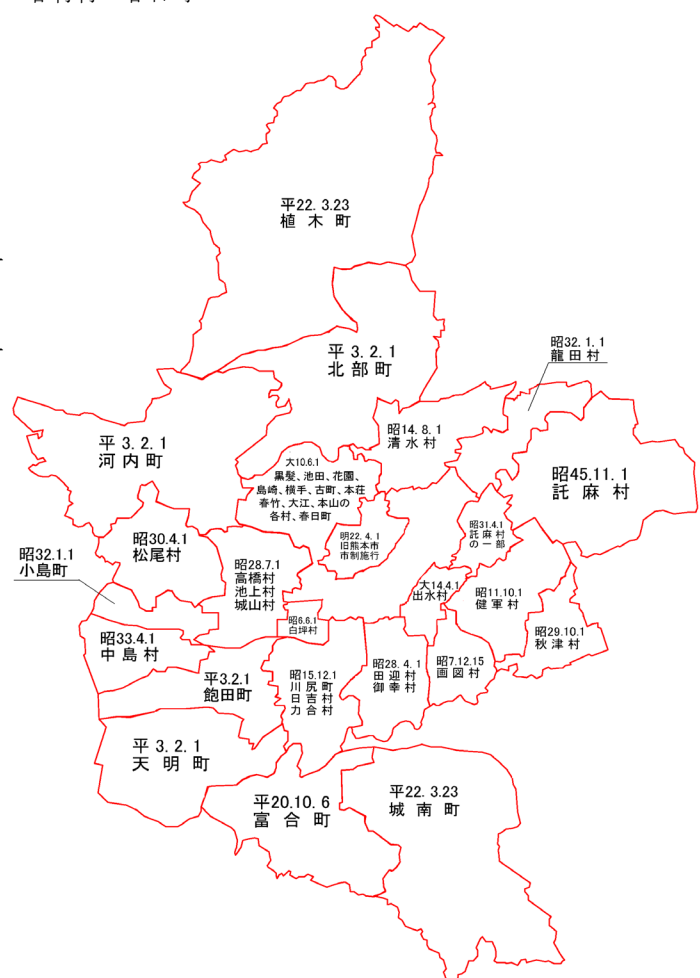
西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市域の変遷 (政策企画課)

明治 22. 4. 1	市制・町村制施行により、熊本市が発足	
大正 10. 6. 1	黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・ 本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町	3 8 9 . 5 3 k m ²
14. 4. 1	出水村	
昭和 6. 6. 1	白坪村	
7. 12. 5	画図村	
11. 10. 1	健軍村	
14. 8. 1	清水村	
15. 12. 1	川尻町・力合村・日吉村	
28. 4. 1	田迎村・御幸村	
28. 7. 1	高橋村・城山村・池上村	
29. 10. 1	秋津村	
30. 4. 1	松尾村	
31. 4. 1	託麻村の一部	
32. 1. 1	龍田村・小島町	
33. 4. 1	中島村	
45. 11. 1	託麻村	
平成 3. 2. 1	北部町・河内町・ 飽田町・天明町	
20. 10. 6	富含町	
22. 3. 23	城南町・植木町	



4 歴代市長（秘書課）

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉 村 大 八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松 崎 為 己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛 島 格	30. 9. 13	大 2. 1. 20
4	山 田 珠 一	大 2. 4. 2	3. 10. 10
5	依 田 昌 兮	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐 柳 藤 太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高 橋 守 雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛 島 知 己	14. 9. 14	昭 4. 7. 4
9	山 田 珠 一	昭 5. 2. 5	9. 4. 17
10	山 隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平 野 龍 起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石 坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福 田 虎 亀	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐 藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林 田 正 治	27. 3. 21	31. 2. 23
17・18	坂 口 主 税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石 坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21～24	星 子 敏 雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田 尻 靖 幹	61. 12. 7	平 6. 12. 6
27・28	三 角 保 之	平 6. 12. 7	14. 12. 2
29～31	幸 山 政 史	14. 12. 3	26. 12. 2
32～34	大 西 一 史	26. 12. 3	在 任 中

5 名誉市民（秘書課）

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年（1955年）顕彰）

文久3年1月25日（1863年3月14日）生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章を受章するが戦後辞退。

昭和32年（1957年）11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年（1955年）顕彰）

明治16年（1883年）1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業など（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）を完遂。熊本市の近代化、発展、繁栄に尽くし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に尽力した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年（1957年）5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年（1960年）顕彰）

明治16年（1883年）10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護に尽くした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲一等瑞宝章受章。

昭和45年（1970年）11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年（1960年）顕彰）

明治5年（1872年）12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念したほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展に尽くした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年（1973年）8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年（1969年）顕彰）

明治8年（1875年）11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年（1974年）2月19日逝去（98歳）

塀山熊次（南風）氏（昭和44年（1969年）顕彰）

明治20年（1887年）9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薰り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年（1980年）12月30日逝去（93歳）

市勢

後藤祐太郎（ごとうゆうたろう 是山）氏（昭和54年（1979年）顕彰）

明治19年（1886年）6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大な功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年（1927年）「かわがらし」として創刊。昭和17年（1942年）に改題。）主宰をはじめ、「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもんねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年（1986年）6月4日逝去（99歳）

中村破魔子（なかむらは まこ 汀女）氏（昭和54年（1979年）顕彰）

明治33年（1900年）4月11日生まれ。現代俳人の第一人者。氏の句はこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、文化の振興に多大な貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年（1988年）9月20日逝去（88歳）

安永露子氏（やすなが るこ 平成21年（2009年）顕彰）

大正9年（1920年）2月19日生まれ。平成10年（1998年）から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めた日本を代表する歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年（1962年）の「魚愁」から平成15年（2003年）の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年（1991年）には歌壇の最高賞である逖空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に大きく貢献した。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年（2012年）3月17日逝去（92歳）

（旧城南町）

上塚周平氏（うえづか しゅうへい 昭和50年（1975年）顕彰）

明治9年（1876年）7月12日生まれ。明治41年（1908年）に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前が付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年（1935年）7月6日逝去（58歳）

上塚弼氏（うえづか つかさ 昭和52年（1977年）顕彰）

明治23年（1890年）5月1日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年（1978年）10月22日逝去（88歳）

林田正治氏（はやしだ まさはる 昭和52年（1977年）顕彰）

明治25年（1892年）8月3日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年（1979年）12月14日逝去（87歳）

こばやしひさお
小林久雄氏（平成元年（1989年）顕彰）

明治28年（1895年）6月4日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年（1961年）8月26日逝去（66歳）

とうやよしゆき
東家嘉幸氏（平成12年（2000年）顕彰）

昭和2年（1927年）10月1日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年（1991年）には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年（2006年）1月26日逝去（78歳）

（旧植木町）

きかいよひさお
境米蔵氏（昭和51年（1976年）顕彰）

明治30年（1897年）10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算4期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年（1978年）1月2日逝去（80歳）

きむらまなぶ
木村孝氏（昭和58年（1983年）顕彰）

明治38年（1905年）1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年（1994年）3月21日逝去（89歳）

6 人口（データ戦略課）

（1）年次別人口及び世帯数（国勢調査結果）

年次	世帯数	人口			男女比(女100 人につき)	1世帯当たり 人員	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	市制施行 4月1日現在 (第1回国勢調査)
大正9年	13,787	70,388	36,661	33,727	108.7	5.1	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	12月31日現在の現住戸数・現住人口 12月31日現在の現住戸数・現住人口 11月1日現在
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	平成2年
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	
7年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	
12年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	
17年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	
22年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	
27年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	
令和2年	315,456	740,822	348,470	392,352	88.8	2.3	
	326,920	738,865	349,115	389,750	89.6	2.3	

(2) 人口の動態

区分\年	平30	令元	令2	令3	令4
自然増	△132	△941	△992	△1294	△2395
社会増	△82	536	△10	304	2147
計	△214	△405	△1002	△990	△248

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次 区分	平成27年国調				調査年次 区分	令和2年国調			
	総数	構成比(%)	男	女		総数	構成比(%)	男	女
総数	740,822	-	348,470	392,352	総数	738,865	-	349,115	389,750
昼間人口	756,852	-	353,785	403,067	昼間人口	750,814	-	351,777	399,037
15歳以上人口	630,147	-	291,696	338,451	15歳以上人口	620,253	-	287,714	332,539
就業者総数	340,861	100	180,154	160,707	就業者総数	342,732	100	177,656	165,076
第1次産業	12,472	3.7	7,233	5,239	第1次産業	10,994	3.2	6,366	4,628
農業	11,473	3.4	6565	4,908	農業	10,158	3.0	5810	4,348
林業	262	0.1	211	51	林業	252	0.1	188	64
漁業	737	0.2	457	280	漁業	584	0.2	368	216
第2次産業	55,443	16.3	40,151	15,292	第2次産業	55,842	16.3	40,511	15,331
鉱業、採石業、 砂利採取業	22	0	17	5	鉱業、採石業、 砂利採取業	20	0	11	9
建設業	24,184	7.1	19,743	4,441	建設業	25,738	7.5	20,584	5,154
製造業	31,237	9.2	20,391	10,846	製造業	30,084	8.8	19,916	10,168
第3次産業	257,637	75.6	124,789	132,848	第3次産業	264,029	77.0	124,757	139,272
電気・ガス・熱供給・水道業	1,435	0.4	1,240	195	電気・ガス・熱供給・水道業	1,470	0.4	1,221	249
情報通信業	7,239	2.1	4,922	2,317	情報通信業	7,028	2.1	4,736	2,292
運輸・郵便業	12,836	3.8	10,832	2,004	運輸・郵便業	12,765	3.7	10,596	2,169
卸売・小売業	57,691	16.9	28,012	29,679	卸売・小売業	56,785	16.6	27,386	29,399
金融・保険業	9,840	2.9	4,715	5,125	金融・保険業	9,281	2.7	4,328	4,953
不動産業・物品賃貸業	7,921	2.3	4,567	3,354	不動産業・物品賃貸業	8,253	2.4	4,649	3,604
学術研究、専門・技術サービス業	11,533	3.4	7,249	4,284	学術研究、専門・技術サービス業	12,036	3.5	7,334	4,702
宿泊業、 飲食サービス業	20,610	6	8,115	12,495	宿泊業、 飲食サービス業	20,179	5.9	7,939	12,240
生活関連サービス業、娯楽業	13,179	3.9	5,321	7,858	生活関連サービス業、娯楽業	12,315	3.6	4,908	7,407
教育、学習支援業	18,825	5.5	8,455	10,370	教育、学習支援業	20,268	5.9	8,682	11,586
医療、福祉	53,806	15.8	14,015	39,791	医療、福祉	58,542	17.1	15,410	43,132
複合サービス事業	3,371	1	2,182	1,189	複合サービス事業	3,328	1.0	2,083	1,245
サービス業(他に分類されないもの)	21,427	6.3	11,696	9,731	サービス業(他に分類されないもの)	23,554	6.9	12,570	10,984
公務(他に分類されないもの)	17,924	5.3	13,468	4,456	公務(他に分類されないもの)	18,225	5.3	12,915	5,310
分類不能の産業	15,309	4.5	7,981	7,328	分類不能の産業	11,867	3.5	6,022	5,845

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校區別人口及び世帯数

(令和2年国勢調査)

校区	人口	男	女	世帯数	校区	人口	男	女	世帯数
総数	738,865	349,115	389,750	326,920	小島	6,422	3,060	3,362	2,366
中央区計	188,013	88,753	99,260	100,070	中島	3,701	1,777	1,924	1,222
壺川	10,047	4,749	5,298	4,838	芳野	1,800	823	977	562
碩台	6,867	3,095	3,772	4,250	河内	3,771	1,807	1,964	1,201
白川	8,458	3,919	4,539	5,008	南区計	131,425	61,904	69,521	50,245
城東	2,723	1,220	1,503	1,704	日吉	8,098	3,810	4,288	3,557
慶徳	4,398	2,095	2,303	3,057	川尻	8,305	3,952	4,353	3,380
一新	10,256	4,521	5,735	5,569	力合	8,671	4,056	4,615	3,440
五福	4,207	1,881	2,326	2,452	御幸	11,818	5,420	6,398	4,252
向山	10,761	5,045	5,716	5,439	田迎	5,388	2,514	2,874	2,192
黒髪	15,699	8,122	7,577	9,949	城南	5,996	2,727	3,269	2,775
大江	12,154	5,807	6,347	6,637	田迎南	9,345	4,481	4,864	3,446
本荘	3,761	1,721	2,040	2,559	飽田東	7,446	3,474	3,972	2,733
春竹	15,144	7,067	8,077	8,066	飽田南	2,583	1,221	1,362	795
出水	9,464	4,232	5,232	5,011	飽田西	2,403	1,136	1,267	810
砂取	10,243	4,706	5,537	4,865	中緑	914	436	478	321
託麻原	17,980	9,094	8,886	9,687	銭塘	2,053	975	1,078	687
帯山	14,001	6,576	7,425	6,310	奥古閑	2,930	1,387	1,543	967
白山	11,423	5,398	6,025	5,745	川口	1,617	784	833	603
帯山西	8,220	3,786	4,434	3,871	日吉東	7,658	3,646	4,012	3,352
出水南	12,207	5,719	6,488	5,053	富合	10,106	4,792	5,314	3,355
東区計	189,524	89,763	99,761	80,454	杉上	6,075	2,891	3,184	2,113
画図	14,112	6,510	7,602	5,374	隈庄	9,916	4,713	5,203	3,661
健軍	11,793	5,523	6,270	5,554	豊田	5,702	2,722	2,980	2,096
秋津	11,808	5,505	6,303	4,786	田迎西	6,994	3,319	3,675	2,853
泉ヶ丘	6,185	2,874	3,311	2,716	力合西	7,407	3,448	3,959	2,857
若葉	5,186	2,353	2,833	2,297	北区計	139,039	66,041	72,998	56,452
尾ノ上	12,497	5,704	6,793	5,602	清水	11,072	5,141	5,931	4,920
西原	13,775	6,654	7,121	6,668	龍田	10,010	4,904	5,106	4,170
託麻東	14,895	7,288	7,607	5,551	城北	9,113	4,718	4,395	3,610
託麻西	16,002	7,648	8,354	6,994	高平台	12,909	6,070	6,839	5,630
託麻北	8,905	4,321	4,584	3,606	楠	5,840	2,688	3,152	2,638
桜木	6,809	3,173	3,636	2,991	麻生田	7,967	3,626	4,341	3,315
東町	8,358	4,194	4,164	3,287	武蔵	6,353	2,973	3,380	2,672
月出	10,464	4,875	5,589	5,330	弓削	5,623	2,730	2,893	2,476
健軍東	4,070	1,927	2,143	1,797	楡木	7,531	3,465	4,066	3,110
託麻南	14,306	6,872	7,434	5,572	川上	9,992	4,696	5,296	3,906
山ノ内	9,944	4,698	5,246	4,229	西里	7,269	3,467	3,802	2,811
長嶺	13,573	6,436	7,137	5,503	北部東	10,954	5,154	5,800	4,287
桜木東	6,842	3,208	3,634	2,597	植木	4,185	2,001	2,184	1,671
西区計	90,864	42,654	48,210	39,699	山本	1,958	925	1,033	678
古町	3,401	1,611	1,790	1,845	田原	1,999	908	1,091	679
春日	7,218	3,349	3,869	3,624	菱形	4,574	2,131	2,443	1,705
城西	11,619	5,314	6,305	4,957	桜井	5,783	2,786	2,997	2,174
花園	10,228	4,738	5,490	4,900	山東	3,981	1,955	2,026	1,598
池田	14,210	6,992	7,218	7,245	吉松	3,053	1,485	1,568	1,121
白坪	11,295	5,188	6,107	5,298	田底	2,390	1,101	1,289	841
高橋	380	182	198	165	龍田西	6,483	3,117	3,366	2,440
池上	5,847	2,716	3,131	2,307					
城山	10,972	5,097	5,875	4,007					

※令和2年国勢調査の小地域別人口及び世帯数を、校区ごとに熊本市データ戦略課が暫定集計したもの。

※各区の小計の人口は、国勢調査における行政区別人口と一致しない。

議 会

1	議 員 名 簿	15
2	歴 代 議 長 ・ 副 議 長	16
3	議 会 構 成	17
4	議 会 活 性 化 の 取 組	18
5	熊本市議会災害対策会議・ 新型コロナウイルス感染症 対 策 会 議 の 設 置	19
6	委 員 会 等	20
7	各 種 委 員	21
8	報 酬 等	22
9	議 会 活 動 状 況	23
10	議 会 局	25

1 議員名簿

定数 48名 現員数 48名

会派別内訳	自由民主党熊本市議団	14	日本共産党熊本市議団	2
	熊本自由民主党市議団	12	参政党熊本市議団	2
	市民連合	7	無所属議員	4
	公明党熊本市議団	7		

※会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員の集団のことである。

※無所属議員は、本市議会において会派に属していない議員のことである。

(令和5年(2023年)7月18日現在)

選挙区	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数	選挙区	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数
北	議長 1	田 中 敦 朗	自由民主党 熊本市議団	5	北	25	吉 村 健 治	市民連合	2
南	副議長 2	大 嶋 澄 雄	熊本自由民主党 市議団	3	東	26	山 内 勝 志	市民連合	2
東	3	村 上 磨	自由民主党 熊本市議団	1	北	27	伊 藤 和 仁	公明党 熊本市議団	2
北	4	瀬 尾 誠 一	無所属議員	1	中央	28	高 瀬 千 鶴 子	公明党 熊本市議団	2
東	5	菊 地 渚 沙	参政党 熊本市議団	1	北	29	小佐井 賀瑞宜	自由民主党 熊本市議団	4
東	6	山 中 惣 一郎	無所属議員	1	南	30	寺 本 義 勝	自由民主党 熊本市議団	4
中央	7	井 坂 隆 寛	無所属議員	1	中央	31	高 本 一 臣	熊本自由民主党 市議団	4
西	8	木 庭 功 二	公明党 熊本市議団	1	南	32	西 岡 誠 也	市民連合	4
南	9	村 上 誠 也	自由民主党 熊本市議団	1	東	33	田 上 辰 也	市民連合	4
西	10	古 川 智 子	自由民主党 熊本市議団	2	中央	34	三 森 至 加	公明党 熊本市議団	3
北	11	荒 川 慎 太郎	自由民主党 熊本市議団	2	南	35	浜 田 大 介	公明党 熊本市議団	4
南	12	松 本 幸 隆	熊本自由民主党 市議団	1	東	36	井 本 正 広	公明党 熊本市議団	4
西	13	中 川 栄 一郎	熊本自由民主党 市議団	1	中央	37	大 石 浩 文	自由民主党 熊本市議団	6
北	14	松 川 善 範	熊本自由民主党 市議団	1	南	38	田 中 誠 一	自由民主党 熊本市議団	7
中央	15	筑 紫 る み 子	参政党 熊本市議団	1	北	39	坂 田 誠 二	自由民主党 熊本市議団	8
東	16	井 芹 栄 次	共産党 熊本市議団	1	西	40	落 水 清 弘	自由民主党 熊本市議団	10
西	17	島 津 哲 也	市民連合	2	中央	41	紫 垣 正 仁	熊本自由民主党 市議団	5
東	18	吉 田 健 一	公明党 熊本市議団	2	南	43	澤 田 昌 作	熊本自由民主党 市議団	6
東	19	齊 藤 博	自由民主党 熊本市議団	2	中央	44	田 尻 善 裕	無所属議員	6
北	20	田 島 幸 治	自由民主党 熊本市議団	2	東	45	満 永 寿 博	熊本自由民主党 市議団	6
東	21	日 隈 忍	自由民主党 熊本市議団	2	東	46	藤 山 英 美	熊本自由民主党 市議団	8
中央	22	山 本 浩 之	熊本自由民主党 市議団	2	中央	47	上 野 美 恵 子	共産党 熊本市議団	7
西	23	北 川 哉	熊本自由民主党 市議団	2	中央	48	上 田 芳 裕	市民連合	5
南	24	平 江 透	熊本自由民主党 市議団	2	中央	49	村 上 博	市民連合	6

2 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	有馬 源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田 一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津 景章	〃 24. 1. 22	〃 28. 5. 13	2	下田 耕造	〃 24. 1. 22	〃 31. 5. 22
3	河原 惟親	〃 28. 5. 14	〃 31. 5. 22	3	片山 甚十郎	〃 31. 5. 23	〃 32. 2. 7
4	吉永 為己	〃 31. 5. 23	〃 36. 2. 5	4	林 定男	〃 32. 2. 8	〃 36. 2. 5
5	山田 珠一	〃 36. 2. 6	〃 37. 4. 30	5	出田 彦太郎	〃 36. 2. 6	〃 36. 2. 11
6	吉永 為己	〃 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	6	園部 交雅	〃 36. 2. 12	〃 36. 5. 11
7	林 千八	大正 2. 5. 10	〃 6. 4. 30	7	板垣 正軌	〃 36. 5. 12	〃 37. 2. 12
8	山隈 康	〃 6. 5. 15	〃 10. 9. 30	8	有働 格四郎	〃 37. 2. 13	〃 40. 11. 4
9	迫 源次郎	〃 10. 10. 14	〃 14. 9. 30	9	板垣 正軌	〃 40. 11. 14	〃 42. 1. 27
10	山隈 康	〃 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	10	河田 巖	〃 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
11	平野 龍起	昭和 9. 5. 8	〃 17. 6. 14	11	井場 熊喜	大正 2. 5. 10	〃 6. 4. 30
12	佐藤 真佐男	〃 17. 7. 23	〃 22. 4. 29	12	峽 謙斎	〃 6. 5. 15	〃 7. 3. 10
13	佐藤 真佐男	〃 22. 6. 9	〃 23. 4. 7	13	藤野 乱	〃 7. 3. 11	〃 10. 9. 30
14	大塚 勇次郎	〃 23. 6. 5	〃 26. 4. 29	14	水上 誠規	〃 10. 10. 14	〃 14. 9. 30
15	大塚 勇次郎	〃 26. 5. 15	〃 30. 4. 30	15	河田 巖	〃 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
16	兼坂 安次	〃 30. 5. 21	〃 34. 4. 8	16	平野 龍起	昭和 4. 10. 12	〃 9. 5. 7
17	打出 信行	〃 34. 6. 12	〃 36. 3. 24	17	橋本 寿七	〃 9. 5. 8	〃 17. 5. 20
18	寸坂 幸夫	〃 36. 3. 24	〃 38. 4. 30	18	西郷 一恵	〃 17. 6. 11	〃 22. 4. 29
19	阿部 次郎	〃 38. 5. 18	〃 40. 3. 18	19	大塚 勇次郎	〃 22. 6. 9	〃 23. 6. 5
20	井上 常八	〃 40. 3. 18	〃 40. 12. 7	20	加川 恒次	〃 23. 6. 5	〃 26. 4. 29
21	石井 辰雄	〃 41. 7. 4	〃 42. 4. 30	21	北 利民	〃 26. 5. 15	〃 28. 9. 5
22	阿部 次郎	〃 42. 5. 20	〃 43. 7. 3	22	上野 勉	〃 28. 9. 25	〃 30. 4. 30
23	坂梨 日露	〃 43. 7. 13	〃 45. 12. 4	23	森 光吉	〃 30. 5. 21	〃 32. 12. 28
24	黒田 弥一郎	〃 45. 12. 4	〃 46. 4. 30	24	吉村 貞次	〃 34. 6. 12	〃 35. 3. 21
25	落水 清	〃 46. 5. 20	〃 48. 6. 6	25	坂梨 日露	〃 35. 3. 21	〃 37. 7. 9
26	古川 国雄	〃 48. 6. 6	〃 50. 4. 30	26	吉村 貞次	〃 37. 7. 9	〃 38. 4. 30
27	紫垣 正良	〃 50. 5. 16	〃 52. 6. 4	27	石井 辰雄	〃 38. 5. 18	〃 41. 7. 4
28	上田 堅太	〃 52. 6. 4	〃 54. 4. 30	28	吉村 貞次	〃 41. 7. 4	〃 42. 4. 30
29	島永 慶孝	〃 54. 5. 14	〃 56. 12. 8	29	佐藤 寿子	〃 42. 5. 20	〃 44. 3. 24
30	藤山 増美	〃 56. 12. 8	〃 58. 4. 30	30	古川 国雄	〃 44. 3. 25	〃 44. 6. 28
31	宮原 光男	〃 58. 5. 18	〃 60. 9. 6	31	岩 尾 恵	〃 44. 9. 13	〃 46. 4. 30
32	大石 文夫	〃 60. 9. 6	〃 61. 12. 15	32	阪本 富	〃 46. 5. 20	〃 48. 6. 6
33	内田 幸吉	〃 61. 12. 15	〃 62. 4. 3	33	荒木 昇	〃 48. 6. 6	〃 50. 4. 30
34	西村 建治	〃 62. 5. 22	〃 63. 12. 16	34	藤山 増美	〃 50. 5. 16	〃 52. 6. 4
35	村上 春生	〃 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	35	矢野 昭三	〃 52. 6. 4	〃 54. 4. 30
36	矢野 昭三	平成 2. 3. 26	〃 3. 4. 30	36	上妻 重蔵	〃 54. 5. 14	〃 56. 12. 8
37	嶋田 幾雄	〃 3. 5. 17	〃 5. 12. 3	37	田尻 武男	〃 56. 12. 8	〃 58. 4. 30
38	中村 徳生	〃 5. 12. 3	〃 7. 4. 30	38	白石 正	〃 58. 5. 18	〃 60. 9. 6
39	荒木 哲美	〃 7. 5. 19	〃 9. 3. 27	39	北口 政義	〃 60. 9. 6	〃 61. 12. 15
40	主海 偉佐雄	〃 9. 3. 27	〃 11. 4. 30	40	吉村 潔	〃 61. 12. 15	〃 62. 4. 30
41	江藤 正行	〃 11. 5. 21	〃 13. 6. 8	41	竹本 勇	〃 62. 5. 22	〃 63. 12. 16
42	白石 正	〃 13. 6. 8	〃 14. 6. 18	42	村上 裕人	〃 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
43	宮原 政一	〃 14. 6. 18	〃 15. 4. 30	43	佐藤 公平	平成 2. 3. 26	〃 3. 4. 30
44	落水 清弘	〃 15. 5. 23	〃 16. 9. 7	44	西田 続	〃 3. 5. 17	〃 5. 12. 3
45	古川 泰三	〃 16. 9. 7	〃 17. 12. 20	45	伊形 寛治	〃 5. 12. 3	〃 7. 4. 30
46	税所 史熙	〃 17. 12. 20	〃 19. 4. 30	46	宮原 正一	〃 7. 5. 19	〃 9. 3. 27
47	牛嶋 弘	〃 19. 5. 24	〃 20. 12. 22	47	中沢 誠	〃 9. 3. 27	〃 11. 4. 30
48	竹原 孝昭	〃 20. 12. 22	〃 22. 3. 2	48	鈴木 昌彦	〃 11. 5. 21	〃 13. 6. 8
49	坂田 誠二	〃 22. 3. 2	〃 23. 4. 30	49	岡田 健士	〃 13. 6. 8	〃 14. 6. 18
50	津田 征士郎	〃 23. 5. 23	〃 25. 3. 26	50	奥田 光弘	〃 14. 6. 18	〃 15. 4. 30
51	齊藤 聡	〃 25. 3. 26	〃 26. 3. 24	51	竹原 孝昭	〃 15. 5. 23	〃 16. 9. 7
52	三島 良之	〃 26. 3. 24	〃 27. 4. 30	52	家入 安弘	〃 16. 9. 7	〃 17. 12. 20
53	満永 寿博	〃 27. 5. 13	〃 28. 3. 24	53	田尻 清輝	〃 17. 12. 20	〃 19. 4. 30
54	澤田 昌作	〃 28. 3. 24	〃 30. 3. 26	54	磯道 文徳	〃 19. 5. 24	〃 21. 3. 25
55	くつき 信哉	〃 30. 3. 26	〃 31. 4. 30	55	田中 誠一	〃 21. 3. 25	〃 23. 4. 30
56	倉重 徹	令和 1. 5. 15	令和 2. 6. 9	56	田尻 将博	〃 23. 5. 23	〃 25. 3. 26
57	紫垣 正仁	〃 2. 6. 9	〃 3. 6. 7	57	鈴木 弘	〃 25. 3. 26	〃 27. 4. 30
58	原口 亮志	〃 3. 6. 7	〃 4. 6. 10	58	藤岡 照代	〃 27. 5. 13	〃 29. 3. 24
59	原 亨	〃 4. 6. 10	〃 5. 4. 30	59	藤山 英美	〃 29. 3. 24	〃 30. 3. 26
60	田中 敦朗	〃 5. 5. 16	在任中	60	田辺 正信	〃 30. 3. 26	〃 31. 4. 30
				61	上田 芳裕	令和 1. 5. 15	令和 3. 6. 7
				62	園川 良二	〃 3. 6. 7	〃 5. 4. 30
				63	大 瀧 澄雄	〃 5. 5. 16	在任中

3 議会構成

(1) 議員数

定 数 48人 (平成25年(2013年)12月25日議決)

現 員 数 48人

(2) 年齢別

(令和5年(2023年)7月18日現在)

会派 年齢	自 民 党	熊 本 自 民	市 民 連 合	公 明 党	共 産 党	参 政 党	無 所 属	計
25 ～ 30								0
31 ～ 40	1			1		1	2	5
41 ～ 50	3	3		2			1	9
51 ～ 60	4	4	3	3			1	15
61 ～ 70	4	2	3	1	2	1		13
71 歳 以上	2	3	1					6
計	14	12	7	7	2	2	4	48
平 均 年 齢	57	58	62	50	65	49	45	56

(3) 当選回数別

(令和5年(2023年)7月18日現在)

会派 回数	自 民 党	熊 本 自 民	市 民 連 合	公 明 党	共 産 党	参 政 党	無 所 属	計
1	2	3		1	1	2	3	12
2	5	3	3	3				14
3		1		1				2
4	2	1	2	2				7
5	1	1	1					3
6	1	2	1				1	5
7	1				1			2
8	1	1						2
9～	1							1
計	14	12	7	7	2	2	4	48

4 議会活性化の取組

概況

熊本市議会は、明治22年（1889年）の発足以来、言論の府として二代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組を行っている。

取組事項

項 目	導 入 時 期	内 容
常任委員会としての 予算決算委員会の設置	平成22年3月	これまでの予算特別委員会、決算特別委員会を改め、常任委員会として、予算決算委員会を設置した。平成24年（2012年）には、議会棟2階の一面を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事会室を整備した。
政 務 活 動 費 及 び 市議会議員の資産公開	平成24年3月	議会活性化特別委員会において条例等の整備を行い、以後、議会図書室にて公開している。また、政務活動費については、令和2年（2020年）8月末より市議会ホームページでも公開している。
市議会ホームページの リニューアル及び市議会 フェイスブックの導入	平成24年4月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議 会 図 書 室 の 整 備	平成24年10月	市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
議会顧問弁護士の設置	平成26年4月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。
代 表 質 問 の 実 施	平成27年6月	会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、代表質問を実施することとした。
タブレット端末の導入	平成30年4月	タブレット端末を活用した情報共有及びペーパーレス化を目的とし、全議員にタブレット端末を配布し、令和元年（2019年）6月より、本会議・委員会等での活用を開始した。
出退表示システムの導入	平成30年12月	議会棟内の5箇所に液晶モニターを設置。議員がタッチパネル方式で出退を明示。本市職員は配備されているパソコンのポータルサイトより議員の出退状況の確認が可能となった。
オンライン委員会等の 環境整備	令和2年12月	新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、議員が自宅等から出席できるオンライン委員会等を開催できるよう条例改正を行った。 ※実績：令和3年（2021年）5月17日 経済委員会 令和3年（2021年）9月7日 議会運営委員会 令和4年（2022年）2月9日 議員全員会議

項 目	導 入 時 期	内 容
熊本市議会クラウドシステムの導入	令和３年２月	議会運営に関する情報の共有及び情報伝達の迅速化を図るため、ＰＣやスマートフォンなどのマルチデバイス対応によるクラウドシステムを導入した。
委員会のインターネット放映	令和３年６月	開かれた議会を目指し、無料動画配信サービス（YouTube）を活用した委員会のインターネット放映を開始した。 （録画：令和３年（２０２１年）第２回定例会～、生中継：令和３年（２０２１年）第３回定例会～）
本会議及び予算決算委員会のインターネット放映における手話通訳映像の表示	令和３年６月	聴覚障がい者への傍聴環境を充実させるため、本会議及び予算決算委員会の生中継及び録画の映像に手話通訳の画面表示を開始した。 （本会議：令和３年（２０２１年）第２回定例会～、予算決算委員会：令和４年（２０２２年）第２回定例会～）

５ 熊本市議会災害対策会議・新型コロナウイルス感染症対策会議の設置

熊本市議会は、平成２８年熊本地震を受け、議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的として、熊本市議会災害対策会議を設置した。

また、令和２年（２０２０年）の新型コロナウイルス感染症の発生を受け、熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、関連情報の収集、市長への緊急提言などを実施した。なお、令和５年５月に市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が廃止されたことに伴い、市議会新型コロナウイルス感染症対策会議についても廃止した。

6 委員会等

(1) 常任委員会 (令和 5 年 (2023 年) 5 月 16 日現在)

名 称 (定数)	正 ・ 副 委 員 長	委 員	所 管 事 項
予 算 決 算 委 員 会 (48)	(正) 紫 垣 正 仁 (副) 村 上 博	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総 務 委 員 会 (8)	(正) 小佐井賀瑞宜 (副) 北 川 哉	井 坂 隆 寛 浜 田 大 介 古 川 智 子 田 中 誠 一 田 上 辰 也 澤 田 昌 作	政策局、総務局、財政局、都市政策研究所、 会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査 委員、人事委員会、議会局の所管に属する 事項、他の常任委員会の所管に属しない事 項
教 育 市 民 委 員 会 (8)	(正) 田 島 幸 治 (副) 伊 藤 和 仁	菊 地 渚 沙 松 川 善 範 山 上 誠 郎 藤 村 上 英 美 村 上 誠 也 村 上 博	文化市民局、教育委員会の所管に属する事 項
厚 生 委 員 会 (8)	(正) 吉 村 健 治 (副) 荒 川 慎 太 郎	大 寫 澄 雄 吉 田 健 一 村 上 芹 栄 次 山 内 勝 志 井 井 井 井 井 井 井 井 井	健康福祉局、こども局、病院局の所管に属 する事項
環 境 水 道 委 員 会 (8)	(正) 三 森 至 加 (副) 山 本 浩 之	田 中 敦 朗 寺 本 義 勝 木 庭 功 二 高 本 一 臣 筑 紫 る み 西 岡 誠 也	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経 済 委 員 会 (8)	(正) 日 隈 忍 (副) 島 津 哲 也	瀬 尾 誠 一 大 坂 石 浩 文 高 瀬 千 鶴 子 坂 満 永 寿 二 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬	経済観光局、農水局、農業委員会の所管に 属する事項
都 市 整 備 委 員 会 (8)	(正) 平 江 透 (副) 齊 藤 博	松 本 幸 隆 紫 垣 正 仁 井 本 正 広 上 野 美 恵 落 水 清 弘 上 田 芳 裕	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

(2) 議会運営委員会 (令和 5 年 (2023 年) 5 月 16 日現在)

名 称 (定数)	正 ・ 副 委 員 長	委 員
議 会 運 営 委 員 会 (13)	(正) 寺 本 義 勝 (副) 山 本 浩 之	古 川 智 子 大 坂 石 浩 文 齊 藤 博 透 坂 田 誠 昌 二 平 江 岡 誠 也 澤 田 昌 作 西 岡 誠 也 満 永 寿 博 浜 田 大 介 上 田 芳 裕 井 本 正 弘 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬

(3) 特別委員会 (令和 5 年 (2023 年) 7 月 19 日現在)

名 称 (定数)	正 ・ 副 委 員 長	委 員	設 置 目 的	設置年月日
庁 舎 整 備 に 関 す る 特 別 委 員 会 (12)	(正) 大 石 浩 文 (副) 三 森 至 加	荒 川 慎 太 郎 西 岡 誠 也 松 川 善 範 田 上 大 介 齊 藤 博 哉 浜 田 水 清 北 川 一 臣 落 上 野 美 恵 高 本 正 弘 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬	本庁舎に求められる機能と 在り方及びこれに係る諸問 題に関する調査を行うこ と。	令 5. 5. 16
大 都 市 行 財 政 制 度 に 関 す る 特 別 委 員 会 (12)	(正) 澤 田 昌 作 (副) 山 内 勝 志	筑 紫 る み 子 伊 藤 和 仁 田 島 幸 治 高 瀬 千 鶴 子 日 隈 忍 之 小 佐 井 賀 瑞 宜 山 本 浩 健 田 中 誠 一 吉 村 健 治 紫 垣 正 仁	大都市における行財政制度 の在り方に関する調査を行 うこと。	令 5. 5. 16

(４) 協議等の場（地方自治法第１００条第１２項）

(令和５年（２０２３年）７月１８日現在)

名 称（定数）	正・副委員長等	構 成 員	設 置 目 的
議 員 全 員 会 議 (48)		全 議 員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予 算 決 算 委 員 会 理 事 会 (10)	(正) 藤 山 英 美 (副) 田 中 誠 一	中 川 栄 一 郎 日 隈 忍 島 津 哲 也 北 川 哉 田 島 幸 治 三 森 至 加 紫 垣 正 仁 村 上 博 (予 算 決 算 (予 算 決 算 委 員 長) 副 委 員 長)	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議 会 広 報 委 員 会 (10)	(正) 島 津 哲 也 (副) 伊 藤 和 仁	村 上 鷹 松 本 幸 隆 菊 地 渚 沙 中 川 栄 一 木 庭 功 二 山 内 勝 志 古 川 智 子 高 本 一 臣	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議 会 活 性 化 検 討 会 (10)	(正) 落 水 清 弘 (副) 上 田 芳 裕	村 上 誠 也 吉 田 健 一 荒 川 慎 太 郎 吉 村 健 治 松 本 幸 隆 高 瀬 千 鶴 川 善 範 藤 山 英 美	議会活性化のための諸改革に関し協議又は調整を行うため

7 各種委員

(令和５年（２０２３年）６月１６日現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	井 本 正 広 藤 山 英 美
都 市 計 画 審 議 会 委 員	6	議員の任期中	村 上 誠 也 平 江 透 大 石 浩 文 北 川 哉 高 瀬 千 鶴 子 上 田 芳 裕
町 界 町 名 審 議 会 委 員	5	2 年	村 上 鷹 山 中 惣 一 郎 筑 紫 る み 子 瀬 尾 誠 一 松 本 幸 隆
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	古 川 智 子 三 森 至 加
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2 年	井 坂 隆 寛 井 芹 栄 次
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	3 年	山 本 浩 之 山 内 勝 志 坂 田 誠 二
社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会 所 属)	1	3 年	高 本 一 臣
公 共 交 通 協 議 会 委 員	7	2 年	荒 川 慎 太 郎 齊 藤 博 紫 垣 正 仁 中 川 栄 一 郎 田 上 辰 也 吉 田 健 一 浜 田 大 介
山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員	4	議員の任期中	松 川 善 範 伊 藤 和 仁 吉 村 健 治 小 佐 井 賀 瑞 宜
景 観 審 議 会 景 観 計 画 改 定 専 門 部 会 特 別 委 員	1	当該特別事項の 調査審議の 終了日まで	吉 村 健 治

8 報酬等

(1) 報酬及び期末手当

区 分	現 行 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	改 正 前 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	議 員 期 末 手 当
議 長	820,000 円	平 31.4.1	819,000 円	令 5.4.1	6 月 1650/1000
副 議 長	746,000 円		745,000 円		12 月 1650/1000
議 員	676,000 円		675,000 円		(傾斜配分 20/100 加算)

(2) 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支 給 対 象	適 用 年 月 日	直 線 距 離 の 区 分 及 び 支 給 額
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会 議員全員会議 予算決算委員会理事会 議会広報委員会 議会活性化検討会	令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日	5 キロメートル未満 日額 1,000 円 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 日額 2,000 円 10 キロメートル以上 日額 3,000 円 (公用車を利用して出席したときは支給無し)

(3) 政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交 付 対 象	交 付 額 及 び 方 法	収 支 報 告	適 用 年 月 日
議 員 又 は 会 派	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000 円 下半期 1,200,000 円	交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を 4 月 30 日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 27 年 (2015 年) 3 月 6 日

※ 収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

9 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(令和4年(2022年))

会議	区分	会 期	本 会 議 数 日	会 議 時 間 数	傍 聴 人 数
第1回定例会		2. 16 ～ 3. 24 (37日間)	8日	17時間12分	288人
第2回定例会		6. 10 ～ 6. 29 (20日間)	6日	12時間20分	193人
第3回定例会		9. 5 ～ 9. 30 (26日間)	7日	14時間45分	306人
第4回定例会		11. 30 ～ 12. 20 (21日間)	7日	12時間53分	202人
合計		(104日間)	28日	57時間10分	989人

(2) 本会議審議状況

(令和4年(2022年))

	市長提出議案									議員提出議案						その他							
	条	予	決	契	財	専	公	そ	計	条	会	意	決	懲	計	動	請	諮	請	質	選	調	議 員 派 遣
	例	算	算	約 締 結	産 取 得 処 分	決 処 分	務 員 任 命	の 他		例	議 規 則	見 書	議	罰		議	求	問	願	問	挙	査	
1 定 例	23	34			1	3	2	36	99	1		8	1		10					16	2		
2 定 例	7	4		9		3	1	22	46		1	7			8		1	9	1	12	3		
3 定 例	21	4	6	9	3			19	62			2			2					14			1
4 定 例	19	12		6	1			117	155	1		6			7			9		13			
計	70	54	6	24	5	6	3	194	362	2	1	23	1		27		1	18	1	55	5		1
可 決	70	54		24	5			194	347	2	1	14	1		18								1
可決及び認定			3						3														
修 正 可 決																							
否 決												9			9								
承 認						6			6														
同 意							3		3														
同 意 し な い																							
認 定			3						3														
異 議 が な い																		18					
採 択																			1				
不 採 択																							
継 続 審 査																							
審 議 未 了																							
撤 回																							
了 承																							
許 可																		1					
議 決 不 要																							
計	70	54	6	24	5	6	3	194	362	2	1	23	1		27		1	18	1				1

(3) 委員会審査状況

(令和4年(2022年))

区 分 委員会別		開 催 回 数	市 長 提 出 議 案								議 員 提出議案		請 願	陳 情	計
			予 算 算	決 算 算	条 例 例	契 約 約	財 産 取 得 等	処 分 分	専 決 処 分	そ の 他 他	計 計	条 例 例			
予 算 決 算		9 (0)	51	6	41		1	5	3	107			1		1
分 科 会	総 務	7 (0)													
	教 育 市 民	7 (0)													
	厚 生	5 (0)													
	環 境 水 道	5 (0)													
	経 済	7 (0)													
	都 市 整 備	7 (0)													
総 務		7 (0)			6	23	4		3	36				9	9
教 育 市 民		6 (0)				1			81	82				6	6
厚 生		6 (0)			4				1	5				23	23
環 境 水 道		5 (0)			2				2	4				3	3
経 済		6 (0)							1	1				3	3
都 市 整 備		6 (0)			10			1	103	114				1	1
議 会 運 営 委 員 会		16 (9)									1				
庁舎整備に関する特別委員会		3 (2)												2	2
大都市税財政制度・都市問題等特別委員会		3 (0)													
計		105 (11)	51	6	63	24	5	6	194	349	1	0	1	47	48

※開催回数()内は定例会閉会中の委員会開催分(再掲)

10 議会局

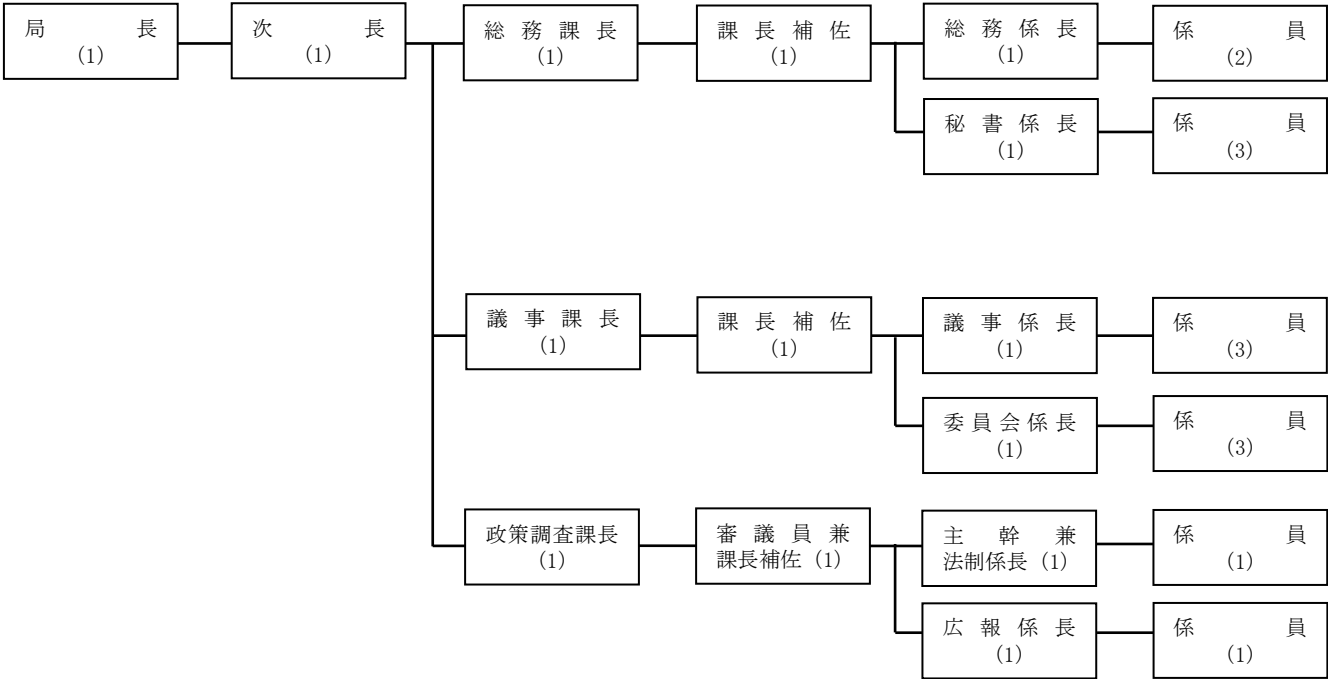
(1) 事務分掌

総務課	議事課	政策調査課
① 公印の保管に関すること。 ② 文書の発受及び整理、保存に関すること。 ③ 秘書及び渉外に関すること。 ④ 予算及び決算に関すること。 ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関すること。 ⑥ 議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関すること。 ⑦ 議員共済会に関すること。 ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関すること。 ⑨ 職員の給与等及び旅費に関すること。 ⑩ 儀式及び交際に関すること。 ⑪ 議長会及び局長会等に関すること。 ⑫ 議会関係規程(総務課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関すること。 ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関すること。 ⑭ 物品の出納、保管に関すること。 ⑮ 乗用自動車に関すること。 ⑯ 他の課の所管に属しないこと。	① 本会議に関すること。 ② 議案その他会議に関する文書に関すること。 ③ 請願書及び陳情書に関すること。 ④ 委員会に関すること。 ⑤ 公聴会に関すること。 ⑥ 会議録の編集に関すること。 ⑦ 議会関係規程(議事課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関すること。 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、議事運営に関すること。	① 政務活動に関すること。 ② 議会広報に関すること。 ③ 行政調査に関すること。 ④ 資料の収集整理及び保管に関すること。 ⑤ 図書室に関すること。 ⑥ 議会関係規程の制定及び改廃に関すること。

(2) 組織図（令和5年4月1日現在）

定 数 30人

現員数 27人



(3) 議会刊行物等

区分 刊行物	発行回数	1 回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	配 布 先
市 政 概 要	年 1 回	50	A4	オンデマンド	図書館、まちづくりセンター等 ※議員、執行部にはデータ配信
本 会 議 会 議 録	定例会ごと (臨時会含)	25	A4	オンデマンド	会派、執行部、図書館、関係機関
委 員 会 会 議 録	定例会ごと	25	A4	オンデマンド	会派、執行部、図書館、関係機関
特別委員会会議録	議員任期	25	A4	PTO	会派、執行部、図書館、関係機関
市 議 会 だ よ り	年 4 回	332,887 部 (令和 5 年 3 月 号実績)	クワイート版	オフセット 印刷	市内全世帯、市の主要施設
市 議 会 だ よ り (点字・音声版)	年 4 回	点字 87 音声 106	—	—	申出による希望者

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日現在)

分類	蔵書数 (冊)	分類	蔵書数 (冊)
0 総 記	165	6 産 業	562
1 哲 学	165	7 芸 術 ・ スポーツ	156
2 歴 史 ・ 地 理	683	8 言 語	147
3 社 会 科 学	4,209	9 文 学	170
4 自 然 科 学	261	議 会 資 料	2,023
5 技 術	513	行 政 資 料	716
合計			9,770

イ 雑誌

月刊ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローバル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法 立法情報・翻訳・解説、D - file、法律のひろば、自治実務セミナー
国立国会図書館月報、皇室、MAMOR

ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞、日本経済新聞

エ 図書室利用者数

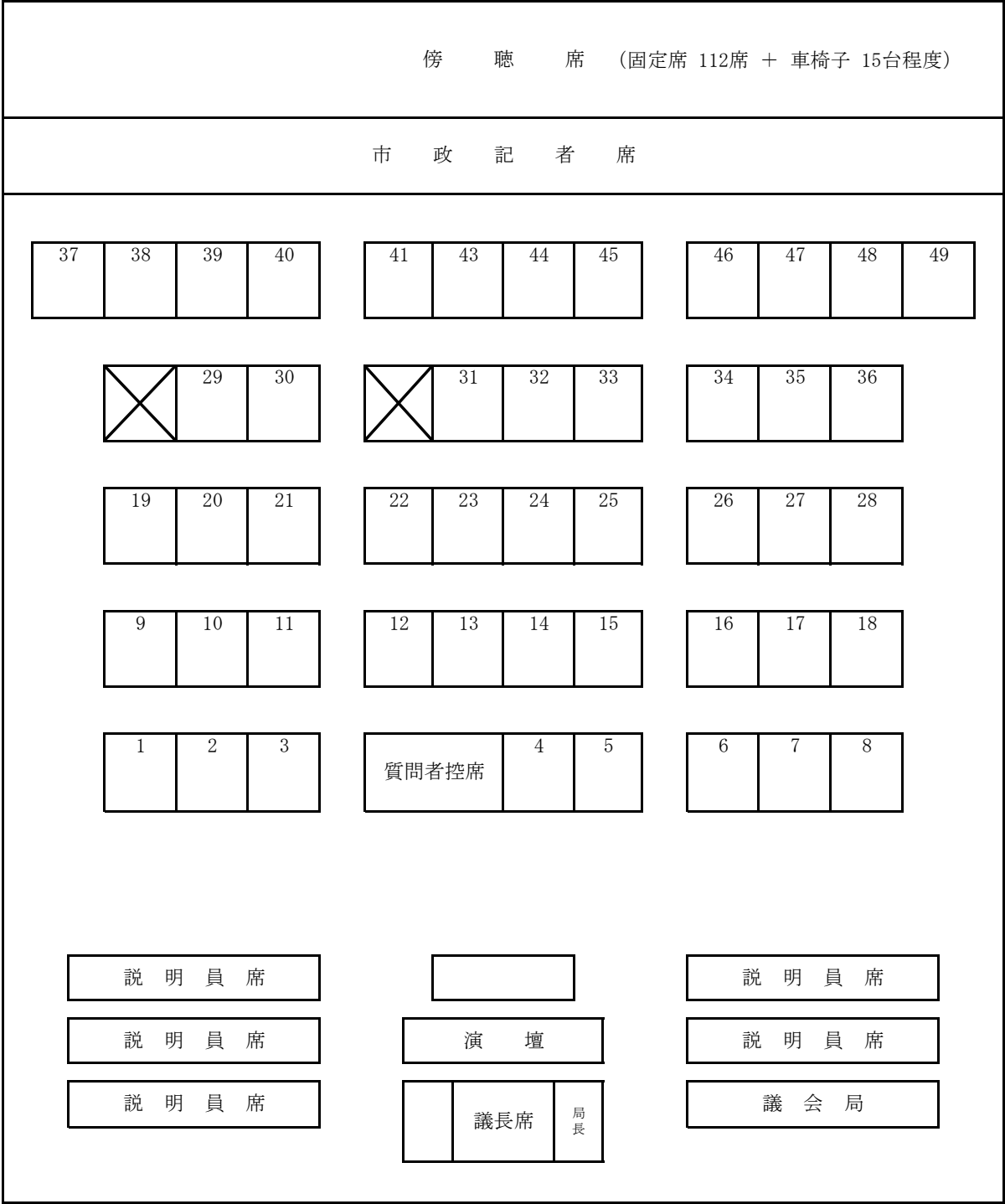
(単位：人)

平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
2,185	1,879	1,451	1,238	1,505

(5) 視察来訪状況

年別	来訪件数	来訪人員
令和 4 年度 (2022 年度)	133	1,035
令和 3 年度 (2021 年度)	18	129
令和 2 年度 (2020 年度)	0	0
令和元年度 (2019 年度)	130	1,146
平成 30 年度 (2018 年度)	183	1,680

議場見取図



政 策

1	総 合 計 画	31
2	連携中枢都市圏構想	37
3	国 際 戦 略	41
4	海外都市との交流・ 多文化共生	42
5	国 内 交 流	49
6	広 聴	50
7	広 報	54
8	危機管理防災	56
9	都市政策研究所	58

1 総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、平成28年（2016年）3月に第7次総合計画を策定し、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成している。

令和2年（2020年）3月には、平成28年（2016年）熊本地震により市民生活に甚大な影響を受けていることや、新たな時代潮流や社会変化への対応を図る観点等から、基本構想を含め全体的に見直しを行った。

（1）熊本市第7次総合計画基本構想（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

本市は、平成24年（2012年）4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげている。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいます。

そのような中、平成28年（2016年）4月14日及び16日に「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）が発生し、市民の尊い生命や財産をはじめ市民生活に甚大な被害をもたらした。以来、第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた「熊本市震災復興計画」に基づき、一日も早い市民生活の再建を最優先に復旧復興に取り組んでいます。

この計画は、政令指定都市として9年目を迎える本市が、熊本地震からの復旧復興を成し遂げ、そしてその先の将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものです。

ア まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性が調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。熊本地震においては、人と人との絆や助け合いといった地域コミュニティの重要性が再認識されました。そこで、外国人を含めた多様な市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

イ めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちはめざします。

ウ 熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

①被災者の生活再建に向けたトータルケアを継続します。

住宅が被災し慣れない地域での生活を余儀なくされた方々が、孤立することなく、健やかで生きがいを持って暮らし続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を継続する必要があります。また、宅地液状化被害については、再度災害防止の公共工事を進めていますが、工事完了までに時間を要しています。

そこで、引き続き被災者の生活・住まい再建を最優先に、再建に課題を抱えた世帯に対する支援や被災宅地の復旧を進めていくとともに、再建後においても、生活困窮者への支援や切れ目のない健康支援、孤立化を防止するためのコミュニティ形成支援、心のケアなどに取り組みます。

②防災・減災のまちづくりに不断に取り組みます。

熊本地震の教訓を踏まえ、道路、橋梁、河川、上下水道などのインフラの強靱化はもとより、校区防災連絡会や自主防災クラブの設立促進による地域防災力の強化や、高齢者や障がい者、外国人などの視点にたった指定避難所などの生活環境の向上に取り組む必要があります。

そこで、インフラの耐震化や多重化、福祉避難所の拡充や地域防災リーダーの育成など、ハード、ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組みます。

③熊本地震の記録と記憶を伝承し、国内外に発信します。

平成30年（2018年）3月には、「平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌」の発刊、平成30年（2018年）4月からは「熊本市防災教育副読本」を活用した防災教育などに取り組んできましたが、熊本地震の記憶の風化を防ぎ、防災意識を高めていくためには、次世代へ経験や教訓を伝承していくことが必要です。

そこで、震災の教訓などをいかした防災教育や、永く後世に語り継ぐための取組を推進するとともに、災害時には被災地支援に率先して取り組むなど、防災・減災の知見を国内外へ発信します。

エ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

（ア）だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、子どもたちが自分の人生を描き切り拓いていく、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上や多様な学習機会の充実など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

（イ）「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

人生100年時代を見据え、だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、健康で生きがいをもって暮らすことができる「健康で暮らしやすい生活都市」をつくります。

そこで、校区単位の健康まちづくりなどによる健康寿命の延伸に取り組むとともに、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの深化・推進など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

②ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。一方で、市内中心部における自動車の平均速度が三大都市圏を除く政令指定都市の中で最も遅いなど、交通渋滞が深刻化しています。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、九州の中核中核都市としての都市機能の維持と、市民生活の利便性を確保するため、道路網の整備と公共交通網の再構築に取り組みます。

そこで、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせにより、あらゆる人にわかりやすく利便性の高い交通体系に再編するとともに、高度な都市機能が立地した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

本市においては、10代から30代の若者が、学びの場や働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。大学や就職で市外に転出した若者や子育て世代、第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めるとともに、所得の向上を目指します。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

③訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりや熊本城の着実な復旧とその過程の戦略的な公開など、歴史・文化をいかしたまちづくりにより都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、熊本城ホールなどを活用したMICE誘致や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高めます。また、熊本城と水前寺成趣園を「国際観光重点地域」として受入環境を整備するとともに、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させ、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流のにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

(イ) 人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されており、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全していきます。

そこで、豊かな自然の恵みあふれる「地下水都市・熊本」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、日本一の園芸産地を目指してICTやAI技術を活用したスマート農業を推進し、熊本の豊かな農水産物を広く発信していきます。

オ 分野別施策の基本方針

めざすまちの姿の実現に向け、次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進するとともに、相互に連携しながら分野横断的に取り組みます。

- ① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- ② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- ③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- ④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- ⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- ⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- ⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- ⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

（２）熊本市第７次総合計画基本計画

（以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載）

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、ＮＰＯなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

イ 計画の期間と対象

◆計画期間

本計画は、令和５年度（２０２３年度）を目標年次とし、中間年にあたる令和元年度（２０１９年度）に全体的に見直しました。

◆対象区域

現行（平成２８年４月１日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、ＮＰＯなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

ウ 区における自主自立のまちづくり

熊本地震では、災害発生時や復旧期における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」・「共助」の重要性が再認識されました。これらの「自助」・「共助」を強化するためには、市民主体の自主自立のまちづくりを支える各区の取組を実効性のあるものにすることが必要です。

そこで、まちづくりセンターに配置した地域担当職員が地域と行政の架け橋となり、区役所が地域の実情や多種多様な市民ニーズを的確に把握することにより、市の施策に反映させていくとともに、区役所と本庁の連携を強化し、区の特性をいかした自主自立のまちづくりを推進します。

エ 熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

①被災者の生活再建に向けたトータルケア

被災者が安心して自立的な暮らしを送ることができるよう生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。

（ア）切れ目のない生活再建・健康支援

（イ）宅地復旧及び耐震化支援

（ウ）心のケア

②防災・減災のまちづくり

熊本地震の経験と教訓をいかし、ハード・ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

- (ア) 災害に強い都市基盤の形成
- (イ) 市民・地域・行政の災害対応力の強化
- (ウ) 避難環境の強化

③熊本地震の記録と記憶の伝承

熊本地震の記憶の風化を防ぎ、次世代へ経験と教訓を伝承するとともに、防災・減災に関する知見を広く国内外へ発信します。

- (ア) 防災教育の推進
- (イ) 震災に関する記録の保存と活用
- (ウ) 国内外への発信

オ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

- 安心して子育てができる少子化対策の推進
- 子どもたちがいきいきと育つ環境整備

(イ) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

- 多様な世代が生きがいをもって豊かに暮らせる自主自立のまちづくり
- 健康で暮らしやすい生活都市づくり

②ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくれます。

- 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり
- 交通利便性が高い都市づくり

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

- 地域経済の振興
- 安定した雇用の創出

③訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

- 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信
- 国内外から多くの人が集う交流のにぎわいづくり

(イ) 人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

- 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり
- 安全で良質な農水産物の魅力発信

政策

カ 分野別施策

- 第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- 第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- 第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- 第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- 第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- 第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- 第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

キ 危機管理

- ①都市基盤や防災拠点施設の強靱化
- ②危機管理の段階に応じた対応
- ③自助・共助・公助の役割分担による防災力の向上

ク 総合計画を推進するために

- ① 参画と協働の推進
- ② 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上
- ③ マネジメント機能の強化
- ④ 市民に信頼される職員の育成
- ⑤ 持続可能な市政運営の実現
- ⑥ 市域を越えた広域的連携の強化
- ⑦ 国際社会に対応した取組の推進
- ⑧ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた市政運営

2 連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成28年（2016年）3月30日に熊本連携中枢都市圏の16市町村と連携協約を締結し、同年4月から取組を開始した。さらに、平成31年（2019年）3月には菊池市と、令和4年（2022年）3月には山鹿市とも連携協約を締結した。

取組開始直後に熊本地震が発生し、一部の事業実施に支障が生じたものの、令和5年4月時点で69の連携事業に取り組んでおり、圏域住民による図書館の相互利用や、病児・病後児保育施設の広域利用といった、各市町村の行政サービスの相互利用等を進めている。

また、令和2年（2020年）1月には熊本連携中枢都市圏で2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言し、令和3年（2021年）3月には「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を共同策定した。

＜熊本連携中枢都市圏の構成市町村＞

熊本市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（7市10町2村）

（1）圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約8万の事業所のうち、圏域には約4万8千の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約6割が集中し、近隣市町村から約5万5千人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約4万6千人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

ア リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技术や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

イ 6次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物や地域資源に恵まれており、多様な産業が結び付きながらそれらを活かした特色のある活動を展開している。その特性を更に磨き、農水産物のブランド化・高付加価値化につなげていくため、地元農水産物を活用した加工品の開発を支援するとともに、民間の流通システムの活用や農漁業者と連携したプロモーション等により、国内外への販路拡大を推進する。

ウ 物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

（2）高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

政策

ア 高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。その中でも特に熊本市市民病院は、総合周産期母子医療センターや二次救急、感染症医療などの政策医療を担ってきた。熊本地震による病棟等の被災により一時的に機能を縮小していたが、病院が移転再建されたため、引き続き地域医療機関と連携し、小児・周産期医療などの高度急性期医療の充実に取り組んでいく。

イ 中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、120 万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

ウ 人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待される場所である。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

（３）圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

《生活機能の強化に係る政策分野》

ア 地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

イ 子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設（街なか子育てひろば）及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

ウ 高齢者、障がい者等への支援

高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。また、健康ポイント事業の実施により、圏域住民の健康意識の醸成を図り、健康なまちづくりの推進を目指す。

エ ＤＶ被害者への支援等

熊本市が実施するＤＶに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

オ 公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

カ 文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

キ 消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

ク 空家対策等都市空間に関する課題への対応

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

ケ 企業誘致の促進

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

コ 新規就農者への支援

新規就農者が参加する実践研修の受入先農家の情報共有を共同で行うことにより、圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

サ 観光の振興

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港、世界かんがい施設遺産等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に共同で取り組んでいく。

シ 災害等への対応

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

ス 環境の保全

地下水の保全や地球温暖化対策、鳥獣被害対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

セ 生活基盤の整備

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

《結びつきやネットワークの強化に係る政策分野》

ソ 持続可能な地域公共交通網の形成

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくことに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点をつなぐ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

タ ICT を活用した広域的な情報発信

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICT を活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

チ 広域的道路網の構築

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

ツ 地産地消の推進

圏域産品の消費拡大と食の安全安心に関する相互理解を深めるために、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることで信頼関係を構築し、消費者の不安解消・理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

政策

テ 都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を目指し、農作業体験や自然体験型の交流事業等を圏内で連携して推進することにより、圏域内の都市部と農村地域との交流を図っていく。

ト 移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

《圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野》

ナ 職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

ニ 機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

3 国際戦略（国際課）

グローバル化の進展等による環境の変化への迅速・適切な対応の必要性などから、交流人口の増加や貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」とその土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として「熊本市国際戦略」を策定（平成30年（2018年）3月）。

（１）ターゲット地域

交流・連携のメリットが見込まれる場合は、東アジア諸国はもとより、欧州、北米、オセアニアをはじめ、全世界の都市・地域と、交流・連携の可能性を探る。

特に、海外からのインバウンドの増加に向けて、新たな観光客層の開拓に努め、従来の東アジアに加えて、欧米豪からの誘客を図る。

（２）目指す国際都市の姿

「世界に認められる『上質な生活都市』」

（３）施策展開

ア 基本施策

- 戦略的な海外展開の推進
 - ① シティセールスと観光戦略の展開
 - ② 海外とのビジネスの促進
 - ③ まちの魅力向上に向けた国際連携の推進
- 地域国際化の推進
 - ④ 多文化共生社会の推進
 - ⑤ グローバルな人材の育成と集積・活用

イ リーディング戦略

- ①復興をチャンスに変え、後押しする国際コンベンションの推進
- ②欧米豪からの誘客推進
- ③「世界が認める熊本城」づくり
- ④外国人目線での環境整備
- ⑤熊本の食のPRと販路開拓・拡大
- ⑥海外から評価される政策・まちづくりの推進

4 海外都市との交流・多文化共生（国際課）

本市は、海外の8都市と友好姉妹都市等の盟約を締結している。

(1)	中国・桂林市	友好都市	昭和54年（1979年）10月 1日
(2)	米国・サンアントニオ市	姉妹都市	昭和62年（1987年）12月28日
(3)	独国・ハイデルベルク市	友好都市	平成 4年（1992年） 5月19日
(4)	米国・ローム市	姉妹都市	平成 7年（1995年） 5月29日（旧植木町と締結）
(5)	韓国・蔚山広域市	友好協力都市	平成22年（2010年） 4月26日
(6)	仏国・エクサンプロヴァンス市	交流都市	平成25年（2013年） 2月16日
(7)	中国・蘇州高新区	交流都市	平成25年（2013年） 5月22日
(8)	台湾・高雄市	友好交流都市	平成29年（2017年） 1月11日 (県・市・高雄市の3者協定)

※高雄市とは、友好交流協定締結以前、県・市・高雄市の3者による国際交流促進覚書を締結（2013年9月9日）

また、平成6年（1994年）9月、市民と外国人がふれあう国際交流の場、また国際情報提供の場として、熊本市国際交流会館を開館し、現在は本市の地域国際化、特に多文化共生の拠点として大きな役割を果たしている。

（1）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市の市制施行90周年を1年後に控えた昭和53年（1978年）、隣国中国との友好姉妹都市締結についての気運が市議会、市民等の各界に高まり、提携について検討を開始した。

このような中、昭和54年（1979年）5月に来日した中国訪日団「中日友好の船」明華号（団員600名）の廖承志団長（全国人民代表大会常務委員会副委員長、中日友好協会会長）から、本市と桂林市との友好都市提携の提案がなされ、同年7月、永い歴史と風光明媚な景観をもつ桂林市との友好都市提携についての具体的協議のため、本市から先遣団を派遣した。同年10月 梁成業 桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団を迎え、市制施行90周年を機に、友好都市締結の調印式を執り行った。

最近の主な交流

平成30年（2018年）	8月	友好都市40周年事業に向けた事務協議として4名の派遣
平成30年（2018年）	9月	友好都市40周年事業に向けた事務協議として桂林市長の他6名の受入れ
平成30年（2018年）	10月	第8回桂林国際山水文化旅游節へ4名の派遣
令和 元年（2019年）	10月	第9回桂林国際山水文化旅游節へ5名の派遣
令和 元年（2019年）	11月	桂林市高校生友好訪問団16名の受入れ
令和 4年（2022年）	8月	桂林市の小・中学生から寄贈された書画の作品展
令和 4年（2022年）	9月	中国アセアン博覧会旅游展への参加

桂林市の概要

秦の始皇帝時代の運河建設以来2000年にわたる歴史・文化を持ち、「桂林の山水は天下第一」とうたわれる自然景観に恵まれた中国有数の国際観光都市である。1998年の合併で現在の桂林市となり、人口は約495万人、面積は27,809㎢である。

全長437kmの大河「漓江」と、その両岸に連なる奇峰・奇岩が山水画のような独特の風景をつくりだしており「漓江くんだり」、動物の姿をした珍しい岩山「象鼻山」や「駱駝山」、鍾乳洞、市中心部の4つの湖を運河でつないだ「両江四湖」などが観光の目玉となっている。

（2）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

市制施行100周年を控えた昭和62年（1987年）、21世紀を目指したまちづくりに取り組んでいた本市

は、本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。

最近の主な交流

平成30年（2018年）	5月	姉妹都市締結30周年事業として熊本市代表団5名及び市議会訪問団8名の派遣
平成30年（2018年）	6月	白根直子記念財団奨学生（高校生）9名の受入れ
平成30年（2018年）	7月	サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）6名の受入れ サンアントニオ市青少年交流訪問団（高校生）31名の受入れ サンアントニオ市留学生（高校生）4名の受入れ
平成30年（2018年）	8月	熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成30年（2018年）	11月	サンアントニオ日米協会会長及び理事の受入れ
令和元年（2019年）	6月	白根直子記念財団奨学生（高校生）8名の受入れ
令和元年（2019年）	7月	サンアントニオ市留学生（高校生）4名の受入れ
令和元年（2019年）	8月	熊本市留学生（高校生）4名の派遣
令和元年（2019年）	10月	姉妹都市締結30周年事業としてサンアントニオ市代表団9名の受入れ
令和2年（2020年）	1月	熊本園改修に係る熊本市協議団6名の派遣
令和2年（2020年）	1月	第1回全国都市緑化フェア実行委員会へのサンアントニオ市委員2名の受入れ
令和4年（2022年）	4月	第38回全国都市緑化くまもとフェアにてサンアントニオWeekを実施

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し、人口約150万人を擁する全米第7位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第2位の大都市であり、人口の6割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約3,100万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、2014年6月、5度目の優勝を果たしたNBA全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、1989年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（3）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年（1964年）、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制100周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成2年（1990年）には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成4年（1992年）5月19日、30年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

平成30年（2018年）	2月	姉妹都市締結25周年事業としてハイデルベルク市訪問団17名の受入れ
平成30年（2018年）	4月	ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団17名の受入れ
平成30年（2018年）	7月	第23回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生2名の派遣 熊本市青少年交流団（高校生）19名の派遣
令和 元年（2019年）	7月	第24回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名の派遣 ハイデルベルク市青少年訪問団（高校生）19名の受入れ
令和 元年（2019年）	9月	熊本市民病院ファミリーハウス（キンダープラネット）完成 熊本市民病院開院記念式典へハイデルベルク大学病院関係者が出席
令和 元年（2019年）	10月	ラグビーワールドカップ2019関連事業としてU16ラグビーチーム28名の受入れ
令和 元年（2019年）	11月	JETRO（日本貿易振興機構）を通じ、経済交流訪問団7名の派遣
令和 2年（2020年）	5月	両市市長による新型コロナウイルス感染症対策等に関するオンライン会議を開催
令和 4年（2022年）	6月	友好都市締結30周年記念の桜植樹に伴うオンライン懇談を実施
令和 4年（2022年）	7月	第25回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名の派遣
令和 4年（2022年）	11月	ハイデルベルク市友好都市締結30周年記念「楽しもう！ドイツフェスト」を国際交流会館で実施
令和 5年（2023年）	2月	友好都市締結30周年を記念して、ハイデルベルク市代表団を受入
令和 5年（2023年）	2月	ハイデルベルク市友好都市協定締結30周年記念シンポジウムを開催

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約16万人を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年にわたりプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気はたどよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しの変わりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間1,190万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成4年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成7年（1995年）5月29日植木町合併40周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成22年（2010年）3月23日熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

令和 元年（2019年） 8月 熊本市訪問団（中学生）12名の派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約3万人、面積は77km²。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（５）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成1

9年（2007年）10月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城400年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成21年（2009年）5月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成22年（2010年）4月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

平成30年（2018年）	2月	第7回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入れ
平成30年（2018年）	3月	第15回蔚山太和江マラソンへ職員5名の派遣
平成31年（2019年）	2月	第8回熊本城マラソンにおける選手団4名の受入れ
令和 元年（2019年）	7月	友好協力都市締結10周年にかかる事前協議として職員3名を派遣
令和 2年（2020年）	11月	友好協力都市締結10周年事業にかかる事前協議として両市市長によるオンライン会議を開催
令和 3年（2021年）	12月	友好協力都市締結10周年記念事業として「韓国文化の日 in 熊本」を開催
令和 5年（2023年）	3月	友好協力都市締結10周年記念事業として「青少年サッカー交流事業」を開催

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口約114万人、面積は1,062km²（ソウルの1.7倍）、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SKエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚山郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、1000m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（6）エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬（かの しゅうほう）氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年（2012年）9月に、熊本市長・熊本市議会議長からなる熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年（2013年）2月、エクサンプロヴァンス市から副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本市内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

平成30年（2018年）	5月	「第6回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団4名の派遣
平成30年（2018年）	10月	エクサンプロヴァンス市訪問団11名の受入（第6回日仏自治体交流会議への参加及び熊本市・エクサンプロヴァンス市交流事業の実施）
平成30年（2018年）	11月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施（クレアバリ事務所職員1名の派遣）
令和 元年（2019年）	5月	エクサンプロヴァンス市へ熊本市訪問団21名（うち市職員12名）を派遣（H30年10月に続く相互交流事業：国際、経済、観光、文化、教育、庭園整備）

令和 元年（２０１９年）	１１月	第７回日仏自治体交流会議日仏合同推進委員会に参加のため、熊本市代表团５名を派遣。本会議の参加に合わせ、まちづくりに関する視察も行った。まちづくり視察にあたっては、別途視察のために同市を訪問していた本市訪問団と合流し、総勢２７名（うち市職員１６名・市議会議員６名）の訪問団となった。
令和 元年（２０１９年）	１２月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市ＰＲを実施（クレアパリ事務所職員１名の派遣）
令和 ２年（２０２０年）	１月	第１回全国都市緑化フェア実行委員会へのエクサンプロヴァンス市委員２名の受入れ
令和 ４年（２０２２年）	４月	全国都市緑化フェア・エクサンプロヴァンスウィークの実施に伴うエクサンプロヴァンス市訪問団の受入れ
令和 ４年（２０２２年）	１０月	第７回日仏自治体交流会議への参加のため熊本市訪問団６名の派遣
令和 ４年（２０２２年）	１０月	崇城大学がフェリックス＝シコリーニ・エクサンプロヴァンス高等芸術学院から交換留学生２名の受入れ
令和 ４年（２０２２年）	１１月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市ＰＲを実施（クレアパリ事務所職員１名の派遣）

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南７５０km、地中海に面したマルセイユの北３０kmに位置している。

ローマ時代に建設され、１５世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、１７～１８世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約１５万人、そのうち約４万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指のオペラ祭といわれる「エクサンプロヴァンス国際音楽祭」が開かれ、年間を通して世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

（７）蘇州高新区（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成２４年（２０１２年）、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成２４年（２０１２年）１月、このような取組が実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成２５年（２０１３年）５月２２日、蘇州高新区において交流都市協定の締結に至った。

高新区に立地する企業が本市へ訪れるインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進めている。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）	１月	蘇州高新区訪問団５名の受入れ
平成３０年（２０１８年）	５月	交流都市締結５周年記念式典等関連行事等へ熊本市訪問団５名の派遣
平成３０年（２０１８年）	５月	蘇州動物園職員訪問団２名の受入れ
平成３１年（２０１９年）	２月	第８回熊本城マラソンにおける市民ランナー３名の受入れ
令和 元年（２０１９年）	１２月	蘇州高新区訪問団６名の受入れ

蘇州高新区の概要

蘇州国家ハイテク産業開発区（蘇州高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家級ハイテク産業開発区」の一つであり、２，０００社に上る外資系企業（うち日本企業は７００社）や、８，０００社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西約１００km、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約３０分。面積は３３２km²。人口は約１０７万人で、約６，０００人の日本人が居住している。

（８）高雄市（台湾）

提携までの経緯とその後の経過

台湾交流は、平成２４年（２０１２年）４月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。

また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致・農産物のPRなど、県市協力して交流を行うことで、平成２５年（２０１３年）に熊本県、熊本市、高雄市の３者によるMOU(国際交流促進覚書)を締結した。

その後、高雄での観光PR、物産商談会、相互のマラソン大会への参加等のほか、平成２７年（２０１５年）１０月には定期便就航が始まり、MOUの期間満了に伴い、平成２９年（２０１７年）１月１１日高雄市で、熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を締結した。今後、経済、観光、教育、スポーツ、文化等の成果が期待できる各分野での交流を促進していくこととなった。

最近の主な交流

平成３０年（２０１８年）	２月	高雄国際マラソンへ熊本市訪問団５名の派遣
平成３０年（２０１８年）	３月	高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団２名の派遣
平成３１年（２０１９年）	２月	高雄国際マラソンへ熊本市訪問団６名の派遣 マラソン友好交流覚書の締結 高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団２名の派遣 第８回熊本城マラソンにおける市民ランナー３名の受入れ
令和 ２年（２０２０年）	２月	第９回熊本城マラソンにおける高雄市訪問団４名 (職員２名＋市民ランナー２名)の受入れ
令和 ５年（２０２３年）	１月	高雄市主催友好交流都市締結５周年記念事業へ熊本県・市代表団９名の出席 マラソン友好交流覚書の更新締結
	２月	高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団４名の派遣
	３月	熊本県と共同での高雄市代表団３２名の受入れ

高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市（台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung）は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第３の大都市（面積２，９５２ｋ㎡・人口２７７万人）であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南に巴士海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

（９）熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成６年（１９９４年）９月、熊本市国際交流会館を開館した。平成１８年（２００６年）度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、外国人のための総合相談窓口として、令和元年（２０１９年）９月に熊本市外国人総合相談プラザを開設した。また、１・２階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、DVD、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介などを行っている。さらに、異文化理解講座や日本語習得の支援、多言語による情報提供、市民と在住外国人等の交流会、外国人のための防災訓練など多文化共生に向けた様々な事業を積極的に展開している。

最大２３０名収容可能なホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度（２０２１年度）は一時的に閉館や営業時間の短縮措置を行った。また、外国人総合相談プラザにおいて、ワクチンなど新型コロナウイルス感染症に関する外国人からの相談を受け付けた。

政策

管 理 運 営

熊本市国際交流振興事業団（指定管理者 期間：２０１９年度～２０２３年度）

所 在 地

中央区花畑町４番１８号

主 要 施 設

階 層	内 容
6.7 階	ロビー、通訳ブース、ホール（230 人）
5 階	大広間A、B、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4 階	第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室
3 階	国際会議室、研修室 1～3
2 階	国際交流サポートセンター、外国人総合相談プラザ、ワールドスタディールーム、NGO活動スペース、多文化共生オフィス
1 階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下 1 階	駐輪場、防災センター
地下 2 階	多目的ルーム

会館利用状況

(令和4年度)

	ホール	会議室等（16 室）	サポートセンター	合 計
利用人数（人）	40,811	78,414	36,766	155,991

5 国内交流（観光政策課）

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたことや、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年（1994年）11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年（1995年）2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成29年（2017年）	4月	第32回ふくい春まつりへ市長訪問団（4名）の派遣
平成30年（2018年）	1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成30年（2018年）	2月	第7回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成30年（2018年）	3月	春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（3名）の受入
平成30年（2018年）	4月	第33回ふくい桜まつりへ市長訪問団（4名）の派遣
平成31年（2019年）	1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生12名）の派遣
平成31年（2019年）	2月	第8回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成31年（2019年）	3月	春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（2名）の受入
平成31年（2019年）	4月	第34回ふくい桜まつりへ訪問団（3名）派遣
令和2年（2020年）	1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生12名）の派遣
令和2年（2020年）	2月	第9回熊本城マラソンへのランナーの受入
令和3年（2021年）	11月	秋のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（3名）の受入

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約26万人、面積536.41㎢の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年（1889年）に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成31年（2019年）に市制130周年を迎えた。

昭和23年（1948年）に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かし、コンベンションの推進にも力を入れ、国際会議観光都市の指定を受けている。

また、区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

さらに、基礎自治体としての自主性や自立性を高めることで、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、平成31年（2019年）4月に中核市に移行した。

6 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（１）広聴業務

ア 市長の直接対話事業

市民参加による市政を実現するため、市長が市政について話をするとともに、市民と意見交換を行う。

令和４年度（２０２２年度）は、コロナ禍のため、少人数で開催した。

【市長とドンドン語ろう！公民館版】

市長と公民館利用者等が直接対話する機会を設け、「誰もが積極的に活用できる公民館を目指して」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和４年度（２０２２年度）

開催回数 １回（令和４年（２０２２年）４月７日） 参加者数 ２７名

【市長とドンドン語ろう！防災版（中央区）】

市長と中央区校区防災関係の自治会役員等が直接対話する機会を設け、「中央区の地域防災力の向上」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和４年度（２０２２年度）

開催回数 １回（令和４年（２０２２年）５月１１日） 参加者数 １５名

【市長とドンドン語ろう！防災版（東区）】

市長と東区校区防災関係の自治会役員等が直接対話する機会を設け、「東区の地域防災力の向上」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和４年度（２０２２年度）

開催回数 １回（令和４年（２０２２年）５月９日） 参加者数 １７名

【市長とドンドン語ろう！防災版（西区）】

市長と西区校区防災関係の自治会役員等が直接対話する機会を設け、「西区の地域防災力の向上」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和４年度（２０２２年度）

開催回数 １回（令和４年（２０２２年）５月２３日） 参加者数 １３名

【市長とドンドン語ろう！防災版（南区）】

市長と南区校区防災関係の自治会役員等が直接対話する機会を設け、「南区の地域防災力の向上」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和４年度（２０２２年度）

開催回数 １回（令和４年（２０２２年）５月１９日） 参加者数 １６名

【市長とドンドン語ろう！防災版（北区）】

市長と北区校区防災関係の自治会役員等が直接対話する機会を設け、「北区の地域防災力の向上」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和4年度（2022年度）

開催回数 1回（令和4年（2022年）5月20日） 参加者数 20名

【市長とドンドン語ろう！産業版】

市長と観光事業者等が直接対話する機会を設け、「熊本市の観光復活について」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和4年度（2022年度）

開催回数 1回（令和4年（2022年）7月25日） 参加者数 11名

【市長とドンドン語ろう！with大学生】

市長と尚絅大学及び崇城大学の学生が直接対話する機会を設け、大学生と考える「食育のススメ」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和4年度（2022年度）

開催回数 1回（令和4年（2022年）7月27日） 参加者数 10名

【市長とドンドン語ろう！歴まち版（川尻編）】

市長と校区自治会役員等が直接対話する機会を設け、「歴史ある地域資源の未来への継承（川尻）」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和4年度（2022年度）

開催回数 1回（令和4年（2022年）8月22日） 参加者数 30名

【市長とドンドン語ろう！歴まち版（城下町編）】

市長と校区自治会役員等が直接対話する機会を設け、「歴史ある地域資源の未来への継承（新町・古町）」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和4年度（2022年度）

開催回数 1回（令和4年（2022年）8月25日） 参加者数 21名

【市長とドンドン語ろう！農水産業版（畜産農業者編）】

市長と畜産農業者が直接対話する機会を設け、「熊本市の畜産振興について」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和4年度（2022年度）

開催回数 1回（令和4年（2022年）8月23日） 参加者数 11名

【市長とドンドン語ろう！農水産業版（認定農業者編）】

市長と認定農業者が直接対話する機会を設け、「熊本市農業における産地づくりと担い手確保」をテーマとして意見交換を行う。

開催実績 令和4年度（2022年度）

開催回数 1回（令和5年（2023年）2月8日） 参加者数 13名

イ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受付ける電話対応センター。

名 称 : 熊本市コールセンター「ひごまるコール」

年中無休（朝 8 時～夜 8 時まで） 電話・FAX・メールで対応（外部委託）

運用実績

区分 \ 年度		平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
利用実績	問合せ等件数	35,095	32,679	28,664	27,306	28,821
	問合せ件数	26,105	24,356	21,883	21,198	21,390
	申込受付件数	8,990	8,323	6,781	6,108	7,431
	Web 等受付数	3,861	4,172	2,003	2,049	2,838
	総利用実績数	39,044	41,206	30,667	29,355	31,659
チャンネル別	電話件数	34,426	31,988	28,054	26,715	28,254
	FAX 件数	168	169	59	81	114
	E-Mail 件数	182	222	159	163	151
	質問箱件数	319	300	392	347	302
	Web システム	3,861	4,172	2,003	2,049	2,838
回答率	1 次回答数	30,377	28,568	24,413	23,208	24,582
	1 次回答対象件数	30,617	28,812	24,594	23,357	24,729
	回答率 (%)	99.22	99.15	99.26	99.36	99.41

問合せ内容

（令和 4 年度（2022 年度））

	問合せ内容	問合せ数	担当課
1	【相談予約】特別相談の予約受付	2,625	広聴課
2	【イベント申込】【集団健診】城南集団健診の申込み	1,123	健康づくり推進課
3	【イベント申込】【集団健診】令和 5 年 7 月植木集団健診の申込み	1,090	健康づくり推進課
4	【コロナ】「新型コロナウイルス感染症かな？」と思ったら（相談窓口）	1,015	コロナウイルス対策課
5	【健診】高齢者健診・歯科口腔健診の受診券の申込み	961	国保年金課

※ 問合せ数上位 5 件を掲載

FAQ アクセス数

（令和 4 年度（2022 年度））

	FAQ 件名	アクセス数
1	【コロナ】「新型コロナウイルス感染症かな？」と思ったら（相談窓口）	26,566
2	台風時のごみ収集の有無について知りたい。	19,621
3	マイナンバーカードの受取りについて教えてください。	18,314
4	熊本城の入園料や開園時間などを教えてください。	15,038
5	家庭ごみの分別種類を知りたい。	13,928

※ アクセス数上位 5 件を掲載

ウ 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	平 30	令元	令 2	令 3	令 4
件 数	373	413	455	473	280

エ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	平 30	令元	令 2	令 3	令 4
件 数	898	951	1,734	1,528	1,240

オ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年 度	平 30	令元	令 2	令 3	令 4
案件数	14	18	22	16	13
意見件数	149	403	386	291	834
意見人数	52	87	119	91	539

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度、下段：件数）				
				平 30	令元	令 2	令 3	令 4
法律相談 (電話)	月・水・金 13:00～16:00	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	901	915	920	858	732
法律相談 (面談可)	火 13:30～16:30	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	456	312	192	298	270
税務相談	月(月3回) 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	131	302	274	282	284
相続・ 登記相談	木(月3回) 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	343	464	467	500	612
民事介入 暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力 追放運動 推進センター	民事介入暴力に関すること	7	4	7	2	6

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。

また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

7 広報（広報課）

（１）広報組織

市民のニーズを把握し、最適な対象者、媒体、時期を検討したうえで、行政情報を積極的に発信している。

（２）広報刊行物

タ イ ト ル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	334,630部 (令和5年4月号実績)	委託業者から各世帯に配布
点字版市政だより(視覚障がい者向け)	〃	86部	郵送
声の市政だより (CD版、視覚障がい者向け)	〃	107本	郵送

（３）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
こんばんは熊本市	R K K 毎週木曜日 午後6時55分から 2分30秒間 (再放送) 毎週日曜日 午前1時53分・午前5時25分から
L I V Eニュース～熊本～(内) クローズアップくまもと	J : C O M ※ケーブルテレビ 毎月 原則第一水曜日 午後0時30分から (実質放送時間: 3分間) (再放送) 同日 午後4時・午後8時30分・午後11時から ※7月から番組名変更
テレビスポット	民間放送局 市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
とんでるワイド 大田黒浩一の きょうも元気! 内	R K K 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間
小学生の時間 内	R K K 毎週日曜日 午後6時40分から午後6時50分の間の20秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	F M 熊本 毎週火・木曜日 午前8時45分ごろから 5分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前7時45分から 13分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から木曜日 正午から 5分間 (再放送) 午後6時55分から
子どもラジオ局 内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後1時の間の5分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第1第3土曜日 午前9時30分から 30分間

(4) ホームページなどによる広報

ホームページやSNSを使い、市政情報を広く発信する。

市公式ホームページ	https://www.city.kumamoto.jp
市公式LINE	https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=kumamotocity
市公式フェイスブック	https://www.facebook.com/KumamotoCity
市公式ツイッター	https://twitter.com/kumamotocity_
熊本市公式チャンネル(You Tube)	https://youtube.com/user/citykumamoto
市政だよりスマホ版	https://www.city.kumamoto.jp/smart/article/pub/Default.aspx

(5) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・ 定例市長記者会見（月に2回程度）
- ・ 臨時市長記者会見（必要に応じて開催）
- ・ 記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）
- ・ 資料提供（報道資料配布：年間 1, 8 2 2 件 ※令和4年度（2022年度）実績）
 ※記者クラブ加入社（13社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・
 KKT・KAB・時事通信・共同通信

8 危機管理防災（危機管理課・防災計画課・防災対策課）

（１）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「事件等対処計画」、「業務継続計画」を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（２）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市の「地域防災計画」は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の予防、応急対策及び復旧に用いる事項を定めるとともに、平成２８年熊本地震や平成２４年九州北部豪雨における課題と教訓を踏まえ、市、市民、事業者及び地域の防災組織の災害対応力の強化に向けた基本的な考え方と取組を示している。

また、熊本市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定した「熊本市水防計画」を策定している。

イ 校区防災連絡会

平成２８年熊本地震の教訓を踏まえ、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域」、熊本市が派遣する「避難所担当職員」、指定避難場所の「施設管理者」などで構成する「校区防災連絡会」の結成促進を図ることとしている。避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前協議等を行い、地域の災害対応力の強化を図る。

ウ 防災訓練

平成２８年熊本地震の教訓を踏まえ、平成２９年度（２０１７年度）から、市民・地域・行政等が一体となった訓練として、震災対処訓練を毎年実施している。この訓練では、職員安否確認や避難所開設・運営、物資供給、情報伝達等、実践的な訓練を実施している。

○震災対処訓練 令和４年度（２０２２年）１０月１６日（日）

エ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。平成２５年度（２０１３年度）より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 ７３９クラブ（令和５年（２０２３年）３月３１日現在）

オ 防災情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、河川等監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災情報伝達手段

災害情報の迅速な伝達のため、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するため既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害のおそれのある沿岸部や土砂災害危険箇所を整備を行った。

加えて、熊本地震における課題解消のために、ＩＣＴを活用し迅速な災害情報の収集・共有体制の構築を行った。

また、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒

布を行うなど、情報伝達手段の多重化を図っている。

カ 物資供給計画対応マニュアル

平成28年熊本地震を踏まえ、平時からの備蓄体制及び大規模災害時における物資供給体制を規定した「熊本市物資供給計画対応マニュアル」を策定した。避難者数11万人を想定し、市内10箇所の近隣公園に防災倉庫、区役所・まちづくりセンターの14箇所に備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。さらに指定避難所となる市内の各小中学校等には分散備蓄倉庫を設置している。

キ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。また、自衛隊、警察、電力会社などと「熊本市防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、救護活動の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(4) 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

(5) 業務継続計画及び災害時受援計画

「熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例」に基づき、大規模災害が発生した際に、災害対応その他市民生活に欠かせない重要業務を継続的に行うため、「熊本市業務継続計画」を策定している。

この計画は、非常時優先業務（災害応急業務及び継続しなければならない通常業務）を選定し、必要な資源の確保・配分等を効率的に投入することにより業務の立ち上げ時間の短縮や実施する業務レベルの向上を図り、高いレベルでの適切な業務執行を行うことを目的とする。

また、外部からの応援を円滑に受け入れ、非常時優先業務に効果・効率的に配分・配置し、業務継続計画の実効性を担保するため、「災害時受援計画」を策定している。

9 都市政策研究所

(1) 都市政策研究所について

ア 設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

ウ 研究所の組織

所長以下9名〔所長（非常勤）1名、副所長（市職員）1名、研究員（市職員3名、会計年度任用職員3名）6名、事務員（再任用職員）1名〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っている。

(2) 調査・政策研究に関する活動について

ア 地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これからの様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治22年（1889年）～昭和22年（1947年））を平成26年（2014年）11月、「熊本都市形成史図集―戦後編―」（昭和20年（1945年）～平成26年（2014年））を平成28年（2016年）3月に刊行した。

加えて、計画書や計画図面等の史料から、本市における都市計画の重要性と変遷を明らかにする「熊本都市計画史図集」を令和3年（2021年）3月に刊行した。

また、本市をはじめ熊本県内に甚大な被害をもたらした「平成28年熊本地震」を受けて、被害の実態を記録した関連資料等を収集するとともに、今後本格化する復旧・復興、さらには災害に強い都市づくりに資する知見の提供を行っていく研究を行っており、その成果として、明治22年（1889年）に発生した明治熊本地震の被害状況等を克明に記録した「熊本明治震災日記」（水島貫之著）の現代語訳を行い、『【現代語訳】熊本明治震災日記』を平成28年（2016年）12月に刊行するとともに、平成30年（2018年）3月に刊行された熊本市震災記録誌の編纂を行った。

イ 研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の3つの研究フレーム及び熊本地震関連研究の中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。令和4年度の研究テーマは次のとおり。

■都市の本質に関する研究 ○熊本市総合計画の変遷に関する考察 ○熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地・公園化への動向 ○熊本市における緑行政の変遷
■都市の生活に関する研究 ○ナッジによる大学生の野菜摂取行動の変化に関する研究 ○ICカードデータを用いた利用者行動のマイニング
■都市の産業に関する研究 テーマは未設定
■熊本地震関連研究 ○計量テキスト分析を活用した災害時自治体産業保健対応マニュアルの構築に関する研究

ウ 政策支援機能の充実

各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

（３）人材育成に関する活動について

ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、都市に関する様々なテーマで講演会を開催している。開催にあたっては、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

イ 講演会を活用した事前・事後研修会等の実施

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ 職員併任研究員制度

庁内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

（４）情報収集・発信に関する活動について

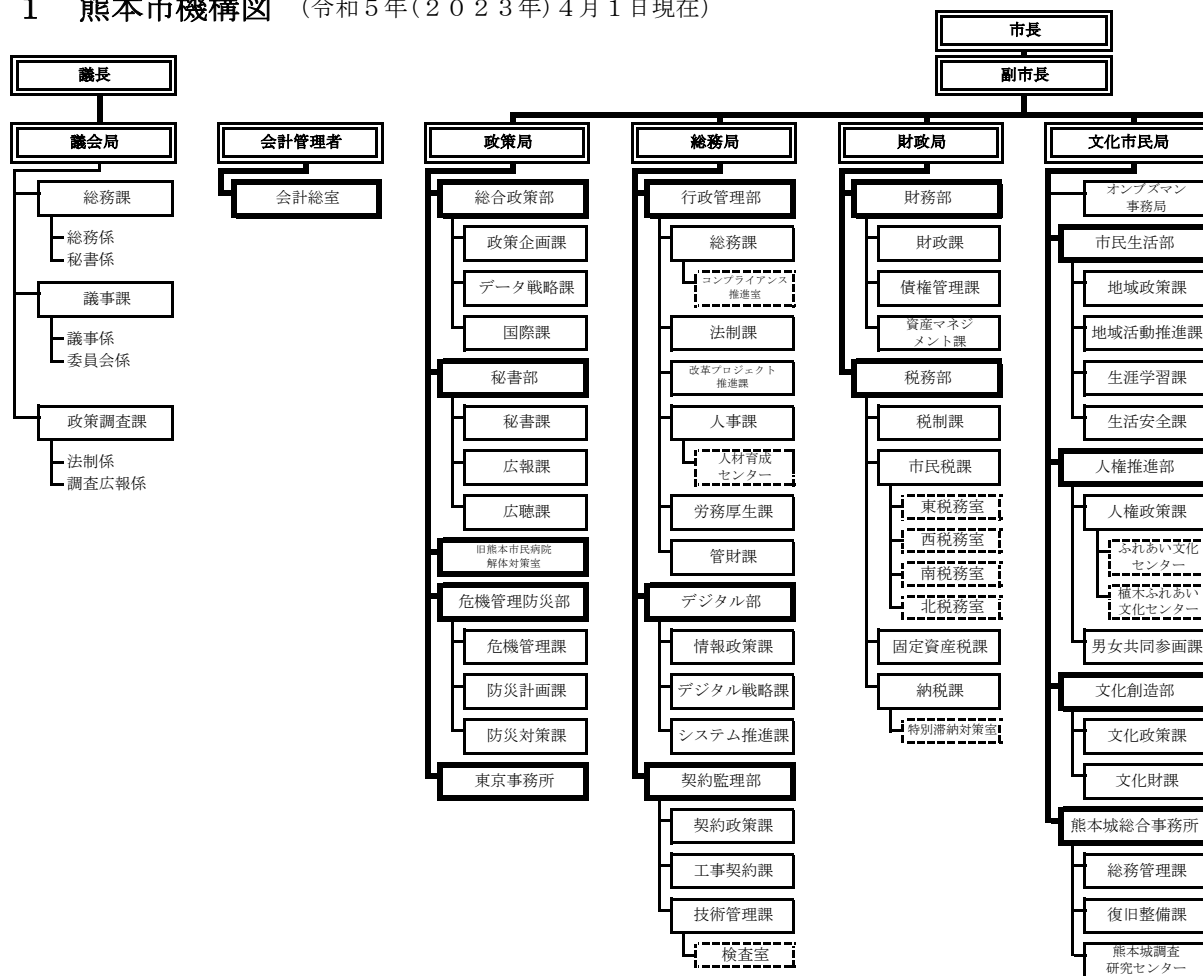
パンフレット、ホームページ、ニューズレター、年報「熊本都市政策」などにより情報発信を行っている。また、日本都市計画学会など都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに各局・区役所等に情報提供している。

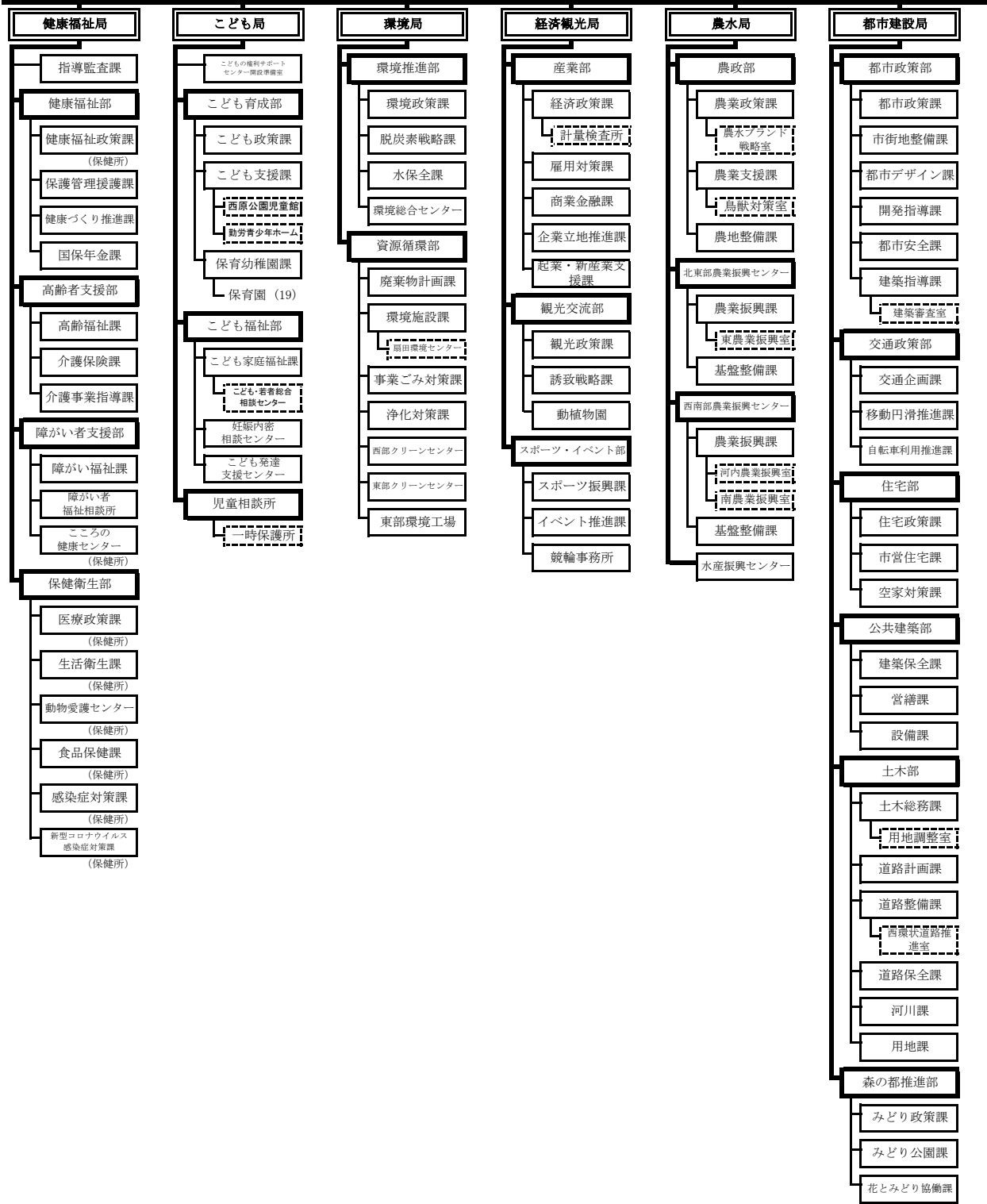
※加入学会：日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

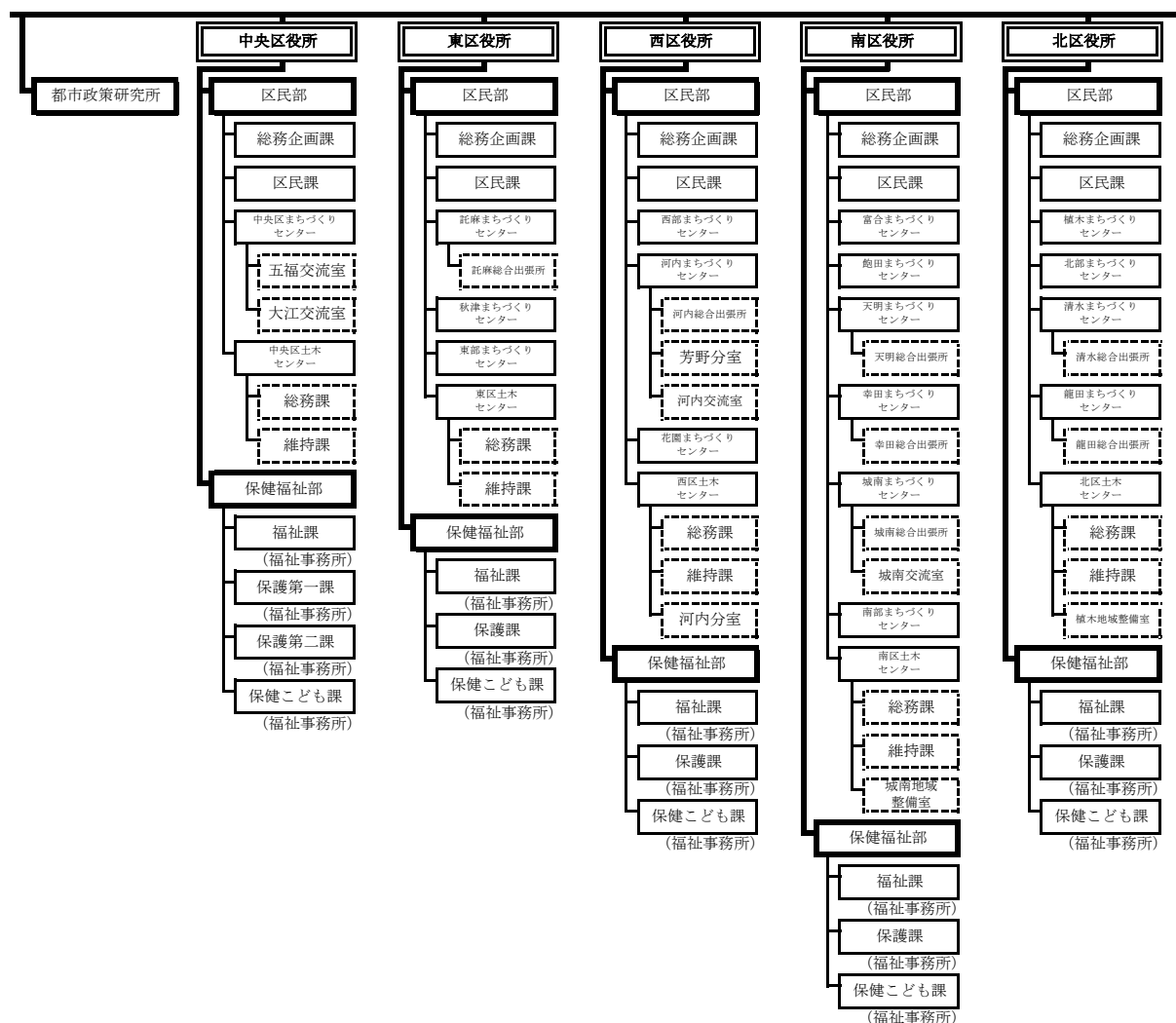
総務・財政

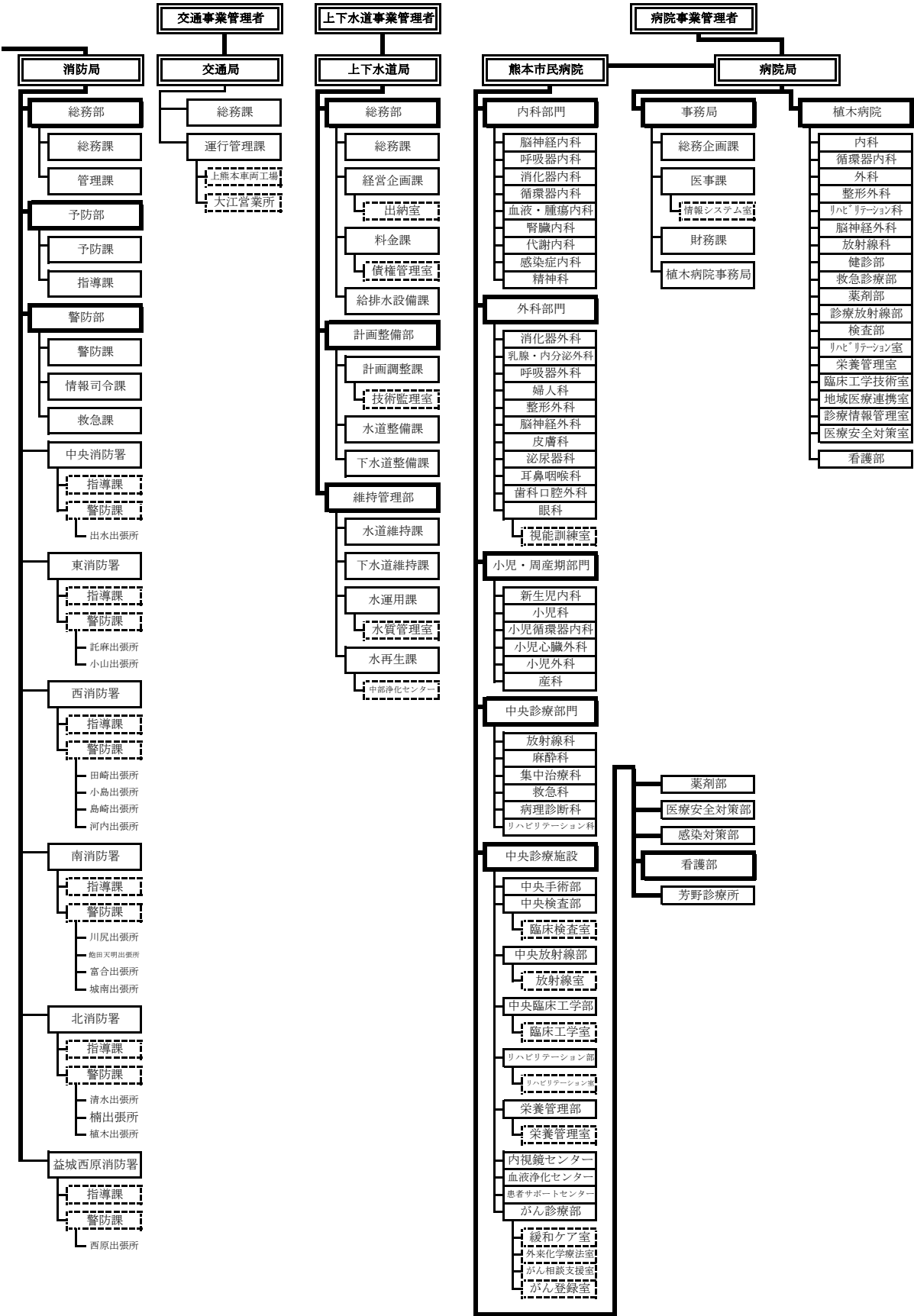
1	熊本市機構図	63
2	情報公開・個人情報保護	69
3	市役所改革	71
4	指定管理者制度	72
5	職員数	75
6	給与	75
7	契約	78
8	情報化推進	79
9	統計	82
10	財政	83
11	公共施設等総合管理計画	89
12	市庁舎等概要	90
13	市税	92
14	債権管理	95
15	選挙	96
16	人事委員会	98

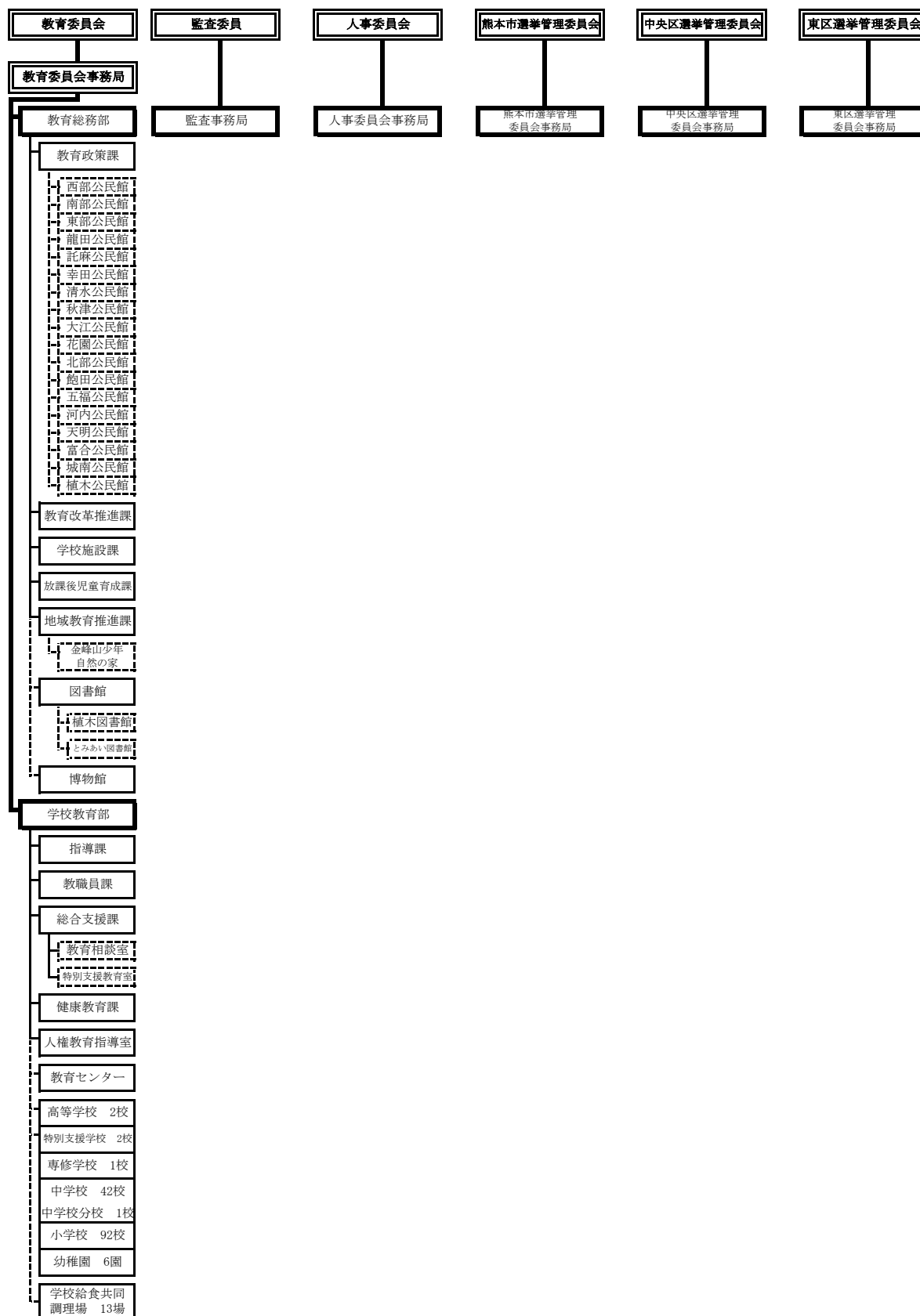
1 熊本市機構図 (令和5年(2023年)4月1日現在)

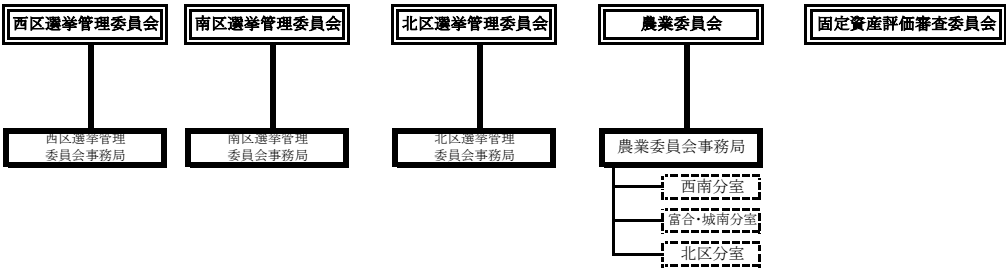












	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会局	27	30	1	0	3	0	職員数: 令和5年4月1日現在 組織数: 令和5年4月1日現在
会計総室	18	4,000	0	1	0	0	
政策局	109		1	5	9	0	
総務局	195		1	3	12	3	
財政局	252		1	2	7	5	
文化市民局	172		1	4	12	2	
健康福祉局	369		1	4	17	0	
こども局	426		1	3	7	4	
環境局	280		1	2	11	1	
経済観光局	172		1	3	11	1	
農水局	147		1	3	8	5	
都市建設局	428		1	6	24	3	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	1,147		5	10	48	25	
消防局	798	870	1	3	13	12	※組織数に係る特記事項 (病院局) 事務局のみ計上 (教育委員会事務局) 学校、幼稚園、共同調理場を除く
交通局	79	90	1	0	2	2	
上下水道局	351	420	1	3	11	5	
病院局	743	840	1	1	4	1	
教育委員会事務局	4,229	4,665	1	2	13	5	
監査事務局	17	20	0	1	0	0	
人事委員会事務局	13	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	8	14	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3	
総 計	10,011	11,000	21	65	212	77	

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

（１）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成１０年（１９９８年）１０月１日に施行した。

平成１１年（１９９９年）１０月１日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（２）令和４年度（２０２２年度）情報公開制度の実施状況

（令和４年（２０２２年）４月１日～令和５年（２０２３年）３月３１日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示	部分 開示	請 求 拒 否					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	小計			
1,823	1,060	751	15	3	77	3	98	1,909	29	0

※１件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

イ 審査請求の件数及び令和４年度（２０２２年度）の処理状況

過去５年間の審査請求の件数

（単位 件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
5	2	4	10	8

令和4年度（2022年度）の処理状況

（単位 件）

処 理 状 況			
裁決	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
3	4	14	0

（注）処理状況の各件数には、当該年度以前から出されていた審査請求に関する処理状況の件数を含む。

（3）個人情報保護制度

これまで個人情報保護制度を定めていた熊本市個人情報保護条例に代わって、令和5年（2023年）4月1日から個人情報の保護に関する法律が適用されることとなった。

個人情報の保護に関する法律は、行政機関等が市民の方々の個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

なお、議会の保有する個人情報については法律の対象外となっているが、本市においては熊本市議会の個人情報の保護に関する条例が法律と同様の保護と開示等を求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

保有の制限、適正な取得、安全管理、利用・提供の制限、個人情報ファイル簿の公表など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに議会

（4）令和4年度（2022年度）個人情報保護制度の実施状況

（令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
176	111	43	5	59	4	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 審査請求の件数及び令和4年度（2022年度）の処理状況

過去5年間の審査請求の件数

（単位 件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	7	0	2

令和4年度（2022年度）の処理状況

（単位 件）

処 理 状 況			
裁決	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
4	0	1	1

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

訂正請求		利用停止請求	
請求件数	処理状況	請求件数	処理状況
2	一部訂正 1 非訂正 2	0	

※1 件の訂正請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、訂正請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

3 市役所改革（改革プロジェクト推進課）

(1) 概要

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等による将来的な経営資源の制約が懸念される中、持続可能な市政運営を推進し、「上質な生活都市」を実現するために、質の高いサービスを提供できる「市民満足度の高い市役所」、職員にとって働きやすい「職員満足度の高い市役所」に向けた取組や、事務事業の徹底的な見直しや受益者負担の見直し、新たな財源のかん養等による行政資源の最適化に向けた取組を実施する。

(2) 取組の視点

ア デジタル市役所の推進

いつでも、どこでも、手軽に、手続やコミュニケーションが可能な市民にとって付加価値の高い市役所を実現するために、行政手続のオンライン化やスマートで快適な窓口サービスの実現等に取り組む。

イ 市民に寄り添うサービス改革

多様な主体が連携し、ともに支え合う地域社会を形成するために、広域的取組の推進や ICT 技術を活用した地域活動支援等に取り組む。

ウ 事業のあり方改革

行政事務を効率的かつ効果的に執行するために、事務事業の徹底的な見直しや民間ノウハウの有効活用等に取り組む。

エ 新たな日常におけるワークスタイルの構築

職員が前向きかつ最大限にパフォーマンスを発揮できる働き方を実現するために、テレワークの推進や新たなワークツールを活用した業務効率化等に取り組む。

オ 人づくり改革

職員の改革意識醸成や組織風土・文化を変革するために、改革へのチャレンジを促進する環境整備や局区のミッションを踏まえた専門人材の育成等に取り組む。

カ リソース（人員・財源・公共施設等）の最適化

計画的な収支マネジメントによる健全な財政運営を推進するために、公共施設の適正管理や公営企業の経営健全化等に取り組む。

4 指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年（2003年）6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年（2004年）8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況〔令和5年（2023年）4月1日現在〕

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市植木健康福祉センター	平21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市障害者福祉センター希望荘	平18.4	1	障がい福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平31.4.1～令6.3.31
	熊本城ホール	平31.4	4	誘致戦略課	熊本城ホール運営共同事業体	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市辛島公園地下駐車場	平18.4				
	熊本市辛島公園地下通路	平26.4				
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）	平18.4				
	熊本市総合体育館・青年会館	平18.4	10	スポーツ振興課	（一財）熊本市文化スポーツ財団	平31.4.1～令6.3.31 令4.3.1～令6.3.31 （城南B&G海洋センターのみ）
	熊本市総合屋内プール	平18.4				
	南部総合スポーツセンター	平18.4				
	託麻スポーツセンター	平18.4				
	田迎公園運動施設	平18.4				
	水前寺競技場	平18.4				
	水前寺野球場	平18.4				
	植木中央公園運動施設	平31.4				
	城南総合スポーツセンター	平31.4				
	城南B&G海洋センター	令4.3				
	熊本市城南地域物産館	平26.10	1	西南部農業振興センター 農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	平31.4.1～令6.3.31
	白川公園	平31.4	2	中央区まちづくりセンター	白川公園複合施設管理運営共同企業体	平31.4.1～令6.3.31
	中央公民館					
令2	熊本市くまもと工芸会館	平17.4	1	文化政策課	くまもと工芸協会共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市夢もやい館	平19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市流通情報会館	平17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市食品交流会館	平17.4	1	経済政策課	株式会社 フードパル熊本	令2.4.1～令7.3.31
	公営住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	70	市営住宅課	熊本市営住宅管理（中央・北・西）共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	改良住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	4			
	単独住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	3			
	小集落改良住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	2			

※城南 B&G 海洋センターについては、他のスポーツ施設（9 施設）との一体管理が最も効率的であるとの判断から、非公募で既存の指定管理者を選定したものの。

指定 年度	施 設 名	導入 年月	施 設 数	所 管 課	指 定 管 理 者 の 名 称	指 定 期 間
令 2	公営住宅(東区・南区)	平 18. 4	49	市営住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	令 2. 4. 1～令 7. 3. 31
	改良住宅(東区・南区)	平 18. 4	4			
	単独住宅(東区・南区)	平 18. 4	2			
	小集落改良住宅(東区・南区)	平 18. 4	1			
令 3	熊本市祖崇廟納骨堂	平 20. 4	1	人権政策課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市南部在宅福祉センター	平 18. 4	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市東部在宅福祉センター	平 18. 4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市東老人福祉センター	平 18. 4	1	高齢福祉課		
	熊本市老人福祉センター (北・西・南・川上・河内・天明)	平 18. 4	6	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市城南老人福祉センター	平 23. 4	2	高齢福祉課	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市富合老人福祉センター	平 25. 1				
	西部交流センター	平 30. 4	1	環境施設課	西部交流センター管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	東部交流センター	平 19. 4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市植木地域農産物の駅	平 28. 11	1	北東部農業振興センター 農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	令 3. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場 (運営)	平 18. 4	4	自転車利用推進課	株式会社 バスト 2 4	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市上通自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市庁舎自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	平 24. 4	1	自転車利用推進課	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
令 4	熊本市男女共同参画センター はあもにい	平 24. 4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	熊本市健軍文化ホール	平 24. 4	1	文化政策課	(一財) 熊本市文化スポーツ財団	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	市営墓地納骨堂	令 4. 4	8	健康福祉政策課	株式会社パブリックビジネスジャパン	令 4. 4. 1～令 7. 3. 31
	熊本市お達者文化会館	平 18. 4	3	高齢福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 7. 3. 31
	熊本市南部万年青会館	平 18. 4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	平 18. 4				
	熊本市こども文化会館	平 23. 4	1	こども支援課	(一財) 熊本市文化スポーツ財団	令 4. 3. 1～令 9. 3. 31
	熊本市東部堆肥センター	平 31. 4	1	水保全課	東部堆肥センター管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	戸島ふれあい広場	平 25. 9	1	環境施設課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	扇田ふれあい広場	平 25. 9	1	環境施設課	田上アクト共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	熊本市勤労者福祉センター	平 18. 4	1	雇用対策課	(一財) 熊本市勤労者福祉センター	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	くまもと森都心プラザ	平 23. 4	1	起業・新産業支援課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	くまもと街なか広場	令 4. 7	3	市街地整備課	花畑広場みらい創造共同企業体	令 4. 7. 1～令 6. 3. 31
	花畑公園	令 4. 7				
	辛島公園	令 4. 7				
	水前寺江津湖公園	平 24. 4	1	東区土木センター 維持課	(一社) 熊本市造園建設業協会	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
令 5	熊本市民会館	平 30. 4	1	文化政策課	(一財) 熊本市文化スポーツ財団	令 5. 4. 1～令 10. 3. 31
	熊本市畜場	平 25. 4	1	健康福祉政策課	熊本 M・K・G 畜場管理共同企業体	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市森林学習館	平 18. 4	1	みどり公園課	森林学習館管理運営共同企業体	令 5. 4. 1～令 7. 3. 31
	熊本市水の科学館	平 18. 4	1	上下水道局経営企画課	(公財) 熊本市上下水道サービス公社	令 5. 4. 1～令 10. 3. 31
	熊本市立城南図書館	平 26. 3	1	市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	令 5. 4. 1～令 10. 3. 31
	熊本市城南児童館	平 26. 3	1	こども支援課		

(2) 非公募により指定管理者を選定した施設

地域密着型施設 (※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市老人憩の家	平 18. 4	127	高齢福祉課	各老人憩の家運営委員会	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31
令 3	熊本市共同利用施設託麻東部会館	平 18. 4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	三山荘	平 18. 4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
令 5	地域コミュニティセンター	平 17. 4 から 順次	76	地域活動推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	平 18. 4	1	みどり公園課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31
	川尻公会堂	平 31. 4	1	南部まちづくりセンター	熊本市川尻公会堂運営委員会	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31

小規模施設 (※管理委託費が年間 500 万円以下の施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市高齢者技能習得センター	平 18. 4	1	高齢福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31
令 2	リデル、ライト両女史記念館	平 18. 4	1	文化財課	リデル、ノット、ライト顕彰会	令 2. 4. 1～令 7. 3. 31

複合型施設 (※市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 3	熊本市西里老人福祉センター	平 26. 4	1	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31

施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設 (※条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者に施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができると認められる施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 3	熊本市職業訓練センター	平 18. 4	2	雇用対策課	熊本市職業訓練施設管理共同企業体	令 3. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市事業内高等職業訓練校					

事業運営の特殊性が重視される施設 (※施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する事業者が限定される施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市国際交流会館	平 18. 4	1	国際課	(一財) 熊本市国際交流振興事業団	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市現代美術館	平 18. 4	1	文化政策課	(公財) 熊本市美術文化振興財団	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31

P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 22	桜の馬場観光交流施設	平 23. 3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	平 23. 3. 5～令 13. 3. 31
	桜の馬場観光交流施設駐車場					
令 6	熊本市立金峰山少年自然の家	令 6. 4	1	地域教育推進課	金峰山ビレッジ 株式会社	令 6. 4. 1～令 22. 3. 31

5 職員数（人事課）

（令5.4.1現在）

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,000	3,719
議 会 局	30	27
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	14	8
監 査 事 務 局	20	17
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	4,229
人 事 委 員 会 事 務 局	16	13
消 防 局	870	798
農 業 委 員 会 事 務 局	35	27
交 通 局	90	79
上 下 水 道 局	420	351
病 院 局	840	743
計	11,000	10,011

6 給与（労務厚生課）

（1）局別職員給料

（令 5.4.1 現在）

局 別	区 分	給 料 月 額（円）			平均年齢	平 均 勤続年数
		最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局		552,300	159,300	318,652	41歳 6月	17年 3月
議 会 局		492,500	210,400	346,204	42歳10月	19年 6月
選挙管理委員会事務局		454,300	356,300	401,413	52歳 6月	29年 0月
監 査 事 務 局		454,300	257,100	395,323	50歳10月	28年11月
教育委員会事務局		487,700	159,300	360,421	43歳 7月	15年10月
人事委員会事務局		453,500	224,500	330,731	40歳 2月	15年 8月
消 防 局		490,100	175,100	318,712	40歳 2月	17年 9月
農業委員会事務局		451,900	245,800	357,378	49歳 2月	24年 6月
交 通 局		454,300	162,900	319,145	43歳 7月	18年10月
上 下 水 道 局		455,100	159,300	304,558	39歳12月	16年 1月
病 院 局		588,100	191,700	328,507	41歳 6月	13年 4月
全 体		588,100	159,300	336,362	42歳 3月	16年 5月

※給料月額には、一部、現給保障額を含む

※平均給料月額、平均年齢及び平均勤続年数は、再任用職員、任期付職員及び臨時職員を除いて算出

(2) 初任給基準

(令和5.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		1	29	193, 500
			初級職		1	9	159, 300
	保 育 士		短 大 卒	1	19	173, 400	
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	42	210, 400	
	薬 剤 師		大 学 6 卒	1	42	210, 400	
			大 学 卒	1	29	193, 500	
	管 理 栄 養 士		大 学 卒	1	29	193, 500	
			短 大 卒	1	19	173, 400	
	給 食 栄 養 士		短 大 卒	1	19	173, 400	
			大 学 卒	1	29	193, 500	
	保 助 健 産 師 師		短 大 3 卒	1	25	186, 400	
			短 大 3 卒	1	23	181, 700	
	看 護 師		短 大 2 卒	1	19	173, 400	
			診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士 視 能 訓 練 士	大 学 卒	1	28	191, 700
				短 大 3 卒	1	24	184, 100
	短 大 3 卒				1	24	184, 100
	歯 科 衛 生 士		短 大 2 卒		1	19	173, 400
			高 校 専 攻 科 卒	1	15	166, 700	
			学 芸 員	大 学 卒	1	29	193, 500
	そ の 他		大 学 卒	1	29	193, 500	
		短 大 卒	1	19	173, 400		
		高 校 卒	1	9	159, 300		
業職給料 務員表	業 務 職		高 校 卒	1	17	153, 100	
			中 学 卒	1	9	145, 500	
消給 防料 職表 員	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職		1	37	203, 500
	初 級 消 防 職		初級職		1	17	169, 400
医職給料 療員表	医 歯 科 医 師		博 士 課 程 修 了	1	25	337, 300	
			大 学 6 卒	1	1	253, 600	
教 育 職 員 給 料 表 (一)	教 養 栄 養 教 諭 護 養 教 諭 員		博 士 課 程 修 了	2	33	275, 300	
			修 士 課 程 修 了 専門職学位課程修了	2	17	235, 900	
			大 学 卒	2	5	214, 200	
			短 大 卒	1	15	189, 800	
	助 養 講 実 教 護 習 助 教 諭 師 手 員		大 学 卒	1	25	210, 100	
			短 大 卒	1	15	189, 800	
			高 校 卒	1	5	170, 500	
			教 育 職 員 給 料 表 (二)	教 養 栄 養 教 諭 護 養 教 諭	博 士 課 程 修 了	2	45
修 士 課 程 修 了 専門職学位課程修了	2	29			235, 900		
大 学 卒	2	17			214, 200		
短 大 卒	2	7			192, 700		
助 養 講 護 助 教 諭 師	大 学 卒	1		25	210, 100		
	短 大 卒	1		15	189, 800		
	高 校 卒	1		5	170, 500		

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,190,000	平31. 4. 1	1,188,000	平30. 4. 1
副市長	947,000	〃	946,000	〃
常勤監査委員	690,000	〃	689,000	〃
企業管理者(水道・病院)	705,000	〃	704,000	〃
企業管理者(交通)	635,000	〃	634,000	〃
教育長	705,000	〃	704,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員	月 額 126,000	平31. 4. 1	88,000	平16. 4. 1
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤) 市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 137,000 月 額 71,000	平16. 4. 1 〃	139,000 72,000	平10. 4. 1 〃
人事委員会	委 員 長 委 員	月 額 165,000 月 額 139,000	〃 〃	167,000 140,000	〃 〃
市の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 90,000 月 額 59,000 日 額 10,000	〃 〃 平 4. 1. 1	92,000 60,000 7,000	〃 〃 昭61. 4. 1
区の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 60,000 月 額 40,000 日 額 10,000	平24. 4. 1 〃 〃	- - -	- - -
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、 開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15. 12. 22	-	-
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15. 12. 22	-	-
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	〃	56,000	〃
	農地利用最適化推進委員	月 額 50,000	平29. 9. 22	-	-
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 3,000 円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当：円 (1日につき)	宿 泊 料：円 (1夜につき)	食 卓 料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900(規則で定める地域に宿泊する場合は、13,100)	2,200

(注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。

3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7 契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度（2007年度）から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度（2012年度）から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、令和4年度（2022年度）は260件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

(1) 競争入札有資格者（令和5年度（2023年度））※業者数は実数

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,191	520
県外業者（社）	611	459
計	1,802	979

(2) 契約件数及び金額（令和4年度（2022年度））（単位 千円）

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	847	57,123,863
測 量 等 委 託	550	6,122,012
保 守 点 検	69	190,408
計	1,466	63,436,283

(3) 契約額及び件数・業種別集計表

(単位 千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H30	23,467,305	301	12,228,264	64	3,432,481	83	1,749,491	57
R1	21,742,811	310	5,964,649	41	1,886,708	78	1,380,365	51
R2	19,904,591	281	4,388,507	61	4,093,418	91	2,320,342	53
R3	21,510,940	293	3,659,779	45	2,445,557	73	1,531,805	60
R4	20,321,389	281	10,184,836	39	4,958,178	87	3,016,254	74
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H30	1,949,973	58	213,174	7	4,377,779	52	6,147,470	251
R1	3,325,820	93	577,789	12	2,583,424	36	9,327,618	289
R2	2,660,986	87	829,852	18	2,645,895	42	10,690,069	318
R3	4,188,603	112	443,457	14	3,367,289	42	9,151,612	252
R4	2,733,261	86	265,084	9	3,162,369	40	12,482,492	231
年度	測量等業務		保守点検		合 計			
	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	
H30	4,704,785	515	282,330	89	58,553,052		1,477	
R1	5,572,665	560	226,494	76	52,588,343		1,546	
R2	5,676,905	604	246,735	85	53,457,300		1,640	
R3	5,980,155	554	177,743	69	52,456,940		1,514	
R4	6,122,012	550	190,408	69	63,436,283		1,466	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

8 情報化推進

ICT（情報通信技術）に関する技術革新は加速度的に進むことが予想されている。本市においてもデジタル市役所の実現に向けて、ICTを市政運営に効果的・効率的に活用することが求められている。市民向け及び職員向け情報システムの安定稼働と情報セキュリティ対策の確実な維持に取り組みながら、市民サービスの向上及び行政運営の更なる効率化を図るため、デジタル技術を積極的に導入した情報化施策を推進していく。

(1) 電子自治体推進事業（デジタル戦略課）

市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化を踏まえると、行政サービスのデジタル化は急務であり、国の情報化戦略等と整合を図りながら、デジタル市役所の推進に取り組んでいる。

ア 電子申請

マイナポータル・ぴったりサービスにおいて、国が策定した自治体DX推進手順書に従い、順次行政手続きのオンライン化を進めている。あわせて、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会で共同運営する電子申請サービスにおいても、利用拡大を進めている。

イ デジタル技術の利活用

AIやRPAといったデジタル技術の利活用による行政運営の効率化、ICTを活用した市民サービス向上に向けた施策に取り組んでいる。

(2) 市内ネットワーク整備事業（デジタル戦略課）

ア 目的

市内ネットワーク（略称を「Cネット」という。）の安定運用はもとより、情報技術を取り巻く環境の進展や、職員の多様な働き方に対応した情報基盤の最適化を図ることで、行政運営の更なる効率化を図る。

イ システムの概要

Cネットは、平成13年（2001年）4月から運用開始し、平成25年（2013年）の更改を経て、平成28年度（2016年度）にはセキュリティ強化を図った。

平成30年（2018年）に実施したサーバ更改では、職員の場所にとらわれない働き方を実現する第一歩として、市内無線 LAN 環境整備、仮想化サーバを経由したCネットへの接続環境の構築、BYOD（私用端末の業務利用）を開始した。

ウ テレワーク環境の整備

令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症や様々な危機事象への対応、さらには新しい生活様式も見据えた働き方改革を推進するため、庁外からでも市内のネットワークシステムにアクセス可能な環境を整備した。現時点で、業務用モバイル端末約5800台を活用することで、Cネット利用環境下でのテレワークが実施可能である。

(3) 総合行政情報システム（システム推進課）

ア 情報システムの現状

① 目的

住民サービスの根幹となる熊本市総合行政情報システム（略称を「Aネット」という。）（住民情報系、保険料系、福祉系、税務系、保健福祉系）の安定稼働を図るとともに、国が推進する自治体DX（行政手続オンライン化、基幹業務システムの標準化）への対応を行い、市民が最大限の効果を享受できるようシステムの整備を進める。

② システムの概要

Aネットは、昭和61年（1986年）以降、汎用機（ホストコンピュータ）で、開発・稼働していた各業務システムを再構築したものである。再構築にあたっては、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化基本計画を平成21年度（2009年度）に策定し、平成24年（2012年）4月の政令指定都市移行、同年7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成24年度（2012年度）に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼働した。その後、平成25年度（2013年度）の共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分、平成27年度（2015年度）の保険料系システム、平成28年度（2016年度）の福祉系システム、平成30年度の税務系システムの稼働により、汎用機からの移行を完了した。

また、平成19年度（2007年度）に稼働した保健福祉情報ネットワークシステム（略称を「HAWネット」という。）を、令和4年（2022年）1月にAネットへ統合を行った。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度にも対応しており、毎年度実施されるデータ標準レイアウト改版の対応も行っている。

運用にあたっては、サーバと本庁、各区役所・総合出張所等の出先機関を専用の通信回線によりオンライン接続するほか、大量の帳票出力やデータの一括更新等はバッチ処理を実施している。

イ 総合行政情報システム稼働業務一覧

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 29	18	個人住民税
	2	住民記録／印鑑登録		19	固定資産税
平成 25	3	戸籍	平成 30	20	軽自動車税
	4	住基ネット		21	法人市民税
	5	住居表示証明／就学		22	事業所税
平成 26	6	選挙		23	市たばこ税
平成 27	7	国民健康保険		24	入湯税
	8	介護保険		25	税収滞納管理

平成 28	9	国民年金	令和 3	26	障がい福祉
	10	生活保護		27	障がい者自立支援
	11	児童手当		28	子ども子育て支援
	12	児童扶養手当		29	健康管理
	13	ひとり親家庭等医療費助成		30	家庭児童相談
	14	母子父子寡婦福祉資金貸付		31	児童相談
	15	子ども医療費助成			
	16	重度心身障がい者医療費助成			
	17	養護老人ホーム入所措置			

ウ 基幹業務システムの標準化

① 国の方針（地方公共団体情報システム標準化基本方針）

・移行期間

令和 7 年度（2025 年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す。

・情報システムの運用経費等

平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減を目指す。

② 本市の取組

国の方針や公表された標準仕様書や関連文書、事業者の状況を踏まえ、移行期間や財政支援等についての課題を整理し、本市にとって最適な移行ができるよう関係各課で構成された「標準化推進プロジェクト」にて、取り組む。

具体的な取り組みとして、業務グループごとに業務の分析や検討のうえシステム移行を進め、また共通機能やガバメントクラウドの検討について標準化推進プロジェクトにて取り組む。

（４）情報セキュリティ対策（情報政策課）

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や不正な書き換え等が発生した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために講ずべき情報セキュリティ対策をとりまとめた、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成 19 年（2007 年）1 月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成 19 年度（2007 年度）から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価のうえ、各種対策の見直し等を行っている。

9 統計（データ戦略課）

（１）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国家計構造調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の生産構造、就業構造を明らかにする。
経済センサス－基礎調査 経済センサス－活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とし、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス－基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス－活動調査」の二つから成る。
学校基本調査（文部科学省）	毎年	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

（２）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサス－活動調査結果
（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

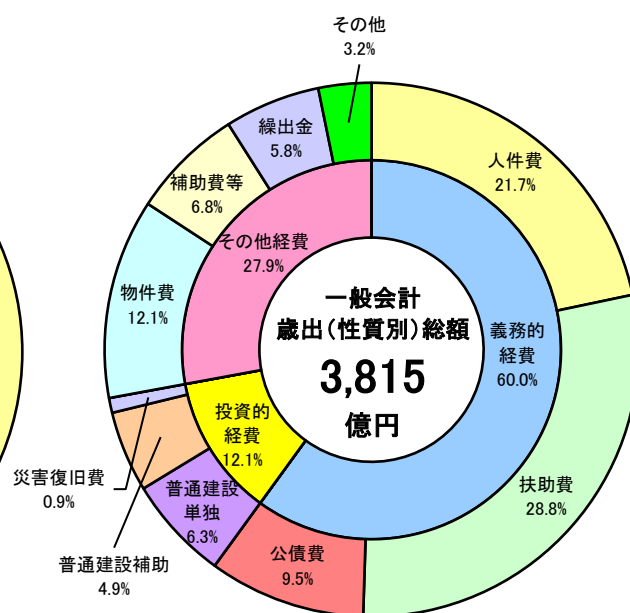
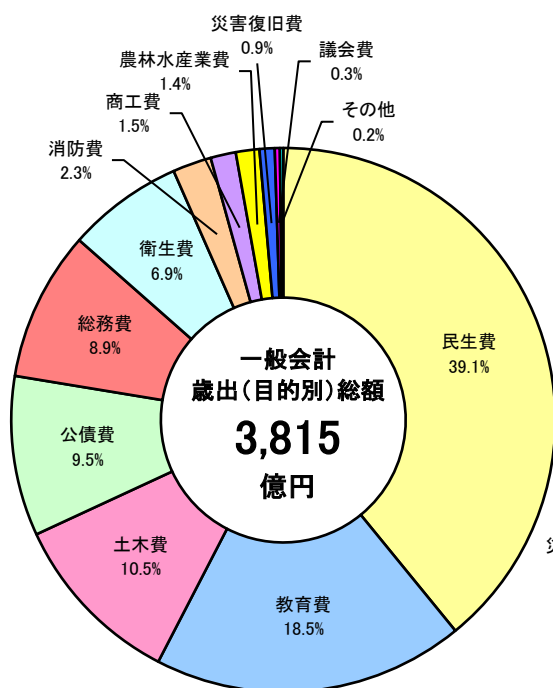
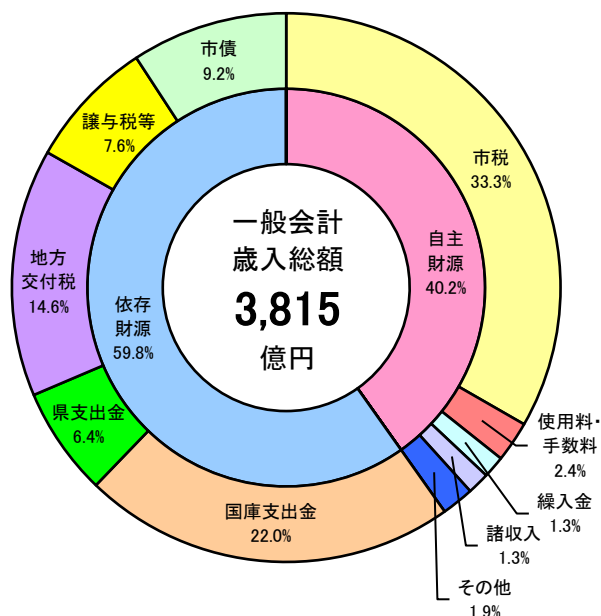
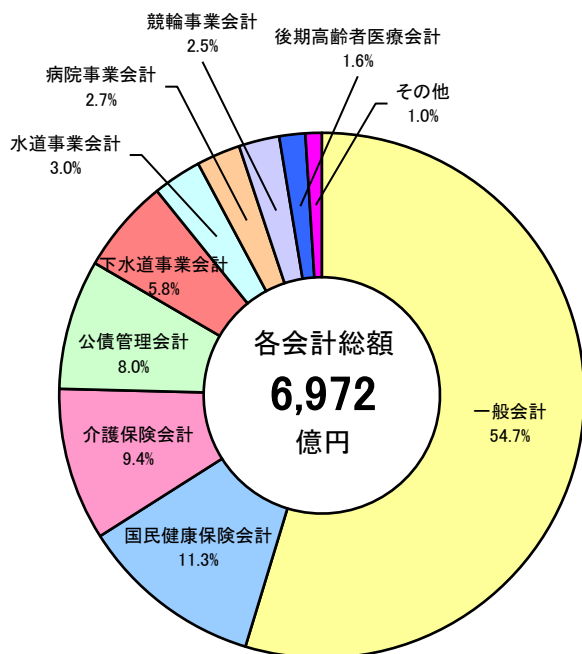
（市独自の統計データ）

- ① 市勢要覧
- ② 熊本市統計書
- ③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データの一部については、市ホームページ上で閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

10 財政(財政課)

(1) 令和5年度(2023年度)当初予算図表



(2) 当初予算総括表

(単位:千円)

年 度 会 計 名	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		比 較	
	(A)	構成比 (%)	(B)	構成比 (%)	(B - A)	伸率 (%)
一 般 会 計	379,100,000	54.8	381,500,000	54.7	2,400,000	0.6
特 別 会 計	226,447,523	32.7	232,226,977	33.3	5,779,454	2.6
国民健康保険会計	76,499,326	11.1	78,872,599	11.3	2,373,273	3.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	180,000	0.0	180,000	0.0	0	0.0
介護保険会計	64,953,081	9.4	65,400,022	9.4	446,941	0.7
後期高齢者医療会計	12,067,914	1.7	11,476,710	1.6	△ 591,204	△ 4.9
農業集落排水事業会計	370,515	0.1	345,400	0.1	△ 25,115	△ 6.8
産業振興資金会計	3,508,000	0.5	2,590,000	0.4	△ 918,000	△ 26.2
競輪事業会計	15,288,389	2.2	17,483,883	2.5	2,195,494	14.4
公共用地先行取得事業会計	91,648	0.0	61,416	0.0	△ 30,232	△ 33.0
植木中央土地区画整理事業会計	289,650	0.0	255,900	0.0	△ 33,750	△ 11.7
奨学金貸付事業会計	110,900	0.0	106,900	0.0	△ 4,000	△ 3.6
公債管理会計	53,088,100	7.7	55,454,147	8.0	2,366,047	4.5
一般会計・特別会計合計	605,547,523	87.5	613,726,977	88.0	8,179,454	1.4
企 業 会 計	86,200,064	12.5	83,456,259	12.0	△ 2,743,805	△ 3.2
病院事業会計	17,346,108	2.5	18,561,395	2.7	1,215,287	7.0
水道事業会計	26,681,572	3.9	20,994,401	3.0	△ 5,687,171	△ 21.3
下水道事業会計	38,979,338	5.6	40,089,209	5.8	1,109,871	2.8
工業用水道事業会計	7,314	0.0	7,324	0.0	10	0.1
交通事業会計	3,185,732	0.5	3,803,930	0.5	618,198	19.4
総 計	691,747,587	100.0	697,183,236	100.0	5,435,649	0.8

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

年 度 性質別		令和4年度 (2022年度)	構成比 (%)	令和5年度 (2023年度)	構成比 (%)	比 較 (B-A)	伸率 (%)
		(A)		(B)			
	人 件 費	86,379,880	22.8	82,945,529	21.7	△ 3,434,351	△ 4.0
	扶 助 費	107,330,394	28.3	109,776,553	28.8	2,446,159	2.3
	公 債 費	35,647,049	9.4	36,319,318	9.5	672,269	1.9
	義 務 的 経 費	229,357,323	60.5	229,041,400	60.0	△ 315,923	△ 0.1
	普 通 建 設 (補 助)	15,168,328	4.0	18,593,479	4.9	3,425,151	22.6
	普 通 建 設 (単 独)	23,171,231	6.1	24,166,779	6.3	995,548	4.3
	災 害 復 旧 費	5,518,242	1.5	3,452,088	0.9	△ 2,066,154	△ 37.4
	投 資 的 経 費	43,857,801	11.6	46,212,346	12.1	2,354,545	5.4
	物 件 費	45,801,073	12.1	46,046,866	12.1	245,793	0.5
	維 持 補 修 費	4,128,342	1.1	4,457,323	1.2	328,981	8.0
	補 助 費 等	28,383,980	7.5	25,965,329	6.8	△ 2,418,651	△ 8.5
	積 立 金	3,381,434	0.9	5,285,861	1.4	1,904,427	56.3
	投 資 及 び 出 資 金	2,273,460	0.6	2,434,622	0.6	161,162	7.1
	貸 付 金	10,000	0.0	10,000	0.0		0.0
	繰 出 金	21,786,587	5.7	21,926,253	5.8	139,666	0.6
	そ の 他 の 経 費	105,764,876	27.9	106,126,254	27.9	361,378	0.3
	予 備 費	120,000	0.0	120,000	0.0		0.0
	合 計	379,100,000	100.0	381,500,000	100.0	2,400,000	0.6

（４）一般会計決算の推移

（歳入）

年 度 区 分	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源	147,600,937	37.9	8.3	153,441,890	38.7	4.0	148,353,344	32.6	△ 3.3	155,573,869	36.5	4.9	160,022,705	39.2	2.9
市 税	113,433,633	29.2	14.1	117,804,098	29.7	3.9	116,856,952	25.7	△ 0.8	120,679,722	28.3	3.3	125,493,743	30.7	4.0
分担金及び負担金	3,845,693	1.0	△ 3.6	2,792,488	0.7	△ 27.4	1,853,609	0.4	△ 33.6	1,887,382	0.4	1.8	1,956,828	0.5	3.7
使用料及び手数料	7,914,078	2.0	1.2	8,399,554	2.1	6.1	7,551,651	1.7	△ 10.1	7,739,187	1.8	2.5	8,330,328	2.0	7.6
財 産 収 入	559,914	0.1	△ 64.4	1,132,107	0.3	102.2	3,138,992	0.7	177.3	3,518,970	0.8	12.1	4,334,746	1.1	23.2
寄 附 金	676,165	0.2	△ 43.8	393,084	0.1	△ 41.9	614,779	0.1	56.4	638,731	0.2	3.9	898,543	0.2	40.7
繰 入 金	3,942,713	1.0	△ 26.8	7,517,766	1.9	90.7	5,487,258	1.2	△ 27.0	5,351,904	1.3	△ 2.5	3,953,873	1.0	△ 26.1
繰 越 金	12,179,798	3.1	16.1	10,271,890	2.6	△ 15.7	7,957,532	1.7	△ 22.5	10,408,758	2.4	30.8	9,764,349	2.4	△ 6.2
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)	3,032,246	0.8	△ 28.4	3,203,598	0.8	5.7	3,272,250	0.7	2.1	3,315,625	0.8	1.3	3,469,821	0.8	4.7
収 益 事 業 収 入	2,016,697	0.5	△ 8.5	1,927,305	0.5	△ 4.4	1,620,321	0.4	△ 15.9	2,033,590	0.5	25.5	1,820,474	0.5	△ 10.5
依 存 財 源	240,658,476	62.1	△ 13.6	242,862,343	61.3	0.9	306,500,438	67.4	26.2	270,564,954	63.5	△ 11.7	248,451,907	60.8	△ 8.2
地 方 譲 与 税	2,166,150	0.6	0.9	2,151,555	0.5	△ 0.7	2,573,870	0.6	19.6	2,270,680	0.5	△ 11.8	2,245,631	0.5	△ 1.1
利 子 割 交 付 金	155,842	0.0	△ 6.1	57,817	0.0	△ 62.9	65,652	0.0	13.6	56,917	0.0	△ 13.3	25,108	0.0	△ 55.9
配 当 割 交 付 金	300,975	0.1	29.8	240,833	0.1	△ 20.0	283,565	0.1	17.7	260,430	0.1	△ 8.2	481,356	0.1	84.8
株式等譲渡所得割 交 付 金	234,568	0.1	△ 29.9	162,628	0.0	△ 30.7	278,582	0.1	71.3	524,894	0.1	88.4	326,696	0.1	△ 37.8
県民税所得割交付金	1,854,188	0.5	△ 83.3	129,717	0.0	△ 93.0	134,965	0.0	4.0	136,524	0.0	1.2	149,140	0.0	9.2
地方消費税交付金	14,370,978	3.6	3.3	13,399,728	3.4	△ 6.8	16,270,646	3.6	21.4	17,749,187	4.2	9.1	18,641,036	4.6	5.0
自動車取得税交付金	513,782	0.1	△ 2.0	272,570	0.1	△ 46.9	29,476	0.0	△ 89.2	0	0.0	皆減	0	0.0	-
軽油引取税交付金	2,987,128	0.8	0.6	2,919,277	0.7	△ 2.3	6,709,293	1.5	129.8	3,576,652	0.8	△ 46.7	3,658,547	0.9	2.3
環境性能割交付金	-	-	-	79,951	0.0	皆増	183,111	0.0	129.0	188,737	0.1	3.1	234,018	0.1	24.0
ゴルフ場利用税交付金	11,022	0.0	△ 11.9	9,920	0.0	△ 10.0	9,184	0.0	△ 7.4	11,623	0.0	26.6	8,602	0.0	△ 26.0
法人事業税交付金	-	-	-	-	-	-	827,105	0.2	皆増	1,452,388	0.3	75.6	1,504,214	0.4	3.6
地方特例交付金	671,014	0.2	18.7	1,747,850	0.5	160.5	1,011,427	0.2	△ 42.1	2,394,090	0.6	136.7	1,222,886	0.3	△ 48.9
地 方 交 付 税	46,076,085	11.9	1.6	46,940,648	11.8	1.9	45,543,337	10.0	△ 3.0	53,825,313	12.6	18.2	52,446,177	12.8	△ 2.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	243,806	0.1	△ 6.8	228,152	0.1	△ 6.4	242,858	0.0	6.4	229,955	0.1	△ 5.3	203,308	0.0	△ 11.6
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,431	0.0	△ 10.0	4,948	0.0	△ 8.9	4,948	0.0	0.0	4,505	0.0	△ 9.0	4,509	0.0	0.1
国 庫 支 出 金	87,179,039	22.5	△ 10.9	86,216,474	21.8	△ 1.1	170,584,443	37.5	97.9	119,516,913	28.1	△ 29.9	107,187,071	26.3	△ 10.3
県 支 出 金	32,786,103	8.4	△ 24.9	27,710,369	7.0	△ 15.5	24,478,630	5.4	△ 11.7	26,898,493	6.3	9.9	25,840,917	6.3	△ 3.9
受 託 事 業 収 入	356,865	0.1	40.4	119,918	0.0	△ 66.4	71,846	0.0	△ 40.1	165,753	0.0	130.7	130,991	0.0	△ 21.0
市 債	50,745,500	13.1	△ 14.3	60,469,988	15.3	19.2	37,197,500	8.2	△ 38.5	41,301,900	9.7	11.0	34,141,700	8.4	△ 17.3
うち臨時財政対策債	22,893,500	5.9	1.9	18,268,088	4.6	△ 20.2	17,111,000	3.8	△ 6.3	17,068,000	4.0	△ 0.3	13,797,500	3.4	△ 19.2
合 計	388,259,413	100.0	△ 6.4	396,304,233	100.0	2.1	454,853,782	100.0	14.8	426,138,823	100.0	△ 6.3	408,474,612	100.0	△ 4.1

(歳出)

区 分 \ 年 度	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費	1,150,426	0.3	7.3	1,103,548	0.3	△ 4.1	1,053,745	0.2	△ 4.5	1,057,453	0.3	0.4	1,085,259	0.3	2.6
総 務 費	34,555,540	9.2	2.5	36,055,172	9.3	4.3	106,123,695	23.9	194.3	33,942,675	8.2	△ 68.0	34,522,835	8.6	1.7
民 生 費	132,721,946	35.1	0.9	136,866,043	35.2	3.1	143,687,924	32.3	5.0	166,289,028	39.9	15.7	154,343,378	38.6	△ 7.2
衛 生 費	18,274,900	4.8	7.4	18,126,406	4.7	△ 0.8	21,395,784	4.8	18.0	31,008,348	7.4	44.9	31,795,383	8.0	2.5
農 林 水 産 業 費	6,877,416	1.8	△ 25.5	5,627,152	1.4	△ 18.2	4,984,223	1.1	△ 11.4	8,299,875	2.0	66.5	5,500,667	1.4	△ 33.7
商 工 費	13,136,177	3.5	67.7	20,158,657	5.2	53.5	11,660,475	2.6	△ 42.2	11,215,883	2.7	△ 3.8	9,843,847	2.5	△ 12.2
土 木 費	49,453,931	13.1	0.2	50,721,131	13.1	2.6	41,997,333	9.5	△ 17.2	45,592,401	10.9	8.6	41,908,710	10.5	△ 8.1
消 防 費	8,959,656	2.4	13.2	10,496,984	2.7	17.2	8,307,419	1.9	△ 20.9	8,531,069	2.0	2.7	8,621,867	2.1	1.1
教 育 費	61,181,115	16.2	△ 3.2	65,676,102	16.9	7.3	64,867,246	14.6	△ 1.2	67,258,117	16.2	3.7	69,058,554	17.3	2.7
災 害 復 旧 費	20,433,252	5.4	△ 59.3	12,942,658	3.3	△ 36.7	9,954,396	2.2	△ 23.1	9,180,780	2.2	△ 7.8	6,665,900	1.7	△ 27.4
公 債 費	30,703,963	8.1	△ 1.3	30,121,248	7.8	△ 1.9	29,772,385	6.7	△ 1.2	33,291,345	8.0	11.8	35,243,952	8.8	5.9
諸 支 出 金	539,200	0.1	20.1	451,600	0.1	△ 16.2	640,400	0.2	41.8	707,500	0.2	10.5	802,800	0.2	13.5
合 計	377,987,522	100.0	△ 6.1	388,346,701	100.0	2.7	444,445,025	100.0	14.4	416,374,474	100.0	△ 6.3	399,393,152	100.0	△ 4.1

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

年 度 区 分	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	143,060,127	1.0	129	147,366,537	3.0	133	151,676,576	2.9	137	159,073,806	4.9	143	162,163,345	1.9	146
基準財政収入額	100,277,950	0.7	137	103,622,421	3.3	142	108,897,932	5.1	149	108,227,442	△0.6	148	112,728,344	4.2	154
標準税収入額	125,452,996	0.6	132	130,664,597	4.2	138	135,620,998	3.8	143	134,605,485	△0.7	142	140,398,527	4.3	148
標準財政規模	191,297,285	1.1	131	192,806,403	0.8	132	195,249,864	1.3	134	208,961,462	7.0	143	203,631,086	△2.6	140
財政力指数	0.71			0.70			0.71			0.70			0.70		
実質収支比率 (%)	3.4			3.5			2.8			3.2			3.7		
経常収支比率 (%)	90.0			91.6			91.0			90.8			93.0		
公債費比率 (%)	—			—			—			—			—		
実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
連結実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
実質公債費比率 (%)	7.7			6.6			6.0			5.4			5.4		
将来負担比率 (%)	116.6			126.7			121.9			104.6			102.2		

1 1 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント課）

（１）概要

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として策定した「熊本市公共施設等総合管理計画」に基づき、本市における公共施設マネジメントを推進している。

（２）公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があることから、以下の３項目を基本方針として設定している。

【方針１】資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等に当たっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

【方針２】施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

【方針３】施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設に当たっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP/PFI手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（３）公共施設マネジメントに向けた取組

各分野・施設で策定した個別長寿命化計画等を踏まえ、今後５年間の大規模改修や建替え、さらには施設の再編等の取組を本市の財政運営との整合を図りながら実施していくため、「公共施設等総合管理計画・実施計画」を策定している。

引き続き、実施計画の見直しを行いながら、各種取組についての進捗管理や検証を行い、公共施設マネジメントの取組を着実に推進していく。

1 2 市庁舎等概要

(1) 市庁舎（管財課）

昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年（2012年）4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

所 在 地	中央区手取本町1番1号		
敷 地 面 積	10,007.20㎡		
建 築 面 積	5,583.54㎡		
延 床 面 積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構 造 ・ 規 模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高 さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工 期	着 工	昭和54年 3月17日	
	竣 工	昭和56年10月31日	
総 事 業 費	112億2,000万円		
財 源 内 訳	基 金	62億5,000万円	
	起 債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

(2) 熊本市役所駐車場（管財課）

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所在地	中央区下通1丁目1番8号
供用開始日	昭和55年4月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車333台
入出庫できる時間	24時間可能

令和4年度(2022年度)利用状況	
利用台数	342,153台
駐車料金収入	64,531,270円

(3) 辛島公園地下駐車場（誘致戦略課）

熊本市周辺の都市交通環境の改善及び円滑化と、秩序ある自動車使用の促進を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所 在 地	中央区辛島町1番地下1号
供 用 開 始 日	平成5年（1993年）2月1日
供 用 日	年中無休
収 容 台 数	駐車場（自動車専用） 432台 （令和4年（2022年）4月1日現在収容可能台数） 駐輪場 自転車314台、原付バイク160台、自動二輪車30台
入出庫できる時間	駐車場 24時間可能 駐輪場 午前7時～翌日午前1時

13 市税（税制課・市民税課・固定資産税課・納税課）

（1）市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 (限)			
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500 円	1 期 6/1 ～ 6/30 2 期 8/1 ～ 8/31 3 期 10/1 ～ 10/31 4 期 1/1 ～ 1/31			
		所 得 割	課税所得金額の8%				
	法 人	均 等 割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が1,000 万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50 人以下のもの 年額 60,000 円 (2) 資本金等の額が1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50 人を超えるもの 年額 144,000 円 (3) 資本金等の額が1,000 万円を超え1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50 人以下であるもの 年額 156,000 円 (4) 資本金等の額が1,000 万円を超え1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50 人を越えるもの 年額 180,000 円 (5) 資本金等の額が1 億円を超え10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50 人以下であるもの 年額 192,000 円 (6) 資本金等の額が1 億円を超え10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50 人を越えるもの 年額 480,000 円 (7) 資本金等の額が10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50 人以下であるもの 年額 492,000 円 (8) 資本金等の額が10 億円を超え50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円 (9) 資本金等の額が50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50 人を越えるもの 年額 3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヵ月以内。ただし、申告期限につい て税務署長の承認を受けたものは その承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人等で均等割のみ を課されるもの 4 月 30 日			
			法 人 税 割	$\frac{8.4}{100} \left[\begin{array}{c} \text{※平成26年10月1日から令和元年(2019年)} \\ \text{9月30日までに開始する事業年度は} \end{array} \frac{12.1}{100} \right]$			
			県 民 税	個 人	均 等 割	2,000 円	個人市民税と同じ
					所 得 割	課税所得金額の2%	
			固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	1 期 5/1 ～ 5/31 2 期 7/1 ～ 7/31 3 期 9/1 ～ 9/30 4 期 12/1 ～ 12/31
			都市計画税			$\frac{0.3}{100}$	固定資産税と同じ

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 2,000円 イ 90cc以下 2,000円 ウ 125cc以下 2,400円 エ ミニカー 3,700円 2 軽自動車 ア 二輪のもの（側車付を含む） 3,600円 イ 三輪のもの ①3,100円 ②3,900円 ③4,600円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用 ① 7,200円 ②10,800円 ③12,900円 営業用 ① 5,500円 ② 6,900円 ③ 8,200円 貨物用のもの 自家用 ① 4,000円 ② 5,000円 ③ 6,000円 営業用 ① 3,000円 ② 3,800円 ③ 4,500円 ※イ、ウの①は平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたもの、②は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたもの、③は最初の新規検査から13年を経過したもの。 エ 雪上車 3,600円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400円 イ その他のもの 5,900円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超（側車付を含む） 6,000円	5/1～5/31
	1 電気軽自動車等、ガソリン車、ガソリンハイブリッド車（ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成） 自家用：非課税、営業用：非課税 2 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車（いずれも、令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成） 自家用：1%、営業用：0.5% 3 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車（いずれも、令和12年度燃費基準55%達成） 自家用：2%、営業用：1% 4 前記以外の車 自家用：2%、営業用：2% ※「電気軽自動車等」とは、電気軽自動車、燃料電池自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNox10%低減達成）をいう。 ※ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★）に限る。 ※軽自動車の通常の取得価格（50万円を超えるもの）に税率を掛けた額が税額となる。	随時 （3輪以上の軽自動車取得 （申告書提出）時）
市たばこ税	1,000本につき 6,552円	毎月1日から末日分を翌月末日まで
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
税 目								
市 民 税	個 人	普通徴収	均 等 割 の み	14,662	12,354	11,265	10,674	10,508
			所 得 割 の み	9,494	10,960	12,786	14,646	14,677
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	57,311	54,482	51,254	53,043	53,168
			計	81,467	77,796	75,305	78,363	78,353
		特別徴収	均 等 割 の み	23,996	23,632	22,327	21,212	21,211
			所 得 割 の み	5,326	5,183	5,556	5,682	5,976
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	261,483	268,797	273,861	278,054	281,315
			計	290,805	297,612	301,744	304,948	308,502
		小 計			346,388	351,608	354,760	357,550
	法 人 調 定 件 数			34,396	34,632	33,718	34,634	35,227
固 定 資産税	土 地 及 び 家 屋		242,206	244,812	246,984	248,221	250,839	
	償 却 資 産		(9,152)	(9,430)	(9,947)	(9,007)	(10,228)	
	小 計		242,206	244,812	246,984	248,221	250,839	
軽 自 動 車 税				275,023	275,664	275,329	277,496	279,221
合 計				898,013	906,716	910,791	917,901	926,043
対 前 年 度	増 加 数		10,366	8,703	4,075	7,110	8,142	
	伸 率 (%)		101	101	101	101	101	

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2. 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	9,356,672	8,928,510	95.4	10,049,334	9,588,258	95.4
		特 別 徴 収	42,459,674	42,395,846	99.8	42,961,500	42,893,707	99.8
		計	51,816,346	51,324,356	99.1	53,010,834	52,481,965	99.0
	法 人 分		8,755,599	8,717,764	99.6	9,064,160	9,025,747	99.6
	小 計		60,571,945	60,042,120	99.1	62,074,994	61,507,712	99.1
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	41,436,269	41,161,480	99.3	44,537,674	44,261,790	99.4
	交 付 金		305,191	305,191	100.0	327,894	327,894	100.0
	小 計		41,741,460	41,466,671	99.3	44,865,568	44,589,684	99.4
軽 自 動 車 税			2,023,035	1,996,162	98.7	2,135,445	2,109,397	98.8
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	0	0	0
入 湯 税			17,688	17,688	100.0	28,271	28,271	100.0
事 業 所 税			2,471,830	2,454,578	99.3	2,515,975	2,509,451	99.7
都 市 計 画 税			8,125,083	8,071,201	99.3	8,602,890	8,549,600	99.4
市 た ば こ 税			5,089,239	5,089,229	100.0	5,424,404	5,424,404	100.0
合 計			120,040,280	119,137,649	99.2	125,647,547	124,718,519	99.3
滞 納 繰 越 分			2,896,802	1,542,073	53.2	1,977,026	775,224	39.2
総 計			122,937,082	120,679,722	98.2	127,624,573	125,493,743	98.3

(4) 徴収対策

① 現年度収納率の向上

文書・電話・訪問による催告や納付環境の整備等により、初期末納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の圧縮

適切な滞納処分（調査・搜索、差押、執行停止等）により、積極的に滞納繰越額の圧縮を図る。

1.4 債権管理（債権管理課）

本市が有する債権の確実な徴収、適正な管理は、自主財源の確保とともに財政基盤の強化のための有効な対策となるほか、公平かつ公正な市民負担の確保に資するものである。

このため本市では、全庁的な基本的方向性や課題に対する取組を定めた「債権管理に関する基本方針」を平成28年（2016年）1月に策定するとともに、同年3月には「熊本市債権管理条例」を制定した。

また、熊本市第7次総合計画及び第5次行財政改革計画の取組の一つとして、債権ごとに収入未済額の縮減目標値や課題解決等に向けた具体的取組を定めた「熊本市債権管理計画」を平成29年（2017年）2月に策定し、毎年度、熊本市債権管理推進会議においてその検証及び評価を行い進捗管理を徹底するなど、全庁的な債権管理体制の強化を図ってきた。

このような体制強化の下、組織的、計画的な取組を推進してきた結果、平成30年度（2018年度）までの3か年の累計では、目標を上回る約35億円の収入未済額の縮減となった。

しかしながら、依然として収入未済額は高額であり、更なる縮減が必要であることから、令和2年（2020年）3月には、新たに令和5年度（2023年度）までを計画期間とした「第2期熊本市債権管理計画」を策定し、全庁的な取組を進めているところである。

（単位：千円）

第2期熊本市債権管理計画記載債権における 収入未済額推移		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度) 目標
一般会計	市税	2,562,014	2,489,488	2,921,779	1,995,200	1,500,253
	分担金及び負担金	232,867	201,556	168,345	148,685	78,755
	使用料及び手数料	246,012	215,181	208,955	210,897	114,471
	貸付金元利収入	758,749	725,445	706,606	675,381	554,131
	その他収入	92,427	88,249	78,693	64,472	66,521
	一般会計合計	3,892,069	3,719,919	4,084,378	3,094,635	2,314,131
特別会計	国民健康保険会計	4,652,164	4,214,027	3,566,801	3,090,671	2,812,610
	介護保険会計	553,337	493,012	434,119	352,760	426,194
	後期高齢者医療会計	108,367	100,857	101,856	100,999	98,169
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会	210,228	205,433	193,414	183,463	192,559
	奨学金貸付事業会計	28,872	29,836	31,278	34,428	25,546
	その他特別会計	1,308	1,120	996	972	722
特別会計合計		5,554,276	5,044,285	4,328,464	3,763,293	3,555,800
企業会計		446,527	432,573	411,702	355,375	258,776
一般会計＋特別会計＋企業会計		9,892,872	9,196,777	8,824,544	7,213,303	6,128,707

15 選挙

(1) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分	選挙執行年月日				
	平27. 4. 12 中央区選挙区	平27. 4. 12 東区選挙区	平27. 4. 12 西区選挙区	平27. 4. 12 南区選挙区	平27. 4. 12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率（％）	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃 最低年齢	26	34	36	43	37

区分	選挙執行年月日				
	平31. 4. 7 中央区選挙区	平31. 4. 7 東区選挙区	平31. 4. 7 西区選挙区	平31. 4. 7 南区選挙区	平31. 4. 7 北区選挙区
有権者総数	145,436	151,737	75,605	104,031	116,955
投票者数	57,143	62,516	31,320	45,945	50,444
投票率（％）	39.29	41.20	41.43	44.16	43.13
立候補者数	16	15	8	11	12
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	7,168	7,624.200	6,263	5,321	8,588
当選者最低得票数	2,494	3,058	3,404	3,789	3,339
立候補者最高年齢	68	73	74	73	69
〃 最低年齢	29	34	39	47	41

(2) 過去の選挙の投票率

(単位 ％)

選挙別（実施日）	開票区	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
市議会議員一般選挙	(平 31. 4. 7)	39. 29	41. 20	41. 43	44. 16	43. 13	41. 66
県議会議員一般選挙	(平 31. 4. 7)	39. 13	41. 04	無投票	無投票	42. 95	40. 91
参議院議員通常選挙（選挙区）	(令 1. 7. 21)	43. 05	44. 55	42. 55	41. 54	43. 70	43. 24
熊本県知事選挙	(令 2. 3. 22)	38. 90	39. 25	39. 44	39. 73	41. 34	39. 68
衆議院議員総選挙（小選挙区 第 1 区）	(令 3. 10. 31)	52. 78	53. 10			52. 81	52. 91
衆議院議員総選挙（小選挙区 第 2 区）	(令 3. 10. 31)			56. 98	56. 64		56. 78
県議会議員補欠選挙（熊本県第一選挙区）	(令 4. 5. 29)	20. 15	18. 50			16. 69	18. 57
参議院議員通常選挙（選挙区）	(令 4. 7. 10)	45. 37	45. 19	46. 69	46. 26	44. 55	45. 49
熊本市長選挙	(令 4. 11. 13)	28. 09	27. 43	29. 83	29. 46	27. 44	28. 26

※国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(3) 各種選挙党派別得票状況

党派別 選挙別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	国民民主党	立憲民主党	希望の党	N国党	諸派	無所属	計
市議会議員選挙 定数 48 (平 31.4.7)	総得票数	79,067		34,943	16,559	6,028	3,600			1,363	99,898	241,458
	最高 "	8,588		5,031	5,121	3,583	3,600			1,363	6,263	
	最低 "	3,293		3,563	1,720	2,445	3,600			1,363	745	
	得票率 (%)	32.75		14.47	6.86	2.50	1.49			0.56	41.37	100
	候補者数	15		8	5	2	1			1	30	62
県議会議員選挙 定数 17 (平 31.4.7)	総得票数	59,587		23,673	9,034		10,819				63,089	166,202
	最高 "	18,234		12,161	9,034		10,819				18,585	
	最低 "	12,365		11,512	9,034		10,819				3,010	
	得票率 (%)	35.85		14.24	5.44		6.51				37.96	100
	候補者数	7		3	1		1				8	20
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (令 1.7.21)	総得票数	138,080							13,780		100,894	252,754
	最高 "	138,080							13,780		100,894	
	最低 "	138,080							13,780		100,894	
	得票率 (%)	54.63							5.45		39.92	100
	候補者数	1							1		1	3
熊本県知事選挙 (令 2.3.22)	総得票数										236,978	236,978
	最高 "										152,025	
	最低 "										84,953	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										2	2
県議会議員補欠選挙 定数 2 (平 30.7.22)	総得票数	25,684			6,187						5,000	36,871
	最高 "	13,147			6,187						5,000	
	最低 "	12,537			6,187						5,000	
	得票率 (%)	69.66			16.78						13.56	100
	候補者数	2			1						1	4
衆議院 小選挙区選挙第 1 区 定数 1 (令 3.10.31)	総得票数	131,371					83,842					215,213
	最高 "	131,371					83,842					
	最低 "	131,371					83,842					
	得票率 (%)	61.04					38.96					100
	候補者数	1					1					2
衆議院 小選挙区選挙第 2 区 定数 1 (令 3.10.31)	総得票数	33,602			6,285						62,848	102,735
	最高 "	33,602			6,285						62,848	
	最低 "	33,602			6,285						62,848	
	得票率 (%)	32.71			6.12						61.17	100
	候補者数	1			1						1	3
県議会議員補欠選挙 定数 2 (令 4.5.29)	総得票数				9,304						65,354	74,658
	最高 "				9,304						24,043	
	最低 "				9,304						1,839	
	得票率 (%)				12.46						87.54	100
	候補者数				1						4	5
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (令 4.7.10)	総得票数	152,888					63,439		12,430	36,017		264,774
	最高 "	152,888					63,439		12,430	36,017		
	最低 "	152,888					63,439		12,430	36,017		
	得票率 (%)	57.74					23.96		4.70	13.60		100
	候補者数	1					1		1	1		4
熊本市長選挙 (令 4.11.13)	総得票数										167,750	167,750
	最高 "										143,943	
	最低 "										5,579	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										3	3

※各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年（1994年）4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年（2012年）4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

（1） 令和4年度（2022年度）職員採用試験の実施状況

	職 種		申込者数 (人)	第 一 次 受験者数 (人) A	第 一 次 合格者数 (人)	第 二 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A/B
上 級 職	事 務 職		497	313	140	126	75	4.2
	学 校 事 務 職		35	17	10	9	5	3.4
	社 会 福 祉 職		29	19	11	11	6	3.2
	心 理 相 談 員		8	7	3	3	3	2.3
	技 術 職	土 木	26	16	13	11	10	1.6
		建 築	8	6	5	5	2	3.0
		機 械	9	4	2	2	2	2.0
		電 気	5	3	3	3	2	1.5
		化 学	20	18	12	12	6	3.0
		農 業	11	6	5	4	2	3.0
		水 産	5	4	3	2	2	2.0
造 園		3	2	2	2	1	2.0	
文 化 財 専 門 職		10	7	6	6	3	2.3	
社会人経験者 等	事 務 職		264	224	30	28	10	22.4
	事 務 職 (情 報)		2	2	2	2	2	1.0
	事 務 職 (法 務)		7	5	5	4	3	1.7
	技 術 職 (土 木 A)		10	9	5	4	3	3.0
	技 術 職 (土 木 B)		2	2	1	1	1	2.0
	技 術 職 (機 械)		8	8	5	4	2	4.0
	技 術 職 (電 気)		15	14	7	7	2	7.0
	獣 医 師		1	1	1	1	1	1.0
	看 護 師		23	21	11	9	3	7.0
	理 学 療 法 士		11	8	4	4	1	8.0
初 級 職	事 務 職		226	169	72	69	36	4.7
	学 校 事 務 職		26	20	10	10	3	6.7
	技 術 職	土 木	27	24	18	18	12	2.0
		建 築	7	6	4	4	2	3.0
		機 械	9	7	4	3	2	3.5
		電 気	5	4	3	3	2	2.0
		造 園	6	5	3	2	1	5.0
免許資格職	上 級 職	保 健 師	27	22	17	17	10	2.2
		獣 医 師	3	3	3	3	3	1.0
		薬 剤 師	8	4	4	3	3	1.3
		管 理 栄 養 士	36	22	5	5	1	22.0
		助 産 師	7	6	6	6	2	3.0
		学芸員 (考古学)	3	3	1	1	0	—
	中 級 職	看 護 師	48	41	16	14	8	5.1
		理 学 療 法 士	19	17	5	5	1	17.0
		保 育 士	52	43	32	29	14	3.1
		臨 床 検 査 技 師	29	16	12	7	4	4.0
		作 業 療 法 士	7	6	5	5	1	6.0
		歯 科 衛 生 士	17	9	6	6	1	9.0
		給 食 栄 養 士	30	21	12	11	4	5.3

消 防 職	上 級 消 防 職	119	91	14	13	7	13.0
	初 級 消 防 職	204	153	12	11	6	25.5
	初級消防職(救急救命士)	37	26	7	6	2	13.0
障がい者対象	事 務 職	45	36	30	28	10	3.6
	学校事務職 (うち併願者)	29 (29)	23 (23)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	—
就職氷河期 世代対象	事 務 職	310	253	15	12	5	50.6
任 期 付	事 務 職	41	29	25	24	16	1.8
計		2,386	1,775	632	579	303	5.9

※任命権者実施分を除く。

※学校事務職併願者のうち、事務職で最終合格した者は、学校事務職の二次受験者数から除く。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、「令和4年職種別民間給与実態調査」をもとに、令和4年（2022年）10月11日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を市議会議長及び市長に対して行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況

（令和4年（2022年）4月現在）

区分	職員数	平均給与	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	7,777人	366,509円	42歳7月	19年10月
うち一般行政職	2,983人	350,052円	41歳9月	19年5月

イ 職種別民間給与実態調査

市内の106事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の248事業所から無作為抽出）を対象に、令和4年（2022年）4月分の従業員の給与等について調査を実施

ウ 公民の給与比較

(7) 月例給（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較）

民間（A）	職員（B）	較差（A）－（B）	（参考）人事院 較差
354,914円	353,965円	949円（0.27%）	921円（0.23%）

(4) 特別給（令和3年（2021年）8月から令和4年（2022年）7月までの1年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民間（A）	職員（B）	差（A）－（B）	（参考）人事院 差
4.41月	4.30月	0.11月	0.11月

エ 給与の改定について

(7) 給料表等

職員給与が民間給与を949円（0.27%）下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより、較差の解消を行うことが必要

(4) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.11月分下回った。人事院勧告における特別給の改定状況等を考慮して、令和4年（2022年）12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げることが必要

文 化 市 民

1	区	政	103
2	社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 推 進		120
3	市 民 協 働		121
4	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ づ く り 支 援		122
5	安 全 安 心 ま ち づ く り ・ 交 通 安 全 対 策		124
6	消 費 者 行 政		127
7	男 女 共 同 参 画		128
8	人 権 推 進		129
9	生 涯 学 習		131
10	熊本市オンブズマン制度		134
11	文 化 振 興		136
12	市 民 会 館 ・ 健 軍 文 化 ホ ー ル		138
13	文 化 財		140
14	熊 本 城		145

1 区政

(1) 経緯

平成20年(2008年)10月6日に富合町と、平成22年(2010年)3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年(2012年)4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所・土木センターの機能

ア 区役所の機能

平成24年(2012年)4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課(室)	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス(電子証明書の発行)など
税務室※1	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
区選挙管理委員会事務局	区選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど※2

※1 中央区役所には設置なし。

※2 当該業務は総務企画課で行う。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年（2017年）4月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、地域担当職員56名を配置している。地域担当職員は、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中 央 区	東区			西区			南区						北区				計
まちづくり センター	中 央	託 麻	秋 津	東 部	西 部	河 内	花 園	富 合	飽 田	天 明	幸 田	城 南	南 部	植 木	北 部	清 水	龍 田	
配置状況(人)	10	3	2	4	6	2	2	3	2	2	2	2	3	5	3	2	3	56
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等 に關すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援 等																	

ウ 総合出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の7ヶ所のまちづくりセンターに、7ヶ所の総合出張所及び1ヶ所の分室を設置している。

総合出張所	主な取扱業務
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室※・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、こども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

※河内まちづくりセンターの分室

エ 土木センターの機能

道路・河川・公園等の維持管理や、道路関係証明の発行等の業務を行うため、本市4ヶ所に各区の行政区域に沿って管轄する5つの土木センターを設置している。

土木センター	課（室）
中央区土木センター	総務課、維持課
東区土木センター	総務課、維持課
西区土木センター	総務課、維持課、河内分室
南区土木センター	総務課、維持課、城南地域整備室
北区土木センター	総務課、維持課、植木地域整備室

オ 建物概要

(令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日現在)

区	所属	所在地
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	中央区手取本町 1 番 1 号 (市庁舎 1～3 階の一部)
	五福交流室	中央区細工町 2 丁目 25 番地
	大江交流室	中央区大江 6 丁目 1 番 85 号
	中央区土木センター	西区蓮台寺 5 丁目 7 番 1 号
東区	東区役所	東区東本町 16 番 30 号
	託麻まちづくりセンター (託麻総合出張所)	東区長嶺東 7 丁目 11 番 15 号
	秋津まちづくりセンター	東区秋津 3 丁目 15 番 1 号
	東部まちづくりセンター	東区錦ヶ丘 1 番 1 号
	東区土木センター	東区佐土原 3 丁目 1 番 65 号
西区	西区役所 西部まちづくりセンター	西区小島 2 丁目 7 番 1 号
	河内まちづくりセンター (河内総合出張所)	西区河内町船津 2069 番地 5
	河内まちづくりセンター 芳野分室	西区河内町野出 1410 番地
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津 791 番地
	花園まちづくりセンター	西区花園 5 丁目 8 番 3 号
	西区土木センター	西区蓮台寺 5 丁目 7 番 1 号
	西区土木センター 河内分室	西区河内町船津 2069 番地 5
南区	南区役所	南区富合町清藤 405 番地 3
	富合まちづくりセンター	南区富合町清藤 400 番地
	鮑田まちづくりセンター	南区会富町 1333 番地 1
	天明まちづくりセンター (天明総合出張所)	南区奥古閑町 2035 番地
	幸田まちづくりセンター (幸田総合出張所)	南区幸田 2 丁目 4 番 1 号
	城南まちづくりセンター (城南総合出張所)	南区城南町宮地 1050 番地
	城南まちづくりセンター 城南交流室	南区城南町舞原 394 番地 1
	南部まちづくりセンター	南区南高江 6 丁目 7 番 35 号
	南区土木センター	南区富合町清藤 405 番地 3
	南区土木センター 城南地域整備室	南区城南町宮地 1050 番地
北区	北区役所	北区植木町岩野 238 番地 1
	植木まちづくりセンター	北区植木町岩野 238 番地 1
	北部まちづくりセンター	北区鹿子木町 66 番地
	清水まちづくりセンター (清水総合出張所)	北区清水亀井町 14 番 7 号
	龍田まちづくりセンター (龍田総合出張所)	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号
	北区土木センター	北区鹿子木町 66 番地
	北区土木センター 植木地域整備室	北区植木町岩野 238 番地 1

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、県内一の中心商店街が広がるとともに城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として熊本桜町バスターミナルからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の^{まち}都会 ～つながる、中央区。～ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格ただよまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

令和5年（2023年）度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

①「コミセンデジタル化実証実験事業」地域コミュニティセンターへのオンライン予約システム導入に向けた実証実験を行い地域の負担軽減や利用者の利便性向上を図る。

【生きがいとしての地域活動】

- ②「校区の魅力発見発信事業」子どもたちが地域に対する理解や関心を高めることを目的とし、地域への取材などを通じた体験型ワークショップを開催する。
- ③「地域デビュー応援事業」定年退職前後の方を対象に地域活動のきっかけづくりとなる講座を開催する。
- ④「eスポーツを活用した地域交流推進事業」eスポーツを活用し地域向けに体験講座などを行うことで、コロナ禍における地域での新たな交流の場を作るとともに地域のICT活用を推進する。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

- ⑤「お互いさまのまちづくり啓発事業」地域包括ケアシステムの深化に向け、研修会等の啓発活動を行う。
- ⑥「地域防災力強化事業」防災意識の啓発や、地域防災に必要な知識を学ぶ講座などを開催する。

【持続可能な地域となるために】

- ⑦「中央区地域ICT推進拠点事業」ICT各種相談や体験、出前講座等ができるソフト・ハード両面の環境を、民間企業と連携して提供することで、ICTを活用した地域活動等を支援する。
- ⑧「中央区まちづくりスクール事業」若年層を対象にまちづくりをテーマとした講座を開催し、当事者意識の醸成を図る。
- ⑨「つながるマガジン“まちのわ”作成事業」中央区内の公園とともに、地域活動を掲載したガイドブックを作成し配布することで、子育て世代などが地域とつながるきっかけづくりとなり、地域のコミュニティ形成及び地域の活性化につなげる。
- ⑩「マンションのご近所付き合い支援事業」地域との交流の重要性をテーマとしたセミナーを開催することで、交流意欲を向上させ、マンション居住者と地域住民との良好なコミュニティ形成につなげる

新たな出会いと未来創造の ^{まち} 都会 ～つながる、中央区。～

“きらり”とひかる品格ただよまちをつくる

“ほっと”できる安全で安心なまちをつくる

“わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

中央区のまちづくりの基本理念

住民が、ゆるやかにつながりあい、楽しみながら、生きがいを持って、めざすくらしのあり方をみずから考え、そのために、なにが必要か、なにをするべきか、検討し、選択し、行動できる「**自主自立のまち**」を目指します。

令和4年度（2022年度）中央区まちづくり推進事業の主な実績

① 地域活動の負担軽減

●地域コミュニティセンターのデジタル化実証実験事業
地域コミュニティセンターの事務負担軽減などを目的し、一般市民への利用促進も行いながら、業務効率化や施設稼働率への影響などの効果を検証するため、実証実験を行った。



② 生きがいとしての地域活動

●地域デビュー応援事業
地域活動に対する理解を深めるとともに、楽しみながら地域で活動するライフスタイルを推奨するものとして、定年退職前後の方を対象にセカンドライフや地域活動についての講演会を開催した。



③ おたがいさまでささえあう地域づくり

●地域防災力強化事業

地域でのハザードマップづくりや「そなえる防災講座」を実施し、地域における防災力向上を図った。

「そなえる防災講座」では、「歴史資料から見る熊本の災害」、「救急現場活動について/防火対策について」というテーマで、それぞれ講師を招請し、講座を開催した。



●避難所運営支援事業

地域で行う防災訓練に活用することを目的に防災物資等を提供するとともに、訓練に参加し、防災倉庫や防災物資の使い方等の説明を行うことで、避難所運営体制を構築し、その充実を図った。



④ 持続可能な地域となるために

●中央区地域 ICT 推進拠点事業

オンラインサービスやデジタル機器の相談や体験ができる「くまもとデジタルサポートセンター」を地場の ICT 企業と連携し開設。若年層から高齢者層まで ICT に不安を感じる幅広い年代の不安解消を図り、ICT を活用した暮らしやすい、自主自立のまちづくり推進するもの。



●おいしく食べて健康美人！事業

口腔や食事の大切さを通し、新興感染症予防のみならず健康寿命の延伸を目指すとともに、食と備えについての防災食育の機会とすることを目的に歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士による講演会を実施。



東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、
「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概 要

市の東部に位置する東区は、住宅地が広がりを見せ、5つの区の中で最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に貫き、国道57号（通称東バイパス）や国体道路、第二空港線、電車通り等の主要幹線道路が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く所在し、都会的側面のある一方で、区の北部には託麻三山や県民総合運動公園、区南部には江津湖の湧水の自然のほか豊かな田畑地帯が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1 【人と人とのつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2 【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3 【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4 【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5 【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

令和5年度（2023年度）の東区まちづくり推進事業

【人と人とのつながり世代を越えて語り合えるまち】

- ・地域コミュニティづくりの支援 町内自治会等の課題解決や地域コミュニティの活性化に向けた財政支援を行う。
- ・地域の情報ネットワーク活性化支援 ICTに関する講座開催を希望する地域団体等に講師を派遣し、地域団体活動のICTを支援する。
- ・地域と企業を結び、地域の活性化を支援 地域と地域に貢献したい企業を結び、地域課題解決や地域活性化を図る。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

- ・地域防災合同訓練の実施 地域防災意識の向上や地域防災力の強化を図る。
- ・ちょこっとパトロールによる地域防犯の強化 ウォーキングなどをしながら気軽に挨拶パトロールを地域主導で実施し、地域活動への参加促進と地域防犯力の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

- ・地域ささえあいの推進 認知症の人とその家族に対する理解を深めることにより、住民による支え合いを推進する。
- ・安全・安心して子育てができるまちづくりの推進 区や校区単位の子育て支援ネットワーク活動や、地域の主体的な子育て支援活動への支援を行う。
- ・健康まちづくりの支援 健康まちづくりを推進する人材の育成やボランティア活動の支援を行う。

【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

- ・自然環境の魅力向上 地域資源について、ボランティア団体との共同清掃やSNS、広報紙を用いたPR等を行う。
- ・美化活動の啓発 小学生向けにごみステーション美化を題材としたポスターコンクールを実施し、その作品を活用しごみステーションの管理啓発を行う。など

【暮らしやすく活気あふれるまち】

- ・東区民まつりの開催 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。

【まちづくりビジョンの推進体制】

- ・まちづくり懇話会の開催 各種分野で活躍する区民により暮らしやすいまちづくりに向けて協議や意見交換を行う。
- ・地域活性化の支援 地域課題の解決や地域ニーズに対応するために各種支援を行う。など

めざす区の姿

自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区



市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。



● 令和4年度(2022年度) まちづくり推進事業実績

基本方針:1

人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区地域コミュニティづくり
支援補助金

自主自立のまちづくりを推進するために東区内の地域課題の解決やコミュニティの活性化に向けた地域の取組に対して、費用の一部を助成しました。



近隣の保育園と協力してマルシェを開催

基本方針:2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 東区防災力アッププロジェクト

東区管内の校区防災連絡会と東区在住の防災士を対象とした研修会を開催しました。



講演会・防災運動会研修の様子

基本方針:3

誰もがいきいきと暮らせるまち

● 地域活動促進事業

小学校入学を契機として、地域活動への理解を促進するため、保護者同士や地域の方と交流するイベントを開催しました。



地域活動の紹介、ミニ門松づくりの様子

基本方針:4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

● 美化活動啓発事業

地域の中で問題となっているごみステーション管理や、違反ごみの問題について、小学生に啓発ポスターを作成してもらいました。



基本方針:5

暮らしやすく活気あふれるまち

● 学生参加型企画開発

地域の振興を図るために、学生と協働し、「東区まちあるきマップ」を作成しました。



【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

令和5年度（2023年度）の西区まちづくり推進事業

地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援する。また、西区の魅力を広くPRするとともに、地域の災害対応力強化に取り組むところである。これに加え、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、令和5年度（2023年度）まちづくり予算は、引き続き以下の5つの方針を定めて取り組むこととしている。

- (1) 地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組む
まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりに取り組む。（区まちづくり懇話会開催経費、地域コミュニティづくり支援事業、地域ニーズ対応経費）
- (2) 産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組む
民間企業・大学・西区・地域住民が連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組む。（西区魅力アップチャレンジプログラム事業、大学連携まちづくり推進経費）
- (3) 西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組む
西区の豊かな自然や史跡、農水産物である『地域の宝』にスポットをあて、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨く。（西区農水産チャレンジプログラム、西区にぎわいづくり推進経費、西区〔サイク〕リングのまちづくり推進経費）
- (4) 引き続き地域の災害対応力強化に取り組む
地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高める。（地域防災力向上支援事業）
- (5) 新しい生活様式を取り入れたまちづくりに取り組む
地域独自の行事や取り組みを取材し、動画を西区チャンネルとして配信する他、新しい地域活動への転換のためのICT活用講座の実施に取り組む。また、インターネットやSNSから情報を得る子育て世代に対し、地域子育て支援ネットワークとの協働により、動画や画像等ICTを活用して、子育ての情報発信に取り組む。（西区チャンネル配信等ICT活用関連事業、ICTを活用した子育て情報発信事業）

令和4年度 西区まちづくり推進事業実績



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

I. 安全安心のまちづくり	～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～
II. 子育てしやすいまちづくり	～良好な環境を子どもたちのために～
III. 楽しさあふれるまちづくり	～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～
IV. 農水産業を生かしたまちづくり	～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～

地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組みました

各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するための取り組みを行いました



○少子化、後継者育成事業

河内・芳野校区における農業漁業の後継者問題や急激な人口減少に歯止めをかけるため、地元の独身男性を中心に男女の出会いの場を提供。最終的に8組のカップルが成立し、農業漁業後継者確保を目的に、地域の基幹産業の持続的発展に繋げました。



○西区地域コミュニティづくり支援補助金

魅力あるまちづくりを推進するため、様々な分野の地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた、西区内での取り組みに対し、補助金を交付しました。

産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組みました

民間企業・大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組みました



○西区魅力アップチャレンジプログラム

アウトドア・登山専門店の(株)シェルパが提案した事業として、手ぶら de キャンプ at 金峰山を開催し、キャンプ初心者や家族連れ等がテント設営、火おこし等を体験しました。



○大学連携推進事業

2つの大学と連携し、芳野校区に伝わるスローフードレシピの作成とみかんを使ったクラフトビールの商品開発・販売を行った。また、池上校区産のネーブルを使った焼肉のたれの販売支援を継続して行いました。

西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組みました

西区の「地域の宝」にスポットを当てた事業に取り組み、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨きました



○西区にぎわいづくり推進事業
熊本駅前フェスタの一環として、西区フェスタを開催し、熊本駅周辺のにぎわいを創出しました。



○西区（サイク）リングのまちづくり推進事業
西区内のビュースポットをめぐるデジタルスタンプラリーを開催し、自転車を活用したまちづくりを推進することで、交流人口増加を図りました。

引き続き地域の災害対応力強化に取り組みました



○地域防災力向上支援事業
防災リーダー講座やバッククッキング講習を実施しました。



新しい生活様式を取り入れたまちづくりに取り組みました



○西区チャンネル配信等ICT活用関連事業
動画による魅力や情報配信、LINE等講座を実施しました。

南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、J R熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区 ”とし、その実現のために以下の重点目標と6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標 復興するまち

基本目標1 農と漁業を誇れるまち

基本目標2 歴史・文化を育むまち

基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標6 安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の4つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

令和5年度（2023年度）の南区まちづくり推進事業は、「南区まちづくり懇話会」をはじめとする様々な機会を捉え区民意見の集約を図り、各事業の評価検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる “めざす区の姿” と重点目標・基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

① 防災力の向上によるまちづくり

津波・高潮警戒地域防災計画作成支援事業、南区区民防災会議開催 など

② 地域の課題・特性に応じたまちづくり

南区子どもの交通安全対策事業、終末期医療に関する啓発事業、口腔ケアに関する啓発事業 など

③ ICT でつながるまちづくり

高齢者向けスマホ等講座 など

④ 住民と行政の協働によるまちづくり

まちづくり人材育成事業、地域コミュニティづくり支援補助金の交付、南区まちづくり懇話会開催 など

令和4年度（2022年度） 南区まちづくり推進事業実績

めざす区の姿

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区

市民協働

重点目標 復興するまち

基本目標1	農と漁業を誇れるまち	基本目標4	みんなが健康で元気なまち
基本目標2	歴史・文化を育むまち	基本目標5	地域ぐるみで子どもを育てるまち
基本目標3	自然と共生した住みやすいまち	基本目標6	安全・安心なまち

人材の育成によるまちづくり

新たなまちづくり人材育成事業

幸田まちづくりセンターでは、まちづくり活動に興味のある住民が気軽に集まり、地域を学びながらつながりを作る場として「まちづくりサロン in 幸田」を開催しました。また、南部まちづくりセンターでは、地域コミュニティの活性化や後継者育成につなげるため、管内の小中学校 PTA 会を対象にワークショップを開催し、意見交換を行いました。

防災力の向上によるまちづくり

南区区民防災会議

南区役所、各まちづくりセンターをオンラインで繋ぎ、京都大学教授や球磨村防災管理官の講話後、「要配慮者の避難について」をテーマに各地域で大事な事や改善点等を話し合う「南区防災会議」を実施しました。



地域の課題・特性に応じたまちづくり

終末期医療に関する啓発事業

終末期医療や在宅医療に伴う「人生会議」の重要性や、「メッセージノート」についての啓発を目的としたイベント「南区人生会議の日」を開催しました。

また、地域公民館等では地域住民を対象とした「人生会議セミナー」を実施しました。



ICT でつながるまちづくり

やさしいスマホ講座（体験版／活用版）

区内の6つの公民館と連携し、スマホを持っていないなどの初心者の方を対象としたスマホ講座を開催しました。講座には、地元の大学生が講師のサポートとして参加し、世代間交流にもつながりました。



住民と行政の協働によるまちづくり

南区“たからもの”マップ作成

南区の豊かな自然や名所などの魅力を発信し、区民の地元に対する愛着を高めるために、区内に点在する歴史的・文化的資源、景観等について、地域の方からの意見をもとにまとめた「南区“たからもの”マップ」を作成しました。



南区まちづくり懇話会

区の特徴を活かした魅力あるまちづくりに関する事項についての意見交換の場として、17名の委員で組織された南区まちづくり懇話会を5回開催しました。令和4年度を目標年次としていた「南区まちづくりビジョン」についての検証をテーマにしたワークショップを実施しました。



北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概 要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジ・北熊本スマートインターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

これら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、令和5年度（2023年度）北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

様々な取り組みを通して繋がりや輪を広げ、若い世代も取り込んだ、多世代・地域間の交流を行う機会を作ります。

（北区笑顔交流プロジェクト、北区居場所づくりプロジェクト）

◆健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

健康まちづくりの推進に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる「まち」を目指します。

（北区健康・支え合いプロジェクト、北区安全・安心プロジェクト）

◆地域での活動を支援

自主自立のまちづくりを推進するために、各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減の支援をします。（自主自立のまちづくり推進プロジェクト）

◆地域を支える土台づくり

区の資源や魅力を磨き広く情報を発信するとともに、区の特性を生かしたまちづくりについて多様な意見を聴取し施策に反映させていきます。（「北区の魅力」発信事業！・北区まちづくり懇話会）

令和4年度（2022年度）北区まちづくり推進事業の主な実績

めざす
区の姿

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします

基本方針1【健康と暮らしの安全・安心の向上】

基本方針4【地域資源の継承と活用】

基本方針2【住みやすい住環境の整備】

基本方針5【住民自治と協働の推進】

基本方針3【まちの賑わいと産業の振興】

まちづくりビジョンの推進体制

■ 誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

「寂心さんの樟を」囲んで
～昔話を聞きながら～

2度目の開催。地元自治会との協働により、幻想的な寂心の樟のライトアップ並びに樟の下でのお話会などを開催。北区公式YouTubeにアップすることで広く広報することもできた。



北区いきいき交流スポーツ大会

3日間とも天候に恵まれ高齢者や子供たちの元気なプレーが見られ、北区住民の交流を深めることができた。



■ 地域での活動を支援

地域連携世代間交流事業

清水地域にて各校区防災連絡会の関係者を集め、それぞれが抱える課題への対処法を検討する会議を行ない、スムーズな避難所運営の参考とすることができた。



ICTを活用した地域支援事業

各まちづくりセンターにて地域団体の方に ICT 等の活用方法を実際の操作を通じて学んでもらい、様々なシーンでの活用につなげていただくために開催した。

■ 健康の大切さを知り、お互いを思いやり
やり支え合う気持ちの醸成

スケアードストレート交通安全教室

講義方式でなく、スタントマンによる交通事故疑似体験を通じて、日頃、何気なく利用している自転車が持つ危険性や、事故に遭ったときの対応など交通安全の必要性をより直接的に感じ取ってもらうことができた。



■ 地域を支える土台づくり

地域コミュニティブランド活用事業

地域活動を発展させたい方や、これから地域活動を始めたい方などに向けて、『地域コミュニティブランド（SCB）理論』の提唱者である星合教授を講師に「イノベーション創発：新たな価値観が地域を救う」を用いたオンライン読書会を開催した。



(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等

区	所属	所在地
中央区	五福まちづくり交流センター	中央区細工町2丁目25番地
西区	芳野コミュニティセンター	西区河内町野出1410番地
南区	天明ホール	南区奥古閑町2035番地
	アスパル富合（富合ホール）	南区富合町清藤400番地
	火の君文化センター（火の君文化ホール）	南区城南町舞原394番地1
北区	植木文化センター（植木文化ホール）	北区植木町岩野238番地1

(5) 戸籍・住民（各区分課、各総合出張所、分室）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分					年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
住 民 登 録	日 本 人	中央区	人口	男		80,814	80,613	80,394	80,181	80,104
				女		93,896	93,512	92,999	92,904	92,653
				合計		174,710	174,125	173,393	173,085	172,757
			世帯数			92,344	92,694	93,397	94,040	94,753
		東区	人口	男		89,815	89,900	90,173	90,046	90,366
				女		98,823	98,882	99,209	99,024	99,065
				合計		188,638	188,782	189,382	189,070	189,431
			世帯数			85,116	86,129	87,169	87,852	88,989
		西区	人口	男		42,144	42,061	42,115	41,938	41,680
				女		47,849	47,612	47,754	47,571	47,329
				合計		89,993	89,673	89,869	89,509	89,009
			世帯数			42,010	42,335	43,093	43,424	43,775
		南区	人口	男		61,870	62,233	62,578	62,877	62,667
				女		68,358	68,716	69,059	69,391	69,232
				合計		130,228	130,949	131,637	132,268	131,899
			世帯数			54,362	55,257	56,324	57,180	57,700
		北区	人口	男		67,942	67,454	67,139	66,749	66,489
				女		74,574	73,959	73,633	73,322	72,922
				合計		142,516	141,413	140,772	140,071	139,411
			世帯数			63,181	63,436	63,987	64,305	64,962
		合計	人口	男		342,585	342,261	342,399	341,791	341,306
				女		383,500	382,681	382,654	382,212	381,201
				合計		726,085	724,942	725,053	724,003	722,507
			世帯数			337,013	339,851	343,970	346,801	350,179
	外 国 人	中央区	人口	男		1,198	1,278	1,211	1,110	1,419
				女		1,359	1,432	1,296	1,192	1,445
				合計		2,557	2,710	2,507	2,302	2,864
			世帯数			1,618	1,803	1,622	1,453	1,963
		東区	人口	男		569	713	679	601	788
				女		478	526	534	566	700
				合計		1,047	1,239	1,213	1,167	1,488
			世帯数			587	746	726	655	905
		西区	人口	男		317	350	338	332	416
				女		351	411	404	354	427
				合計		668	761	742	686	843
			世帯数			388	481	474	408	561

年度					H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
区分									
戸 籍		南区	人口	男	353	410	433	410	493
				女	355	419	462	443	491
				合計	708	829	895	853	984
			世帯数		480	618	665	608	725
		北区	人口	男	391	490	452	411	570
				女	477	601	564	512	681
				合計	868	1,091	1,016	923	1,251
			世帯数		531	732	668	574	862
		合計	人口	男	2,828	3,241	3,113	2,864	3,686
				女	3,020	3,389	3,260	3,067	3,744
				合計	5,848	6,630	6,373	5,931	7,430
			世帯数		3,604	4,380	4,155	3,698	5,016
		中央区	本籍数		82,232	82,316	82,378	82,884	81,904
			本籍人口数		189,457	188,816	188,294	187,936	186,934
		東区	本籍数		56,420	57,101	57,537	57,972	58,347
			本籍人口数		143,884	145,154	146,056	146,950	147,424
西区		本籍数		45,009	44,911	44,721	44,493	44,167	
		本籍人口数		106,472	105,751	104,952	104,253	103,167	
南区		本籍数		50,300	50,462	50,550	50,591	50,588	
		本籍人口数		123,810	123,909	124,111	124,142	124,042	
北区		本籍数		52,892	53,163	53,274	53,309	53,390	
		本籍人口数		132,222	132,339	132,302	132,135	131,797	
合計		本籍数		286,853	287,953	288,460	289,249	288,396	
		本籍人口数		695,845	695,969	695,715	695,416	693,364	

イ 各種証明取扱件数

年度		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
区分						
戸籍関係	中央区	140,368	140,882	133,916	130,357	130,399
	東区	40,448	40,342	34,910	34,040	33,160
	西区	19,893	19,280	18,187	18,158	18,592
	南区	31,893	32,088	27,869	25,669	25,729
	北区	37,403	37,163	32,321	28,813	29,607
	合計	270,005	269,755	247,203	237,037	237,487
住民票関係	中央区	152,741	145,678	121,771	113,431	101,736
	東区	102,945	97,138	87,378	70,260	55,333
	西区	38,828	36,255	34,344	28,971	22,534
	南区	61,974	58,176	53,124	43,195	34,416
	北区	62,892	60,682	56,983	45,846	37,848
	合計	419,380	397,929	353,600	301,703	251,867
印鑑証明	中央区	56,194	46,506	39,708	30,284	23,980
	東区	69,792	66,338	57,643	41,362	32,278
	西区	29,103	27,075	24,264	17,926	13,441
	南区	46,574	42,202	38,438	29,316	23,174
	北区	45,050	43,819	38,844	29,477	22,962
	合計	246,713	225,940	198,897	148,365	115,835
合計	中央区	349,303	333,066	295,395	274,072	256,115
	東区	213,185	203,818	179,931	145,662	120,771
	西区	87,824	82,610	76,795	65,055	54,567
	南区	140,441	132,466	119,431	98,180	83,319
	北区	145,345	141,664	128,148	104,136	90,417
	合計	936,098	893,624	799,700	687,105	605,189

(6) 住居表示（地域政策課）

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めてきた。

平成26年度からは、これまで住居表示整備が保留となっている地域の整備に重点を置いている。

種別 区分	整 備 区 域	面積 (Km ²)	対象件数 (件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	昭40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	昭41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	昭42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	昭43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目（追加）内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	昭44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目（追加） 本荘一丁目	2.53	9,000	昭45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 栗園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	昭47.4.1
9次 （前期）	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	昭47.12.1
9次 （後期）	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	昭48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	昭49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	昭50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	昭51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目（追加）	0.97	4,200	昭52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目（追加）	1.15	2,900	昭53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	昭54.10.1
16次	大江二丁目（追加）	0.08	700	昭55.10.1
17次	帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加）	0.17	700	昭56.10.1
18次	帯山五丁目（追加）	0.07	300	昭57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目（追加） 八景水谷三丁目	0.59	1,500	昭58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	昭59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目（追加） 春日五丁目（追加） 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	昭62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	昭63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平成元.11.27

種別 区分	整備区	面積(K㎡)	対象件数(件)	実施期日
24 次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平 3.2.25
25 次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目 渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	2.60 3.06	6,000 8,600	平 4.2.10 平 4.2.24
26 次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	平 5.2.22
27 次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	平 6.2.28
28 次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目 (追加) 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	平 7.2.27
29 次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	平 8.3.4
30 次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	平 9.2.24
31 次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	平 10.2.23
32 次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	平 11.2.22
33 次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	平 12.2.28
34 次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鷺町一丁目 鷺町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	平 13.2.26
35 次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 八景水谷三丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1.80	7,200	平 14.2.25
36 次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	平 15.2.24
37 次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	平 16.2.23
38 次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	平 17.2.28
39 次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	平 18.2.27
40 次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目 (追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目 (追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目 (追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目 (追加)	2.44	2,500	平 19.2.26
41 次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目 (追加) 下江津一丁目～下江津二丁目 (追加)	2.56	1,350	平 20.2.18
42 次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目 (追加)	0.47	900	平 21.2.23
43 次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目 (追加)	0.93	1,600	平 22.2.22
44 次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	平 23.2.28
45-1 次	松尾一丁目～松尾二丁目 (町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町)	0.42	800	平 26.10.27
45-2 次	松尾一丁目 (追加)	0.02	20	平 27.3.12
46 次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	平 29.10.30
47 次	世安一丁目～三丁目 十禅寺四丁目	0.38	1,100	令 3.11.29

2 社会保障・税番号制度推進（地域政策課、情報政策課）

（1）マイナンバーカードの取得推進の取組み（地域政策課）

ア 熊本市マイナンバーカードサテライトの開設

公共交通機関等の市民の利便性等を考慮し、マイナンバーカードの交付、申請、電子証明の更新等の手続きが土日、夜間に可能な「熊本市マイナンバーカードサテライト」をサクラマチクマモト地下1階及びゆめタウンサンピアン3階、ゆめタウンはません1階に設置した。※開設日はそれぞれ令和3年(2021年)3月19日、同年7月15日、令和4年(2022年)11月4日。ゆめタウンはまさは令和5年(2023年)3月31日閉鎖。

イ 出張申請受付について

平成29年度(2017年度)よりマイナンバーカードの取得促進のため、企業や学校確定申告会場等に市職員が出向き、申請受付（無料写真撮影等）等を実施している。

令和4年度(2022年度)は217件の企業で出張申請受付を実施し、3,241件の申請を受け付けた。

ウ コンビニエンスストア等での証明書交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストア等での交付サービスを導入し、市民の利便性向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図るもの。

運用開始時期	平成28年(2016年)3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書(謄本・抄本)、市県民税（所得・課税）証明書、納税証明書(市県民税、固定資産税・都市計画税)、固定資産関係証明書(資産証明、評価証明)

（2）推進体制（情報政策課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年(2013年)5月24日）の成立を受け、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を円滑に導入するため、平成25年(2013年)7月9日に、番号制度推進本部を設置。番号制度推進本部は、令和4年(2022年)4月1日にデジタル施策推進の加速化に向けた体制整備として設置したデジタル推進本部に機能統合した。

3 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取組について検証を行っている。

（１）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

ウェルパルクまもと（熊本市総合保健福祉センター）１階に設置し、ボランティア・NPO等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ 市民公益活動支援基金

市民公益活動支援基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	平 30	令 1	令 2	令 3	令 4
件数	89,970	88,723	68,812	71,031	75,132

（２）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

（３）特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ事務所を置く特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

（４）条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成 27 年 4 月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（５）市民公益活動支援基金

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年 4 月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、学生等が行うボランティア活動や市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内17箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(令5(2023) . 4.1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	139	138	164	231	915

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 27, 825灯 (令4(2022) . 12.31現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1,200円
	20ワットまで	1,400円
	40ワットまで	1,800円
	40ワットを超える	2,000円

(2) 校区自治協議会の運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況

(令5(2023) .4.1現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	18	16	21	22	96

※校区自治協議会数には、4 地区（松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区）を含む。

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

(開設数 令5(2023) .4.1現在)

開 設 年 度	地域コミュニティセンター名	箇 所 数
平4	楠 城南 春竹 出水	4
平5	壺川 中島 松尾 白山 慶徳	5
平7	帯山 城山 北部東	3
平8	小島 松尾西 庄口 向山	4
平9	砂取 一新	2
平10	田迎西 清水	2
平11	龍田 日吉	2
平12	黒髪 武蔵	2
平13	西原 託麻北 田迎南 画図 池田	5
平14	弓削 西里 池上 出水南 尾ノ上	5
平15	力合 麻生田 松尾北 東町 帯山西	5
平17	碩台 託麻原 御幸 高平台 桜木	5
平18	若葉 河内 本荘	3
平19	託麻東	1
平20	月出 城西 古町 春日	4
平21	花園	1
平22	川上 飽田	2
平23	白坪 長嶺	2
平24	託麻西	1
平25	菱形	1
平26	豊田 吉松 植木 山東	4
平27	杉上 桜木東 大和 田迎 桜井 田原 田底 山本	8
平28	隈庄 白川	2
平30	楡木	1
平31	富合	1
令5	大江	1

76

(4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行っている。

本市には、令和5年（2023年）4月1日現在、623館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名（館数）
中央区	中央地区(10)、大江地区(21)
東区	東部地区(38)、託麻地区(50)、秋津地区(15)
西区	西部地区(57)、花園地区(21)、河内地区(31)
南区	南部地区(29)、幸田地区(24)、飽田地区(15)、天明地区(31)、富合地区(23)、城南地区(43)
北区	龍田地区(18)、清水地区(21)、北部地区(56)、植木地区(120)

運営費等支援（補助）の内容

補助対象	その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館
補助範囲	公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料
補助金額	運営費
	校区公民館：均等割・施設割を基礎として算出する。 町内公民館：均等割・施設割・世帯割を基礎として算出する。 上限額15万円
	建設費
	補助率2分の1、上限額750万円
額	営繕費
	補助率2分の1、上限額60万円
借家料	補助率3分の1、上限額年間15万円

5 安全安心まちづくり ・ 交通安全対策 （生活安全課）

概 要

交通事故や街頭犯罪などの未然防止を図るため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（１）安全安心まちづくり対策

ア 防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車 7 台（うち区役所 5 台）で防犯パトロールを行うなど、安全安心まちづくりの意識啓発と犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

会計年度任用職員 2 人（熊本県警察 O B）

③ 事業費

令和 5 年度（2023 年度）予算 5,498 千円

ウ 客引き行為等対策

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止地区である中心商店街のパトロールを行い、条例に定める指導等を実施している。

① 「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の主な内容

- (ア) 公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、禁止地区として指定
- (イ) 客引き行為等禁止地区における客引き行為等の禁止
- (ウ) 客引き行為等を用いた営業の禁止
- (エ) 違反行為を行った者に対して、指導、警告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等の公表と5万円以下の過料

② 客引き行為等対策巡回指導員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則に基づき、指導、警告、命令、過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務の実施

会計年度任用職員6人（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和5年度（2023年度）予算22,833千円

エ 再犯防止の推進

犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を果たすことができるよう、「熊本市再犯防止推進計画」に基づき就労支援などの取組を行っているほか、“社会を明るくする運動”を中心とした啓発活動などの取組を、熊本市保護司会連絡協議会や熊本BBS会、熊本保護観察所等の関係団体と連携して推進している。

（2）交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、交通安全教育専門員2人を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学生に対し、登下校時における交通ルールの習得・自転車利用時のルール厳守とマナー向上のため、休校時でも受講できるオリジナル動画を作成し、「オンライン交通安全教室」を実施している。また、中・高校生を対象とした自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、SNS、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動などを展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年（1969年）10月1日に発足した。現在任用しているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年（2002年）7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（3）交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年（1972年）4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、交通事故相談員が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数		令和5年（2023年）4月1日現在				
区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
被害者		167	96	95	49	49
加害者		17	20	8	40	10
合 計		184	116	103	89	59

イ 交通遺児への援助

昭和48年（1973年）3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移		令和5年（2023年）4月1日現在（単位：円）				
項 目	年 度	H30	R1	R2	R3	R4
	寄 付 金	408,848	482,225	348,601	107,128	3,241,349
支	運 用 利 益	105,007	77,838	59,699	2,149	312,485
	援 助 金 ほ か	△1,412,628	△1,067,065	△1,183,301	△769,905	△3,877,894
	差引（積立または取り崩し）	△898,773	△507,002	△775,001	△660,628	△324,060
基 金 残 高		82,845,811	82,821,034	82,394,634	81,841,134	84,758,423

6 消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

（１）消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数 令和5年(2023年)4月1日現在

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
総件数(件)	5,102	4,805	4,987	4,395	4,635

相談内容別件数（令和4年度）

令和5年(2023年)4月1日現在

内 容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合 計
件数	134	473	160	778	8	383	2,466	3,632	1,085	5	1	3	14	38	9,180

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（２）消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に、各種講座や事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣する。

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ 中学生啓発事業

中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を市内全校に配付

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、高齢者グループや市立高校の高校生に対して出前講座を実施し、消費者トラブル等の情報提供を行っている。また、成人の日にあわせて10代～20代向けに「若者消費者110番」を実施している。

（３）情報の収集及び提供

ア 消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・DVDの貸出による情報提供を行う。

（４）消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7 男女共同参画（男女共同参画課）

だれもが一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定が義務付けられた第2次熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報誌「はあもにい」の発行及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
（あて職を除く登用率）令和元年度：27.8% 令和2年度：27.7% 令和3年度：27.5%
令和4年度：34.1%
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数214人）
- 女性の再就職に向けた講習や企業面談会等を行う事業及び孤独・孤立等で不安を抱える女性への相談支援等を行う事業を実施
- DV相談に関する相談の質の向上など相談支援体制の強化や他の支援団体等との連携促進を目的とした男女共同参画課相談室を運営
- 市民の性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催や、当事者支援団体との意見交換会を実施
- 熊本市パートナーシップ宣誓制度の運用

（3）推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」の開催
- 「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催

（4）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号		
主要施設	4階	会議室、研修室A・B・C、和室	
	3階	リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ	
	2階	多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、学習室	
	1階	メインホール（372人）、情報資料室、幼児室、事務室、ギャラリー	
	その他	駐車場	191台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場73台、第2駐車場17台 第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台）
		駐輪場	2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、男女共同参画に関する基本的な講座、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座、これからの男性の生き方に関する講座等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。
(はあもにいフェスタの開催、市民グループ活動支援等)

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・起業家支援講座・再就職準備講座、家庭生活や地域活動など、仕事以外の生活への参画支援を目的とした講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、みんなのギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況（回数）

年度	区分	メインホール						多目的ホール								研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
		集会 ・大会 ・大会	式典 ・演奏会 ・演劇	音楽会 ・歌謡ショー ・浪曲	演劇 ・演芸	日舞 ・洋舞	講習 ・講演会 ・その他	合計	集会 ・大会 ・大会	式典 ・演奏会 ・演劇	音楽会 ・歌謡ショー ・浪曲	演劇 ・演芸	日舞 ・洋舞	講習 ・講演会 ・その他	合計	
平30		13	88		24	10	90	225	10	46		27	31	64	178	3,109
令1		8	83		56	7	53	207	7	42		25	29	63	166	3,059
令2		5	44		36	6	44	135	1	15		20	7	41	84	2,352
令3		6	81		40	14	51	192	5	29		19	12	33	98	2,243
令4		14	59		27	14	45	159	6	39		28	26	45	144	2,564

8 人権推進（人権政策課）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組を行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画分野別施策の第一章に「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げており、令和2年（2020年）3月に策定した「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」では、「一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会の実現」を推進するための基本方針を定めている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる共生社会の実現をめざすものである。

(1) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者研修会の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベント、新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発事業など

(2) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが人権感覚を身に着けるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成29年（2017年）4月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正を行い、各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備を行い、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

(3) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地 中央区本荘4丁目6番6号

開設年月日 昭和51（1976年）年5月1日

主 な 施 設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
3階 ホール（機能回復訓練用）

利 用 者

年 度		平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
区 分	主催事業参加者数 (講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等)	14,194	11,670	4,829	4,279	7,770
	貸し館利用者数	9,316	8,346	2,671	2,435	6,541
	福祉サービス利用者数（入浴・機能回復訓練室）	11,163	10,669	3,754	2,147	6,136

※令和元年度、2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止期間あり

(4) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地 北区植木町宮原912番地

開設年月日 昭和55年（1980年）8月1日

主 な 施 設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室

日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）

利 用 者

区 分	年 度	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
館内利用者数 (学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用)		6,785	6,514	1,990	2,458	4,164
館外（運動場）利用者数（グラウンドゴルフ利用者 等）		197	203	286	158	22

※令和元年度、2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止期間あり（館内のみ）

（５）熊本市祖崇廟納骨堂

熊本市祖崇廟納骨堂は、市民生活環境の改善及び社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成元年に設置された施設である。

所 在 地 中央区九品寺5丁目10番地14

建築年月日 平成元年（1989年）3月31日

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

施設概要 納骨壇 221壇

9 生涯学習(生涯学習課)

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「市民一人ひとりの心豊かな暮らし」「学びと活動の循環による自主自立のまちづくり」を実現するため令和2年（2020年）3月に「熊本市生涯学習推進計画」を策定し、その実現のため、いつでもどこでも生涯学習ができる環境を整備し、「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容を充実させながら、学びの成果を地域に還元する仕組みづくりを推進していく。

（１）熊本市生涯学習推進計画

<いつでも、どこでも生涯学習ができる環境の整備>

ア 生涯学習関係機関等との連携

イ 生涯学習推進に関する情報の収集と提供

<「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容の充実>

ア ライフステージに応じた学習機会・内容の充実

イ 家庭・地域の教育力の向上

ウ 現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習機会・
内容の充実

エ 障がい者の生涯学習の推進

オ 図書館・博物館等における生涯学習の推進

カ 文化芸術の取組の推進

キ スポーツの取組の推進

<学びの成果を地域に還元する仕組みづくり>

ア 人材やボランティアの養成・活用

イ 学習成果を生かす取組の推進

ウ 地域と学校との連携・協働の推進

エ 熊本地震の体験や教訓を生かした取組の推進

(2) 公設公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、19の公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館の分館がある。

施設の概要

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
中央公民館	中央区草葉町5番1号	鮑田公民館	南区会富町 1333 番地 1
大江公民館	中央区大江6丁目1番85号	天明公民館	南区奥古閑町 2035 番地
五福公民館	中央区細工町2丁目25番地	富合公民館	南区富合町清藤 400 番地
東部公民館	東区錦ヶ丘1番1号	城南公民館	南区城南町舞原394番地1
託麻公民館	東区長嶺東7丁目11番15号	龍田公民館	北区龍田弓削1丁目1番10号
秋津公民館	東区秋津3丁目15番1号	清水公民館	北区清水亀井町14番7号
西部公民館	西区小島2丁目7番1号	北部公民館	北区鹿子木町66番地
花園公民館	西区花園5丁目8番3号	北部公民館西里分館	北区下硯川町1798番地
河内公民館	西区河内町船津791番地	北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号
南部公民館	南区南高江6丁目7番35号	植木公民館	北区植木町岩野238番地1
幸田公民館	南区幸田2丁目4番1号		

※地域公民館については、4 地域コミュニティづくり支援（4）に記載

令和4年度（2022年度） 公民館学習活動在籍状況（講座数及び在籍者数）

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講演会		合計		合計					
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
中央区	中央	69	775	2	27	1	12	72	814	52	772	124	1,586	387	6,408
	大江	45	1,662	38	505	2	30	85	2,197	50	701	135	2,898		
	五福	84	1,287	0	0	3	112	87	1,399	41	525	128	1,924		
東区	東部	92	2,331	31	464	4	149	127	2,944	63	900	190	3,844	528	9,940
	託麻	81	2,216	12	90	1	29	94	2,335	46	579	140	2,914		
	秋津	156	2,551	2	21	5	146	163	2,718	35	464	198	3,182		
西区	西部	43	1,213	2	50	2	10	47	1,273	45	518	92	1,791	380	5,559
	花園	172	1,371	12	142	5	124	189	1,637	27	283	216	1,920		
	河内	58	1,605	0	0	6	158	64	1,763	8	85	72	1,848		
南区	南部	45	2,479	17	480	0	0	62	2,959	49	393	111	3,352	491	11,506
	幸田	56	1,399	20	304	1	19	77	1,722	37	465	114	2,187		
	鮑田	44	1,177	0	0	3	281	48	1,458	8	130	56	1,588		
	天明	40	411	11	489	0	0	51	900	21	161	72	1,061		
	富合	48	1,003	2	33	2	82	52	1,118	11	84	63	1,202		
	城南	55	1,345	11	211	5	541	71	2,097	4	19	75	2,116		
北区	龍田	35	1,122	0	0	4	102	39	1,224	42	645	81	1,869	482	7,998
	清水	109	978	16	175	3	233	128	1,386	35	581	163	1,976		
	北部	74	1,537	4	46	0	0	78	1,583	26	196	104	1,779		
	西里分館	28	461	5	106	0	0	33	567	8	86	41	653		
	北部東分館	9	100	5	30	0	0	14	130	16	168	30	298		
	植木	38	1,067	4	35	2	83	44	1,185	19	238	63	1,423		
合計		1,381	28,090	194	3,208	49	2,111	1,625	33,409	643	7,993	2,268	41,411	2,268	41,411

（３）青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構 成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主 な 事 業 ・年次総会、代表者会、理事会
 ・子供・若者育成支援強調月間
 ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
 ・熊本市青少年健全育成大会
 ・研修会

イ 校区青少年健全育成協議会

現在、90小学校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行う団体。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）11個団と植木1団で協力・連携し、児童及び青少年の健全な育成や国際相互理解を推進することを目的とする団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

（４）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための情報や学習機会を提供している。

・家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として現在80学級開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

・子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、全公民館で親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等を開催し、子育て支援の充実に努めている。

（５）はたちの記念式典

20歳を迎える方が、これから大人としての責任や義務を自覚し、次代の担い手として、それぞれの個性や能力を大いに発揮し、良き社会の一員となっていくよう門出を祝すものとして開催するもの。

令和5年（2023年）は1月9日に熊本城ホールで実施した。（対象者 約7,500人）

10 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（１）沿革

平成22年（2010年）4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（２）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（３）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（４）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁決等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき、現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ 職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項
- ⑤ オンブズマンの職務に関する事項

（５）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、相談員1名、事務職員1名、事務局長の8名体制で運用を行っている。

（６）苦情申立て後の流れ

① 申立方法

苦情申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情申立ての内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 令和4年度(2022年度)の運用状況

令和4年度(2022年度)は、63件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分13件と合わせて76件の苦情申立てを処理した。

ア 苦情申立て受付状況(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))

年度	H30	R元	R2	R3	R4
受付件数	78	58	54	50	63

イ 行政組織別受付状況(令和4年度(2022年度)受付分)

組織	件数	組織	件数	組織	件数
区役所[土木センター]	23 [11]	文化市民局	4	上下水道局	2
健康福祉局	11 【1】	教育委員会	4	総務局	1
政策局	5	都市建設局	3(1)	市民病院	1
財政局	5 (1)	交通局	2	選挙管理委員会	1
【 】内は新型コロナウイルス感染症関連 計1件				その他の機関	1
() 内は平成28年(2016年)熊本地震関連 計2件				合計	63 【1】 (2)

ウ 苦情申立ての処理状況(令和4年度(2022年度)処理分(前年度からの継続調査分を含む))

区 分	件数
1 調査結果を通知したもの	31 (2)
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3 (1)
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	0
(3) 市の業務に不備がなかったもの	28 (1)
2 調査対象とならなかったもの	18 【1】
(1) 管轄外のもの	2
(2) その他のもの(利害無し・1年以上経過等)	16 【1】
3 調査を中止したもの	2
4 取り下げられたもの	17 (1)
5 継続調査中のもの	8
合 計	76 【1】 (3)

【 】内は新型コロナウイルス感染症関連 計1件
() 内は平成28年(2016年)熊本地震関連 計3件

エ 発意調査

熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき発意調査を2件行った。

- ① 電子メールの取扱い ② 民生委員と市の協働について

オ 勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

1 1 文化振興（文化政策課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では文化行政を市政の中核と位置づけ「上質な生活・文化都市くまもと」の実現を目指しており、R5年度より文化顧問を設置し、政策立案等にその知見を活用することで、市民が文化芸術に親しめるまちづくりを進めている。

（1）市民の文化の振興

令和4年度（2022年度）主な文化事業

文化芸術支援事業（アーティストスポット熊本）

地元で活動するアーティストに発表の場を与えるとともに、発表の場の新規開拓をすることにより市民が文化芸術に触れる機会を創出することで、生活の質の向上を図るほか、ビジネスチャンスの創出につなげる事業（R2年1月制度運用開始）。

登録状況

- ・アーティスト 232組
- ・スポット 88か所

地域の文化資源の認定制度（郷土文化財認定制度）

地域で継承されてきた貴重な文化資源のうち、地域での保存・継承等の活動が伴うものを「郷土文化財」として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を促進するとともに、まちづくりへ活用する制度。（R3年1月制度運用開始）

認定後は、熊本市ホームページで紹介するとともに、パンフレットや案内板の製作等、広く情報発信を行い活動を支援している。令和3年度は「託麻新四国八十八ヶ所巡り」、令和4年度は「近津鹿島宮火の神祭り」の2件について認定している。

（2）人づくり基金（平成3年度（1991年度）から実施）

目 的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 595,290,606円

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
援助件数（件）	4	4	0	5	3
援助金額（千円）	3,209	2,032	0	3,072	3,084

（3）熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年（2002年）3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぶれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートルフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

- 管理運営 （公財）熊本市美術文化振興財団（指定管理者 期間：令和元年度〔2019年度〕～令和5年度〔2023年度〕）
- 所 在 地 中央区上通町2番3号

展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。令和４年度（２０２２年度）は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展 覧 会 名	会 期	入場者数（人）
塔本シスコ展 シスコ・パラダイス かかずにはいられない！人生絵日記	R4. 4. 1～R4. 4. 10 (R4. 2. 5～R4. 4. 10)	2,583 人 (8,222 人)
和田誠展	R4. 4. 23～R4. 6. 19	16,520 人
開館 20 周年記念 ひびのこづえ×KUMAMOTO 不思議の森に棲む服展	R4. 7. 2～R4. 9. 19	11,257 人 (※大型台風接近のため 9/18・9/19 は 休館)
PAPER:かみと現代美術	R4. 10. 1～R4. 12. 18	8,382 人
第 34 回熊本市民美術展 熊本アートバレード	R5. 1. 7～R5. 1. 22	3,060 人
坂口恭平日記	R5. 2. 11～R5. 3. 31 (R5. 2. 11～R5. 4. 16)	6,384 人 (10,474 人)

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
太田三郎 切手に種をのせて	R4. 4. 1～R4. 6. 5 (R4. 3. 19～R4. 6. 5)
熊本市現代美術館開館 20 周年記念 CAMK ポスター大回顧展	R4. 6. 8～R4. 8. 21
熊本市現代美術館開館 20 周年記念 Our Attitudes	R4. 8. 28～R4. 10. 30 (※大型台風接近のため 9/18・9/19 は休館)
誰も知らない	R4. 11. 2～R5. 1. 15
小材啓治 私の風土記展	R5. 1. 18～R5. 3. 5
CAMK コレクション 目の部屋と手の部屋	R5. 3. 8～R5. 3. 31 (R5. 3. 8～R5. 5. 14)

井手宣通記念ギャラリー

展 覧 会 名	会 期
CAMK コレクション展 反復、リズム	R4. 4. 1～R4. 6. 5 (R4. 3. 30～R4. 6. 5)
熊本市現代美術館開館 20 周年記念 CAMK ポスター大回顧展 (※)	R4. 6. 8～R4. 8. 21
熊本市現代美術館開館 20 周年記念 Our Attitudes (※)	R4. 8. 28～R4. 10. 30 (※大型台風接近のため 9/18・9/19 は休館)
新規収蔵作品展	R4. 11. 2～R5. 1. 15
熊本市現代美術館収蔵作品よりボリス・ミハイロフ 《Case History》	R5. 1. 18～R5. 3. 5
CAMK コレクション 目の部屋と手の部屋 (※)	R5. 3. 8～R5. 3. 31 (R5. 3. 8～R5. 5. 14)

(※) ギャラリーⅢ、井手宣通記念ギャラリーをひとつの展示室として展覧会を開催

1 2 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供することを目的として設置している。

開館以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約75%と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用されている。

平成20年度（2008年度）から愛称命名権（ネーミングライツ）制度を導入、平成28年4月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

平成28年熊本地震では、大ホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年（2018年）1月より営業を再開し、同年3月に開館50周年記念コンサートを開催した。

平成30年（2018年）4月からは指定管理者による管理運営を開始した。

ア 施設概要

管 理 運 営 一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団
(指定管理者 期間：令和5年度〔2023年度〕～令和9年度〔2027年度〕)
所 在 地 中央区桜町1番3号

イ 施設別定員

区 分	大ホール（席）	大会議室（席）	会 議 室（人）		
			第1～第5、第8 （小会議室）	第6～第7、第9 （中会議室）	第10 （和室）
定 員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 252	20	40	20

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大 ホール						大 会 議 室						中小会議室（10室）	展示・ロビー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
H30	100	100	52	20	20	292	249	3	17	9	43	321	3,495	91
R1	85	54	34	14	27	214	224	7	11	9	27	278	3,370	71
R2	3	18	7	6	48	82	9	6	4	9	119	147	2,265	28
R3	15	42	26	15	56	154	35	2	5	6	138	186	2,422	46
R4	47	78	28	12	46	211	63	17	16	7	198	301	3,263	88

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的として設置している。

東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

平成28年熊本地震ではホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年（2018年）1月より営業を再開。

ア 施設概要

管 理 運 営 一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団

(指定管理者 期間：令和4年度〔2022年度〕～令和8年度〔2026年度〕)

所 在 地 東区若葉3丁目5番11号

イ 施設利用状況

(単位 上段 件、下段 人)

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成30年度	192	249	171	159	158	87	93	1,109
	33,935	9,230	2,961	1,923	4,613	481	624	53,767
令和元年度	182	238	205	170	130	110	88	1123
	25,814	7,933	3,191	1,944	3,478	317	528	43,205
令和2年度	159	183	96	102	71	122	51	784
	12,598	3,362	1,260	701	1,161	218	162	19,462
令和3年度	180	187	76	93	86	78	53	753
	14,861	3,870	760	718	1,294	128	165	21,796
令和4年度	243	258	132	150	109	85	90	1067
	24,636	6,203	1,434	1,288	2,077	198	283	36,119

※ () は各室定員

13 文化財（文化財課）

ア 国指定文化財（38）

令和5年（2023年）4月1日現在

区分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町時代	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永瑱禅師倚像	南北朝期	雲巖禅寺	大 4 年
	木造十一面観音立像附像内納入品	鎌倉中期	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本紀寛宴和歌（上・下）	鎌倉中期	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町後期	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8 年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧第五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6 年
	巴螺細鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉中期	大慈寺	昭 56 年
	蒔絵調度類	安土桃山期	本妙寺	平 26 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 50 年
	紙本墨書後光厳院宸翰御消息（何条事哉候云々）	南北朝期	個人（京都相国寺）	昭 14 年
	阿蘇家文書三十四卷附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭 62 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
(19)	安南国大都統官阮潢書簡 加藤清正宛（2 通）	江戸前期	本妙寺	平 30 年
特別史跡 (1)	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平 7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白山比咩神社（熊本市）	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	熊本市	平 9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	個人ほか	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51 年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55 年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平 22 年
(10)	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平 25 年
名勝及び史跡 (1)	水前寺成趣園	江戸前期 庭園	出水神社（熊本市）	昭 4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12 年
(6)	イヌワシ		秋田市	昭 40 年
特別天然記念物 (1)	タンチョウ		熊本市	昭 27 年

イ 県指定文化財（92）

令和5年（2023年）4月1日現在

指定の種別		件数	摘 要
重要文化財	（工芸品）	(29)	切支丹銅鐘 刀剣類 9 鐔 10 清正拵網代鞆 勝色絨具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附鎧櫃 五鈷鈴 独鈷杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版木 黒糸威二枚胴具足
	（彫 刻）	(4)	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	（古文書）	(2)	肥後国検地諸帳 細川忠興・忠利発給文書群
	（書 跡）	(20)	永青文庫文書 18 菊池万句 獨行道
	（建造物）	(11)	古今伝授の間 大慈寺石塔 4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸 不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	（絵 画）	(6)	大慈寺蔵絵画 2 往生院蔵絵画 2 紙本著色宮本武蔵像 竹林七賢図屏風
	（考古資料）	(2)	磁州窯系鉄絵壺 曽畑遺跡出土植物質資料
	（歴史資料）	(2)	領内名勝図巻 金春流中村家能楽等関連資料
重要無形文化財		2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡		9	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稲荷山古墳 明徳官軍墓地 つつじヶ丘横穴群 円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝		1	雲巖禅寺境内
天然記念物		2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財		1	肥後神楽
重要有形民俗文化財		1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財(114)		令和5年（2023年）4月1日現在		
分類	名称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	西区小島下町599番地	昭43. 8. 13
	四時軒	〃	東区沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	中央区大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	中央区安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	西区池上町平 国有林内	43. 12. 4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	東区小山町3371番地	45. 11. 16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪觀世音菩薩坐像	岫雲院	西区春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	紙本墨書成道寺記一卷	宗教法人	西区花園	49. 5. 15
	紙本著色沢村大学画像一幅	〃	中央区二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	西区花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	中央区横手3丁目26番8号	50. 11. 27
	木部六地藏塔	国	南区御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	中央区二の丸 県立美術館内	53. 8. 22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	西区池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	中央区二の丸 県立美術館内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	中央区二の丸 県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺文化財保存会	北区龍田2丁目15番22号	58. 3. 23
	日向六地藏塔	九州財務局	東区戸島町4345番地	63. 7. 28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	南区奥古閑町1893番地2	平4. 3. 26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	北区四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	北区楠野町759番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	北区四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1. 尾跡地藏講帳 2. 恵美須祭礼帳 3. 西之宮講帳（3冊）	河内町尾跡地区	西区河内町船津1225番地尾跡公民館	〃
	河内町役場文書	熊本市	西区河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	西区河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	個人	西区河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	西区河内町河内	〃
	面木木造十一面観音坐像	個人	西区河内町面木	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4. 12. 24
	加藤清正公肖像画	〃	中央区古京町3-2（熊本博物館）	7. 8. 2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	中央区横手1丁目14番20号	18. 1. 25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他 9 点	個人	南区富合町釈迦堂22番地	21. 6. 15
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	南区城南町高376番地	23. 4. 28
	高の石造宝塔	個人	南区城南町高	23. 8. 25
	七所宮の石造宝塔	宮地神社（個人）	南区城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	北区植木町鞍掛	23. 3. 28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	北区植木町豊岡・鈴麦	23. 4. 28
	服部の五輪塔	個人	北区植木町豊田	24. 1. 27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	北区植木町清水1003番地	24. 5. 1
	田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	北区植木町豊岡1635番地	24. 7. 31
	舞尾の六地藏板碑	舞尾地区	北区植木町舞尾640番地	24. 7. 31
	越州窯青磁水注及び共伴須恵器（塔ノ本遺跡土壙墓出土品）	熊本市	北区植木町岩野238番地1	25. 3. 27
	木造千手観音立像	立福寺総代会	北区立福寺	31. 1. 28
	木造阿弥陀如来立像	法人	中央区	31. 1. 28
	活人形聖観音菩薩立像附衣装及び蓮台	来迎院	西区春日	31. 1. 28
	菱形八幡宮神像群	菱形八幡宮総代会	中央区二の丸 県立美術館内	令2. 12. 25
	木造愚谷常賢像	鷺林寺	南区野田	令2. 12. 25
(61)	六所宮の鳥居	藤崎八幡宮	中央区井川淵町3-1	令2. 12. 25
有形民俗 文化財 (1)	万日塔	自治会	西区春日2丁目地内	令3. 4. 28
史 跡	天福寺裏山古墳群 附学承院跡宝篋院塔	熊本市、(社)照敬会	西区花園7丁目2442番地 東区尾ノ上4丁目11番70号	昭43. 12. 4
	富ノ尾古墳	熊本市	西区池田3丁目44番	43. 8. 13
	水前寺廃寺跡	個人	中央区水前寺公園	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	東区健軍2丁目 神水1丁目	〃
	檜崎山古墳群(五基)	個人	西区小島下町	43. 12. 4
	千金甲丙号古墳群(二基)	熊本市	西区小島下町高城山	45. 6. 2
	城山古墳群(一の塚・二の塚・三の塚)	〃	西区域山上代町城山1107-1	46. 8. 11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	西区春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	健軍神社境内	健軍神社	中央区健軍本町13番	47. 12. 13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	個人	中央区出水1丁目2 熊野神社	〃

分 類	名 称	所 有 者（管理団体）	所 在 地	指定年月日
史跡	明治天皇御幸御野立所	熊本市	南区御幸西4丁目1311	48. 5. 8
	明治天皇小島行在所跡	〃	西区小島下町599・600番地	43. 8. 13
	四時軒跡	〃	東区沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	中央区渡鹿6丁目11番89号	49. 9. 5
	木部地藏堂敷地（道伝寺跡）	国	南区御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	百梅園跡	熊本市	西区島崎4丁目10番39号	53. 4. 25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	中央区内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国（熊本市）	西区池田2丁目5番27号	54. 4. 24
	花岡山陸軍埋葬地	熊本市	西区横手2丁目13	55. 11. 27
	釣耕園	個人ほか	西区島崎5丁目7番	60. 8. 22
	叢柱園	熊本市	西区島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	北区改寄町100番地13・14号	平4. 3. 26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	西区河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	西区河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	西区河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	西区河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	西区河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	西区河内町岳520番地	〃
	豊ケ石	個人	西区河内町野出33番地8	〃
	平島支石墓	植木町田底山城區	北区植木町田底	23. 3. 28
	高熊古墳	個人	北区植木町古閑	23. 3. 28
	陳内廃寺跡	熊本市	南区城南町陳内98番地5	23. 4. 28
	陳内瓦窯跡	個人	南区城南町陳内	23. 4. 28
(33)				
名勝及び史跡 (1)	瑞巖寺跡	熊本市	北区貢町1421番地～1423番地	平4. 3. 26
天然記念物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	西区上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43. 8. 13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	中央区花畑町6番2号 花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	北区釜尾町425番地	平4. 3. 26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7. 4. 28
(6)	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	北区植木町宮原	23. 3. 28
無形文化財 (1)	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	市内	昭50. 2. 26
無形民俗 文化財	銭太鼓踊り	下沖銭太鼓踊り保存会	市内	平4. 3. 26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	北区硯川町 柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	北区立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	北区明德町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	西区河内町 白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	西区河内町 野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	西区河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	中央区新町	20. 8. 1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	北区植木町清水 清水菅原神社	24. 3. 27
	上南部肥後神楽	上南部肥後神楽保存会	東区上南部 乙姫神社	令元. 12. 2
	平山神社神楽	平山神社神楽保存会	西区松尾町平山 平山神社	〃
(11)				

エ 登録有形文化財(27)

令和5年（2023年）4月1日現在

名 称	所 有 者	所 在 地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	中央区練兵町45番地	平8. 12. 20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	中央区大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	中央区黒髪3丁目12番16号	9. 5. 7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	北区八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	中央区新町4丁目1番19号	10. 1. 16
今村家住宅	個人	南区	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	中央区黒髪2丁目39番1号	10. 9. 2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学図書館）	国（文部科学省）	中央区本荘1丁目1番1号	〃
ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ピーエス株式会社	中央区中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館（旧熊本紡績電気室）	学校法人熊本学園	中央区大江2丁目1903-2	16. 8. 17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館（旧鐘淵紡績熊本工場診療所）	個人	西区河内町	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	中央区神水1丁目633番2号	17. 12. 26
富重写真所	富重写真館	中央区新町2丁目8番5号	18. 4. 12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	中央区神水1丁目633番1号	19. 5. 29
浜田醤油店舗	個人	西区小島6丁目9番1号	19. 10. 22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	中央区黒髪5丁目23番1号	20. 3. 7
本妙寺仁王門	本妙寺	西区花園4丁目128番地	23. 7. 25
日本福音ルーテル熊本協会	日本福音ルーテル熊本協会	中央区水道町1番21号	令元. 12. 5
西村家住宅店舗	個人	中央区西唐人町10	2. 8. 17
西村家住宅主屋	個人	中央区西唐人町13	2. 8. 17

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員 12 名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（令和4年度（2022年度）実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 4回
- ・現状変更等諮問件数 10件
- ・埋蔵文化財の届出に対する処理件数 1, 170件
- ・文化財現地調査 7回

カ 記念館

（令和5年（2023年）4月1日現在）

名 称	概 要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 （中央区内坪井町4番22号）	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。	昭53. 6. 5
徳富記念園 （中央区大江4丁目10番33号）	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸（大江義塾跡）と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。	昭45. 9. 9
横井小楠記念館 （東区沼山津1丁目25番91号）	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。	昭57. 7. 15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 （中央区水前寺公園12番10号）	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本県内現存最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 ※熊本地震による移築復旧工事完了、令和5年9月1日開館予定。	昭49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 （中央区安政町2番6号）	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御馬下の角小屋 （北区四方寄町1274番地）	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62. 12. 1
リデル、ライト両女史記念館 （中央区黒髪5丁目23番1号）	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平6. 2. 3
後藤是山記念館 （中央区水前寺2丁目6番10号）	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平8. 5. 20
夏目漱石大江旧居 （中央区水前寺公園21-16）	夏目漱石が熊本で3番目に住んだところで、もともと大江村（現在の新屋敷1丁目）にあったものを移築復元した。漱石はこの家で生活する間に、小説『草枕』の題材となった玉名市小天温泉への旅行に出かけた。	平28. 5. 10 ※令5. 4. 1 記念館として開館
田原坂西南戦争資料館 （北区植木町豊岡858番地1）	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭58. 5 ※平27. 11リニューアル

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。

施設概要

管 理 運 営	くまもと工芸協会共同企業体 (指定管理者 期間：令和２年度（２０２０年度）～令和６年度（２０２４年度）)
所 在 地	南区川尻１丁目３番５８号
主 な 事 業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

14 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア 総括

加藤清正が、慶長4年（1599年）頃より築城に着手し慶長12年（1607年）に完成させた熊本城は、豪壮な大小天守や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は、清正とその息子忠広の2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、約240年を経て明治に至る。

新城築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を茶臼山に選定し、城外にひろがる平野を城下として整備した。

また、清正流石垣と呼ばれる石垣下の傾斜が緩やかで上に登るほど急勾配を持った石垣や広大な堀をめぐらし、随所に虎口を設けるなど防備の面で数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたとされるが、惜しくも明治10年（1877年）の西南戦争直前の火災で大小天守や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年（1960年）8月清正公350年遠忌と市制70年を記念して総工費1億8,000万円で天守閣が再建された。昭和56年（1981年）1月には西南戦争100周年記念事業として西大手門が復元されており、平成元年（1989年）には60年ぶりの宇土櫓の大規模修復が行われ、さらに市制施行100周年を記念して数寄屋丸二階御広間が復元された。

そして、平成9年度（1997年度）に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年（1998年）から本格的な歴史的建造物の復元整備に着手し、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元整備を行い、平成20年（2008年）3月熊本城築城400年にあわせ総工費54億円で本丸御殿大広間が完成した。

平成20年度（2008年度）からは第Ⅱ期熊本城復元整備事業として、馬具櫓一帯、平左衛門丸の堀などの復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続堀が完成したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。平成10年（1998年）から20年余に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から5年が経過した現在（令和4年（2022年）4月1日現在）も、熊本城の有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。なお、熊本城の復旧過程を段階的に公開するために、令和元年（2019年）10月5日からは、原則日曜・祝日限定で天守閣エリア等の一部について、大天守の外観復旧完了に伴う特別公開第1弾を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年（2020年）3月1日公開分から公開を中止するとともに、令和2年（2020年）4月29日から特別公開第2弾として開始を予定していた特別見学通路の公開も延期し、令和2年（2020年）6月1日から同通路の公開を開始した。

特別公開第2弾では、特別見学通路を通して天守閣前広場まで至る南ルートと、日曜・祝日のみ公開の北ルート（第1弾での公開ルート）とあわせて回遊できる公開を実施した。

また、令和3年（2021年）6月28日からは、天守閣の完全復旧に伴い、全面リニューアルした展示と最上階から熊本市内を眺望できる特別公開第3弾を開始し、北ルートも含め、曜日を問わず毎日公開していたが、宇土櫓解体保存工事の開始に伴い、令和4年（2022年）10月1日からは、北ルートは日曜・祝日のみの公開としている。

イ 整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきた。その中核を成す熊本城は、我が国有数の貴重な歴史文化遺産としての特別史跡はもとより、広大な面積を誇る都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りな

がら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービス空間の創出」の3つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成10年度（1998年度）から平成19年度（2007年度）に実施した。

その後、平成20年度（2008年度）からは短期（第Ⅱ期）の復元整備を実施したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、熊本城復元整備計画を休止し、今は長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいる。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元整備に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年（2007年）を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元整備した。また、平成11年（1999年）の台風18号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇 所	復元建造物	事業期間（事業費）
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓	平成10～15年度（事業費 約19億円）
	西大手門	平成12～15年度（事業費 約5億円）
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	平成10～16年度（事業費 約11億円）
本丸一帯	本丸御殿大広間	平成11～19年度（事業費 約54億円）

②第Ⅱ期復元整備（短期）

平成20年度（2008年度）から、往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続堀を復元した。

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇 所	復元建造物	事業期間（事業費）
馬具櫓一帯	馬具櫓及び続堀	平成20～26年度（事業費 約4億円）

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成10年（1998年）4月に1口1万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主」制度を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成20年度（2008年度）の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主」制度へ移行したが、平成28年熊本地震により受付を休止し、平成28年（2016年）4月21日に新たに熊本城復旧事業の財源とするため熊本城災害復旧支援金を立ち上げた。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成28年（2016年）11月1日に従前の「一口城主」制度をベースとした「復興城主」制度を創設し、「新一口城主」制度は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 （第Ⅰ期復元整備）	平成10年4月1日～平成19年3月31日	27,154	1,206,565,996
新一口城主 （第Ⅱ期復元整備）	平成21年1月1日～平成28年4月21日	49,401	606,262,120

(2) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財建造物及び再建・復元建造物 ※熊本地震により天守閣を除き閉鎖中（令和5年（2023年）4月1日現在）

①重要文化財建造物

名 称	面積（㎡）	高さ（m）	長さ（m）	摘 要
宇 土 櫓	914.65	19.5		三重五階櫓
長 塀		2.0	242.44	
田 子 櫓	49.96	6.23		一重櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.40	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五 間 櫓	35.37	5.54		一重櫓
平 櫓	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監 物 櫓	140.33	6.27		一重櫓
不 開 門	59.70	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名 称	面積（㎡）	高さ（m）	摘 要
天 守 閣	2925.28	31.20	三重六階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長 局 櫓	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	818.50	12.10	〃
飯田丸五階櫓	503.05	14.39	三重五階櫓
戊 亥 櫓	192.20	11.00	二重三階櫓
西大手門	248.09	8.10	櫓門
南大手門	330.17	7.96	〃
元太鼓櫓	58.90	7.09	一重櫓
未 申 櫓	186.80	11.81	二重三階櫓
馬 具 櫓	130.69	6.63	一重櫓
櫓 方 門	46.79	5.43	長屋門
平 御 櫓	46.57	6.67	一重櫓

③利用状況

年度 \ 区分	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (千円)
H28	99,528	36,883
H29	—	—
H30	—	—
H31 (R1)	186,137	77,593
R2	310,011	129,597
R3	447,851	273,434
R4	1,002,978	649,310

※平成28年度（2016年度）は熊本地震発災日までの14日間実績（有料区域内の入園者数）

※平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

イ 旧細川刑部邸 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和5年（2023年）4月1日現在）

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保3年（1646年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約4カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年（1994年）1月15日から一般公開されている。昭和60年（1985年）に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

所 在 地	中央区古京町3番1号
開設年月日	平成6年（1994年）1月15日
構 造	木造平家建（一部2階建）
主 要 施 設	主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

ウ 肥後名花園 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和5年（2023年）4月1日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年（1973年）に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥 後 菊	観賞 11月中旬
肥 後 花 菖 蒲	観賞 6月上旬
肥 後 朝 顔	8月に展示会
肥 後 芍 薬	観賞 5月上旬
肥 後 椿	観賞 3月
肥 後 山 茶 花	観賞 11月中旬

（3）熊本地震からの復旧・復興

ア 被害の状況等

平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・一部損壊等を含め重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の全てが被災し、石垣は全体の約3割にあたる約23,600㎡に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等26棟も

屋根や壁が破損し、地盤についても約12,345㎡に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及んだ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約634億円に上る。

◆被害状況

※熊本城全体の石垣：973面 約79,000㎡

区 分	被害内容
石 垣	膨らみ・緩み517面 約23,600㎡（全体の29.9%） うち崩落229面 約8,200㎡（全体の10.3%）
地 盤	陥没・地割れ70箇所 約12,345㎡
重要文化財建造物	13棟（倒壊2棟、一部損壊3棟、他屋根・壁破損等8棟）
再建・復元建造物	20棟（倒壊5棟、他は下部石垣崩壊・屋根・壁破損等15棟）
便益施設	26棟（屋根・壁破損等）

◆被害額（平成28年（2016年）9月14日公表）

区 分	被害額
石 垣	約425億円
重要文化財建造物	約 72億円
再建・復元建造物+その他公園施設	約137億円
総 額	約634億円

（注1）その他関連施設として旧細川刑部邸約5億円

（注2）現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

イ 復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方（平成28年（2016年）7月26日公表）

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、100年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成28年（2016年）7月26日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“100年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の5つとして、基本方針の平成28年（2016年）内の策定、復旧基本計画の平成29年度（2017年度）までの策定など、その後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成28年（2016年）12月26日策定）

基本的な考え方に沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性として、「被災した石垣・建造物等の保全」、「復興のシンボル「天守閣」の早期復旧」、「石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧」、「復旧過程の段階的公開と活用」、「最新技術も活用した安全対策の検討」、「100年先を見据えた復元への礎づくり」、「基本計画の策定・推進」など7つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成28年（2016年）12月26日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員5名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

③熊本城復旧基本計画（平成30年（2018年）3月28日策定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や耐震化等の工法の検討及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定した。

「熊本城復旧基本計画」の策定から5年が経過した令和4年度に、事業主体としての自己点検を行い、この評価を有識者による検証委員会に諮りつつ、その助言を踏まえて改定作業を行った。計画の根幹となる基本方針は従来通りとした上で、より持続可能性の高い計画に向け、短期施策の達成状況や課題等を逐一検証し、当初計画期間の20年から35年への見直しを含めた計画に改定した。（令和5年（2023年）3月28日改定）

計画改定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として委員7名で構成する「熊本城復旧基本計画検証委員会」を設置した。

令和5年（2023年）以降は計画に基づく復旧手順に沿った復旧事業の着実な進捗に取り組み、概ね35年（令和34年度・2052年度）を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。

◆施策と具体的な取り組み（「熊本城復旧基本計画」第4章 抜粋）

施 策	具体的な取り組み
1 被災した石垣・建造物等の保全	(1) 崩落・倒壊した石垣・建造物等の回収・適切な保全 (2) 崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 (3) 被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
2 復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	(1) 市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の2019年を見据えた早期復旧 (2) 耐震化等による天守閣の安全性の向上 (3) 天守閣のバリアフリー化及び展示・内装内容の刷新
3 石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	(1) 石垣・建造物等の計画的復旧 (2) 工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 (3) 伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
4 復旧過程の段階的公開と活用	(1) 天守閣エリア等の早期公開と主要構成建造物の復旧 (2) 復旧過程の文化・観光資源等としての活用 (3) 都市公園としての機能の回復・向上
5 最新技術も活用した安全対策の検討	(1) 文化財的価値の保存を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 (2) 耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 (3) 将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
6 100年先を見据えた復元への礎づくり	(1) 熊本城調査研究の更なる推進 (2) 将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり (3) 震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
7 復旧基本計画の推進	(1) 国県等の関係機関一体となった復旧の推進 (2) 多様な復旧財源の確保 (3) 城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

④復興城主（平成28年（2016年）11月1日開始）

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成21年（2009年）1月1日から受付を開始した「新一口城主」制度は、天守閣内への芳名板掲示をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成28年（2016年）4月21日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を民間金融機関に開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の「一口城主」制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の「一口城主」制度をベースとして、1回1万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成28年（2016年）11月1日から「復興城主」

制度を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも多額の寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成28年（2016年）11月1日 ～ 令和5年（2023年）4月1日現在	136, 137	2, 975, 690, 347
熊本城災害復旧 支援金	平成28年（2016年）4月21日 ～ 令和5年（2023年）4月1日現在	24, 306	2, 527, 356, 708

⑤熊本城特別公開

熊本城大天守外観復旧にあわせ、令和元年（2019年）10月5日から、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを開示する特別公開第1弾を日曜・祝日限定で開始した。

また、特別見学通路の整備完了に伴い、令和2年（2020年）6月1日からは、地上約6メートルの高さからの新しい視点で、飯田丸、竹の丸等の石垣の被災状況、東竹の丸の重要文化財櫓群などを観覧できる特別公開第2弾を開始し、曜日を問わず毎日公開した。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年（2021年）1月1日、1月15日～2月17日は臨時閉園）

さらに令和3年（2021年）6月28日からは、天守閣の完全復旧に伴い、全面リニューアルした展示と最上階から熊本市内を眺望できる特別公開第3弾を開始した。なお、この第3弾公開に伴い、これまで日曜・祝日のみの公開だった北ルート（特別公開第1弾のルート）も毎日公開が可能となり、特別見学通路を通して天守閣前広場まで至る南ルートとあわせて回遊性が向上した。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年（2021年）4月26日～6月27日、8月2日～9月30日は臨時閉園）

令和4年（2022年）10月1日からは、宇土櫓解体保存工事の開始に伴い、北ルートは日曜・祝日のみの公開としている。

健康福祉

1	健康づくりの推進	155
2	健康福祉サービス体制	158
3	社会保障制度	165
4	高齢者福祉	177
5	障がい者福祉	184
7	生活衛生	195

1 健康づくりの推進

現代社会においては、高齢化が進展する中での介護予防策の充実や、若い世代からの生活習慣病予防対策の推進、さらには医療費の伸びの適正化等の社会環境の変化に伴う課題への対応が求められている。

そこで、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」を策定し、「全ての市民が生涯を通して、住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる」ことを基本理念に、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、小学校区を単位とした健康まちづくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

(1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

	年度 項目	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
ア 食育の推進	こどもの食育推進ネットワーク 全体研修会参加者延べ数（人）	181	中止	645	787	456
イ 地区組織活動の支援	食生活改善推進員研修会（回）	53	55	33	39	50
	すこやか食生活改善講習会（回）	92	90	23	46	92
ウ 食生活改善推進員の養成	修了者（人）	72	49	34	42	40

(2) 歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康づくりの推進に向け、「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、熊本市歯科保健基本計画を定め、それぞれの市民のライフステージの特性に応じた施策を社会全体として総合的かつ計画的に推進する。また、8020（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の歯と口腔の健康づくりの啓発に努めている。

	年度 項目	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
ア 妊婦歯科健診受診状況	妊婦歯科健診受診率（%）	60.7	58.6	57.8	59.0	57.9
イ 3歳児のむし歯の状況	3歳児でむし歯のない者（%）	79.6	81.3	83.0	84.1	86.5
ウ フッ化物洗口の実施状況	実施する保育所等（園）	111	113	110	111	101
	実施する小学校（校）	21	41	36	46	83
エ 8020推進員の育成	8020推進員の育成（累計）（人）	991	1,065	1,165	1,238	1,316

(3) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康教育及び健康相談を実施している。

ア 健康教育

区分	年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
開催回数（回）		701	690	291	314	546
延人員（人）		8,674	7,578	2,494	2,220	4,317

※対象年齢：40歳から64歳まで

イ 健康相談

区分	年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
開催回数（回）		427	368	650	328	245
延人員（人）		4,159	3,093	3,401	696	1,115

※対象年齢：40歳から64歳まで

ウ 訪問指導

（単位 人）

区分	年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
実人員		363	408	115	102	114
延人員		456	520	131	123	121

※対象年齢：40歳から64歳まで

(4) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課・保護管理援護課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

令和3年度（2021年度）から、ピロリ菌の有無を調べる胃がんリスク検査を開始するとともに、引き続き感染防止対策を講じながらがん検診を実施した。

歯周病検診において、歯周病の発症・重症化及び歯科疾患の予防を実施し、定期歯科健診の啓発や市民の健康意識の醸成を図る。

(単位 人)

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
健康増進法に基づく特定健康診査	1,129	1,054	1,090	1,000	1012
肺がん検診	21,142	20,748	17,071	19,015	20,712
胃がん検診	8,926	10,596	9,972	11,205	11,607
大腸がん検診	21,817	21,725	19,781	22,436	22,139
乳がん検診	13,282	14,403	13,137	13,783	13,789
子宮頸がん検診	注1) 20,534	注2) 24,275	注3) 24,258	注4) 27,009	注5) 25,747
胃がんリスク検査	-	-	-	729	684
歯周病検診	-	5	47	60	505

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1)、注2)、注3)、注4) 及び注5) には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、3,284人、2,680人、3,145人、3,066人及び2,747人を含む。

※歯周病検診は、令和元年（2019年）10月に事業開始。令和4年度より、40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象としている。令和5年度（2023年度）から事業名を「節目年齢歯科健診」としている。

(5) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度（2009年）から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

(単位 人)

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
新規人工透析者数	252	264	260	278	260

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

(6) 健康ポイント事業（健康づくり推進課）

住民の皆様が生涯を通して健康でいきいきと暮らせるよう、気軽に楽しみながら継続的に健康づくりができる環境づくりの一つとして「健康ポイント事業」の運営を行っている。本事業では、各種健診の受診やウォーキング等、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として貯めることができ、一定のポイント達成により抽選で賞品が当たるなどの仕組みによって、健康行動の習慣化を図っている。

また、令和4年度（2022年度）より、熊本連携中枢都市圏の16市町村（熊本市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）での共同実施に事業拡大し、都市圏全域における健康なまちづくりの推進を目指している。

(単位 人)

区分 \ 年度	H31 (R1)	R2	R3	R4
アプリ登録者数	15,393	32,360	50,468	63,011

(7) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年（2007年）4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

(単位 人)

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
結核一般住民検診	15,817	16,194	13,312	14,787	16,464
BCG接種（乳幼児）	6,681	6,388	6,138	6,031	5,542
管理検診	187	185	174	178	117
接触者検診	733	692	780	594	427

イ 患者管理

(単位 人)

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
結核患者登録数	154	185	137	117	95
新登録患者数	76	73	64	46	55
結核患者訪問指導	235	160	152	119	139
新登録患者中の入院勧告患者数	32	34	21	16	21

(8) 感染症対策事業（感染症対策課）

ア エイズ相談及びHIV検査

HIV感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びHIV検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・HIV検査の推移

(単位 件)

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
相談	1,276	1,184	332	583	672
検査	1,255	1,164	326	553	619

イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、医療機関に委託して検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

年度		平成 17				
区分		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
医療機関	B型肝炎（HB s 抗原）検査	2,347	1,687	1,605	1,570	1,457
	C型肝炎（HC V抗体）検査	2,355	1,701	1,632	1,578	1,475

(9) 予防接種事業（感染症対策課）

予防接種の状況

(単位 件)

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
四 種 混 合	26,712	25,512	25,172	24,057	22,329
二 種 混 合	5,468	5,396	5,832	5,297	4,955
ポリオ（不活化ワクチン）	229	18	1	1	1
インフルエンザ	102,960	109,499	134,943	117,750	118,418
日 本 脳 炎	40,129	34,185	33,395	21,653	27,687
麻 し ん 風 し ん 混 合	13,156	12,873	12,808	12,191	11,588
子 宮 頸 が ん	267	492	1,640	3,903	6,551
ヒ 　　　　　ブ	26,501	24,689	25,286	22,955	22,483
小 児 用 肺 炎 球 菌	26,799	25,357	24,697	23,802	22,486
水痘	12,343	11,961	12,428	11,204	10,279
B型肝炎	19,765	18,543	18,323	17,924	16,848
ロタウイルス感染症	—	—	5,952	14,798	13,750
成人用肺炎球菌	15,067	6,919	8,148	6,978	5,634

※麻しん風しん混合は、麻しん単独ワクチンと風しん単独ワクチンを合わせて集計している。

※インフルエンザは、定期接種と行政措置の合計。別途、令和2年度（2020年度）は高齢者施設等職員に11,455件費用助成。

平成24（2012年）年11月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。（三種混合ワクチン販売中止により、四種混合と合わせて集計している。）

平成25年（2013年）4月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が法定接種となった。

平成26年（2014年）10月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が法定接種となった。

平成28年（2016年）10月から、B型肝炎の予防接種が法定接種となった。

令和2（2020年）年10月から、ロタウイルス感染症の予防接種が法定接種となった。

令和4（2022年）年4月から、子宮頸がん予防接種の積極的勧奨の再開と積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対してキャッチアップ接種（令和4年度～令和6年度）が実施となった。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健こども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

(1) 救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を維持し、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア 初期救急医療業務（年末年始を除く）

① 休日夜間急患センター

	休日夜間急患センター（熊本地域医療センター）	休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）
診療科目	小児科・内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間 小児科：午後6時から翌午前8時まで 内科・外科：午後6時から午後11時まで 休日昼間 午前8時から午後6時まで	休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）

② 休日当番医制（ ）内は、1日あたり実施医療機関数

委託先	内容
熊本市医師会	診療科目 内科・外科(7)、小児科(1)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)
鹿本医師会	植木地区（1～2）

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後６時から翌午前０時まで）及び休日（午前０時から翌午前０時まで）の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療（熊本市歯科医師会委託）

当番医制により、休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 初期救急医療業務実績

年度			H30	H31(R1)	R2	R3	R4
区分							
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科(人)	14,735	14,279	5,102	6,811	8,117
		内科(人)	10,629	9,734	3,329	3,264	3,549
		外科(人)	1,938	2,068	1,027	1,142	1,463
		計(人)	27,302	26,081	9,458	11,217	13,129
	二次医療搬送(再掲)		1,330	1,220	756	759	747
	熊本赤十字病院	患者総数(人)	4,788	4,681	2,385	2,803	3233
休日当番医制(人)			39,816	45,060	23,390	26,882	33,487
(実施医療機関延数)			(910)	(990)	(848)	(829)	(816)
救急調剤(件)			17,441	16,707	6,258	6,811	7,567
休日夜間歯科診療(人)			115	143	81	102	115

イ 初期救急医療業務（年未年始）

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

項目	内容
①休日夜間急患センター	熊本市医師会熊本地域医療センター 診療科目 小児科・内科・外科
②休日当番医 (熊本市医師会委託)	診療科目 内科(5)、外科(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1) ※内科・外科のうち泌尿器科(1)、小児科(3) ※泌尿器科・小児科は午前9時～午後5時、耳鼻科は午前8時～午後8時 ()内は、1日あたり実施医療機関数
③救急調剤 (熊本市薬剤師会委託)	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
④休日夜間歯科診療 (熊本市歯科医師会委託)	当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施

年未年始診療実績

年度			H30	H31(R1)	R2	R3	R4
区分							
診療実日数(日)			5	5	5	5	5
急患センター	小児科(人)		802	709	255	289	382
	内科(人)		981	942	337	305	413
	外科(人)		104	90	59	95	116
休日当番医(人)			6,726	6,818	3,058	3,418	4978
救急調剤(件)			1,841	1,632	549	546	768
歯科当番医(人)			428	350	293	310	290

ウ 二次救急業務－病院群輪番制（通年）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市市民病院）の輪番制により実施。

健康福祉

（２）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

- ・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成１５年（２００３年）１１月４日

相談対応体制：専任相談員３名（看護師）・医療監視員（兼務）

- ・相談受付件数

		(単位 件)				
年度 相談区分	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	調査確認等 実施件数 (再掲)
相談・問合せ	1,300	1,215	945	910	745	6
苦情相談	224	205	226	215	175	25
合計	1,524	1,420	1,171	1125	920	31

（３）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成１５年（２００３年）７月３０日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の３本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等７団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

- ・設置年月日（再編）平成１６年（２００４年）４月１日

- ・熊本市の移動採血車による４００ｍｌ献血者数

		(単位 人)			
年度 項目	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
目標者数	12,094	11,810	12,005	12,584	12,411
献血者数	10,610	10,170	9,722	9,779	9,357

（４）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、こどもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年（1996年）4月1日より設置した。

（審議会の構成）

区 分	内 容
全体会	調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
身体障害者福祉専門分科会	身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。 【審査部会】 ・身体障害者福祉専門分科会審査部会（身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。） ・熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設整備等及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・児童福祉専門分科会審査部会（児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。） ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会
地域福祉専門分科会	地域福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・成年後見制度利用促進協議会（成年後見制度の利用促進や対応困難ケースへの助言等を行う。）

イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ 在宅福祉センター

住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、貸し館や福祉相談等を行う。

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成5年（1993年）4月20日	平成6年（1994年）5月22日
開 館 時 間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	相談室 和室 調理室	会議室 調理室
	多目的ホール 談話室	多目的ホール 談話室

（５）民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数1, 469人、現員1, 271人）

（令5.4.1現在）

地区 性別（人）	中央区	東 区	西 区	南 区	北 区	計
男	39	57	40	36	65	237
女	303	233	161	176	161	1,034
計	342	290	201	212	226	1,271

（主任児童委員143名を含む）

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

- 校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、

校区PTA代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、

前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生委員・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 事業費補助金等（令和5年度（2023年度）予算）

・熊本市民生委員児童委員協議会に対する補助金	年額	7,676千円（5,225円×1,469人）
・熊本市民生委員児童委員協議会活動推進費補助金	年額	9,620千円（130千円×74団体）
・民生委員活動費（費用弁償）	年額	151,895千円（110千円／人）
・民生委員活動費（費用弁償会長加算分）	年額	877千円（11,840円×74人）

（6）社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢福祉課）

ア 主な福祉団体

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	小山登代子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島喜義	南区平成1丁目10-8 熊本市健康センター 平成分室2F	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体

（健康福祉政策課・こども家庭福祉課・保育幼稚園課・高齢福祉課・障がい福祉課・保護管理援護課）

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 日 的
熊本市民生委員児童委員協議会	小山登代子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会	主海偉佐雄	中央区大江4丁目12番3号 大江校区社会福祉協議会内	福祉の向上を図り住みよい社会づくりの構築を目指す
熊本市母子寡婦福祉連合会	川田 秀子	東区新生2丁目30-2 第2新生ハイツ103号	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	田辺正信	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室1F	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る

熊本市遺族連合会	佐藤友一	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	田尻寛子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留孤児等にかかる諸問題の解決に 寄与し、あわせて中華人民共和国との友好 親善に資することを目的とする
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福 祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西一史	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活 動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	西 恵美	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	熊本市の知的障害者（児）の社会人とし ての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門文雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更 生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	甲斐國英	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向 上を図る
熊本市保育園連盟	上野誠之	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、 保育園の資質の向上を図り、よりよい地域 福祉の発展に寄与することを目的とする

(7) 指導監査（指導監査課）

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

令和4年度 社会福祉法人数	令和4年度 指導監査 実施法人数
181	69

			令和 4 年度	社会福祉施設数	令和 4 年度	実施施設数
児童福祉施設	保育所	公立		19		19
		私立		81		81
		計		100		100
	幼保連携型認定こども園			83		83
	母子生活支援施設			2		2
	乳児院・児童養護施設			6		6
	障がい児施設			7		7
	児童厚生施設	公立		11		11
		私立		2		2
		計		13		13
小計			211		211	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム			54		23
	養護老人ホーム			7		5
	軽費老人ホーム(A 型、ケアハウス)			18		10
	小計			79		38
障害者支援施設				14		14
社会事業授産施設				1		0
保護施設（救護施設）				1		0
合計				306		263

(8) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・介護事業指導課・障がい福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

- (令和5年度当初予算) 774, 500千円
- (令和4年度予算繰越) 732, 870千円 ※R3事故繰越2箇所 ※R4明許繰越2箇所
- (令和5年度対象施設数) 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計8カ所及び27床
※R3事故繰越2箇所含む
児童福祉施設4カ所 ※R4明許繰越2箇所含む

(9) 福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課）

ア 目 的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ 業務の内容

- 福祉の総合相談に関すること
- 女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- 子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（令和5年（2023年）4月1日現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員
家庭・女性相談員 7人

エ 利用状況（令和4年度（2022年度）実績）

- 福祉の総合相談
福祉一般に関する総合相談 1,105件

・女性のための相談 (単位 件)

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	611	経 済 関 係	生活困窮	44
	薬物中毒・酒乱	0		サラ金・借金	1
	離婚問題	170		求職	1
	その他	40		その他	63
子ども	養育困難	7	住居問題		63
	その他子どもの問題	79	医 療 関 係	病気	15
親族	親の暴力	80		精神的問題	76
	その他親族の問題	46		妊娠・出産	4
人間関係	男女問題	1		その他	3
	家庭不和	65	その他		8
	その他	15	合計		1,392

・子どものための相談 (単位 件)

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
15	19	1	0	1	667	53	756

3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成12年度（2000年度）から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（1）介護保険（平成12年度（2000年度）事業開始）（介護保険課）

ア 対象者

（令5.3.31現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	94,372人
	75歳以上	103,107人
	合 計	197,479人
第1号被保険者のいる世帯数		142,571世帯
40歳以上65歳未満者数		240,538人

イ 要介護（要支援）認定

①介護認定審査会	委 員	251名
	（構成）・医療関係者	96名
	・保健関係者	51名
	・福祉関係者	104名

② 審査件数 31,212件：令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

③ 要介護（支援）認定の状況

（令5.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	6,370	5,691	9,321	6,373	4,714	4,615	2,955	40,039
65歳以上 75歳未満	707	674	810	672	417	407	320	4,007
75歳以上	5,663	5,017	8,511	5,701	4,297	4,208	2,635	36,032
第2号被保険者	84	99	156	136	85	77	76	713
合 計	6,454	5,790	9,477	6,509	4,799	4,692	3,031	40,752

ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

（令5.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	2,746	3,328	0	7,563	5,296	3,204	2,385	1,375	25,897
第2号被保険者	42	61	0	141	123	70	59	52	548
合 計	2,788	3,389	0	7,704	5,419	3,274	2,444	1,427	26,445

② 地域密着型サービス受給者

（令5.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	39	68	0	1,541	1,211	1,179	943	658	5,639
第2号被保険者	0	0	0	17	12	10	10	14	63
合 計	39	68	0	1,558	1,223	1,189	953	672	5,702

③ 施設サービス受給者 (令5.3.31現在) (単位 人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計
第 1 号被保険者	1,803	1,688	87	458	4,036
第 2 号被保険者	12	13	0	3	28
合 計	1,815	1,701	87	461	4,064

エ 保険料

①令和 5 年度（2023 年度）保険料段階

段階	対象者			料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者			0.3	1,920 円	23,040 円
	老齢福祉年金（※１）の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合					
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入金額（※２）」と「合計所得金額（※３）－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額（※４）」の合計が 80 万円以下の場合			
本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の場合			0.375	2,400 円	28,800 円	
本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 120 万円を超える場合			0.7	4,480 円	53,760 円	
第4段階		世帯課税	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円以下の場合	0.875	5,600 円	67,200 円
第5段階 (基準段階)	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超える場合		1	6,400 円	76,800 円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額	120 万円未満の場合	1.2	7,680 円	92,160 円
第7段階			120 万円以上 210 万円未満の場合	1.3	8,320 円	99,840 円
第8段階			210 万円以上 320 万円未満の場合	1.5	9,600 円	115,200 円
第9段階			320 万円以上 400 万円未満の場合	1.7	10,880 円	130,560 円
第10段階			400 万円以上 500 万円未満の場合	1.8	11,520 円	138,240 円
第11段階			500 万円以上 600 万円未満の場合	1.9	12,160 円	145,920 円
第12段階			600 万円以上 700 万円未満の場合	2	12,800 円	153,600 円
第13段階		700 万円以上の場合	2.1	13,440 円	161,280 円	

※第 1 段階～第 3 段階までの料率は、公費投入により軽減されている

- (※ 1) 老齢福祉年金：明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方などに支給される年金。
- (※ 2) 公的年金等収入額：前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。
- (※ 3) 合計所得金額：収入金額から必要経費などに相当する金額を差し引いた金額の合計額（各種控除前の金額。合計所得金額が 0 を下回った場合には 0 とみなす）。第 1 段階～第 5 段階の方においては、給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得金額から 10 万円を控除した金額。第 6 段階～第 13 段階の方においては、給与所得または公的年金等所得がある場合、当該所得の合計額から 10 万円を控除した金額。
- (※ 4) 公的年金等所得金額：公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

② 保険料賦課収納の状況

(令 5. 4. 1 現在)

区分 年 度		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
現 年 度 分	保険料賦課額 (円)	14, 671, 519, 421	14, 494, 464, 724	14, 272, 645, 440	13, 674, 878, 619	13, 805, 073, 871
	保険料収納額 (円)	14, 444, 227, 809	14, 302, 097, 074	14, 104, 178, 918	13, 533, 258, 069	13, 669, 870, 107
	収 納 率 (%)	98. 45	98. 67	98. 82	98. 96	99. 02
過 年 度 分	保険料賦課額 (円)	513, 840, 734	511, 272, 400	471, 411, 625	417, 031, 613	350, 523, 173
	保険料収納額 (円)	75, 710, 253	82, 099, 992	67, 054, 696	77, 144, 502	51, 415, 982
	収 納 率 (%)	14. 73	16. 06	14. 22	18. 50	14. 67
計	保険料賦課額 (円)	15, 185, 360, 155	15, 005, 737, 124	14, 744, 057, 065	14, 091, 910, 232	14, 155, 597, 044
	保険料収納額 (円)	14, 519, 938, 062	14, 384, 197, 066	14, 171, 233, 614	13, 610, 402, 571	13, 721, 286, 089
	収 納 率 (%)	95. 62	95. 86	96. 11	96. 58	96. 93

オ 事業者

① 居宅サービス事業者等

(令 5. 4. 1 現在)

介護サービス 事業所数 (保険医療機関又は保険 薬局のみなし指定を除く。)	居宅サービス事業所数			
	・訪問介護	266 事業所	・訪問入浴	5 事業所
	・訪問看護	146 事業所	・訪問リハ	10 事業所
	・居宅療養管理指導	0 事業所	・通所介護	156 事業所
	・通所リハ	30 事業所	・福祉用具貸与	64 事業所
	・特定福祉用具販売	62 事業所	・短期入所生活	48 事業所
	・短期入所療養	45 事業所	・特定施設入居者生活介護	41 事業所
居宅介護支援事業所数				
	・居宅介護支援事業所	256 事業所		

※保険医療機関及び保険薬局については、一部の介護サービスの指定があったものとみなされ、サービスを提供することができる。(保険医療機関の場合は、訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所療養、訪問リハ又は通所リハに限る。保険薬局の場合は居宅療養管理指導に限る。)

② 地域密着型サービス事業者

(令 5. 4. 1 現在)

介護サービス 事業所数	地域密着型サービス事業所数			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 事業所	・夜間対応型訪問介護	0 事業所
	・地域密着型通所介護	144 事業所	・認知症対応型通所介護	36 事業所
	・小規模多機能型居宅介護	47 事業所	・認知症対応型共同生活介護	81 事業所
	・地域密着型特定施設入居者生活介護	2 事業所	・地域密着型介護老人福祉施設	19 施設
	・看護小規模多機能型居宅介護	7 事業所		

③ 施設サービス事業者

(令 5. 4. 1 現在)

介 護 保 険 施 設	施 設 数	床 数
① 介護老人福祉施設	35	1, 964
② 介護老人保健施設	27	2, 021
③ 介護療養型医療施設	2	59
④ 介護医療院	17	720

カ 介護（予防）給付費

（単位 円）

年度 区分		H30	H31（R1）	R2	R3	R4
居宅 サービス	訪問通所系	19,341,996,735	19,956,128,496	20,256,834,891	20,903,055,601	20,776,594,293
	短期入所系	1,439,771,337	1,426,643,905	1,236,307,306	1,150,648,498	1,096,405,201
	その他	7,208,066,425	7,413,792,322	7,747,130,858	7,988,734,391	8,327,867,277
	福祉用具購入	102,134,784	93,442,540	99,414,969	93,179,041	96,618,661
	住宅改修	238,071,087	229,167,628	214,206,670	205,557,371	194,751,384
	小 計	28,330,040,368	29,119,174,891	29,553,894,694	30,341,174,902	30,492,236,816
施設 サービス	介護老人 福祉施設	5,858,991,908	5,901,629,943	6,076,566,393	6,083,552,955	5,955,068,890
	介護老人 保健施設	6,391,054,747	6,168,172,458	5,974,333,681	6,015,152,832	6,010,311,284
	介護療養型 医療施設	2,003,647,646	1,856,938,779	※934,744,421	667,110,970	344,185,815
	介護医療院	50,622,808	514,272,033	1,613,748,949	1,789,943,937	2,035,799,322
	小 計	14,304,317,109	14,441,013,213	14,599,393,444	14,555,760,694	14,345,365,311
地域密着型サービス		10,159,916,696	10,429,351,947	10,590,713,892	10,590,713,892	11,244,019,911
計		52,794,274,173	53,989,540,051	54,744,002,030	55,683,206,375	56,081,622,038
高額介護サービス費		1,334,440,197	1,449,401,268	1,532,963,717	1,503,309,057	1,494,441,716
高額医療合算 介護サービス費		53,603,809	162,648,612	205,612,299	201,455,858	202,000,774
審査支払手数料		67,606,980	66,090,904	72,358,438	74,700,567	76,565,566
特定入所者 介護サービス費		1,516,100,291	1,514,244,411	1,533,448,248	1,298,770,824	1,116,920,578
合 計		55,766,025,450	57,181,925,246	58,088,384,732	58,761,442,681	58,971,550,672

※7 月豪雨災害概算請求分 588,830 円含む

キ 地域密着型サービス（平成１８年度（２００６年度）より実施）

サービス種類	サービス内容	備 考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせ、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護１以上
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護１以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせるサービスの提供を行う。	対象 要介護１以上
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対象 要介護１以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援２以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対象 要介護３以上
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う。	対象 要介護１以上

ク 地域支援事業（平成18年度（2006年度）より実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年度（2017年度）より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（1日あたり3時間未満）
地域支え合い型訪問サービス	利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。（令和元年度より実施）
地域支え合い型移動支援サービス	利用対象者が通院や買い物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎。（令和元年度より実施）
地域支え合い型通所サービス	住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎。（令和元年度より実施）
短期集中予防サービス	利用対象者の主にフレイル状態の改善を目的として、短期的に「運動機能向上」「口腔機能向上」「栄養改善」の3つのプログラムを組み合わせで行う。（令和元年度より実施）

② 一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組や自立支援に向けたケアマネジメントを推進するために、住民主体の介護予防活動の場等によりリハビリテーション専門職を派遣する。

③ 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを各区及び各地域包括支援センターに配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

④ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を在宅で介護する家族等を対象とし、介護に必要な紙おむつ等を支給するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険（昭和34年（1959年）7月1日事業開始）（国保年金課）

ア 世帯数及び被保険者数

(各年度3月31日現在)

年度 区分		H30	H31(R1)	R2	R3	R4
総世帯数 被保険者世帯数 加入率(%) 総人口 被保険者数 加入率(%)	総世帯数	340,265	343,880	347,828	350,186	354,826
	被保険者世帯数	98,639	96,975	96,334	94,306	94,306
	加入率(%)	28.99	28.20	27.70	26.93	26.58
	総人口	731,044	730,658	730,648	729,195	729,058
	被保険者数	157,783	152,570	149,630	144,363	144,363
	加入率(%)	21.58	20.88	20.48	19.80	19.80

イ 保険料賦課徴収状況

年度 区分		R2			R3			R4		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額(円)	11,019,010,753	1,113,425,145	3,040,060,332	10,780,236,059	1,066,880,270	2,973,933,875	10,507,139,820	1,039,785,081	2,902,727,105
	収入済額(円)	10,068,447,120	995,276,765	2,779,991,717	9,917,385,292	958,732,383	2,738,070,870	9,665,987,082	931,694,638	2,672,356,894
	収納率(%)	91.37	89.39	91.45	92.00	89.86	92.07	91.99	89.60	92.06
過年度分	調定額(円)	2,906,977,913	385,769,420	775,934,583	2,463,939,627	322,389,841	660,770,591	2,142,698,778	276,459,685	575,594,293
	収入済額(円)	425,259,561	56,123,075	114,662,953	338,518,053	44,002,752	91,704,070	253,122,939	33,574,443	68,860,498
	収納率(%)	14.63	14.55	14.78	13.74	13.65	13.88	11.81	12.14	11.96
計	調定額(円)	13,925,988,666	1,499,194,565	3,815,994,915	13,244,175,686	1,389,270,111	3,634,704,466	12,649,838,598	1,316,244,766	3,478,321,398
	収入済額(円)	10,493,706,681	1,051,399,840	2,894,654,670	10,255,903,345	1,002,735,135	2,829,774,940	9,919,110,021	965,269,081	2,741,217,392
	収納率(%)	75.35	70.13	75.86	77.44	72.18	77.85	78.41	73.34	78.81
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額	1人当り(円)	93,070	31,154	25,503	91,742	30,499	25,178	91,206	29,947	25,079
	1世帯最高(円)	630,000	170,000	190,000	630,000	170,000	190,000	650,000	170,000	200,000
	最低(円)	18,210	4,620	4,980	18,210	4,620	4,980	18,210	4,620	4,980
	平均(円)	144,559	36,983	39,612	140,438	35,517	38,542	137,146	34,667	37,711
保険料率	所得割(%)	8.34	2.04	2.27	8.34	2.04	2.27	8.34	2.04	2.27
	均等割(円)	35,100	15,400	9,600	35,100	15,400	9,600	35,100	15,400	9,600
	平等割(円)	25,600	-	7,000	25,600	-	7,000	25,600	-	7,000
算定割	所得割(%)	55.28	56.09	55.63	54.93	52.82	54.60	55.47	54.15	56.13
	均等割(%)	31.09	43.91	30.85	31.18	47.18	31.79	30.65	45.85	30.06
	平等割(%)	13.63	-	13.52	13.89	-	13.61	13.88	-	13.81
財政状況	歳入(円)	78,084,459,189			79,233,584,667			78,644,464,642		
	歳出(円)	77,685,770,226			77,765,253,714			76,581,419,375		
	単年度収支額(円)	1,230,880,456			1,069,641,990			594,714,314		
	累積収支額(円)	398,688,963			1,468,330,953			2,063,045,267		

ウ 給付状況

年度 区分		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
給付割合	一般被保険者 (割)	7	7	7	7	7
	70歳以上一般 (割)	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並 (割)	7	7	7	7	7
	未就学児 (割)	8	8	8	8	8
諸療養費	件数	2,645,632	2,574,681	2,352,756	2,437,911	2,432,566
	費用 (円)	63,744,212,912	63,398,852,220	60,788,309,522	62,811,109,575	62,144,499,701
一時金 出産育児	件数	693	616	590	535	443
	費用 (円)	293,052,600	261,819,547	247,866,891	224,355,146	185,218,935
	1件当たり給付額 (円)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 404,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 404,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 404,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 404,000) ※R4.1 から 408,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 408,000)
葬祭費	件数	791	823	834	800	921
	費用 (円)	15,820,000	16,460,000	16,680,000	16,000,000	18,420,000
	1件当たり給付額 (円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
合給付計費	件数	2,647,116	2,576,120	2,354,180	2,439,246	2,433,930
	費用 (円)	64,053,085,512	63,677,131,767	61,052,856,413	63,051,464,721	62,348,707,701
きあゆん うま 施は 術り	件数	25,897	26,918	23,284	23,492	21,486
	費用 (円)	25,897,000	26,918,000	23,284,000	23,492,000	21,486,000
	1件当たり給付額 (円)	1回 1,000 —	1回 1,000 —	1回 1,000 —	1回 1,000 —	1回 1,000 —

エ 診療費・諸率

年度 区分		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
受診率 (%)		1,117.72	1,135.63	1,051.98	1,117.16	1,148.58
1件当たり 日数		2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
1件当たり費用額 (円)		29,335	29,926	31,480	31,424	31,423
1人当たり費用額 (円)		327,883	339,843	331,158	351,058	360,915
1人当たり受診日数		23	23	22	22	23
1日当たり費用額 (円)		14,111	14,567	15,369	15,667	16,034

オ 収納率向上対策

- ・保険料督促及び催告業務による未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・民間委託による収納業務及びコールセンターの運営
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談機会の拡充
- ・資格適正化の強化
- ・口座振替の推進 (ペイジー口座振替受付サービス・Web口座振替受付サービスの実施)
- ・コンビニエンスストア収納の導入
- ・スマホ決済の導入 (Pay B、Pay Pay 請求書払い、LINE Pay 請求書払い、au PAY 請求書払い、楽天銀行コンビニ支払サービス〈アプリで払込票支払〉、d払い請求書払い)

(3) 後期高齢者医療制度（平成20年（2008年）4月1日より広域連合にて実施）

ア 対 象 者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する75歳以上の者
- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記1～4参照）
 1. 身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部
 - ※4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが入記されている者。
 - ・音声、言語機能の著しい障がい
 - ・両下肢のすべての指を欠く
 - ・一下肢の大腿1／2以上を欠く
 - ・一下肢の機能の著しい障がい
 2. 療育手帳A1、A2
 3. 国民年金などの障害年金1級、2級
 4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

イ 後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分		年度		R2		R3		R4	
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額(円)			4,178,573,500	3,346,271,500	4,294,266,400	3,291,812,800	4,532,703,200	3,691,229,900
	収入済額(円)			4,178,573,500	3,291,441,569	4,294,266,400	3,237,870,604	4,532,703,200	3,628,122,031
	収納率(%)			100	98.36	100	98.36	100	98.29
過年度分	調定額(円)			—	99,413,465	—	100,077,085	—	98,753,700
	収入済額(円)			—	27,772,531	—	28,392,887	—	23,922,301
	収納率(%)			—	27.94	—	28.37	—	24.22
計	調定額(円)			4,178,573,500	3,445,684,965	4,294,266,400	3,391,889,885	4,532,703,200	3,789,983,600
	収入済額(円)			4,178,573,500	3,319,214,100	4,294,266,400	3,266,263,491	4,532,703,200	3,652,044,332
	収納率(%)			100	96.33	100	96.30	100	96.36

(4) 国民年金（昭和34年（1959年）11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位 人/千円）

区分		年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
被保険者	第1号被保険者		93,515	90,979	87,417	84,968	83,047
	任意加入被保険者		1,125	1,089	1,002	1,002	984
	第3号被保険者		48,092	46,674	43,496	42,083	39,534
	合 計		142,732	138,742	131,915	128,053	123,565
免除者保険料	法定免除		9,654	9,527	9,662	9,640	9,749
	申請免除		19,482	18,765	18,792	19,097	18,123
	納付猶予		3,538	3,679	3,514	3,526	3,388
	学生納付特例		12,196	12,302	12,536	11,937	11,721
	合 計		44,870	44,273	44,504	44,200	42,981
免 除 率 (%)			46.8	48.0	48.7	52.0	51.8

イ 年金受給者及び支給年金額

(各年度末現在) (単位 千円)

区分 \ 年度	R2		R3		R4	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 福 祉 年 金	0	0	0	0	0	0
老 齢 年 金	1,994	991,590	1,618	801,779	1,306	642,056,631
通 算 老 齢 年 金	1,123	290,764	1,428	354,975	1,103	273,900,768
老 齢 基 礎 年 金	180,501	119,050,071	183,856	121,260,192	186,247	122,521,740,044
障 害 年 金	224	197,184	198	174,336	178	156,532,250
障 害 基 礎 年 金	14,972	12,887,573	15,297	13,131,966	15,652	13,380,302,600
母 子 ・ 遺 児 年 金	0	0	0	0	0	0
遺 族 基 礎 年 金	942	1,042,829	1,271	986,018	1,289	996,694,160
寡 婦 年 金	83	34,732	75	29,327	73	27,754,964
計	199,839	134,494,743	203,743	136,738,593	205,848	137,998,981,417

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより、熊本市ホームページ掲載
- ・ 区役所・総合出張所内ポスター掲示

(５) 生活保護（各区役所保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

年度 区分		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
生活 扶 助	世 帯	11,014	11,130	11,179	11,130	11,271
	人 員	14,010	13,979	13,884	13,979	13,903
	金 額 (千円)	7,024,930	6,873,686	6,772,465	6,873,686	6,786,480
住 宅 扶 助	世 帯	10,448	10,613	10,664	10,613	10,768
	人 員	13,402	13,463	13,357	13,463	13,379
	金 額 (千円)	3,537,843	3,571,042	3,582,615	3,571,042	3,604,930
教 育 扶 助	世 帯	508	481	450	481	428
	人 員	804	829	696	829	670
	金 額 (千円)	84,757	87,764	79,482	87,764	75,274
医 療 扶 助	世 帯	10,178	10,193	10,241	10,193	10,289
	人 員	11,906	11,789	11,818	11,789	11,825
	金 額 (千円)	13,980,820	14,351,050	14,369,734	14,351,050	13,716,316
介 護 扶 助	世 帯	2,725	2,826	2,902	2,826	2,948
	人 員	2,805	2,901	2,972	2,901	3,010
	金 額 (千円)	523,760	575,682	565,528	575,682	599,691
出 産 扶 助	世 帯	1	0.9	0.6	0.9	0.7
	人 員	1	0.9	0.6	0.9	0.7
	金 額 (千円)	1,936	1,700	968	1,700	1,173
生 業 扶 助	世 帯	247	233	219	233	190
	人 員	281	265	251	265	218
	金 額 (千円)	45,786	42,659	39,094	42,659	36,412
葬 祭 扶 助	世 帯	23	23	27	23	27
	人 員	23	23	27	23	27
	金 額 (千円)	57,262	54,770	64,678	54,770	62,545
保護施設事務費 (千円)		337,370	344,513	329,096	330,897	325,167
就労自立給付金 (千円)		5,279	4,954	3,758	3,757	4,060
進学準備給付金 (千円) ※		11,300	4,300	8,300	4,200	8,200
実 数	世 帯	11,903	11,968	12,019	11,968	12,082
	人 員	15,118	15,034	14,932	15,034	14,912
	金 額 (千円)	25,610,861	25,899,507	25,813,418	25,899,507	25,220,248

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

イ 保護率の推移 (年度平均)

年度 区分	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
	‰	‰	‰	‰	‰
市	20.80	20.45	20.36	20.24	20.22
県	14.10	14.09	14.03	13.97	14.08

※県の保護率は熊本市分を含む熊本県全体の値。

ウ 保護措置状況

年度 区分	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
申 請 件 数	2,087	2,106	2,055	2,097	2,154
開 始 件 数	1,846	1,829	1,722	1,810	1,862
却下・取下件数	297	297	342	316	271
廃 止 件 数	1,888	1,866	1,636	1,777	1,812

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(令和4年度月平均)

就 業 別	世 帯 数	構 成 比
世 帯 主 が 働 い て る 世 帯	98.25	8.9
常 用 勤 労 者	77.5	7.0
日 雇 労 務 者	9.5	0.9
内 職 者	2.25	0.2
そ の 他 の 就 業 者	9.0	0.8
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	17.25	1.6
働 いて いる 者 の い な い 世 帯	888.75	80.6
合 計	1102.5	100

※ 保護停止世帯を除く

オ 保護施設

(令和5.3.31現在)

種別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀 杏 寮	社会福祉法人	松尾 歩	西区春日5丁目17-36	昭35.12	60	60
授産	熊本授産場	社会福祉法人	荒木 真由美	中央区本荘2丁目3-8	昭27.5	30	5
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村 哲也	西区上熊本2丁目11-24	昭27.4	75	0

(6) 生活困窮者自立支援制度（保護管理援護課）

平成27年（2015年）4月からの生活困窮者自立支援事業施行開始に伴い、本市では、福祉事務所設置自治体の必須事業である「自立相談支援事業」及び「住居確保に係る給付金の支給」はもとより、家計の収支を評価し、債務整理への手続支援や貸付の斡旋を行う「家計改善支援事業」、一定の住居を持たない生活困窮者に対して有期で宿泊場所・衣食の提供を行う「一時生活支援事業」、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、親から子への「貧困の連鎖」防止のため、生活保護世帯の中学生の高校進学及び高校中退防止に向けた支援を行う「学習支援事業」の任意事業についても実施している。

ア 自立相談支援事業（必須事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

※H29～ ホームレス巡回相談も含めて委託。

年度	相談件数(延べ) ※新規・継続	新規支援者数(実数) ※相談のみも含む。	新規就労者数(実数) ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終結者数(実数) ※継続支援者を含む。
H30	2,597 件	484 人 (うち要支援者 194 人)	62 人	84 人
H31(R1)	3,789 件	523 人 (うち要支援者 157 人)	59 人	112 人
R2	18,103 件	5,233 人 (うち要支援者 157 人)	118 人	2,382 人
R3	20,182 件	3,894 人 (うち要支援者 1,847 人)	105 人	768 人
R4	14,333 件	1,656 人 (うち要支援者 580 人)	78 人	346 人

※要支援者：支援プランの作成者及び他の関係機関へのつなぎ支援を行った方。

イ 家計改善支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	支援決定者数（実数）	プラン作成件数
H30	1,234 件	26 名	35 件
H31(R1)	1,042 件	27 名	47 件
R2	7,367 件	24 名	42 件
R3	8,678 件	48 名	90 件
R4	4,215 件	53 名	75 件

※ア 自立相談支援事業と一体的に実施。

※H30年（2018年）10月の法改正により、家計相談支援事業から家計改善支援事業へ名称変更。

ウ 一時生活支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 グリーンコープ）

年度	入所者数 （実数）	入所日数 （延べ）	就労者数 （実数）
H30	18 名	980 日	11 名
H31(R1)	15 名	904 日	8 名
R2	21 名	1,590 日	8 名
R3	14 名	486 日	2 名
R4	11 名	673 日	2 名

※各年度3月末時点で入居中であった者については3月末までの利用日数を計上。

エ 就労準備支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人 おーさあ）

年度	利用者数（実数）	就労者数（実数）	就労率
H30	34 名	29 名	85%
H31(R1)	22 名	17 名	77%
R2	20 名	18 名	90%
R3	24 名	18 名	75%
R4	21 名	13 名	62%

オ 子どもの学習支援事業（任意事業）（委託先：株式会社 トライグループ）

年度	中 1	中 2	中 3	高校生	参加者 計	中 3 のうち 高校進学者数	進学率
H30	8 名	15 名	20 名	－	43 名	20 名	100%
H31(R1)	8 名 (3 名)	16 名 (12 名)	31 名 (16 名)	5 名 (2 名)	60 名 (33 名)	(16 名)	100%
R2	8 名 (3 名)	7 名 (7 名)	23 名 (13 名)	6 名 (5 名)	44 名 (33 名)	(13 名)	100%
R3	15 名 (14 名)	17 名 (14 名)	22 名 (19 名)	4 名 (3 名)	58 名 (50 名)	(19 名)	100%
R4	9 名 (9 名)	18 名 (16 名)	29 名 (29 名)	5 名 (4 名)	61 名 (58 名)	(29 名)	100%

※H30 年度（2018 年度）までは委託先が特定非営利活動法人 ワークスコープ

※H31 年度（2019 年度）以降のカッコ内は最後まで支援を続けられた人数

4 高齢者福祉（高齢福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、令和4年（2022年）10月1日現在で26.98%となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を目指している。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

（１）高齢者人口の推移

（各年度10月1日現在推計）

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
65歳 ～ 69歳	51,372	48,935	47,449	46,322	45,202
70 歳 以 上	135,619	140,939	145,394	149,341	152,122
計	186,991	189,874	192,843	195,663	197,324
全人口に対する割合（％）	25.49	25.89	26.33	26.73	26.98

（２）高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目 的 臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

事 業 内 容 原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設 立 年 月 日 昭和63年（1988年）2月1日認可

実 施 主 体 公益社団法人熊本市シルバー人材センター

登 録 人 員 2,240人（令和5年（2023年）3月31日現在）

就 業 実 人 員 1,762人（令和4年度（2022年度））

令和5年度予算 40,800千円

イ 老人クラブ助成状況

区 分	内 容
①老人クラブ活動助成金	助成基準 おおむね30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ （年度途中結成のクラブは6カ月以上） 助 成 金 年 額 48,000円
②健康増進助成金	金額 1クラブ当たり 年額 5,000円
③老人クラブ新規結成助成金	金額 1クラブ当たり 年額 20,000円

助成実績

区分 \ 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
老人クラブ助成対象数	526	524	520	503	472
会 員 数	23,837	22,689	22,353	20,651	18,465
助 成 金 支 出 額（円）	27,878,000	27,812,000	27,540,000	26,614,189	24,983,944

(3) おでかけICカード交付（高齢福祉課・障がい福祉課）

（平成8年（1996年）10月1日開始）

- 目 的 高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。
- 対 象 者 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot 70歳以上の人 \\ \cdot 身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の所持者 \end{array} \right.$
- 事業内容 バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降が割引となるおでかけICカードを交付する。
- 令和5年3月末交付者数 91,800人（高齢者と障がい者の合算値）

(4) 敬老祝品（平成10年（1998年）4月1日開始）

- 目 的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。
- 対 象 者 次に掲げる者であって、本市に居住している者。
当該年度に100歳の誕生日を迎える者。（令和4年度実績334人、1,987千円）
当該年度の市内最高齢者 男女6名 （令和4年度実績 53千円）

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 介護予防事業推進のための施設

- 目 的 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。
- 事業概要 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援 \\ \cdot 介護知識、介護方法等の普及 \\ \cdot ボランティア活動の推進 \\ \cdot 地域交流及び世代間交流の推進 \end{array} \right.$ 学習講座、体操教室 等
各種相談事業、講演会、実習講座
介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
祭りや地域交流などの各種イベント 等
- 施設概要 「（10）施設」ウに別途掲載

イ 老人農園（昭和51年度（1976年度）開始）

- 目 的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度貸与する。
- 対 象 者 60歳以上の人
- 農 園 数 4カ所 （令5.4.1現在）

農 園 名	所 在 地	開設年月日	面 積
蓮 台 寺 老 人 農 園	西区蓮台寺1丁目49-1・50-1	昭52. 6. 1	1,470㎡
健 軍 老 人 農 園	東区湖東1丁目24、97 東区健軍4丁目1550-15	昭53. 6. 1	1,214㎡
若 葉 老 人 農 園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54. 10. 1	2,772㎡
島 崎 老 人 農 園	西区島崎5丁目502・503	昭54. 11. 1	473㎡

(6) ひとり暮らし高齢者対策

名 称	目 的	内 容
ア 高齢者安心支援事業 (平成3年度開始)	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。	対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要介護高齢者 貸与・給付台数 601台 (令和4年度末) 令和5年度予算 28,413千円
イ 寝具乾燥 (昭和53年度開始)	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度障がい者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。	対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。 事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。 利用者数 280人 (令和4年度) 令和5年度予算 2,650千円

(7) 在宅高齢者生活支援

ア 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

利 用 状 況 (令5.3.31現在)

項目 住宅名	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地	H4.4.1	30	1
市営出水団地	H8.4.1	70	3
市営南部中央団地	H12.6.1	20	1
市営白藤団地	H14.4.1	50	2
市営楠団地	H11.12.1～H15.7.25	164	4
合 計		334	11

イ 住宅改造費助成事業（平成9年（1997年）5月1日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

(8) 家族介護支援

名 称	目 的	内 容
高齢者介護用品支給事業	在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。	事業内容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。 対象者数 255人 (令和4年度) 令和5年度予算 14,400千円

(9) 老人ホーム入所者数

(令5.4.1現在)

区 分	施設数 (市内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	7	440	286

(10) 施 設

ア 老人福祉センター

名 称	東老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所 在 地	東区健軍本町31番20号	西区小島3丁目3番26号	南区川尻4丁目8番13号
運 営 主 体	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和46年 (1971年) 4月1日 (平成6年5月22日改築)	昭和49年 (1974年) 7月10日	昭和49年 (1974年) 6月27日
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主 な 設 備	娯楽室 浴室男女各1 事務室 相談室	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 談話室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室

名 称	北老人福祉センター	川上老人福祉センター	天明老人福祉センター
所 在 地	北区八景水谷1丁目2番6号	北区梶尾町1279番地1	南区銭塘町2172番地
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和48年 (1973年) 10月22日	昭和47年 (1973年) 4月1日	平成3年 (1991年) 9月8日
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主 な 設 備	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 娯楽室 浴室男女各1 事務室 機能回復訓練室 図書室	大広間 多目的ホール 浴室男女各1 和室 食堂 事務室

名 称	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター
所 在 地	西区河内町船津2708番地	北区徳王町870番地	南区城南町宮地1050番地
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体
開設年月日	昭和51年 (1976年) 1月21日	平成7年 (1995年) 10月1日	平成22年 (2010年) 3月23日 (令和3年4月1日移転)
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主 な 設 備	集会室 相談室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室	集会室 浴室男女各1 教養娯楽室 事務室

名 称	富合老人福祉センター
所 在 地	南区富合町木原2319番地
運 営 主 体	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体
開設年月日	昭和50年 (1975年) 3月31日
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円
主 な 設 備	大広間 会議室 浴室男女各1 作業室 図書室 保健衛生室

利 用 状 況

(令和4年度(2022年度))

施設名 区分	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利用者	11,773	4,136	5,193	14,625	4,824	3,237	2,631	3,196	14,114	7,693	71,422
1日平均 利用者	41	14	18	50	17	11	9	11	49	27	247
使用料収入 (円)	188,900	0	148,000	0	244,500	292,000	154,500	112,300	151,400	79,000	1,370,600

イ 老人憩の家(昭和48年度(1973年度)開始)

目 的 高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって
高齢者の心身の健康の増進を図る

運 営 方 法 各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託

施 設 内 容 集会場 トイレ 台所 その他

施 設 数 127カ所(他1ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)

開 館 時 間 午前9時～午後5時

使 用 料 無料

ウ 介護予防事業推進のための施設

名 称	①熊本市お達者文化会館	②熊本市南部万青年会館	③熊本市東部はつらつ交流会館
所 在 地	南区馬渡1丁目7番1号	南区八幡6丁目9番25号	東区秋津3丁目17番23号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体
開設年月日	平成12年(2000年)5月	平成13年(2001年)5月	平成15年(2003年)5月
開 館 時 間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時
主 な 設 備	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道	多目的ホール 調理室 事務所 会議室A～C トイレ	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

使用料

①熊本市お達者文化会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

②熊本市南部万青年会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調 理 室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500
会 議 室 C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

③熊本市東部はつらつ交流会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール 1 時間200円 その他 1 時間100円

エ 高齢者技能習得センター

名 称	熊本市高齢者技能習得センター
所 在 地	西区島崎 4 丁目 2 番 9 5 号
運 営 主 体	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
開 設 年 月 日	平成 1 2 年 (2 0 0 0 年) 5 月
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時
使 用 料	無料
主 な 設 備	研修室 事務所 トイレ

オ 夢もやい館（健康福祉政策課）

名 称	熊本市夢もやい館
所 在 地	北区楠 1 丁目 2 0 番 5 － 1 0 1 号
運 営 主 体	夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
開 設 年 月 日	平成 1 4 年 (2 0 0 2 年) 1 1 月
開 館 時 間	午前 9 時～午後 8 時（つどいの広場については、午前 9 時～午後 6 時）
主 な 設 備	体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン 管理室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

カ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名 称	熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
所 在 地	北区植木町岩野 2 8 5 番地 2 9
運 営 主 体	かがやき館管理運営共同企業体 代表 九州綜合サービス株式会社
開 設 年 月 日	平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 1 月 7 日
開 館 時 間	午前 9 時～午後 9 時（温水プール、トレーニング室は午前 1 0 時～午後 9 時、 つどいの広場については、午前 1 0 時～午後 4 時）
主 な 設 備	事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

キ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養 護 老 人 ホ ー ム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	潮谷 有二	中央区神水1丁目14番1号	昭21. 11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	池田 裕伸	西区島崎6丁目1番27号	昭21. 11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	石本 淳也	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊 本 め ぐ み の 園	〃	佐土原 護	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
〃	愉 和 荘	〃	園田 孝晴	北区植木町米塚105番地	昭32. 7	50
〃	明 生 園	〃	鍼田 善親	西区花園 7 丁目19番1号	昭21. 2	120
〃	明 飽 苑	〃	内田 充俊	西区城山薬師2丁目10番10号	昭47. 2	50

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	社会福祉法人	大村 裕司	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	64
〃	白 川 の 里	〃	満田 賢一郎	東区小山町2493	昭49. 5	40
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
〃	パ ラ 苑	〃	佐土原 護	東区小山町1781	昭62. 4	50
〃	み ゆ き 園	〃	松岡 洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
〃	天 寿 園	〃	西村 和晃	南区奥古閑町4375-1	平 2. 7	51
〃	シルバー日吉	〃	田畑 公人	南区平成2丁目6-9	平 5. 4	56
〃	三 和 荘	〃	後藤 卓爾	西城区山大塘4丁目1-15	平 6. 4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	石本 淳也	中央区黒髪5丁目23-1	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	佐藤 元浩	西区河内町野出1936-1	平 7. 6	47
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平 8. 4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	池田 浩伸	西区島崎6丁目1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9. 4	52
〃	こ ぼ り 苑	〃	宮崎 千恵	南区護藤町1586	平10. 2	50
〃	花 み ず き	〃	中原 悦子	中央区出水7丁目90-1	平10.10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷺山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平10.12	52
〃	あ い こ う	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平12.11	52
〃	さ く ら の 苑	〃	菊地 徹	西区松尾町近津1361	平13. 7	50
〃	さ わ ら び	〃	斉藤 大祐	北区弓削4丁目8-1	平14.10	54
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平15.12	50
〃	み かん の 丘	〃	池尻 久美子	西区河内町白浜1440-2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	丸山 和奈	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
〃	力 合 つ く し 庵	〃	山下 直美	南区合志4丁目3-50	平19. 3	50
〃	た く ま の 里	〃	作取 久	東区御領 1 丁目13-26	平19. 8	50
〃	祥 麟 館	〃	小林 佳之	南区城南町沈目1513	平4. 4	50
〃	ゆ う と び あ	〃	隈部 成宏	南区富合町古閑994-1	平7. 3	50
〃	黎 明 館	〃	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平4. 4	50
〃	川 尻 ヒ ル ズ	〃	森瀬 千恵子	南区南高江7丁目3	平25. 8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	平尾 浩志	西区春日2丁目1-24	平25.10	60
〃	かなんの杜	〃	松本 健一	北区植木町植木432番地	平26. 8	60
〃	白川の里(ユニット型)	〃	満田 賢一郎	東区小山町2493	平27. 8	80
〃	輝祥苑	〃	今村 文典	西区戸坂町23-35	平29. 2	60
〃	画図重富苑	〃	松村 浩史	東区画図町重富968	平30. 2	60
〃	琴平本町	〃	岩田 貴史	中央区琴平本町10番32号	令2. 3	60
特別養護老人ホーム (地域密着型)	風 の 木 苑	社会福祉法人	石橋 志穂	東区西原 1 丁目11-63	平20. 6	29
〃	おとなの学校 八角堂校	〃	川本 義和	西区花園2丁目10-16	平21. 6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	石本 淳也	北区龍田陳内3丁目19-12	平21. 9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平22. 7	29
〃	れ い め い の 家	〃	納富 賢一	北区植木町豊田187	平24. 4	20
〃	向 山 つ く し 庵	〃	堺 珠美	中央区本山1丁目6-17	平24. 7	29
〃	上 熊 本 苑	〃	岩佐 可美	西区上熊本3丁目12-24	平24. 8	29
〃	み ゆ き 東 館	〃	松岡 洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	平25. 4	20
〃	は る の 里	〃	藤岡 安代	南区城南町舞原253-1	平25. 6	29
〃	天 寿 園 青 葉	〃	西村 和晃	南区奥古閑町4375-1	平26. 4	23
〃	リバーサイド熊本 ユニットホーム	〃	佐藤 元浩	西区河内町野出1936-1	平26. 4	9
〃	田原の郷	〃	濱坂 浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26. 5	29
〃	あいこう ひかり館	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平26. 5	20
〃	ノットホーム	〃	吉井 壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27. 5	29
〃	託麻苑	〃	森田 弘美	東区戸島町460-1	平28. 6	29
〃	天寿園Ne0	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4345	平28. 7	29
〃	つるのはら	〃	淵上 美賀	北区梶尾町1779-7	平29.11	29

5 障がい者福祉（障がい福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（１）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付（障がい者福祉相談所）

目 的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実 績

身体障害者手帳所持者数

（令5.3.31現在）

年 齢		18歳未満	18歳以上	計
障害別				
視 覚 障 害		18	1,798	1,816
聴覚・平衡機能障害		67	2,694	2,761
音声・言語・そしゃく機能障害		4	255	259
肢 体 不 自 由		290	12,177	12,467
内 部 障 害		134	10,653	10,787
計		513	27,577	28,090

イ 療育手帳交付（障がい者福祉相談所）

目 的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 療育手帳の程度決定及び交付

実 績

療育手帳所持者数

（令5.3.31現在）

年 齢		18歳未満	18歳以上	計
障害				
知的障害	中軽度（B）	1,875	3,397	5,272
	重 度（A）	539	2,115	2,654
計		2,414	5,512	7,926

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付（こころの健康センター）

目 的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（令5.3.31現在）

年 齢		18歳未満	18歳以上	計
障害				
1 級		6	1,098	1,104
2 級		93	6,996	7,089
3 級		63	2,074	2,137
計		162	10,168	10,330

(2) 障がい者社会参加促進事業

名 称	目 的	内 容
ア 重度身体障がい者 用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額 上限100千円 対象者 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。（障害部位別の障がい要件及び所得制限あり） 令和5年度予算 2,400千円
イ 障がい者自動車運転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額 免許取得に要した費用の2/3（上限100千円） 令和5年度予算 4,000千円
ウ 障がい者福祉タクシー経費	重度の障がい者の生活拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 福祉タクシー利用券（450円）を年40枚、または患者等輸送タクシー利用券（大型車1,360円／中型車1,090円／小型車550円）を年35枚交付する。 対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳1級、2級の者、療育手帳A1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。（所得税非課税の者もしくは生活保護受給中の者に限る） 令和5年度予算 63,500千円
エ おでかけICカード交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ 障がい者燃料費助成	重度の障がい者の生活拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 燃料費助成券（1枚1,000円）を年12枚交付する。 対象者 本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳A1、A2のいずれかを所持する者のうち、おでかけICカード、福祉タクシー利用券の利用ができない者。（所得税非課税の者に限る） 令和5年度予算 9,000千円
カ 福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員32人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者 本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容 在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数 594人（令和4年度）
キ 手話通訳者設置等経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数 2,367件（令和4年度） 令和5年度予算 18,383千円
ク 手話通訳者等派遣等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 2,240件（令和4年度） 令和5年度予算 15,110千円
ケ 要約筆記者等派遣等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 174件（令和4年度） 令和5年度予算 2,320千円
コ 盲ろう者通訳・介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者 市内に居住する盲ろう者 派遣件数 165件（令和4年度） 令和5年度予算 1,939千円

名 称	目 的	内 容
サ 点訳・朗読（音訳） 奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	令和5年度予算 280千円
シ 障がい者等住宅 改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者 65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり） 助成限度額 90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む） 令和5年度予算 6,020千円
ス 障がい者スポーツ 大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者 本市に居住している障がい者 令和5年度予算 2,479千円

（３）身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目 的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対 象 者 本市に居住している視覚障がい者

令和５年度予算 ８００千円

（４）身体障がい者相談（令和４年度（２０２２年度））

相 談 員 ３人

相 談 件 数 ７件

令和５年度予算 １５２千円（知的障害者相談員経費含む）

（５）知的障がい者相談（令和４年度（２０２２年度））

相 談 員 ４人

相 談 件 数 ２２７件

（６）精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期（６ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪 問（延件数）					合 計
	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	

H30	944	1,092	230	4,414	6,680	242	499	105	845	1,691	8,371
H31(R1)	1,174	1,363	140	3,302	5,979	427	255	42	539	1,263	7,242
R2	1,473	1,539	167	3,098	6,277	379	260	36	323	998	7,275
R3	1,236	2,095	188	2,642	6,161	327	386	27	275	1,015	7,176
R4	1,257	2,472	233	2,683	6,645	287	358	23	231	899	7,544

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所毎月１回設け必要な援助を行う。

エ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

（７）精神通院医療給付費

目 的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の１０％にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対 象 者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

令和５年度予算 ２，４３３，０２８千円

（８）重度心身障がい者医療費助成

対 象 者 ２０歳以上の障がい者
（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳がＡ１、Ａ２又は、精神保健福祉手帳が１級の者）

受 給 資 格 者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所 得 制 限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

令和５年度予算 １，２８６，６７４千円（重度心身障がい児医療費助成含む）

（９）更生医療給付費

目 的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

令和５年度予算 １，４５７，６６８千円

(1 0) 身体障がい者在宅生活支援

名 称	目 的	内 容
ア 特別障害者手当等 給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立 するため、最重度の障がいによって生ずる 特別の負担の一助として、特別障害者手当 等を支給することにより、重度障がい者の 福祉の増進を図る。	受給者数 1,610人 (令5.3末現在) 令和5年度予算 378,349千円
イ 身体障がい者福祉 電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話 を貸与することにより日常生活の便宜を 図り、その福祉の増進をはかる。	電話貸与台数 18台 (令5.3末現在) 貸与対象者 外出困難な身体障がい者 (1、2 級) 令和5年度予算380千円
ウ 在宅障がい者緊急 通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24時間体制で 緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が 安心して生活できるようにする。	対象者 市内に住所を有する単身等の 重度障がい者 令和5年度予算262千円
エ 補装具給付費	身体障がい者 (児) に対し、補装具費の支 給を行い、その福祉の向上を図る。(一部 自己負担有)	品目 車椅子、補聴器、座位保持装置等 令和5年度予算 136,000千円
オ 日常生活用具給付費	身体障がい者 (児) に対し、日常生活用具 の給付を行い、その福祉の向上を図る。(一 部自己負担有)	品目 ストーマ装具、入浴補助用具、 聴覚障害者通信装置等 令和5年度予算 152,000千円

(1 1) 自立支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むの に支障がある障がい者 (児) への入浴、排 泄又は食事の介護等の居宅サービスの提 供や、病院等への通院における支援を行 う。	令和5年度予算 548,000千円
イ 行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上 著しい困難を有し、常時介護を要する障が い者 (児) に、行動する際に生じ得る危険 を回避するために必要な援護、外出時にお ける移動中の支援を行う。	令和5年度予算 10,000千円
ウ 重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障が い若しくは精神障がいにより行動上著し い困難を有する障がい者であり、常時介護 を要する障がい者への入浴、排泄又は食事 の介護等の居宅サービス及び外出時にお ける移動中の介護を総合的に提供する。	令和5年度予算 558,000千円
エ 療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の 入院による医療的なケアに加え、常時の介 護が必要な障がい者へ支援を行う。	令和5年度予算 913,216千円
オ 生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むの に支障がある障がい者に、施設において安 定した生活を営むための介護等の支援を行 う。	令和5年度予算 4,249,000千円
カ 同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有す る障がい者 (児) の外出時に同行し、移動 に必要な情報を提供するとともに、移動の 支援を行う。	令和5年度予算 108,000千円
キ 就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して 継続的な支援を行い、生産活動その他の活 動の機会の提供を通じて、その知識及び能 力の向上のために必要な支援を行う。	令和5年度予算 4,206,000千円
ク 短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難、又は生 活訓練等の指導を必要とする障がい者 (児) が施設に短期間入所することによ り、介護者及び障がい者 (児) の支援を行 う。	令和5年度予算 90,000千円

名 称	目 的	内 容
ケ 施設入所支援給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	令和5年度予算 1,475,000千円
コ 就労定着支援給付費	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	令和5年度予算 30,000千円
サ 自立生活援助給付費	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むため環境整備に必要な援助を行う。	令和5年度予算 200千円
シ 共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	令和5年度予算 1,793,000千円
ス 自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	令和5年度予算 216,000千円
セ 就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	令和5年度予算 329,000千円
ソ 地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	令和5年度予算 1,500千円
タ 計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和5年度予算 259,000千円

(1 2) 障害児通所支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	令和5年度予算 2,270,000千円
イ 医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	令和5年度予算 803千円
ウ 放課後等デイサービス給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	令和5年度予算 4,793,000千円
エ 居宅訪問型児童発達支援給付費	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童につき、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和5年度予算 400千円

名 称	目 的	内 容
オ 保育所等訪問支援 給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	令和5年度予算 58,000千円
カ 障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和5年度予算 323,000千円

(1 3) 地域生活支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 訪問入浴サービス事業経費	在宅の障がい者（児）であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	令和5年度予算 20,000千円
イ 日中一時支援事業経費	障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	令和5年度予算 22,800千円
ウ 移動支援事業経費	屋外での移動が困難な障がい者（児）が、社会生活上外出する事が必要不可欠な時に支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	令和5年度予算 24,000千円
エ 成年後見制度利用支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	令和5年度予算 7,141千円
オ 障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	令和5年度予算 3,123千円
カ 熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	令和5年度予算 2,480千円
キ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	令和5年度予算 31,300千円
ク 熊本市障がい者相談支援事業	障がい者及び障がい児、保護者等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や福祉サービス利用援助等の必要な支援を行うため、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	令和5年度予算 214,700千円
ケ 重度障がい者等就労支援事業	雇用施策と福祉施策が連携して実施する重度障がい者等に対する就労支援であり、通勤や職場における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用してもなお支障が残る場合や、重度障がい者等が自営業者として働く場合に支援を行う。	令和5年度予算 2,500千円
コ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。	令和5年度予算 3,200千円

(1 4) 心身障害者扶養共済制度

目 的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするもの。

加 入 者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が１級から３級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいをする者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、６５歳未満の者。

保 険 料

加 入 時 年 齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保険料	平成19年度以前加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給 付 金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月２０，０００円（１口当たり）の年金を支給する。

加入後１年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成１９年度以前加入の場合２０，０００円～１５０，０００円、平成２０年度以降加入の場合５０，０００円～２５０，０００円を支給する。

令和５年度予算 ４１，０００千円

(1 5) 市関連施設

名 称 熊本市障害者福祉センター希望荘

所 在 地 中央区大江５丁目１番１５号

設 置 主 体 熊本市

運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

開 設 年 月 日 昭和５５年（１９８０年）６月１日
(地域活動支援センター：平成５年（１９９３年）７月１０日)

令和５年度予算 ７８，７１１千円（指定管理者による希望荘運営費として）

(1 6) 障がい児支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	支給額 月額１人 １級 53,700円 R5.4～ 2級 35,760円 R5.4～ 受給者数 2,201人 障害児 １級障害児 710人、 2級障害児 1749人 ※人数は令5.3末現在
イ 重度心身障がい児医療費助成	重度心身障害児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図る。	対象者 20歳未満の障がい児（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が１級の者） 受給資格者 本市に住民票があり、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者 所得制限 なし 令和５年度予算1,286,674千円 (平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合)
ウ 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童（所得制限有） 令和５年度予算 800千円

(1 7) 障がい児療育相談事業

名 称	目 的	内 容
ア 障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図る。	対象者 本市在住の障がい児(者)及びその保護者等 令和5年度予算 2,600千円
イ 児童発達支援センター機能強化事業	児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい児の療育体制を確保し、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の療育支援の質の向上を目的とする。	事業内容 熊本市の児童発達支援センター3か所に、機能強化員を配置し、地域の障害児通所支援事業所の巡回訪問や、地域の障がい児への療育支援等を行う。 令和5年度予算 18,300千円

(1 8) 重症心身障がい児等在宅支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修	重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。	事業内容 相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。 令和5年度予算 1,360千円
イ 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。	令和5年度予算 240千円
エ 医療型短期入所施設体制整備事業補助金	医療型短期入所施設を開設して3年に満たない診療所、または1年に満たない病院等を対象に、開設に伴い新規雇用した人権費の一部を助成する。	令和5年度予算 6,000千円

(1 9) 精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成24年（2012年）4月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及及び精神障がい者の支援に関わる者への教育研修や技術支援を行う。

ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成26年（2014年）10月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

・こころの健康相談（延件数）

年度	内容 区分	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その他	計
H28	電話	72	363	112	23	56	74	1692	83	7	3	5158	7643
	来所	8	182	23	3	27	23	194	31	1	0	107	599
	訪問	1	18	0	0	0	2	18	0	0	0	6	45
H29	電話	107	198	145	19	53	88	1,097	28	6	6	4,840	6,587
	来所	12	34	38	7	19	9	158	11	1	1	91	381
	訪問	0	27	0	0	0	0	5	0	0	0	1	33
H30	電話	83	32	172	53	151	95	1,101	86	9	8	4,772	6,562
	来所	9	17	32	16	80	15	161	16	2	1	118	467
	訪問	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	3	10
H31 (R1)	電話	104	4	138	29	106	94	874	169	14	6	5,754	7,292
	来所	7	3	39	10	62	10	107	19	2	3	258	520
	訪問	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	4	11
R2	電話	125	5	134	33	93	166	1,274	170	15	1	5,845	7,861
	来所	8	0	24	10	45	30	139	19	1	0	200	476
	訪問	2	6	0	0	0	8	33	2	7	6	8	72

R3	電話	99	4	125	32	97	140	1,338	200	14	1	5,741	7,791
	来所	11	1	24	13	68	34	147	16	2	0	140	456
	訪問	0	0	0	0	0	2	13	1	0	0	17	33
R4	電話	109	8	155	56	93	161	1094	421	19	5	5,817	7,938
	来所	15	6	38	12	37	33	92	33	1	2	144	413
	訪問	1	0	0	0	0	0	12	3	0	0	9	25

※相談実績は、衛生行政報告例による。

・ひきこもり支援センター「りんく」での相談（延件数）

年度	電話	来所	訪問	メール	計
H28	1,473	896	262	141	2,772
H29	1,119	867	244	100	2,330
H30	1,371	765	226	88	2,450
H31(R1)	1,370	806	232	73	2,481
R2	1,444	918	245	89	2,696
R3	1,604	871	262	116	2,853
R4	1,494	942 (オンライン16件を含む)	199	223	2,858

イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

事業名	事業内容
精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る
思春期精神保健福祉研修会	思春期における精神疾患をはじめ不登校など、様々な課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る
電話対応スキルアップ研修会	電話相談を行う庁内職員が相談対応について学ぶことにより、自殺予防対策を図る。
ゲートキーパー養成研修会	地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る
自殺予防研修会	自殺を防ぐことを目的とした、自殺予防に関する研修会や自死遺族の理解を深め、適切な対応について学ぶ自死遺族支援者研修会を実施する
依存症研修会	精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る
社会復帰支援研修会	精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る

ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

事業名	事業内容
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する（R2年度より、熊本県と共催）
依存症当事者グループプログラム	やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する
依存症家族教室	アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する
依存症講演会	依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「こころの健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う
WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス	日常生活で苦労や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する
ピアサポート講座及びピアサポートの集い	ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供するピアサポート講座や、講座修了者にフォロー研修の機会を提供するピアサポートの集いを実施する。
ピアサポート講演会	他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいの理解を図る
市民へのこころの健康講座（ふれあい出前講座等）	依存症、ゲートキーパー等について、市民からの要望に応じて、普及啓発を図る

健康福祉

エ 組織育成

精神障がい者家族会、患者会、自助グループ等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ 関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ 自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や自殺未遂者支援事業等の相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ 依存症対策

アディクション行動変容グループプログラム、依存症家族教室、市民向け依存症講演会等の普及啓発や、支援者のスキルアップのため、依存症支援者向け研修会を行い、依存症への適切な対応の充実を図る。

ク 精神障がい者の社会復帰支援

精神障がい者の社会復帰支援として、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス、就労ミーティングを行う。

ケ 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目 的 ：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内 容 ：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

コ 精神医療審査会

目 的 ：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内 容 ：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

6 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

（１）環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア 営業施設の監視指導状況

（令和４年度）

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率（％）
営業六法	理 容 所	619	7	1.1%
	美 容 所	1712	116	6.8%
	クリーニング所	390	57	14.6%
	旅 館	289	28	9.7%
	興 行 場	57	－	－
	公 衆 浴 場	208	66	31.7%
	計	3,275	274	8.4%
その他一般環境衛生	温 泉	121	2	1.7%
	化 製 場 等	1	－	－
	墓 地	1,514	9	0.6%
	納 骨 堂	291	8	2.7%
	火 葬 場	2	2	100%
	ビル管理法による 特定建築物	282	7	2.5%
	ビル管理法による 登録営業	158	25	15.8%
	遊 泳 場	32	－	－

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年（１９８９年）４月１日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的	ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。
委 員 構 成	１０人以内 市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員
任 期	２年

（２）生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成２４年（２０１２年）３月３１日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア 住まいの衛生相談状況

区分	年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
相 談 件 数 (件)		326	338	213	195	257
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)		9	13	0	1	2

イ 出前教室実施状況

区分	年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
出 前 教 室 実 施 件 数 (件)		13	12	0	1	2
延 参 加 人 数 (人)		256	221	0	55	115

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区分	年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
生活衛生推進員の登録人数 (人)		78	75	0	0	0
セ ミ ナ ー 開 催 数 (回)		0	0	0	0	0

エ 害虫等駆除状況

- ①公共施設・道路・公園等の相談(苦情)については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。
- ②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介(本人が選択する)をしている。
- ③近隣の住民からの相談(苦情)については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。
- ④地域団体(自治会・PTA 等)からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】不特定多数の人の往来がある通学路等において、スズメバチの刺傷被害が懸念され、緊急性があると判断し巣やスズメバチを駆除したのが、平成30年度(2018年度)0件、平成31年度(2019年度)は3件、令和2年度(2020年度)以降は0件であった。また、セアカゴケグモは、現在までに本市では合計6箇所での生息が確認されているが、令和4年度(2022年度)は、新たな発見箇所は確認されなかった。また、令和4年度(2022年度)は、県内で初めてハイイロゴケグモが確認されたため、発見箇所及びその周辺において、ハイイロゴケグモの生息調査や駆除を実施し、併せて咬傷被害予防のための注意喚起を行った。ハイイロゴケグモは現在までに市内19箇所で見つかり、生息を確認している。

オ 除草指導

苦情処理状況(区役所等の相談を含む)

年度	相談を受けた雑草地(件数)	草刈り完了実績(件数)
平成30年度	355	251
平成31年度	299	205
令和2年度	245	164
令和3年度	234	169
令和4年度	184	132

(3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例(平成24年(2012年)6月1日施行)」に基づき、犬の登録、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、野良猫対策としての地域猫活動を展開している。また、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおり「豊かな心」をはぐくめる支援を行っている。

ア 施設

名 称 熊本市動物愛護センター
 所 在 地 東区小山2丁目11-1
 主 な 設 備 管理棟、収容施設棟、愛護棟、倉庫、収納庫、動物愛護園、休憩所、焼却炉

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 接種	捕獲 保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分 死亡	計	咬傷 事故
H30	32,108	21,161	208	14	222	130	76	31	237	14
H31(R1)	31,334	21,971	205	9	214	147	41	21	209	17
R2	31,959	20,002	151	8	159	115	51	2	168	54
R3	32,490	21,147	138	3	141	108	37	3	148	48
R4	32,436	23,601	119	8	127	95	16	7	118	40

ウ 動物取扱業の登録・届出状況 ※各年4月1日現在（監視指導件数は年度計）

区分 年度	第一種動物取扱業 総事業所数	第一種動物取扱業者登録業種内訳						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあわせん業	譲受飼養業
H30	249	124	150	5	18	8	0	0
H31(R1)	247	124	150	6	17	10	0	0
R2	252	123	158	6	16	12	0	1
R3	254	124	160	7	17	11	0	1
R4	244	112	162	8	17	11	0	1

区分 年度	第二種動物取扱業 総事業所数	第二種動物取扱業者登録業種内訳					監視指導件数 (立入検査件数)
		譲り渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
H30	7	6	1	0	0	0	57
H31(R1)	8	7	2	0	0	0	51
R2	8	7	2	0	0	0	38
R3	8	8	2	1	0	0	86
R4	8	7	2	1	0	0	81

(4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。

また、令和3年（2021年）6月に改正食品衛生法が施行され、HACCPに沿った衛生管理が完全義務化したことにより、食品等事業者への周知や円滑に取り組むことができるように導入支援を実施している。

ア 食品衛生

① 営業施設等の監視指導状況

(令和4年度（2022年度）)

法 許可施設数		法 届出施設		条例 許可施設		合 計	
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視ポイント
11,300	5,214	4,634	603	87	14	16,021	5,911

② 衛生教育、研修会等の実施状況

(令和4年度(2022年度))

区 分	衛 生 教 育						研修会・講演会		合 計
	営 業 者				その他	市民	特定給食施設等向け研修会	HACCP 普及啓発研修会	
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会					
件 数	9	6	6	2	11	5	0	0	39
参加人数	109	384	611	25	251	94	0	0	1,474

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年度	区分	立入り施設数	集 団 指 導	
			件 数	延べ人数
平成 30		80	2	224
令和元		62	2	349
令和 2		0	0	0
令和 3		0	0	0
令和 4		9	0	0

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年（1972年）10月から、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町 380 番地 市場会館 3 階

検 査 状 況 ※（ ）は違反品数を再掲

年 度	施 設 数	食 品 の 検 査 数		
		国 産 品	輸 入 品	合 計
平成 30	241	84 (1)	13 (0)	97 (1)
令和元	230	72 (0)	15 (0)	87 (0)
令和 2	220	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令和 3	224	33 (0)	8 (0)	41 (0)
令和 4	274	47 (0)	5 (0)	52 (0)

（５）火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア 施 設

・熊本市斎場

所 在 地 東区戸島町 7 9 6 番地

火葬棟の機能 ①告別室（４室）②炉前ホール ③火葬炉 1 5 基（３基増設スペースを確保）、汚物炉 1 基
④収骨室（４室）⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所 在 地 北区植木町滴水 6 2 8 番地 1

火 葬 炉 1 基

イ 利用状況

① 火 葬

(単位 件)

年度 区分		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
大 人	市内	6,750	6,905	6,790	7,376	8,100
	市外	403	391	418	457	490
小 人	市内	25	21	18	15	22
	市外	1	2	0	2	3
死 産 児	市内	145	139	116	114	89
	市外	33	33	24	16	16
改 葬 人 骨	市内	89	332	280	207	258
	市外	33	27	9	2	13
そ の 他	市内	415	339	352	384	536
	市外	57	61	60	53	55
小 計	市内	7,424	7,736	7,556	8,096	9,005
	市外	527	514	511	530	577
合 計		7,951	8,250	8,067	8,626	9,582

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

年度 区分		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
待 合 室	市内	1,399	1,462	1,140	313	292
	市外	90	79	80	16	13
通 夜	市内	5	6	2	2	6
	市外	0	0	0	0	1
告 別 式	市内	18	18	8	14	19
	市外	1	0	0	1	2
通夜及び告別式	市内	32	26	17	29	35
	市外	6	0	0	1	2
小 計	市内	1,454	1,512	1,167	358	352
	市外	97	79	80	18	18
合 計		1,551	1,591	1,247	376	370

ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限る）

区 分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火 葬 場	大 人 (12歳以上)	1体	6,000	36,000
	小 人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死 産 児	1体	2,000	12,000
	改 葬 に よ る 人 骨	1体	2,000	12,000
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000	6,000
待 合 室		1回（2時間以内）	4,000	
式 場	夜 間	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000	30,000
	昼 間	1回（午前9時から午後3時まで）	5,000	30,000
	昼 夜 間	1回（午後4時から翌日の午後3時まで）	10,000	60,000

(6) 市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成14年度（2002年度）からの墓域拡張整備を平成25年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況 (貸付累計)

墓地名	総面積 (㎡)	令和2年度までの貸付状況		令和3年度までの貸付状況		令和4年度までの貸付状況	
		件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
花園墓地	28,057	1,842	12,186	1,839	12,164	1,830	12,077
小峯墓地	28,617	1,821	11,040	1,817	11,007	1,812	10,979
立田山墓地	37,929	1,482	9,983	1,477	9,949	1,466	9,877
城山墓園	54,747	1,125	6,992	1,116	6,936	1,112	6,905
清水墓園	20,897	1,492	8,468	1,489	8,442	1,482	8,409
桃尾墓園	268,765	9,234	45,463	9,246	45,523	9,254	45,561
浦山墓園	26,407	1,195	7,627	1,192	7,610	1,185	7,568
計	465,419	18,191	101,759	18,176	101,631	18,141	101,376

イ 桃尾霊堂

所在地 東区戸島町 桃尾墓園内

施設概要 本体
納骨堂 家族納骨壇 336壇、短期納骨壇 1,200壇
舍利塔

ウ 使用料

(平14.4.1施行)

墓 地	種 別	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600,000円
	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 120,000円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 80,000円

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1年	5,000円

(7) 健康危機管理（医療政策課）

平成13年（2001年）4月1日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実 施 内 容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関33部署からの34委員で構成され、年1回の開催(令和4年度は書面開催)
- ・幹事会 庁内13関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1回実施
- ・研修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等

こども

1 こども育成・子育て（こども政策課、こども支援課、保育幼稚園課、こども家庭福祉課、こども・若者相談センター、妊娠内密相談センター、児童相談所、障がい福祉課）

本市においても一旦は上昇した合計特殊出生率がここ数年微減傾向にあり、少子化の進行、人口減少は深刻さを増している。また、核家族化や地域のつながりの希薄化等により子育ての困難さが増大するとともに、児童虐待、こどもの貧困、いじめや不登校の問題など、子どもや子育てを取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、子育てやこどもの成長を社会全体で支えていくことがますます重要となっている。

そのため令和2年3月に「熊本市子ども輝きプラン2020」を策定し、こどもたちの声がひびき、こどもたちが元気にあふれ、こどもたちの笑顔が輝くような「こどもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「こどもたちが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境づくりの推進」に取り組んでいる。

令和5年4月に、こどもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に迅速、的確かつ丁寧に対応するため、こどもに関する全庁的・総合的な牽引役を担う組織として「こども局」を創設し、こども発達支援センター等のある「ウェルパル」に、妊娠・出産に係る不安や悩みの相談支援を行う妊娠内密相談センターを新設するなど、隣接の児童相談所のある「あいばる」とあわせ専門的な相談支援窓口の拠点化も図った。

（1）「熊本市子ども輝き未来プラン2020」（こども政策課）

ア 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）と一体的に策定
熊本市総合計画の個別計画として「こどもたちが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境づくりの推進」
に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具 体 化 …… 熊本市総合計画

一 体 化 …… 熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）

調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画（教育大綱）、第2次熊本市男女共同参画基本計画、
第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画、熊本市障がい者生活プラン など

イ 計画期間

令和2年度～令和6年度

ウ 計画の特徴

① 熊本市子ども輝き未来プラン2015（平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度））の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまち くまもとづくり」に取り組む。

②総合的な子育て支援

1. すべての子どもの健やかな成長を支える支援（子どもへの支援）
2. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（子育て家庭への支援）
3. 子育てしやすい地域社会の構築（地域社会の構築）

③策定過程における市民参加に配慮したこと

ニーズ調査 （熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期））

対象者15,000人（回収率60.8%）

熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議

計画素案に関する意見公募の実施

エ 策定の経過

平成30年度 2月～3月 ニーズ調査

平成31年度 4月～12月 計画審議

1月～ 2月 パブリックコメント

3月 計画決定

(2) 子ども・子育て支援新制度（こども政策課）

ア 審議会の設置・運営

平成24年（2012年）8月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成25年（2013年）4月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置するとともに、平成29年（2017年）4月からは、「熊本市子ども・子育て会議」の機能を「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に統合し、熊本市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る審議及び進捗状況の確認を行っている。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等10人で構成（委員の任期は3年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（熊本市子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ 熊本市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

このため、平成27年（2015年）3月、子ども・子育て支援サービスに関する「量の見込み」（需要）や「確保の内容」（供給）を定めた熊本市子ども・子育て支援事業計画を策定した。令和2年（2020年）3月には、熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）を策定し、中間年度である令和4年度（2022年度）に実績を踏まえ、推計児童数やニーズ量・供給体制の変化を検証し、必要な見直しを行った。

(3) こどもの未来応援（旧エンゼル）基金 ※平成31年（2019年）4月、名称変更（こども政策課）

〈目的・事業内容〉

次代を担うこどもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。平成31年（2019年）からは、新たに、こども食堂への支援を拡充した。

〈実績〉

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。

令和5年3月末の基金現在高 420,729千円

基金の運用益による助成は平成7年度から実施。

年度 項目	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
助成件数	23	38	28	33	34
助成金額（千円）	1,702	2,846	2,248	2,772	3,479

(4) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業（こども家庭福祉課）

〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

①ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

項目 \ 年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
利用者数（実人員）	124	93	70	60	65
延べ利用日数	1138	543	655	439	511

②トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実績〉

項目 \ 年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
利用者数（実人員）	29	19	5	8	3
延べ利用日数	60	35	10	29	3

イ 病児・病後児保育事業（こども支援課）

〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊池市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町・益城町・山鹿市）の小学校6年生までの病気で入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

病児保育施設にて、一時的に預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

項目 \ 年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
実施施設数	8	8	8	8	8
延べ利用者数	5,653	5,336	2,174	3,059	2,509

ウ 産前産後ホームヘルプサービス事業（こども支援課）

〈目的・事業内容〉

妊娠中又は出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実績〉

項目 \ 年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
利用者数（実人員）	98	107	75	117	172
延べ利用回数	1,005	836	609	1,593	1,921

エ ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事業（こども支援課）

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター＜熊本＞は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）

とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実績〉

年 度	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
会員数 (人)	3, 115	3, 184	3, 239	3, 170	3, 187	3, 172
活動件数 (件)	4, 173 (うち病児35件)	2, 738 (うち病児22件)	2, 317 (うち病児47件)	2, 441 (うち病児0件)	3, 399 (うち病児0件)	3, 996 (うち病児0件)

オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（こども支援課）

〈目的・事業内容〉

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成22年（2010年）1月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年）から赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を中止している。

※令和5年4月から地域支援員による訪問を、全て専門職訪問に変更した。

〈実績〉

年度	対象 件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員 (民生委員等)	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)	合計	
H30	6,660	2,657	1,612	1,897	6,166	92.6
H31 (R1)	6,236	2,219	1,903	1,579	5,701	91.4
R2	6,153	0	4,368	1,321	5,689	92.4
R3	6,136	0	4,211	1,664	5,875	95.7
R4	5,773	0	3,997	1,632	5,629	97.5

※訪問件数について、生後4か月未満になるまでに訪問を行った件数

(5) 乳幼児ママ・パパ教室事業（こども支援課）

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成29年度実績）	201回	講師派遣
（平成30年度実績）	200回	講師派遣
（令和元年度実績）	176回	講師派遣
（令和2年度実績）	35回	講師派遣
（令和3年度実績）	49回	講師派遣
（令和4年度実績）	129回	講師派遣

また、平成27年度（2015年度）より紙媒体でのマップ配布からウェブサイト上での情報提供に変更し、平成28年（2016年）3月に開設した「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

(6) 地域子育て支援拠点事業（こども支援課）

ア 地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関す

る情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実 績〉

年 度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
H30	10	10	78,466
H31 (R1)	10	9	63,335
R2	10	9	28,034
R3	10	9	15,084
R4	10	8	26,441

イ 街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実 績〉

年 度	延べ利用者数
H30	15,644
H31 (R1)	19,186
R2	5,611
R3	3,244
R4	6,980

ウ 夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」 …別掲

(7) こども医療費助成(こども支援課)

対象年齢 0歳～中学3年生までの児童(所得制限なし)

※平成30年(2018年)12月以降、自己負担額の見直し。

助成内容 保険診療による医療費(薬剤費含む)の一部負担金を助成。

ただし、3歳～小学6年生までの医科外来、調剤、5歳児～小学6年生までの歯科外来については、一医療機関につき700円/月、中学1年生～中学3年生までの医科外来、歯科外来、調剤については、一医療機関につき1,200円/月までは自己負担。

※平成30年12月(2018年)以降、小学4年生～小学6年生までの医科外来、歯科外来、調剤の自己負担は、700円とした。

実施状況 件 数 113,418 件(平成30年度)
1,171,100 件(平成31年度)
925,320 件(令和2年度)
1,017,390 件(令和3年度)
1,103,533 件(令和4年度)
助成額 1,848,181千円(平成30年度)
1,964,626千円(平成31年度)
1,641,648千円(令和2年度)
1,912,299千円(令和3年度)
2,028,304千円(令和4年度)

(8) 不妊治療費助成事業（こども支援課）

ア 特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する（平成16年度（2004年度）開始）。令和4年度から保険適用となったが、年度をまたぐ1回の治療について、経過措置として助成を行った。令和5年4月をもって助成終了。

- ・1回30万円または10万円まで。
- ・妻の年齢による。通算助成制限あり。
- ・男性不妊治療費が1回につき15万円まで。（条件により、初回治療のみ30万円まで）

〈実績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
H30	873	149,129
H31(R1)	877	142,598
R2	960	173,264
R3	1,326	281,375
R4	356	70,970

イ 一般不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、人工授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（令和元年度（2019年度）10月開始）

- ・1組の夫婦につき、累計4万円まで。
- ・妻の年齢による。助成限度額に達するまで助成申請可能。

〈実績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
H31(R1)	74	2,915
R2	352	14,672
R3	410	16,546
R4	247	8,817

(9) 児童手当給付事業（こども支援課）

〈内容〉

中学校修了前の児童を監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

0歳～3歳未満、3歳～小学校修了前（第3子以降） 月額15,000円

3歳～小学校修了前（第1子、第2子）、中学生 月額10,000円

※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童一人当たり一律5,000円。

令和4年（2022年）6月分以降は、受給者の所得が所得上限限度額以上の場合、支給なし。

(10) 母子医療給付状況（こども支援課）

年度		H30	H31(R1)	R2	R3	R4
区分						
養育医療給付事業	実人員	506	445	483	530	506
	延日数	14,902	14,236	14,695	17,235	13,957
自立支援医療 （育成医療）事業	実人員	296	269	247	271	351
	延日数	3,778	3,268	3,911	3,098	3297
小児慢性特定疾病 医療支援事業	実人員	899	934	995	1,016	944
	延日数	30,413	31,413	31,835	32,579	30,974
療育医療給付事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	873	877	960	1,326	356
一般不妊治療費助成事業	助成件数	-	74	352	410	247

(1 1) 母子健康診査及び子育て相談指導事業（こども支援課）

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成 2 1 年度（2009 年度）より妊婦健康診査の公費負担回数を 5 回から 1 4 回へ拡大した。

ア 保健指導状況

（単位 人）

年度 区分		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
妊娠の届出受理数		6,661	6,459	6,469	6,075	5,662
保健指導 (健康相談)	妊 婦	7,612	7,387	7,372	7,349	6,680
	産 婦	784	633	442	747	1,013
	乳 児	6,206	4,804	754	822	946
	幼 児	8,462	7,490	4,117	3,783	4,137
	思 春 期	466	171	90	79	79
	そ の 他	1,044	874	507	425	559
健康教育	思 春 期	3,951	3,606	1,078	222	703
	両（母）親学級	118	88	0	0	0
	育児学級（乳児期）	6,810	4,954	149	164	1,794
	育児学級（幼児期）	8,712	6,575	185	164	1,079
	そ の 他	7,401	9,050	281	659	763
訪問指導	妊 婦	217	196	165	112	100
	産 婦	4,637	4,010	3,246	3,033	3,251
	新 生 児	256	241	182	177	134
	未 熟 児	305	232	143	135	150
	乳 児	4,646	4,228	3,368	3,115	3,253
	幼 児	1,781	1,834	1,111	872	869
	そ の 他	803	643	394	330	221

イ 健康診査状況

（単位 人）

年度 区分			H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
医療機関委託分	妊 婦	一 般	81,212	77,180	75,774	74,610	69,540
		精 密	1,772	1,775	1,860	2,059	1,797
		B型肝炎	6,624	6,371	6,408	6,011	5,591
		歯 科	1,225	1,179	1,576	1,537	1,592
	3か月児	一 般	6,631	6,255	6,043	5,943	5,715
	7か月児	一 般	6,515	6,295	5,961	5,965	5,640
各区保健子ども課	妊 婦	歯 科	2,833	3,782	2,160	2,044	1,688
	3か月児	一 般	—	—	—	—	—
	7か月児	一 般	—	—	—	—	—
	1歳6か月児	一 般	6,712	6,101	6,913	5,659	6,430
		歯 科	6,705	6,100	6,908	5,656	6,429
		精 密	129	145	125	108	111
	3歳児	一 般	6,747	6,188	6,950	5,995	6,681
		歯 科	6,741	6,185	6,949	5,991	6,670
		精 密	896	950	1,523	1,462	1,280

(12) ようこそ赤ちゃんプロジェクト（出産・子育て応援給付金）（こども支援課）

対 象 者 熊本市に住民票のある、妊婦及び出生した児童の保護者

事 業 概 要 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業で、妊娠届出後妊婦1人あたり5万円、出生届出後児童1人あたり5万円を支給する。
(いずれも面談後に支給。)

所 得 制 限 なし

＜実績＞

年 度	支給人数（妊婦）	支給人数（出生児）	支給額
R4	5,613 人	5,614 人	561,350 千円

※令和5年1月から事業開始

(13) 産前・産後母子支援事業（妊娠内密相談センター）

（目的・事業内容）

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）等への支援を強化するため、平成29年（2017年）10月から、社会福祉法人 熊本市社会福祉協会へ委託し、コーディネーターと看護師を配置している。予期せぬ妊娠・出産に関する24時間年中無休の相談窓口（匿名可）を設置するとともに、産科医療機関や関係機関への同行受診等のアウトリーチ、緊急的な住まいの提供及び看護師による専門的支援を実施し、安全な出産・養育、その後の自立に向けた支援を行っている。

＜実 績＞

年度	相談件数（件）	住まいの提供（人）
H30	562	4
H31(R1)	537	5
R2	421	2
R3	708	2
R4	986	4

(14) こども・若者総合相談センター

（目的・事業内容）

平成26年（2014年）4月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。電話相談、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、平成31年（2019年）度より妊娠期から子育て期にわたる相談を受けている。

所 在 地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2階

面 接 相 談 平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

電 話 相 談 平日 月～金曜日 午前8時30分から午後9時

メー ル 相 談 24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

＜実 績＞

① 総相談実件数

（単位 件）

年 度	電話	面接	メール	FAX	合計
H30	6,760	159	514	0	7,433
H31(R1)	5,613	62	361	0	6,036
R2	6,382	16	350	0	6,748
R3	2,364	26	502	－	2,892
R4	2,359	46	230	－	2,635

令和3年度（2021年度）から、電話相談時間が縮小されたため件数が減少

② 相談対象者別の実件数

(単位 件)

年 度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の 10代	20歳以上	不明	合計
H30	420	629	545	472	447	3,669	1,251	7,433
H31(R1)	364	589	419	457	256	2,377	1,574	6,036
R2	327	649	454	344	218	3,598	1,158	6,748
R3	75	273	222	208	104	1,944	66	2,892
R4	69	225	254	193	128	1,679	87	2,635

③ 主たる相談内容実件数

(単位 件)

年度	学校・先生	家族内・保護者	職場との関係	その他の関係(学校・家庭・職場以外)	健康問題・発育発達・障がい	育成(関わり・問題行動)	将来不安・生活上の問題	性・異性	妊娠・出産	養護	児相への連絡	問合せなど	合計
R3	171	209	94	225	354	212	1,296	100	8	16	-	207	2,892
R4	177	217	129	79	258	230	1,262	73	4	4	-	202	2,635

※令和3年度(2021年度)から、児相への連絡(虐待通告等)は児童家庭支援センターへ業務移行

(15) 要保護児童対策(こども家庭福祉課)

〈目的・事業内容〉

虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成18年(2006年)6月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置(令和4年度(2022年度)当初における構成機関:49機関)した。平成24年度(2012年度)に政令市移行とともに、各区に児童虐待専任の職員を配置し、地域の身近な相談・通告機関として、母子保健と連携した、予防を含めた切れ目のない支援体制を図っている。

児童福祉法の改正により、「市町村子ども家庭総合支援拠点(以下、「支援拠点」という。))」を設置することが努力義務とされたことに基づき、令和2年度(2020年度)から、各区の上記機能を支援拠点と位置づけた。

相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間にこどもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。

また、令和3年(2021年)4月に熊本市児童家庭支援センターを開設し、児童相談所や各区保健こども課等と連携することにより、地域の児童・家庭からの相談に応じる体制を強化した。

〈実績〉

年 度	児童虐待 相談受付件数(件)	実務者会議(児童虐待防止連絡会議) 開催回数(回)	オレンジリボン サポーター(人)
H30	295	5	570
H31(R1)	331	5	254
R2	384	5	750
R3	351	5	750
R4	389	5	750

(16) 児童家庭支援センター(こども家庭福祉課)

〈目的・事業内容〉

令和3年(2021年)4月より開設。地域の児童の福祉に関する様々な問題について、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。また、区役所の求めに応じ、技術的助言、その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行う。あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る

もの。

所 在 地 熊本市中央区本荘 2 丁目 3 番 8 号（社会福祉法人熊本市社会福祉協会 熊本乳児院）
電 話 相 談 2 4 時間年中無休受付

〈実 績〉

相談件数内訳（延べ件数）

年 度	電話相談	来所相談	訪問相談	心理療法	メール相談	手紙相談	その他	合計
R3	1,353	100	374	7	0	0	0	1,834
R4	2,351	129	721	15	81	1	1	3,299

（ 1 7 ） 障がい児療育相談事業（こども発達支援センター）

障がい又はその疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成 2 0 年（2008 年） 4 月 1 日
所 在 地 中央区大江 5 丁目 1 番 1 号 ウェルパルクまもと 2 F

・相談支援延べ数 (単位 件)

年 度 支援区分	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
電話相談	5,202	5,040	6,261	6,123	5,241
来所相談	3,825	3,975	3,254	4,173	3,869
訪問相談	156	99	70	29	43
ペアレントトレーニング事業 (旧 子育て安心親支援活動)	469	383	130	278	271
子育てスマイルサポート事業	455	333	197	192	183
合 計	10,107	9,830	9,912	10,795	9,607

（ 1 8 ） 児童相談所

設 置 平成 2 2 年（2010年） 4 月 1 日
所 在 地 中央区大江 5 丁目 1 番 5 0 号 熊本市こどもセンター「あいばる くまもと」 3 F
目 的 子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。
事 業 内 容 ・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
・里親の登録、支援
・児童措置費負担金の認定
・障害児入所給付費等の支給決定
・児童の療育手帳に係る判定
・児童の一時保護
・措置解除後の児童の自立支援等
・児童虐待の通告受付及び再発防止
・要保護児童対策における区役所及びその他関係機関との連携

児童相談対応件数

(単位 件)

相談種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
養護相談	児童虐待相談	908	1, 114	1, 360	1, 325	1, 425
	その他の養護相談	406	475	414	406	86
障害等相談		683	684	608	685	696
非行相談		77	80	65	89	83
育成相談	性格行動相談	158	158	164	147	84
	不登校相談	44	46	29	33	15
	適性相談	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	18	8	6	6	8
その他の相談		99	60	69	103	27
計		2, 393	2, 625	2, 715	2, 794	2, 424

(1 9) ひとり親家庭支援事業

ア 母子・父子自立支援員の設置 (こども家庭福祉課)

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ ひとり親家庭等医療費助成 (こども支援課)

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童
 所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる
 実 施 状 況 件 数 (世帯数) 5 5 , 3 2 4 件
 経 費 2 5 7 , 2 5 3 千円 (令和 4 年度 (2021 年度))

ウ 児童扶養手当 (こども支援課)

児童扶養手当受給世帯数

(令 5. 3. 31 現在)

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	5, 483	40	933	38	16	279	6, 789

エ 母子家庭等自立支援給付金 (こども家庭福祉課)

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業 (母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付) を行っている。

(令和 4 年度 (2 0 2 2 年度) 実績)

母子家庭等自立支援教育訓練給付 7 人

母子家庭等高等職業訓練促進給付 9 9 人

オ 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (こども家庭福祉課)

ひとり親家庭及び寡婦の方の自立と生活の安定を図るため、生活・住宅・養育・教育や身の上等の家庭一般相談、法律相談や就業等の各種相談に応じる。また、就業に必要な技能習得講座、教養講座等を開催し、講演会やレクリエーションを企画・開催する。

(令和 4 年度 (2022 年度) 実績) 利用者数 1 , 5 2 9 人

委託料 2 1 , 1 2 9 千円

(20) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (こども家庭福祉課)

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(令和4年度(2022年度)実績) 180件 94,553千円

(21) 施設

ア 助産施設 (こども家庭福祉課)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員 (床)
熊本市市民病院	熊本市	水田 博志	東区東町4丁目1番60号	平18. 1	10
慈恵病院	医療法人聖粒会	蓮田 健	西区島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	平田 稔彦	東区長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福田病院	社会医療法人愛育会	福田 稠	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設 (こども家庭福祉課)

施設名	経営主体	施設代表者	認可年月	定員 (世帯)
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村 聖子	昭23. 10	20
きらきら星レジデンス	〃	奥村 朝子	平24. 4	25

ウ 乳児院 (こども家庭福祉課)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐 國英	中央区本荘2丁目3番8号	昭22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷 佳男	中央区神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ 児童養護施設 (こども家庭福祉課)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	潮谷 佳男	中央区神水1丁目14番1号	昭27. 4	57
菊水学園	〃	松本 孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	47
藤崎台童園	〃	北村 直登	中央区古京町3番5号	昭24. 3	42
龍山学苑	〃	上村 宏洸	北区龍田6丁目3番60号	昭23. 10	46

オ 福祉型障害児入所施設 (障がい福祉課)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	奥村 明美	北区清水新地1丁目3番1号	昭38. 12	55
大江学園	〃	塘林 敬規	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	50
熊本ライトハウス	〃	内田 稔光	東区新生1丁目23番11号	昭28. 7	20 (盲児・ろう あ児)

カ 児童発達支援センター（障がい福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	木村 由美	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56. 4	28
済生会なでしこ園	〃	五瀬 浩	南区白藤3丁目2番71号	平16. 4	30
児童発達支援センター 三 気 の 家	〃	田之上 あかね	北区室園町20番40号	平 6. 4	24
児童発達支援センター lapoale	株式会社	毛利 明日香	中央区大江4丁目2番1号 イオン熊本中央店本館2F	令 4. 1	20
児童発達支援センターこども療育研究室 L u l u N o r t h & S i d e	〃	松本 健太	北区楠6丁目1番15号	令 5. 4	20

キ 医療型障害児入所施設（障がい福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	木下 裕俊	東区画図町大字重富575番地	平6.10	116

ク 児童自立支援施設（こども家庭福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清水が丘学園	熊本県	松田 京也	北区打越町38番1号	明42. 4	50

ケ 婦人相談所（保護管理援護課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員 (世帯)
熊本県女性相談センター	熊本県	増田 要一	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32. 8	—

（２２）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水、城南児童館の１１児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名称	ア 西原公園児童館	イ 城南児童館
所在地	中央区九品寺4丁目24番4号	南区城南町舞原451番地9
開設年月日	昭和53年8月1日	平成26年3月1日
管理運営	熊本市	指定管理者

※託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくりセンターの項に一括記載

（２３）こども文化会館

管 理 運 営 こども支援課

所 在 地 中央区新町１丁目３番１１号

施 設 の 概 要 地下１階 駐車場（４台）、駐輪場（９０台）、警備室等

地上1階	エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室
2階	やすらぎの部屋（4室）、会議室（2室）、相談コーナー（3室）等
3階	創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室
4階	多目的ホール（228席）、わんぱく広場
5階	多目的ホール上層部
開館時間	午前9時～午後5時 (ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後8時30分まで)

主な特別事業例 (令和4年度)

特別事業名	内 容
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう
節分豆まき	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場（機会）を提供
僕の夢、私の夢体験事業	3つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント（親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど）

利用状況（延べ利用者数） (単位 人)

年度 区分	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
子ども	187,705	198,244	162,938	19,209	※空調等の大規模改修工事中のため休館	105,841
大人	135,549	143,254	122,864	15,380		79,790
合計	323,254	341,498	285,802	34,589		185,631

(24) 公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型・幼稚園型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ3つの区分（1号認定（教育標準時間）、2号、3号認定（保育標準・短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア 幼稚園及び認定こども園入所状況（1号認定）（市外委託分除く）

(令和5.4.1現在)

区 分	施設数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
公立（幼稚園のみ）	6	420				60	80	105	245
私立（幼稚園、幼保連携型・幼稚園型認定こども園）	116	6,974				1,290	1,502	1,651	4,443
計	122	7,394				1,347	1,581	1,756	4,684

イ 保育所等入所状況（2号、3号認定）（市外委託分除く）

（令和5.4.1現在）

年度	公 立 別	定 員	入所児童数	入所率（％）	待機児童数
H29	公 立	1,805	1,815	100.5	0
	私 立	18,161	18,515	101.9	0
	計	19,966	20,330	101.8	0
H30	公 立	1,805	1,764	97.7	0
	私 立	18,656	19,012	101.9	0
	計	20,461	20,776	101.5	0
H31(R1)	公 立	1,805	1,765	97.7	0
	私 立	18,881	19,595	103.7	6
	計	20,686	21,360	103.2	6
R2	公 立	1,805	1,689	93.6	0
	私 立	19,198	19,766	103.0	0
	計	21,003	21,455	102.2	0
R3	公 立	1,805	1,634	90.5	0
	私 立	19,313	19,634	101.6	0
	計	21,118	21,268	100.7	0
R4	公 立	1,805	1,460	80.9	0
	私 立	19,652	19,330	98.3	0
	計	21,457	20,790	96.9	0

※入所率（％）＝入所児童数÷定員×100

※受託児童を含む

※事業所内保育の従業員枠を除く

ウ 年齢別保育所等入所状況（2号、3号認定）（市外委託分除く）

（令和5.4.1現在）

区分	保育所等数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公 立	19	1,805	69	215	266	279	316	315
私 立	248	19,652	1,213	3,481	3,661	3,546	3,692	3,734
計	267	21,457	1,282	3,696	3,927	3,825	4,008	4,049

※受託児童を含む

※事業所内保育の従業員枠を除く

エ 公立私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園（施設型給付）

公 立 保 育 園

（令和5.4.1現在）

施 設 名	2・3号 定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	2・3号 定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 城東保育園	130	18	4	22	中央区九品寺1丁目13-20	12 幸田保育園	90	10	2	12	南区良町2丁目5-1
2 白山 "	90	10	3	13	中央区白山2丁目12-3	13 麻生田 "	100	14	2	16	北区麻生田4丁目10-23
3 本荘 "	130	16	3	19	中央区本荘6丁目16-24	14 菱形 "	80	8	2	10	北区植木町上古閑62-2
4 横手 "	100	13	3	16	中央区横手2丁目1-11	15 山本 "	70	8	2	10	北区植木町清水1067-3
5 京塚 "	110	12	2	14	東区尾ノ上3丁目13-26	16 田底 "	90	8	2	10	北区植木町正清508
6 健軍 "	110	1213	2	1415	東区健軍2丁目12-17	17 豊田 "	120	10	2	12	北区植木町豊田565
7 京町台 "	100	11	2	13	西区池田1丁目2-1	18 清水 "	90	9	24	1113	北区清水本町13-7
8 池上 "	90	1011	3	14	西区池上町1226-1	19 西里 "	110	11	2	13	北区硯川町1133
9 中島 "	45	10	3	13	西区沖新町675	計 19カ所	1,805	208	44	252	
10 小島 "	60	8	2	10	西区小島7丁目6-7						
11 春日 "	90	10	3	13	西区春日3丁目11-1						

私立保育園

(令5.4.1現在)

施 設 名	2・3号定員	所 在 地	施 設 名	2・3号定員	所 在 地
1 出水南保育園	90	中央区出水6丁目15-21	43 松尾保育園	70	西区西松尾町4971
2 ひかり幼児園	110	中央区大江2丁目3-2	44 すぎのこ保育園	90	西区二本木4丁目22-25
3 黒髪乳児保育園	40	中央区黒髪2丁目36-33	45 つくし保育園	70	西区花園5丁目2-11
4 黒髪幼愛園	200	中央区黒髪2丁目9-20	46 瑩光保育園	60	西区花園6丁目8-34
5 つばみ保育園	125	中央区国府本町12-73	47 明星保育園	110	南区出仲間2丁目1-20
6 友愛会保育園	90	中央区壺川2丁目1-57	48 海路口保育園	60	南区海路口町617
7 ひまわり保育園	60	中央区新大江1丁目7-39	49 奥古閑保育園	45	南区奥古閑町1562-2
8 愛光幼児園	90	中央区新大江2丁目10-25	50 川口保育園	60	南区川口町1099-2
9 マリア幼愛園	90	中央区水前寺4丁目31-56	51 なかよし保育園	100	南区幸田2丁目1-80
10 水前寺保育園	80	中央区水前寺公園20-5	52 熊本藤富保育園	80	南区護藤町973
11 天使の園保育園	60	中央区渡鹿1丁目17-52	53 日吉保育園	120	南区十禅寺2丁目9-1
12 藤崎台保育園	60	中央区古京町3-5	54 和光保育園	150	南区内城南町隈庄736
13 双葉保育園	90	中央区本荘2丁目3-15	55 城南慈光保育園	60	南区内城南町坂野2090-1
14 みのり保育園	60	中央区本荘3丁目6-19	56 城南ふたば保育園	70	南区内城南町丹生宮667
15 大光保育園	110	東区画図町所島755-3	57 舞原保育園	120	南区内城南町舞原291-7
16 アイグラン保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上1丁目8-24	58 くすのき保育園	130	南区内城南町六田475-2
17 やまびこ保育園	40	東区尾ノ上2丁目25-18	59 城南こばと保育園	60	南区内城南町鰐瀬223
18 小山保育園	150	東区小山2丁目24-20	60 飽田東保育園	90	南区砂原町25
19 供合保育園	130	東区上南部3丁目18-52	61 銭塘保育園	80	南区銭塘町976-2
20 ぎんなん保育園	90	東区京塚本町65-31	62 旭保育園	180	南区近見6丁目11-11
21 幼育学園幼光園	90	東区健軍3丁目34-17	63 雁回まこと保育園	130	南区富合町木原1410-1
22 熊本日の出保育園	120	東区桜木3丁目15-5	64 リリー保育園	45	南区並建町839-1
23 愛育保育園	60	東区桜木6丁目2-26	65 畠口みのり保育園	70	南区畠口町2137-2
24 帯山保育園	120	東区月出2丁目4-27	66 中緑保育園	50	南区美登里町454
25 月出保育園	90	東区月出6丁目3-5	67 リズム幼稚園	150	南区御幸笛田3丁目12-1
26 広福保育園	120	東区長嶺東5丁目23-25	68 大和保育園	60	北区植木町大和37-6
27 木の実保育園	90	東区西原2丁目20-14	69 田原児童園	80	北区植木町富応1167
28 光輪保育園	90	東区沼山津4丁目8-29	70 和幸保育園	60	北区植木町平野323-2
29 こまどり保育園	120	東区八反田2丁目21-17	71 梶尾保育園	120	北区梶尾町288番地1
30 さくらぎ保育園	90	東区花立3丁目30-1	72 むつみ保育園	120	北区楠1丁目15-16
31 さくらんぼ保育園	130	東区広木町29-35	73 きらら保育園	150	北区清水新地2丁目8-1
32 聖母幼愛園	90	東区南町13-3	74 はけみや保育園	90	北区高平3丁目35-28
33 のぞみ保育園	90	東区若葉2丁目12-1	75 さつきヶ丘保育園	100	北区龍田1丁目4-30
34 カトレア保育園	90	東区若葉6丁目13-52	76 北部中央保育園	120	北区西梶尾町535-3
35 熊本すみれ保育園	110	西区池亀町20-41	77 にれのき保育園	70	北区楡木5丁目30-20
36 報徳保育園	90	西区池田2丁目49-15	78 あゆみ保育園	105	北区武蔵ヶ丘1丁目4-32
37 有明保育園	50	西区小島下町4223			
38 KASUGAよんちようめ保育園	90	西区春日4丁目30-11			
39 若葉幼愛園	70	西区上代1丁目11-2			
40 たちばな保育園	75	西区河内町河内2192			
41 白羊保育園	90	西区島崎3丁目20-34			
42 美心幼愛園	70	西区中島町560			
			計78カ所	7,245	
			公私立計97カ所	9,050	

認定こども園

(令5.4.1現在)

施設名	類型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所在地
1 幼保連携型認定こども園出水みなみこども園	幼保連携型	15	90	105	中央区出水8丁目43-5
2 大江こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区大江2丁目1-18
3 幼保連携型認定こども園九州学院みどり幼稚園	幼保連携型	50	66	116	中央区大江5丁目3-36
4 認定こども園帯山幼稚園	幼稚園型	90	120	210	中央区帯山4-42-16
5 認定こども園帯山のぎくこども園	幼保連携型	8	90	98	中央区帯山4丁目55-17
6 認定こども園東海大学付属かもめ幼稚園	幼保連携型	240	80	320	中央区帯山7丁目13-41
7 認定こども園ルーテル学院幼稚園	幼保連携型	95	85	180	中央区黒髪3丁目12-16
8 認定こども園神水幼稚園	幼保連携型	90	120	210	中央区神水1丁目14-1
9 きよめこども園	幼保連携型	15	105	120	中央区国府2丁目6-24
10 出水幼稚園	幼稚園型	105	40	145	中央区国府2-10-39
11 さくらまちこども園	幼保連携型	5	40	45	中央区新市街13-19
12 幼保連携型認定こども園シオン	幼保連携型	10	120	130	中央区新町4丁目7-35
13 認定こども園九州音楽幼稚園	幼稚園型	75	60	135	中央区水前寺公園23-21
14 第一幼稚園	幼保連携型	105	90	195	中央区坪井4丁目20-22
15 寺原保育園	幼保連携型	15	80	95	中央区坪井5丁目13-6
16 幼保連携型認定こども園くほんじこども園	幼保連携型	15	160	175	中央区八王寺町51-35
17 幼保連携型認定こども園千草保育園	幼保連携型	15	120	135	中央区平成3丁目2-12
18 幼保連携型認定こども園かっぱこどもえん	幼保連携型	15	190	205	中央区保田窪1丁目2-101
19 幼稚園型認定こども園ときわ幼稚園	幼稚園型	150	60	210	中央区本荘町683番地 2
20 鳳鳴こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区世安町393-2
21 幼保連携型認定こども園第二桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	120	135	中央区世安3丁目10番7号
22 木の葉こども園	幼保連携型	15	160	175	東区石原2丁目5-31
23 なぎさこども園	幼保連携型	15	120	135	東区江津1丁目7-25
24 幼保連携型認定こども園えのみこども園	幼保連携型	15	120	135	東区榎町3-10
25 認定こども園九州音楽京塚幼稚園	幼稚園型	150	69	219	東区尾ノ上1丁目47-9
26 幼保連携型認定こども園よつば保育園	幼保連携型	15	120	135	東区小山5丁目27-40
27 幼保連携型認定こども園こうだいに	幼保連携型	45	60	105	東区健軍3丁目36-14
28 せきれいこども園	幼保連携型	6	84	90	東区健軍5丁目1-11
29 幼保連携型認定こども園こう	幼保連携型	45	60	105	東区湖東1丁目12-26
30 やまばとこども園	幼保連携型	15	100	115	東区御領2丁目12-20
31 幼保連携型認定こども園ふわわ	幼保連携型	15	130	145	東区桜木1丁目11-21
32 認定こども園エンゼル保育園	幼保連携型	15	120	135	東区佐土原1丁目22-20
33 認定こども園 えずほいくえん	幼保連携型	15	90	105	東区下江津2丁目2-1
34 おぜきこども園	幼保連携型	10	80	90	東区下南部2丁目2-123
35 幼保連携型認定こども園わらべ	幼保連携型	15	160	175	東区新南部2丁目2-50
36 幼保連携型認定こども園にしばる	幼保連携型	60	160	220	東区新南部3丁目3-51
37 認定こども園めぐみ幼稚園	幼保連携型	90	130	220	東区水源2丁目2-1
38 幼保連携型認定こども園二岡保育園	幼保連携型	10	150	160	東区戸島3丁目11-62
39 幼保連携型認定こども園ひむきこどもえん	幼保連携型	15	105	120	東区戸島7丁目9-48

施 設 名		類型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所在地
40	やまなみ	幼保連携型	15	225	240	東区戸島西2丁目3－50
41	幼保連携型認定こども園くるみ幼稚園	幼保連携型	105	120	225	東区渡鹿8丁目1-18
42	幼保連携型認定こども園ながみねこども園	幼保連携型	15	120	135	東区長嶺東5丁目1－17
43	幼稚園型認定こども園さくら幼稚園	幼稚園型	203	147	350	東区長嶺南1丁目4-80
44	つばめこども園	幼保連携型	15	180	195	東区長嶺南7丁目7-15
45	幼保連携型認定こども園とうぶ	幼保連携型	90	69	159	東区花立5丁目4-93
46	聖母幼稚園	幼保連携型	90	170	220	東区南町13-7
47	幼保連携型認定こども園ひばり	幼保連携型	10	120	130	東区山ノ内1丁目1-87
48	幼保連携型認定こども園誠櫻幼愛園	幼保連携型	15	120	135	西区春日6丁目22-1
49	幼保連携型認定こども園城山保育園	幼保連携型	15	160	175	西区上代6丁目9-1
50	芳野保育園	幼保連携型	15	80	95	西区河内町岳880
51	からたちこどもえん	幼保連携型	15	30	45	西区河内町河内2946
52	城山幼稚園	幼保連携型	25	90	115	西区城山大塘1丁目21-1
53	幼保連携型認定こども園城高保育園	幼保連携型	15	90	105	西区城山大塘2丁目1-24
54	幼保連携型認定こども園こずえ保育園	幼保連携型	15	170	185	西区新土河原1丁目7-20
55	幼保連携型認定こども園亀の子幼稚園	幼保連携型	105	50	155	西区谷尾崎町415
56	かおるこども園	幼保連携型	15	90	105	西区中島町2056-2
57	幼保連携型認定こども園西部音楽幼稚園	幼保連携型	105	80	185	西区中原町686
58	古町幼稚園	幼稚園型	15	82	97	西区二本木4丁目4-13
59	幼保連携型認定こども園本妙寺こども園	幼保連携型	15	110	125	西区花園4丁目3-23
60	なないろこども園	幼保連携型	15	110	125	南区荒尾1丁目17-15
61	出仲間こども園	幼保連携型	15	170	185	南区出仲間3丁目1-11
62	ゆたか幼稚園	幼稚園型	60	94	154	南区今町161-1
63	仁愛幼稚園	幼保連携型	15	275	290	南区薄場1丁目14-10
64	かわしりこども園	幼保連携型	9	90	99	南区川尻5丁目4-24
65	幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	幼保連携型	15	165	180	南区合志3丁目6-26
66	幼保連携型認定こども園小木こども園	幼保連携型	15	120	135	南区城南町塚原994-19
67	力合幼稚園	幼稚園型	156	10	166	南区白藤1丁目22番7号
68	済生会しらふじ子ども園	幼保連携型	15	160	175	南区白藤3丁目2-70
69	愛保育園	幼保連携型	15	90	105	南区近見3-13-30
70	幼保連携型認定こども園青いほしこども園	幼保連携型	15	90	105	南区近見7丁目12－33
71	幼保連携型認定こども園たから子ども園	幼保連携型	10	140	150	南区富合町小岩瀬686
72	認定こども園第一幼稚園	幼保連携型	15	160	175	南区富合町新256- 1
73	幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	幼保連携型	15	120	135	南区八分字町618
74	そよかぜこども園	幼保連携型	9	130	139	南区南高江1丁目11-126
75	幼保連携型認定こども園こじか園	幼保連携型	15	90	105	南区南高江7丁目9-30
76	認定こども園わかくさ幼稚園	幼稚園型	75	40	115	南区南高江7-9-36
77	幼保連携型認定こども園恵水幼稚園	幼保連携型	135	165	300	南区御幸笛田 3 -13-12
78	幼保連携型認定こども園御幸こばと保育園	幼保連携型	15	120	135	南区御幸笛田7丁目15-30
79	田迎こども園	幼保連携型	15	90	105	南区良町1丁目22-1

施 設 名	類型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所在地
80 山東こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町有泉829
81 蓮の実こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町植木343番地
82 幼保連携型認定こども園桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	110	125	北区植木町滴水245-1
83 喜育こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町一木43-2
84 植木中央幼稚園	幼稚園型	105	90	195	北区植木町舞尾544- 2
85 清水ヶ丘こども園	幼保連携型	15	100	115	北区兎谷1丁目3-82
86 ほくぶ幼稚園	幼保連携型	60	130	190	北区鹿子木町356
87 くすの実こども園	幼保連携型	15	120	135	北区楠4丁目3-15
88 幼保連携型認定こども園城北幼稚園	幼保連携型	180	160	340	北区清水新地2-8-2
89 第二幼稚園	幼保連携型	90	87	177	北区清水東町10-45
90 幼保連携型認定こども園まんごく保育園	幼保連携型	10	120	130	北区清水万石4丁目5-5
91 高平幼稚園	幼保連携型	90	110	200	北区高平2丁目20-32
92 たつだの森保育園	幼保連携型	8	132	140	北区龍田陳内 3 丁目38-50
93 幼保連携型認定こども園たつだ保育園	幼保連携型	15	145	160	北区龍田弓削2丁目7-100
94 幼保連携型認定こども園ひでみ保育園	幼保連携型	15	285	300	北区鶴羽田3丁目1-78
95 五丁こども園	幼保連携型	15	90	105	北区貢町66番地1
96 武蔵ヶ丘こども園	幼保連携型	15	150	165	北区武蔵ヶ丘5丁目15-8
97 こぐまこども園	幼保連携型	15	220	235	北区四方寄町39-1
私立計97カ所		3, 979	11, 085	15, 024	

地域型保育事業所

(令5.4.1現在)

施 設 名	事業所種別	2・3号 定員	所在地
1 つばさ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区大江1-11-10
2 家庭的保育室 はぐくみ こころ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目24-23
3 家庭的保育室 はぐくみ めばえ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目27-14
4 わくわく家庭保育室 唐人町	家庭的保育事業	5	中央区上鍛冶屋町8-2 (湖東カレッジ唐人町校内)
5 からしま保育舎 ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	19	中央区辛島町6-2 ペアレントビル2F
6 チャイルドアカデミーつばみ	小規模保育事業A型	19	中央区京町2丁目8-6
7 立町・におうさん通り保育園	小規模保育事業A型	18	中央区坪井4-1-1
8 鶴屋保育園スマイリア	保育所型事業所内保育事業	40	中央区手取本町6-1
9 はれのひ保育園	小規模保育事業A型	18	中央区新大江3-7-9
10 とろく保育舎 ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	12	中央区渡鹿7-8-53
11 あーす保育園 保田窪	小規模保育事業A型	19	中央区保田窪1丁目9-48 保田窪1丁目事務所101号室
12 保育所 きっず・ひろば	小規模保育事業A型	16	中央区本荘6-4-1
13 ムジカ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区本荘6-7-18
14 世安・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	中央区世安町361-2 エステーシア世安1F-101
15 やまなみこども園 ころぼっくる	小規模保育事業A型	19	東区秋津2-6-41
16 えづこスマイルキッズ	小規模型事業所内保育事業A型	12	東区画図町重富568-2
17 ニチイキッズおのうえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区尾ノ上3-6-2-102
18 夢ママ保育園	小規模保育事業A型	12	東区尾ノ上4-20-1-2
19 おやまひよこ保育園1号館	小規模保育事業A型	19	東区小山2丁目1-25
20 おやまひよこ保育園2号館	小規模保育事業A型	19	東区小山2丁目1-25
21 おやまひよこ保育園3号館	小規模保育事業A型	19	東区小山2丁目1-25
22 ぱんだ保育園	小規模保育事業A型	19	東区健軍3丁目50-20
23 ぐるんぱ保育園	小規模保育事業A型	19	東区湖東2-6-14
24 ことりの家保育園	小規模保育事業A型	19	東区御領2-14-46
25 おーさあ保育園Coどおーも	小規模保育事業A型	19	東区栄町2-15
26 桜木めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区桜木5丁目9番-111
27 小規模保育所ふわにっこ	小規模保育事業A型	19	東区昭和町6-9
28 わらべっ子保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部3丁目7-76-2
29 成仁としま保育園	保育所型事業所内保育事業	35	東区戸島2-3-15
30 あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5丁目5-18
31 だい2あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5-5-27
32 第2さくら園	小規模保育事業A型	19	東区戸島西6-2-72
33 みらいとしま保育園	小規模保育事業A型	19	東区戸島本町8-8
34 保育室ちようちょ くるみの森	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区渡鹿8丁目1-70
35 みんなの保育園 くれよん	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1-5-1
36 みんなの保育園ばれっと	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1丁目5-1 シュロア モール長嶺ハ棟1F
37 長嶺かるがも保育園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1丁目6-88 ザ・クレイン106
38 ながみね乳児保育園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5丁目1-1

施 設 名	事業所種別	2・3号 定員	所在地
39 広福乳児園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5-23-1
40 きらきら保育園	小規模保育事業A型	12	東区長嶺東6丁目8-34
41 つっぴー	小規模保育事業A型	19	東区長嶺南7丁目7-20
42 わくわく家庭保育室 八反田	家庭的保育事業	5	東区八反田2丁目1-75
43 いなほこどもの家	小規模保育事業A型	12	東区八反田2丁目17-24
44 秋津めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区東野4-11-11
45 西方ハロー保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東本町15-1
46 えがお保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東町4丁目10-1
47 白坪・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	西区田崎1-5-115 ホワイトキャッスル田崎101
48 古町げんきの森保育園	小規模保育事業A型	18	西区二本木2-7-20
49 けやき通り みそら保育園	小規模保育事業A型	19	南区出仲間1-3-1 ウッディマンションけやき通り
50 第二平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目2-10
51 みいな保育園	小規模保育事業A型	12	南区江越1丁目8-20
52 平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目17-12 フローラル江越103
53 力合・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	南区刈草3丁目2-40Sビル1F
54 ニチイキッズ熊本すぎかみ保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町今吉野618
55 みらい保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町下宮地429-1
56 つばさ東保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部5丁目4-38
57 ハッピー保育園	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目11-1
58 ブルービーの森	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目6-40
59 かみのごう保育園プチ	小規模保育事業A型	19	南区近見2-2-1
60 にじいろ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見2-16-6
61 とことこ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見6-19-11
62 ことな保育園	小規模保育事業A型	19	南区富合町清藤383-1
63 あーす保育園力合西	小規模保育事業A型	19	南区野口3-19-46
64 メイブル保育園	小規模保育事業A型	19	南区日吉2丁目11-68
65 ドレミ保育園	小規模保育事業A型	19	東区秋津3丁目14-48
66 麻生田げんきの森保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田1丁目2-2
67 太陽の子保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田4丁目2-60
68 ニチイキッズうえき保育園	小規模保育事業A型	19	北区植木町滴水444 植木まるみビル1階
69 陽だまり保育園 武蔵ヶ丘園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘1丁目8-15 エクセルハイム1-B
70 保育園さくらチャイルド	小規模保育事業A型	15	北区武蔵ヶ丘5-29-1
71 陽だまり保育園 光の森園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘7-2-6
72 なないろ森の保育園	保育所型事業所内保育事業	25	北区山室6-9-1
73 小さな森の保育園	小規模保育事業A型	19	北区四方寄町523-1
私立計73カ所		1,322	

私立幼稚園（施設型給付）

（令5.4.1現在）

施 設 名	事業所種別	1号 定員	所在地
1 YMCA水前寺幼稚園	施設型給付幼稚園	90	中央区出水3丁目12-1
2 画図幼稚園	施設型給付幼稚園	180	中央区出水8丁目7-40
3 YMCA熊本五福幼稚園	施設型給付幼稚園	75	中央区魚屋町1丁目9
4 熊本学園大学付属敬愛幼稚園	施設型給付幼稚園	120	中央区大江2丁目1-61
5 王栄幼稚園	施設型給付幼稚園	200	中央区九品寺2丁目2-44
6 マリア幼稚園	施設型給付幼稚園	120	中央区水前寺4丁目31-56
7 白山幼稚園	施設型給付幼稚園	135	中央区菅原町6-11
8 第2さくら体育幼稚園	施設型給付幼稚園	350	東区戸島西7丁目1-12
9 ちぐさ幼稚園	施設型給付幼稚園	45	西区池上町北平133-3
10 暁幼稚園	施設型給付幼稚園	75	西区島崎5丁目47-41
11 熊本聖母愛児幼稚園	施設型給付幼稚園	60	西区島崎6丁目1-18
12 熊本音楽幼稚園	施設型給付幼稚園	240	南区出仲間6丁目14-40
13 大窪幼稚園	施設型給付幼稚園	75	北区大窪3丁目2-25
14 立田幼稚園	施設型給付幼稚園	240	北区龍田6丁目12-1
私立計14カ所		2,005	

オ 助成

助成金支出状況（令和５年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	260,000千円
熊本市保育園連盟助成金	6,072千円
私立幼稚園等特別支援教育助成	1,500千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	16,000千円
産休等代替職員費補助金	5,631千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	150,000千円
認可外保育施設補助金	13,200千円

カ 認定こども園等の教育標準時間認定（１号認定）利用者負担額（保育料）（月額）（令5.4.1現在）

階層区分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)	0円
③	市民税所得割課税額 24,300円未満	0円
④	24,300円以上 48,600円未満	0円
⑤	48,600円以上 77,101円未満	0円
⑥	77,101円以上 211,201円未満	0円
⑦	211,201円以上	0円

キ 保育所・認定こども園等の保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）（月額）（令5.4.1現在）

階層区分		3号認定 (3歳未満)		2号認定 (3歳以上)	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
①	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
③-1	市民税所得割課税 24,300円未満	10,000円	9,900円	0円	0円
③-2	24,300円以上 48,600円未満	12,000円	11,800円	0円	0円
④-1	48,600円以上 65,000円未満	16,000円	15,700円	0円	0円
④-2	65,000円以上 81,000円未満	22,500円	22,100円	0円	0円
④-3	81,000円以上 97,000円未満	27,500円	27,100円	0円	0円
⑤-1	97,000円以上 121,000円未満	33,000円	32,500円	0円	0円
⑤-2	121,000円以上 145,000円未満	34,500円	34,000円	0円	0円
⑤-3	145,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,400円	0円	0円
⑥-1	169,000円以上 213,000円未満	45,000円	44,300円	0円	0円
⑥-2	213,000円以上 257,000円未満	47,000円	46,200円	0円	0円
⑥-3	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円	0円	0円
⑦-1	301,000円以上 349,000円未満	53,000円	52,200円	0円	0円
⑦-2	349,000円以上 397,000円未満	55,000円	54,100円	0円	0円
⑧	397,000円以上	58,000円	57,000円	0円	0円

(2 5) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業（保育幼稚園課）

ア 幼稚園

公 立

(令 5. 4. 1 現在)

施 設 名	定 員	所 在 地
市立 一新	60	中央区新町1丁目10-38
〃 碩台	60	中央区南千反畑町15-23
〃 向山	60	中央区本山4丁目5-2
〃 川尻	60	南区川尻4丁目1-70
〃 隈庄	120	南区域南町宮地1009番地
〃 楠	60	北区楠3丁目6-1
計 6 ケ所	420	
国立大学法人 熊本大学 教育学部附属	140	中央区城東町5-9

私 立

(令 5. 4. 1 現在)

施 設 名	定 員	所 在 地
YMCA 水前寺	90	中央区出水3丁目12-1
画図	180	中央区出水 8 丁目 7-40
YMCA 熊本五福	75	中央区魚屋町1丁目9
熊本学園大学付属 敬愛	120	中央区大江2丁目1-61
熊本信愛女学院	250	中央区上林町2-20
王栄	200	中央区九品寺2丁目2-44
マリア	120	中央区水前寺4丁目31-56
白山	135	中央区菅原町 6-11
坪井	80	中央区内坪井町4-19
第 2 さくら体育	350	東区戸島西7丁目1-12
ちぐさ	45	西区池上町133-3
暁	75	西区島崎 5 丁目 47-41
熊本聖母愛児	60	西区島崎6丁目1-18
花陵	180	西区田崎3丁目1-52
熊本音楽	240	南区出仲間6丁目14-40
ルンビニー	150	南区近見2丁目7-2
大窪	75	北区大窪3丁目2-25
立田	240	北区龍田6丁目12-1
武蔵ヶ丘	330	北区武蔵ヶ丘5丁目9-16
計 19 ケ所	2, 995	

イ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4
決算額（千円）	15, 334	13, 494	9, 896	8, 942	7, 003

環 境

1	環境保全活動の推進	229
2	地球温暖化対策の推進	234
3	水環境の保全	236
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	241
5	し尿処理及び浄化槽の 普及促進	246
6	環境総合センター	248

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（1）環境保全

ア 概要

今日の環境問題は、大気汚染、水質汚濁、騒音等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、オゾン層の破壊、酸性雨、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取組を推進するべく、平成7年（1995年）9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例

昭和63年（1988年）に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定し、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んできたが、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題に対応するため、令和3年（2021年）10月に条例改正を行い、新しい理念に基づく良好な環境の確保に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ため、令和4年（2022年）3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第4次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定しており、これまでの環境保全に取り組んできた経験を活かし、本市の恵まれた環境をまもり、はぐくみながら、未来につないでいく「持続可能な環境都市」を目指す。

基本方針

- ① 快適で安全・安心な生活環境をつくる
- ② 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
- ③ 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
- ④ 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
- ⑤ 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
- ⑥ 地域から行動し、地球環境をまもる
- ⑦ 各方針をつなぎ横断的に取り組む

重点的取組

- ・ 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進
～アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開～
- ・ 持続可能な脱炭素社会の実現
～「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して～

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

環境に関する出前講座やごみ処理施設の見学等を実施している。また、LINEを活用したクイズ形式の環境啓発にも取り組んでいる。

② 行政の率先活動

市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年（2009年）10月より施行している。

③ パートナーシップによる環境保全活動の推進

九州新幹線沿線の都市（福岡市、北九州市、鹿児島市、熊本市）による、九州地域一体の発展に貢献することを目的とした四都市連携事業の一環として、環境分野に関する情報交換等を行っている。

オ 審議会

環境審議会（昭和63年（1988年）10月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 16人（任期3年）

開催回数 全体会5回 部会2回 （令和4年度（2022年度）実績）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年（1988年）10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期3年）

開催回数 0回（令和4年度（2022年度）実績）

キ 公害苦情処理件数

令和4年度（2022年度）の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数269件と過去4年間の平均値229件と比較すると多い値となった。種類別の割合を見ると、騒音が45％と最も多く、次いで水質汚濁が24％となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（単位：件）

種 別	年 度				
	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
大 気 汚 染	37	14	23	33	19
水 質 汚 濁	47	34	52	67	65
土 壌 汚 染	0	0	0	0	0
騒 音	90	87	92	126	122
振 動	16	5	16	23	10

悪	臭	40	23	24	43	44
そ	の	6	3	10	5	9
	計	236	166	217	297	269

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

令和4年度（2022年度）の事前指導件数 471件

（2）大気保全

ア 概要

熊本市の大気環境の状況は全般的には改善傾向にあるものの、依然として光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による大気汚染が課題となっている。そのような中、熊本市域の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局を市内に8ヶ所設置し、大気状況を24時間連続測定し、1時間ごとに熊本県大気環境情報と環境省大気環境汚染物質広域監視システム（そらまめくん）で公表している。

また、大気汚染の原因施設となる工場・事業場に対し法令等に基づき立入調査による監視指導を行うとともに、工場・事業場の立地等の際には、周辺の大気環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行っている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去3年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。令和4年度（2022年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質の5項目については全測定局で環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準未達成となっている。

令和4年度（2022年度）、熊本市内での光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となった場合に市民に注意喚起を行う光化学スモッグ注意報発令はなかった。

環境基準達成状況

測定項目	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素			微小粒子状物質		
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		
環境基準による大気汚染の評価	長期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期及び長期的評価		
	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。			年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m ³ 以下であること。		
年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
一 京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○

	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	○	○
	北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	秋津局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	中島局	—	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	城南町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	○	○
自 排 局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	×	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○

注 1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成
注 2 一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

② 対策

大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排出ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、国へ情報提供を行い、知見の集積に努めていく。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ657件ある（令和5年（2023年）4月1日現在）。このうち、令和4年度（2022年度）は延べ10件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

また、公害発生の未然防止のため、工場・事業場立地等の際には「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき事業者へ公害防止事前届出書の提出を求めている。令和4年度（2022年度）は471件の届出に対し事業者へ事前指導を行った。

アスベスト粉じん対策では、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出のあった解体等工事現場延べ14件及び令和3年度（2021年度）に改正された大気汚染防止法により規制対象が拡大されたことから、届出以外の解体等工事現場64件に立入調査を実施し、解体等作業を行う際のアスベスト含有建材除去の適正な措置を確認した。

エ 自動車交通公害対策

本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排出ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

① 現況

自動車排出ガス中に含まれる二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。

その他、自動車交通騒音調査（面的評価）を、平成18年度（2006年度）から開始し、現在、市内幹線道路の評価対象区間である219区間を5ヵ年のローリングで実施している。

② 対策

自動車排出ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき令和4年度（2022年度）は市内の3地点において、夏期と冬の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の遵守等監視指導を行い、ダ

イオキシンの発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内1地点（自動車排出ガス測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など21種類、また、別の市内2地点（自動車排出ガス測定局及び沿道）で自動車排出ガスに由来する6種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。令和4年度（2022年度）の結果は、3地点とも環境基準等を達成していた。

（3）生物多様性の保全

ア 概要

本市における生物多様性の保全については、平成28年（2016年）3月に、基本的かつ総合的な計画として「熊本市生物多様性戦略 〜いきもん つながる くまもとCプラン〜」を策定し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に取り組んでいる。

イ 特定外来生物対策

① 外来植物対策

本市における外来植物対策としては、繁殖力が強く生態系へ影響を与えることから、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクについて、開花時期にあわせ、特徴や駆除方法等について周知・啓発を図りながら市民協働で駆除に取り組んでいる。

また、良好な水辺環境が保たれている江津湖においても、特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウやブラジルチドメグサなどが広く繁茂し在来種が減少しているため、国や関係団体と協働で調査や駆除を進めている。

② 外来魚対策

江津湖地域の豊かな生態系を守るため、外来魚対策として「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成26年（2014年）10月7日制定）」を制定し、オオクチバスなどの特定外来生物のほか、ナイルティラピアなどを指定外来魚として指定し、電気ショッカー船による駆除を行っている。また、この条例により、指定外来魚の放流・再放流を禁止し、市民・事業者協働による駆除にも取り組んでいる。

③ アライグマ対策

現在国内各地でアライグマによる農林水産業被害、生活環境被害、生態系被害が問題となっており、平成18年に外来生物法による特定外来生物に指定され、国や自治体による防除が行われている。本市では、平成22年に南区城南町で初めて確認されて以降、年々、確認及び捕獲件数が増えており、これまでに201件の確認があり、そのうち20頭を捕獲していて、熊本市内でのアライグマの生息域の拡大が懸念されている。

アライグマによる被害を防止するには、生息するアライグマをいち早く発見し、駆除を行うことが効果的であることから、本市では平成25年7月に「熊本市アライグマ防除実施計画書」を策定し、アライグマ勉強会・防除講習会の開催、アライグマ生息状況調査など、アライグマの早期発見・早期対策を目的とした取組を行っている。

2 地球温暖化対策の推進（脱炭素戦略課）

（１）地球温暖化対策

ア 概要

近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつ、熱波、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されている。我が国においても、令和２年（２０２０年）７月に本県を中心とする集中豪雨によって、全国で８０名以上の死者・行方不明者が発生するなど、過去に類を見ない災害が毎年のように起こっている。

これらの異常気象について、世界気象機関（WMO）は、長期的な地球温暖化の傾向と一致しているとし、異常気象への対応として地球温暖化対策に取り組むことが世界における共通かつ喫緊の課題としている。

イ 地域における地球温暖化対策

① 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づく取組の推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めるに当たっては、社会的・経済的につながりがある熊本連携中枢都市圏が一体となって取り組むことがより効果的であることから、令和２年（２０２０年）１月、熊本連携中枢都市圏共同で「２０５０年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言するとともに、令和３年（２０２１年）３月には気候非常事態宣言を行い、２つの宣言を実行していくための具体的な計画として、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定した。

現在、計画の基本方針に基づき、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進などの施策を推進するとともに、重点取組として掲げたエネルギーの地産地消や地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択（C O O L C H O I C E）」を促す運動などについて、熊本連携中枢都市圏共同で推進している。

② 市民や事業者の省エネルギー機器や電気自動車等の導入に対する補助

本市では、東西環境工場で発電した電力を市有施設で活用することで削減した電力料金を財源として、市民や事業者の省エネルギー機器等の導入に対する補助事業を行っている。令和５年度は電気自動車（ＥＶ）、プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＶ）、燃料電池自動車（ＦＣＶ）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、省エネ家電製品、中小企業等における省エネ設備の導入を対象としている。

ウ 本市の事務事業の脱炭素化

市民や事業者などの温暖化対策を促進するに当たり、本市が率先して事務及び事業の脱炭素化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、令和５年（２０２３年）３月、「熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン」を策定し、再生可能エネルギー設備の最大限の導入等に取り組んでいる。

① 公共施設における省エネ・蓄エネ・再エネの推進

本市では、再生可能エネルギーの導入を推進するため、市有施設における太陽光発電設備の導入に取り組んでおり、現在、８３施設に設置している。

また、平成２８年（２０１６年）の熊本地震を受け、エネルギーの有効活用による市有施設全体のエネルギー最適化と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を目的に、市も出資する地域エネルギー会社と連携して令和元年度（２０１９年度）から総合的な「地域エネルギー事業」に取り組んでいる。具体的には、東西環境工場で発電した電力を本市の庁舎、学校等、２３９の市有施設に供給するとともに、防災拠点等への大型蓄電池の設置、ＥＶ充電拠点の整備、全庁的なエネルギーマネジメント等を進め、エネルギーの地産地消と災害対応力の強化を推進している。

更に、省エネルギーの推進と水銀フリー社会の実現に向け、市有施設における照明のＬＥＤ化に取り組んでおり、令和３年度（２０２１年度）末に学校施設と消防施設におけるＬＥＤ化が完了した。また、その他の市

有施設については、令和5年（2023年）9月の施工完了を目指し、LED化に取り組んでいる。

② 公用車における電気自動車等の導入

地球温暖化の防止に資する電気自動車等の利用を更に促進するとともに、災害時の電力の確保など、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを構築するため、令和4年（2022年）9月に「熊本市公用車における電気自動車等の導入方針」を策定し、新規導入や更新する際は、原則電気自動車等の導入することとしている。

令和4年度（2022年度）末時点で本市が有する公用車のうち電気自動車等は、EVが11台、PHVが1台である。

3 水環境の保全（水保全課）

（１）概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年（1976年）3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年（1977年）9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年（2004年）3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年（2009年）3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、令和2年（2020年）3月には「第3次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年（2007年）に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」、令和2年（2020年）3月には「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年（2008年）7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成24年度（2012年度）には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は、熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取組を行っている。

平成20年（2008年）6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取組が評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞し、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

平成25年（2013年）3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取組が国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

さらに、令和4年（2023年）4月23日・24日には、アジア太平洋地域で深刻化する水に関する諸問題について、各国の首脳・閣僚級が集い課題解決を図る国際会議「第4回アジア・太平洋水サミット」を本市で開催し、本市の地下水保全・流域治水の取組等を改めて世界に発信した。

（２）水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成17年度（2005年度）から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌等を通じて、広く節水を呼びかけている。令和6年度（2024年度）までに、市民1人1日あたりの生活用水使用量210リットル達成を目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度（1986年度）から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年

度（２００６年度）からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

年度		平 29	平 30	令元	令 2	令 3
区分						
上水道用	井戸本数(本)	111	113	112	112	112
	一日平均採取量(m³)	213,615	214,126	210,366	211,454	209,520
	年間採取量(m³)	77,969,599	78,155,820	76,993,927	77,180,855	76,474,784
農業・水産 養殖用	井戸本数(本)	1,040	1,025	981	997	973
	一日平均採取量(m³)	31,254	28,979	31,390	31,124	28,349
	年間採取量(m³)	11,407,574	10,577,233	11,488,820	11,360,218	10,347,267
工業・建築 物・家庭用等	井戸本数(本)	961	964	960	949	954
	一日平均採取量(m³)	43,426	43,729	43,656	42,953	43,452
	年間採取量(m³)	15,850,465	15,960,929	15,977,956	15,677,967	15,859,851
合 計	井戸本数(本)	2,112	2,102	2,053	2,058	2,039
	一日平均採取量(m³)	288,295	286,833	285,412	285,532	281,320
	年間採取量(m³)	105,227,638	104,693,982	104,460,703	104,219,040	102,681,902

（注）令和3年度が最新値

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和２９年度（１９５４年度）から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成１６年（２００４年）２月に策定した（平成２５年（２０１３年）１１月改定）。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川・緑川・菊池川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

令和４年度（２０２２年度）末の「水源かん養林」の管理面積は、約８７７ｈａであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など５町２村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（令和５年（２０２３年）３月３１日現在）

所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.67	325.67	—	—	—	325.67
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	280.02	270.86	9.16	154.13	125.89	—
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	—	—
高森町	56.24	56.24	—	56.24	—	—

合 計	877.27	782.52	94.75	324.09	227.51	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕(%)		89.20	10.84	36.94	25.93	37.12

樹種別

分 類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	350.92	40.00
落 葉 広 葉 樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	451.05	51.42
常 緑 広 葉 樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.33
そ の 他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	63.65	7.25

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度（1996年度）と平成10年度（1998年度）に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度（1999年度）、平成12年度（2000年度）に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度（2001年度）から平成15年度（2003年度）までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年（2004年）1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

令和4年度（2022年度）は、約415ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1,245万㎡の地下水かん養効果があったと推計される。

② 雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。令和4年度（2022年度）は計208本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(令和4年度)

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	砒 素	ふ っ 素	ほ う 素
9本	19本	19本	22本	2本

また、令和2年度から要監視項目となったPFOS・PFOAについて、定点監視井戸39本を対象に令和4年度に初めて調査を実施した。このうち2本は指針値（暫定）を超過し、今後、継続監視及び追加調査を実施する。

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川：34地点、海域：6地点）の水質を熊

本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められているが、生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、それぞれ環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。（熊本市調査分）

（令和４年度）

河川名	測定地点名	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	浮遊物質 (SS)
白川	吉原橋	1.3	9.5	7
堀川	坪井川合流前	1.6	9.9	10
坪井川	堀川合流前	1.5	9.4	6
	上代橋	3.3	7.7	5
	千金甲橋	2.7	7.6	24
井芹川	山王橋	1.1	11	4
	尾崎橋	1.1	10	8
天明新川	六双橋	1.9	7.7	14

（注）単位はmg/L、BODは75％値、その他は平均値

令和２年度から要監視項目となったPFOS・PFOAについて、地下水と同様に公共用水域５地点を対象に令和４年度に初めて調査を実施し、全地点指針値（暫定）を下回っていた。

③ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。令和４年度（２０２２年度）は、公共用水域の水質（３検体）・底質（３検体）、地下水の水質（２検体）及び土壌（２検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区１１地区のうち６地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置を実施している。浄化措置の実施により、地下水濃度は減少しているが、今なお環境基準を超過している。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

令和２年（２０２０年）３月に策定した「第４次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取組を推進した。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターを運営している。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置の実施状況を確認している。

(令和4年度)

法 令 名	届出事業場数	規制対象事業場数	立入調査実施事業場数
水質汚濁防止法	1,099	85	24
熊本県地下水保全条例	88	8	6
熊本県生活環境の保全等に関する条例	70	15	0

(4) 広域的な保全対策

地下水は熊本地域^(※)で共有する貴重な財産であることから、広域のかつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取組により、近年は横ばい若しくは上昇傾向にある。また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は質・量共に厳しい状況である。

このような状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存3組織を統合し、平成24年(2012年)4月に(公財)くまもと地下水財団を設立した。

今後も、(公財)くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域11市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となり、地下水に関する調査研究をはじめ、地下水の水質や水量の保全等を広域的・持続的に展開することとしている。

※ 熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村

(5) 水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。本市の良質で豊富な地下水とその地下水に育まれる農産物や食、自然環境、歴史や文化などを総合的なブランドとして発信し、「訪れたいまち、住みたいまち」につなげていくことを目的に「くまもと水ブランド」として発信している。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に5箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にPRしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えとともに、その魅力を内外に発信しており、現在92件の熊本水遺産が登録されている。また、平成20年度(2008年度)から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材、特に第4回アジア・太平洋水サミットで注目されたユース世代の育成を進めている。

4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

(1) 概要

本市では、限られた資源をできるだけ大切に利用し、将来にわたって誰もが豊かな生活を享受できるよう、市民・事業者・行政等の多様な主体が互いに連携・協働してごみの減量化や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環型都市の実現を目指している。

これまで、大型ごみの有料化(平成13年(2001年))、資源物の持ち去り禁止条例の制定(平成19年(2007年))、そして家庭ごみ有料化(平成21年(2009年))やプラスチック製容器包装の分別収集(平成22年(2010年))に取り組んできた。

また、平成25年(2013年)に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー(使用削減・適正処理)社会」を目指すこととし、平成26年(2014年)10月から、家庭から排出された蛍光灯、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集を開始した。さらに、令和2年(2020年)7月に、ボタン型電池、充電電池を特定品目に加えた。

そのような中、平成23年(2011年)3月に策定した前計画の計画期間満了に伴い、令和4年(2022年)3月に「熊本市一般廃棄物処理基本計画」を策定した(計画期間：令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度))。めざす姿として「みんなでつくり、未来へつなぐ、循環型都市」を掲げ、3つの基本方針のもと、SDGsの理念を踏まえて施策を実施する。特に、近年の新たな課題である「プラスチックごみ対策」や「食品ロス対策」を盛り込み、重点的に取り組むこととしている。

また、ごみ排出量やリサイクル率、ごみ処理経費の収支等については、本市ホームページに掲載している「熊本市ごみレポート」や「廃棄物処理事業概要」にて公表している。

(2) 家庭ごみ有料化(廃棄物計画課)

指定収集袋の種類と価格

(令和5年4月1日現在)

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋(450相当)	35 円	35 円
中袋(300相当)	23 円	23 円
小袋(150相当)	12 円	12 円
特小袋(50相当)	14 円	—

※ いずれの価格も1枚当たり

※ 10枚を1セット(冊)で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(3) 廃棄物処理手数料(廃棄物計画課)

(令和5年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一 般 廃 棄 物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限る。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円

(4) 保有車両（廃棄物計画課）(令和5年4月1日現在)

事業所名	バッカー車	その他の車両	啓発推進車	予備車	事務連絡車
西部クリーンセンター	19	2tパワーゲート1	11	7	1
東部クリーンセンター	18	2tパワーゲート1	11	7	1

(5) 家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目的 資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収集回数 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月2回 「紙」収集日：毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週1回

住民搬出方法 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」「プラスチック製容器包装」は透明ごみ袋に入れて、紙はひもで縛るか紙袋に入れて、収集日の午前8時30分までにごみステーションへ搬出

収集品目 空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑紙、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装、ガス缶、スプレー缶など

(6) リサイクルの推進（廃棄物計画課）

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

ア 市民リサイクル活動助成事業

市民リサイクル活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、紙パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、金属類（アルミ類、スチール類）、布類（古着）

市民リサイクル活動実績

区 分 \ 年 度	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
登 録 団 体	831	829	821	804	785
実 施 団 体	729	725	585	532	514
総 回 収 量（t）	5,730	5,436	3,998	3,614	3,285
助 成 総 額（千円）	40,187	38,446	28,993	27,148	26,036

注）1. 回収量助成単価は、令和3年（2021年）下半期からは助成品目全て1kg当たり7円

2. 実施回数助成は、令和3年（2021年）下半期からは（実施月数）×1,000円を交付

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

・購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで） ※平成27年度（2015年度）から

助成実績

区 分 \ 年 度	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
助 成 基 数	38	66	73	43	49
助 成 総 額（千円）	89	145	175	124	138

[電気式生ごみ処理機]

・購入代金の2分の1（1台当たり30千円を上限、1世帯1台まで） ※平成27年度（2015年度）から

助成実績

区 分 \ 年 度	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
助 成 基 数	116	124	119	120	112
助 成 総 額（千円）	3,042	3,208	3,136	2,688	2,574

(7) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成28年（2016年）3月に竣工した西部環境工場（280t／日）と平成6年（1994年）3月に竣工した東部環境工場（600t／日）の両工場（合計処理能力880t／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計16,480kwの発電能力を持ち、場内及び隣接施設に電力を供給している。余剰電力は市庁舎や区役所等で利用し、市関連施設全体の約4割を賄っている。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウス及び西部交流センターに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12年度（2000年度）から平成13年度（2001年度）にかけて飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの計画で基幹的施設整備を実施した。施設の機能維持を目的として、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）にかけて老朽化した主要設備の更新を進めている。

ア 余熱利用

① 東部環境工場（所在地：東区戸島町2570番地）

目 的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw

（健康増進施設）

名 称 三山荘

所 在 地 東区戸島町2573番地

開設年月日 平成2年（1990年）10月16日

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人

使 用 料 大人（高校生以上）400円 ただし、地元自治会に所属している者は無料
小人（中学生以下）無料

（健康増進施設）

名 称 東部交流センター

所 在 地 東区戸島町2588番地1

開設年月日 平成19年（2007年）10月10日

定 員 体育館・集会などで300人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡）
多目的室・集会などで200人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡）

使 用 料 体育館（全面使用）：午前3,210円 午後・夜間各4,280円
体育館（バドミントン）：一般570円／面・時間 高校生以下290円／面・時間
体育館（卓球）：一般280円／面・時間 高校生以下140円／面・時間
多目的室（全面使用）：午前3,000円 午後・夜間各4,000円
多目的室（半面使用）：午前1,500円 午後・夜間各2,000円
調理室：午前1,200円 午後・夜間各1,600円
和室：午前500円 午後・夜間各700円
ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場（所在地：西区城山薬師2丁目12番1号）

目 的 ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西区役所の電力を賄うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。西区役所に隣接する温浴施設「西部交流センター」に温水・電力を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。

発 電 設 備 復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力 5, 9 8 0 k w

(ハウス園芸施設への温水供給)

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合
加 温 方 式 温水フィンチューブ方式 (6 0℃)
栽 培 品 目 トマト、花き類
温 室 内 容 ガラス温室

(健康増進施設)

名 称 西部交流センター
所 在 地 西区小島 2 丁目 7 番 5 0 号
開設年月日 平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 4 月 1 日
定 員 浴室 男子・女子用各 5 0 人、研修室 4 0 人、大広間 5 0 人
多目的室 バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート 1 面：3 3 0 m²、卓球台：2 面
使 用 料 浴室 高校生以上 4 0 0 円、小中学生 1 5 0 円、小学生未満から満 3 歳以上 8 0 円
満 3 歳未満と地元自治会に所属している者は無料
多目的室 (全面使用) : 午前 3, 0 0 0 円 午後・夜間各 4, 0 0 0 円
多目的室 (バドミントン) : 一般 4 6 0 円／面・時間 高校生以下 2 3 0 円／面・時間
多目的室 (卓球) : 一般 2 2 0 円／面・時間 高校生以下 1 1 0 円／面・時間
研修室 (全面使用) : 午前 1, 3 0 0 円 午後・夜間各 1, 5 0 0 円
研修室 (半面使用) : 午前 6 5 0 円 午後・夜間各 7 5 0 円
ただし、地元団体の公的行事については無料

(8) 最終処分場

名 称 扇田環境センター (所在地：北区貢町 1 5 6 7 番地)
扇田環境センターは、昭和 5 9 年 (1 9 8 4 年) に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成 1 1 年 (1 9 9 9 年) から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量 6 0 5, 0 0 0 m³分を平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 3 月に完成させ、同年 6 月から使用を開始した。
新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない 2 重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。
平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 0 月から第二期工事に着手し、埋立容量 8 9 5, 0 0 0 m³分を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量 1, 5 0 0, 0 0 0 m³分を確保し、平成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 3 月に完成した。

(ふれあい広場)

名 称 戸島ふれあい広場
戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター (旧埋立地) は埋め立てが終了し、平成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 4 月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年 9 月より指定管理により管理運営開始。
所 在 地 東区戸島町 1 4 8 9 番地
開設年月日 平成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 4 月 1 日

	(パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年(2013年)9月1日)		
共用時間	午前9時～午後5時(※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで)		
使用料	パークゴルフ場	: 1人1日につき	500円(大人)、200円(高校生以下)
	自由広場	: 1時間につき	500円
施設概要	パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等 駐車場 収容可能台数168台(無料)		
名称	扇田ふれあい広場		
所在地	北区釜尾町811番地		
開設年月日	平成25年(2013年)9月1日		
共用時間	午前9時～午後5時		
	(※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで)		
使用料	パークゴルフ場	: 1人1日につき	500円(大人)、200円(高校生以下)
施設概要	パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台(無料)		

(9) ごみのないまちづくりの推進(廃棄物計画課)

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年(2007年)7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員等による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者 9 業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、旧市域においては平成 1 0 年度（1 9 9 8 年度）からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外等において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

（２）処理対象人口と収集量

※処理対象人口については令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 31 日現在での推計（外国人を含む）

年度			平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
区分							
処理対象人口			731,933	731,572	731,426	729,934	729,937
内 訳	水洗化	公共下水道（人）	638,902	640,319	643,661	644,523	646,793
		浄 化 槽（人）	76,189	74,983	73,691	72,391	71,365
	く み 取 り（人）		16,782	16,210	14,014	12,960	11,719
	自 家 処 理（人）		60	60	60	60	60
収 集 量	くみ取りし尿収集量（k1）		12,687.1	11,786.8	11,221.1	10,450.1	9,840.7
	浄化槽汚泥収集量（k1）		49,992.3	48,709.0	47,657.6	48,049.7	47,608.2
	収 集 量 合 計（k1）		62,679.4	60,495.8	58,878.8	58,499.8	57,448.9

（３）処理量（処理施設別）

（単位：k1）

年度		平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
区分						
東 部 浄 化 セ ン タ ー		16,997.3	15,706.9	14,419.1	15,092.3	15,523.0
中 部 浄 化 セ ン タ ー		28,512.1	28,145.6	27,964.9	27,192.2	25,696.7
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー		17,170.0	16,643.3	16,494.8	16,215.3	16,229.2
計		62,679.4	60,495.8	58,878.8	58,499.8	57,448.9

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・ 旧 市 域 6 業 者 ・ 富合地区 2 業者（うち 1 業者は城南地区業者）
- ・ 城南地区 1 業 者 ・ 植木地区 1 業 者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

適用 区分	処 理 区 域	処 理 能 力	処 理 内 容
東 部 浄 化 セ ン タ ー	旧市域 富合地区 城南地区	90k1／日	し尿等の受入施設への投入後に下水処理
中 部 浄 化 セ ン タ ー		210k1／日	前処理後に下水処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	植木地区	92k1／日	脱窒素活性汚泥法

(6) 浄化槽の設置状況(令和4年度(2022年度))

(単位:基)

人 槽		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
型 式	腐 敗 型	2,192	146	120	10	1	0	2,469
	全 ば っ 気 型	828	58	93	31	3	0	1,013
	分 離 ば っ 気 型	1,324	27	147	11	0	1	1,510
	接 触 ば っ 気 型	3,114	354	375	18	6	1	3,868
	計	7,458	585	735	70	10	2	8,860
合 併 処 理 槽		12,312	247	378	146	116	77	13,276
合 計		19,770	832	1,113	216	126	79	22,136

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度	平 30	令元	令 2	令 3	令 4
補 助 対 象 基 数 (基)		296	299	76	53	49
補 助 対 象 人 槽 (人槽)		1,615	1,622	417	296	271
補 助 金 の 額 (千円)		100,793	92,672	45,281	36,085	39,960

6 環境総合センター

(1) 概要

所 在 地 東区画図町大字所島 4 0 4 番地 1

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

令和 4 年度（2 0 2 2 年度） 検査実績 検体数 1 2 , 6 6 4 検体 検査項目数 4 3 , 8 3 7 項目

環境学習実績 開催回数 0 回 参加人数 0 人

ア 環境関係業務

左：検体数 右：項目数

年 度			平 30		令元		令 2		令 3		令 4	
調査区分												
大気汚染	有害大気汚染物質		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	微小粒子状物質（PM2.5）		74	2,822	128	3,928	54	2,304	72	3,010	75	3,136
	酸性雨		93	678	92	664	92	664	89	570	88	568
	小 計		179	3,512	232	4,604	158	2,980	173	3,592	175	3,716
水質汚濁	河川・海域	生活環境項目等	305	1,959	304	1,952	304	1,952	307	1,975	304	1,952
		健康項目 ・要監視項目	21	735	23	740	23	740	21	749	22	809
		概況調査	141	5,526	139	5,471	139	5,471	139	5,472	138	5,754
	地下水	定期 モニタリング調査	257	2,748	255	2,756	247	2,693	243	2,695	262	2,966
		科学的 自然減衰監視	16	336	16	336	16	336	15	315	16	336
		その他 （湧水調査等）	208	2,554	172	2,138	155	1,972	153	1,947	163	2,045
		工場・事業所排水	72	558	65	507	36	255	48	349	36	362
	その他 （排水自主測定等）	23	2,676	18	2,563	19	2,577	29	2,577	80	2,586	
	小 計		1,043	17,092	992	16,463	939	15,996	955	16,079	1,021	16,810
	廃棄物処分場関係		166	2,357	77	2,183	52	1,370	68	2,040	62	1,782
外部精度管理		3	66	3	65	4	75	3	13	5	67	
その他 （空間放射線量率等）		4	4	9	9	19	19	5	5	15	185	
合計		1,395	23,031	1,313	23,324	1,172	20,440	1,204	21,729	1,278	22,560	

イ 衛生科学関係業務

調査区分		年 度		平 30		令元		令 2		令 3		令 4	
食品理化学検査			172	8,921	188	9,633	69	69	105	4,667	112	7,266	
浴場・プール等の水質検査			119	389	113	385	45	202	74	180	86	254	
洗剤等家庭用品試験			20	20	24	26	0	0	20	20	20	20	
器具・容器包装等の試験			3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他			3	7	5	11	1	1	3	7	3	7	
合計			317	9,343	330	10,055	115	272	202	4,874	221	7,547	

※ 令和 2 年度（2 0 2 0 年度）及び令和 3 年度（2 0 2 1 年度）は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い業務を縮小

ウ 微生物関係業務

左：検体数 右：項目数

年 度 調査区分	平 30		令元		令 2		令 3		令 4	
食品	227	671	241	744	2	2	41	82	89	246
環境（浴場・プール水等）	214	264	177	221	27	49	128	152	92	114
食中毒（便・吐物等）	256	2,540	365	4,017	92	1,116	216	2,649	159	2,102
感染症（O157 等、発生動向調査）	449	1,790	1,357	2,547	13,071	13,521	14,333	14,938	10,825	11,268
合計	1,146	5,265	2,140	7,529	13,192	14,688	14,718	17,821	11,165	13,730

※ 令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染症の検体数及び項目数が急増

エ 環境学習業務

左：開催回数 右：参加人数

年 度 事業名		平 30		令元		令 2	令 3	令 4
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	20	137	18	207	中止	中止	中止
	ミニ科学体感フェア	5	866	6	1,121			
	市民環境科学セミナー	42	196	31	190			
	水生生物ウォッチング	2	48	2	54			
	種の保存と生物多様性講座	6	325	6	363			
	親子環境探検隊	3	50	4	152			
環境学習会等の支援事業		45	1,967	36	1,398			
合計		123	3,589	103	3,485			

※ 令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症検査実施の影響により環境学習業務を中止。

經 濟 觀 光

1	經 濟 振 興	253
2	競 輪 事 業	272
3	觀 光 政 策	273
4	動 植 物 園	280
5	ス ポ ー ツ 振 興	282

1 経済振興

(1) 概況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口約74万人、熊本連携中枢都市圏約121万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸売・小売業などの第3次産業が約8割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、情報通信関連産業、バイオ産業などの企業を中心に集積が進んでおり、九州の中核をなす拠点都市として役割を担ってきた。

本市の事業者の多くを占めるのは中小企業・小規模企業であるが、経済活動のグローバル化、人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、社会環境が大きく変化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足等、本市の中小企業・小規模企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

また、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震により商業や観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受けた。

そのような中、本市では、本市経済発展のため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施していくために、令和2年(2020年)3月に、「熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画」を策定した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染流行が長期化し、多くの事業者の経営において深刻なダメージが生じ、地域経済への影響も深刻なことから、令和2年(2020年)10月に策定した「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」に基づき、適時的確に、事業継続支援などの対策を実施するとともに、地域経済の回復・再生に向けた様々な取組を実施してきたところである。

(2) 産業政策

ア 創業支援(商業金融課・起業・新産業支援課)

本市では、平成26年(2014年)3月、国による創業支援事業計画の認定を受け、商工団体や金融機関、民間事業者等と連携した創業支援を行っているところであり、本市独自の取組としては、中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザビジネス支援施設「XOSS POINT. (クロスポイント)」において、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口を設置するほか、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」、ビジネスの成長や本市域内での事業展開を目指す県内外の企業が入居する「スモールオフィス」を設けている。

また、若者の創業機運の醸成を目的とした「大学生・専門学生向け起業スクール」や、創業から3年間、必要経費の補助及び経営の専門家派遣等による支援を一体的に行う「創業者チャレンジ支援補助制度」等、創業のステージに応じた段階的支援を実施している。

加えて、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ(大学連携型起業家育成施設)において、ライフサイエンス(生命科学)分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣(経営ノウハウ、販路開拓支援等)、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施しており、また、商店街内の空き店舗を活用し、小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費等を対象とした補助を実施している。

さらに、令和5年度(2023年度)は、くまもと森都心プラザビジネス支援施設「XOSS POINT.」を中心とした、先輩起業家等による相談対応をはじめとする様々な支援プログラムの実施や、ベンチャーピッチ事業、起業家発掘・育成支援事業、クラウドファンディングを活用した資金調達への支援などの従来の取組に加え、新たな取組として、域内のスタートアップと学生等をマッチングし、インターン従事に繋げ、起業気運の醸成や起業家育成に取り組むほか、グローバル展開を目指すスタートアップの伴走型支援にも取り組むこととしており、スタートアップ等の成長に必要な「人」「場所・機会」「金」の3つの観点から、創業ステージに応じた伴走的なサポートを実施している。

イ 企業立地促進事業（企業立地推進課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成11年（1999年）4月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

本市では、平成22年（2010年）3月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流企業の誘致が進んだほか、九州新幹線の全線開業や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、IT関連、コールセンターや事務センター等のオフィス系企業を中心市街地や熊本駅周辺への集積を促進している。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークやオンライン会議など、デジタル技術を活用した新しい働き方が普及する中、首都圏企業がリスク分散やオフィスコスト削減を図る観点から、都市から地方へのオフィスの移転が見受けられた。そのような状況を受け、本市ではオンライン会議システムを活用した誘致活動を展開したほか、三大都市圏企業が本市の視察を行う際の費用の一部助成や首都圏企業と地場企業のマッチング支援などに取り組んでいる。加えて、TSMCの熊本県への進出を契機に、今後、半導体関連企業等のさらなる進出が期待されることから、令和4年12月に半導体関連産業の集積と企業の立地先となる産業用地の確保に向けて「半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針」を策定し、民間活力を活用した官民連携による産業用地の整備を進める等、戦略性を持った誘致活動の展開を図り、更なる企業の立地を目指していく。

ウ フードパル熊本（経済政策課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と旧協同組合フードパル熊本が事業主体、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に貢町、和泉町地区に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（農産物直売所）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

熊本市食品交流会館（経済政策課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地 北区貢町581番地2
主な設備 多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等
管理運営 株式会社フードパル熊本（指定管理者）

施設利用状況

	H30			R1			R2			R3			R4		
	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)
第1 会議室	506	19,684	69	510	19,992	70	294	8,033	50	351	13,617	55	199	11,244	62
第2 会議室	288	4,273	50	261	4,349	52	166	1,486	33	178	1,761	34	107	2,061	66
パーティー ルーム	551	23,687	59	553	20,391	60	287	5,224	41	329	6,843	43	236	12,668	54
イベント 広場	56	21,458	17	45	18,925	14	18	2,230	6	23	6,182	7	44	11,130	13
多目的 ホール	481	107,924	66	420	93,607	61	250	18,175	39	102	10,682	17	140	28,710	55

（令和2年(2020年)4月23日～5月20日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止、令和3年(2021年)4月1日～9月30日 多目的ホール特定天井改修工事のため利用休止、令和4年（2022年）10月～令和5年（2023年）2月 空調設備改修工事のため一部利用制限。）

エ くまもと森都心プラザ（起業・新産業支援課・市立図書館・西区保健こども課）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年（2011年）10月に開館した。（1）観光・郷土情報センター（2）プラザ図書館（3）ビジネス支援センター（4）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東A地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

令和4年4月には、熊本駅周辺の再開発による環境の変化や地域ニーズを踏まえ、観光・郷土情報センターを閉鎖し、新たなビジネス支援施設「XOSS POINT.」や、子育て支援施設「駅前子育てひろば」を開設し、施設の充実を図った。

所在地 西区春日1丁目14-1

主要施設 6階 A会議室～D会議室

5階 プラザホール、多目的室、ホワイエ・ラウンジ、控室

4階 プラザ図書館、学習室、託児室

3階 プラザ図書館、子育て支援施設 駅前子育てひろば

2階 ビジネス支援施設 XOSS POINT.、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
プラザホール	86,852 人	74,335 人	21,055 人	13,105 人	49,889 人
多目的室	12,146 人	11,932 人	4,768 人	6,115 人	10,619 人
A会議室	12,759 人	11,266 人	5,417 人	5,480 人	8,866 人
B会議室	9,806 人	9,643 人	3,994 人	4,012 人	7,457 人
C会議室	10,530 人	9,784 人	4,508 人	4,603 人	7,507 人
D会議室	9,414 人	7,368 人	4,037 人	2,447 人	6,825 人
託児室	1,136 人	961 人	599 人	562 人	733 人

施設利用状況（有料施設以外）

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
観光・郷土情報センター	230,802 人	191,170 人	142,801 人	83,157 人	
ビジネス支援センター	2,514 人	2,416 人	2,767 人	1,407 人	
XOSS POINT.					10,373 人
プラザ図書館	536,007 人	511,968 人	372,564 人	345,404 人	439,893 人
駅前子育てひろば					8,689 人

（令和2年(2020年)4月23日～5月20日 新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止、令和3年(2021年)5月11日～11月30日 プラザホール特定天井改修工事のため利用休止、令和3年(2021年)12月1日～3月31日 ビジネス支援施設整備期間中の臨時窓口設置のため利用休止）

オ 海外経済交流の推進（経済政策課・企業立地推進課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、東アジア経済交流推進機構の一員として、中国・韓国の各都市との産業交流や相互のネットワークの強化を促進するとともに、県、JETRO熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、海外主要都市における見本市への出展支援など、地場企業の製品や技術力の知名度向上を図る取組をおこなっている。また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

(3) 商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業金融課）

中心商店街の活性化については、令和5年（2023年）3月17日内閣総理大臣より認定を受けた4期中心市街地活性化基本計画に基づき、前期計画までに整備してきた都市基盤を最大限に活用し、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、各商店街等と連携し回遊性の向上を図るなど、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（起業・新産業支援課、経済政策課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化シーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

販路拡大の支援については、中小製造業者等が行う見本市出展への助成を行ったほか、令和4年度は地場製品の知名度向上及び商品PRの機会を提供し販路拡大につなげることを目的に「くまもとの物産商談会」と、新たにEC展開に取り組む食料品製造業や工芸品製造業者等に伴走型支援を行うとともに、実践の場としてのWEB物産展を開催する「EC展開伴走型支援事業」を開催した。

令和5年度（2023年度）は、中小企業のDX化伴走型支援、市内外で開催される物産展等出展やEC展開への助成、物産商談会の開催を通して、本市工業の活性化と中小製造業者等の経営基盤の安定を図る。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（起業・新産業支援課、雇用対策課、経済政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザビジネス支援施設「XOSS POINT.」において経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業員を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年 度 研修種別	H30		R1		R2		R3		R4	
	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	18	299	16	237	13	154	17	162	18	216

エ 共同化への支援（商業金融課）

環境整備や事業の共同化を促進するため、商店街が実施する共同施設の整備に対する支援や、中小企業者が共同して事業を行うための事業協同組合等の組織化に対し支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商業金融課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約80社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの(株)熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称 熊本流通業務団地造成事業
位 置 南区流通団地1丁目・2丁目

カ 熊本市流通情報会館（商業金融課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設としての機能を有した総合施設である。

なお、当会館は平成17年（2005年）4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所 在 地 南区流通団地1丁目24番地

開 館 平成元年4月26日

主要施設

（事務棟）6階 601～604研修室、ラウンジ

5階 501～503研修室

4階 (株)熊本流通情報センター

3階 (株)熊本流通情報センター

2階 熊本流通団地協同組合、多目的ルーム

1階 会館事務室、常設展示コーナー

（展示棟）1階 展示場（1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡）

地下 駐車場

会館利用状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
区分	件数	2,835	2,698	1,462	1,467	2,050
	人数	85,672	81,925	34,676	38,889	51,906
展示場	件数	238	234	120	146	197
	人数	83,698	54,462	11,111	21,193	27,081

（令和3年（2021年）8月2日～9月30日新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規予約停止及び利用時間の短縮）

（４）雇用対策（雇用対策課）

ア 雇用の安定と確保

- ・熊本連携中枢都市圏の企業と求職者の出会いの場として、対面及びオンラインを活用した合同就職説明会を年間１２回開催し、企業の人材確保及び求職者の早期就職を支援する。
- ・県内・県外大学生等を対象として、熊本連携中枢都市圏の企業へのインターンシップ事業を実施し、地元定着及び熊本へのＵＩＪターン就職を促進し、将来的な人材確保を図る。
- ・地場企業や地域産業への理解を深めることを目的として、熊本連携中枢都市圏の小中学生が地場企業やサプライチェーンの産業構造を学ぶ「しごと学びWEBライブ」を開催することにより、キャリア育成及び将来的な人材定着を図る。
- ・「高等学校進路指導担当教諭と地場企業との意見交換会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の就職促進を図る。
- ・熊本市公式移住サイト「熊本はどう？」等による移住プロモーションを行うとともに、就労人材がよりスムーズに本市に移住しその後の定住につながるよう、移住者交流会やＵＩＪターン合同就職面談会等の開催、ＵＩＪターンサポートデスクによる移住・就業相談対応を実施し、移住希望者への継続的な支援に取り組むことで、移住就業の促進を図る。
- ・移住の後押しとして、東京２３区（５年以上在住又は通勤）から本市へ移住し、地場企業等に就業又は起業等した方への移住支援金や、熊本県外から本市へ移住し、地場企業等に就業又は起業等した方へ引っ越し代金等を補助する転居費等支援金を交付することにより移住の促進及び中小企業等における人手不足解消を図る。
- ・人手不足が顕著で、雇用吸収力の高い介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への就職奨励金を交付する。あわせて、介護職員として従事するために、必要な介護職員初任者研修講座を実施し、介護業界への就労支援を行う。
- ・社会保険労務士による無料市民労働相談を実施し、事業主や労働者からの、雇用調整助成金等の申請や労務管理、労働条件等の相談対応（市役所本庁舎１階において毎週水曜日１４：００～１７：００に相談窓口を設置）を行う。
- ・障がい者、母子家庭の母等、高齢者を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・外国人労働者等の日本語習得を支援し、日本語能力の向上による従事業務の高度化や特定技能への移行を支援する。
- ・働き方改革の推進を通じた上質な労働環境の整備を支援するため、テレワークセミナーを実施する。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額を助成する。
- ・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図り、同時に、離職防止や地場企業への定着につなげる。

熊本市技能者表彰

- ・本市産業の発展に尽くされた技能者や全国規模以上の技能競技大会において優秀な成績を修めた者、さらには各種の技能をもって地場企業に勤務する優秀な若年技能者を表彰することで、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ若年技能者の育成及び技能水準の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福

利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

- ・社会保険労務士による無料市民労働相談を実施し、事業主や労働者からの、雇用調整助成金等の申請や労務管理、労働条件等の相談対応（市役所本庁舎1階において毎週水曜日14：00～17：00に相談窓口を設置）を行う。（再掲）

労働相談実績（件数）

令和5年(2023年)4月1日現在

年度	合計	就業規則 労働契約	人事 配置転換	セクハラ 等	賃金 退職金	労働時間 休暇	退職 解雇	懲戒処分 損害賠償	安全衛生 労災事故	雇用保険	社会保険 年金	その他
H30	34	3			4	3	5	1	2	4	12	
R1	52	5	1		1	1	2		1	3	29	9
R2	151	6	0	0	8	2	11	0	2	86	25	11
R3	64	6	1	5	3	1	5	2	4	11	9	17
R4	58	2	0	0	6	4	10	1	1	4	15	15

※R2は4月15日～3月31日まで新型コロナウイルスに関する特別労働相談（149件）で対応。

エ 関係機関との連携事業の取組み（連携相乗効果による全体最適化、効率化）

労働局・熊本県との連携事業

- ・平成26年度（2014年度）に熊本労働局と「熊本市雇用対策連携協定」を締結し、求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、時勢に応じた政策課題を共有し効果的・一体的にその対策に当たることとした。
- ・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の就職促進を図る。（再掲）
- ・熊本労働局及び熊本県との連携により就職未定定の高校3年生と地場企業との合同就職面談会を実施する。
- ・働くことに一歩を踏み出せない若者（若年無業者）への支援として、熊本労働局が主体となって実施する地域若者サポートステーション事業を連携支援する。
- ・「働き方改革」に資する企業セミナーなどを熊本労働局と連携し実施する。
- ・国と連携・協力して中央区役所・東区役所に設置した、生活保護受給者等への就労支援を行うハローワークのサテライトを通じ、ハローワーク業務と福祉分野の業務とを連携させた就労支援を一体的に実施する。
- ・熊本労働局及びシルバー人材センターと連携・協力して中央区役所及び熊本市勤労者福祉センターに設置した高齢者職業相談コーナーを通じ、健康で就業意欲の高い高齢者の職業相談を実施する。

オ 労働雇用関係施設（市施設）

熊本市職業訓練施設（熊本市職業訓練センター、熊本市事業内高等職業訓練校）

職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練を行う事業主等への施設の提供及び各種職業能力の開発又は向上に関する講習や体験学習等、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所 在 地 西区花園7丁目19番10号、中央区南熊本3丁目8番16号

利用者数（延べ人数）

令和5年(2023年)4月1日現在

年度	区分	合計	市指定事業	自主事業	貸館利用			
					認定訓練	受託訓練	検定	一般貸館
R2		31,256	291	10,027	8,515	11,702	198	523
R3		30,272	372	8,008	11,574	8,957	131	1,230
R4		31,501	160	9,542	8,524	11,803	241	1,231

（令和2年(2020年)4月23日～5月20日新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、雇用の促進に関する事業、心身の健康及び体力の増進に関する事業、教養及び文化活動に関する事業、福祉の向上に関する事業の実施及び体育室や会議室等の貸出等を行う。

管理運営 (一財) 熊本市勤労者福祉センター (指定管理者)

所在地 中央区黒髪 3 丁目 3 番 1 2 号

令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日現在

年度 \ 区分	利用者数 (人)				貸館 (千円)	主催事業 (千円)
	講座等	貸館等	健康相談	計	利用料金	主催事業収入
H30	31,857	18,407	1,706	51,970	2,686	13,339
R1	37,091	20,370	3,401	60,862	3,068	16,616
R2	13,911	9,843	2,581	26,335	2,137	6,221
R3	13,849	6,615	2,524	22,988	1,540	6,533
R4	24,983	13,436	4,160	42,579	2,760	11,169

(令和 2 年 (2020 年) 4 月 23 日～5 月 20 日新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止)

(5) 中小企業経営の基盤強化（経済政策課・商業金融課）

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

ア 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名 \ 年 度	R2		R3		R4	
	件 数	金 額	件 数	件 数	金 額	件 数
	件	千円	件	千円	件	千円
小 口 資 金 融 資	12	44,980	23	89,140	48	195,020
経 営 向 上 小 口 資 金 融 資	53	144,900	246	761,160	355	1,013,090
経 営 安 定 資 金 融 資	6	43,500	17	124,230	22	134,450
創 業 サ ポ ー ト 資 金 融 資	35	102,900	36	94,000	84	334,500
経 営 安 定 特 例 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
経 済 環 境 変 動 対 策 資 金 融 資	4	36,000	2	21,000	34	183,142
公 害 防 止 施 設 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
地 下 水 使 用 合 理 化 設 備 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
高 度 化 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
短 期 資 金 融 資	4	11,000	9	21,000	10	29,500
新エネルギー設備等資金融資	0	0	0	0	0	0
計	114	383,280	333	1,110,530	553	1,889,702

イ 熊本市中小企業活性化会議

平成24年（2012年）第4回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定、平成25年（2013年）4月1日から施行された。平成30年（2018年）第4回定例会において、改めて議員提案により条例の一部改正がなされ、平成31年（2019年）4月1日から名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改正し、新たに小規模企業に関する基本理念、基本方針などを追加した。この条例は、中小企業・小規模企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目 的 熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例第9条における施策の基本方針に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について審議する。

委員構成 16人以内（学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員）

任 期 2年

開催状況 第1回 令和4年（2022年）7月12日

(令和4年度) 第2回 令和4年（2022年）8月10日

経済観光

(6) 中小企業等への各種助成（商業金融課）

ア 中小企業振興助成

助 成 の 種 類	助 成 対 象	助 成 措 置
事 業 助 成 金	中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
融 資 の あ っ せ ん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便 宜 の 供 与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区 分 \ 年 度		H30	R1	R2	R3	R4
設立運営費	件 数	0	4	2	0	0
	金 額（千円）	0	400	200	0	0
高度化施設	件 数	0	0	0	0	0
	金 額（千円）	0	0	0	0	0

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	6	3	0	3	3
金 額（千円）	8,185	1,128	0	1,478	1,762

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	49	53	50	51	50
金 額（千円）	3,990	4,255	4,027	3,972	3,970

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	32	32	16	18	19
金 額（千円）	28,272	23,700	12,956	17,800	18,379

オ 物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業

地域経済における消費喚起を目的に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街・商工会・事業協同組合・企業等が、独自に物価高騰対策プレミアム付商品券を発行する事業に対し助成する。

助成状況

	R4 商店街等プレミアム付商品券発行支援事業	R4 物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業
件 数	38 (70団体)	36 (79団体)
金 額 (千 円)	250, 092	295, 340

カ 新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により増加した商店街の空き店舗を解消し、もって本市商業の振興を図るため、出店環境の整備・出店に係る経費の一部を補助する。

助成状況

区 分	年 度	R3	R4
	件 数	8	83
新規出店者支援事業	金 額 (千 円)	9, 103	92, 246
	件 数	1	5
空き店舗リノベーション支援事業	金 額 (千 円)	3, 000	9, 497
	件 数		

(7) 中小企業金融対策（商業金融課）

ア 中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)	小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的	市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象外とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象	・市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内であること ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり
使 途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	1,000万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率	30ヶ月：固定 年2.00%以内 45ヶ月：固定 年2.10%以内 60ヶ月：固定 年2.20%以内	3年以内：固定 年1.70%以内 4年以内：固定 年1.80%以内 5年以内：固定 年1.90%以内
据 置 期 間	6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率	年0.225%～0.625% (保証料補給適用後)	年0.25%～1.10% (保証料補給適用後) ※特例対象者 年0.00%
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。
返 済 方 法	元金均等返済	元金均等返済又は一括返済
相 談 窓 口	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫

制度名 (発足年月日)	創業サポート資金融資 (平 12. 4. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目 的	創業を行う若しくは創業を行った個人又は創業を行ったことにより設立された会社に対して、資金の円滑な融資を図ることにより創業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対 象	新規に事業を起こす（起こした）者 ①市内に住民票住所を有し、事業を営んでいない個人であって、1 ヶ月以内に新たに事業を開始する者（2 ヶ月以内に新たに会社を設立する者） ②市内に住民票住所を有し、個人事業を開始した日以後1 年未満のもの ③市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日（法人登記日）以後1 年未満の者 ※産業競争力強化法に基づく認定特定創業支援等事業により支援を受けた者は6 ヶ月以内 ※熊本県外に住民登録後1 年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後、1 年以内の者は、保証料補給の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2 条第1 項第2 号に該当する者は、保証料補給の特例あり	市内に1 年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1 年以上（天災地変・火災の場合6 ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積 1,000 ㎡超）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50 万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 ④大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者
使 途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額	2,000 万円以内	1,500 万円以内
融資期間及び利率	3 年以内：固定 年 1.30%以内 5 年以内：固定 年 1.45%以内 7 年以内：固定 年 1.60%以内	7 年以内：固定 年 2.00%以内
据 置 期 間	1 年以内	1 年以内
保 証 料 率	・令和 5 年 12 月 28 日保証申込受付かつ令和 6 年 3 月末日実行分 年 0.00% ・上記以外 年 0.35% ※特例対象者：年 0.00% (保証料補助・補給適用後)	年 0.25%～1.70% (保証料補助適用後)
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。
返 済 方 法	元金均等返済	元金均等返済
相 談 窓 口	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫

制度名 (発足年月日)	経営活性化資金融資 (令 5. 4. 1)	補助金活用支援資金融資 (令 5. 4. 1)
目 的	市内中小企業者の経営の活性化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者の円滑な事業展開や拡大を支援するため、国や地方自治体等から補助金交付決定を受けた事業者に対し、必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象	・市内に 1 年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者及び組合	・市内に 1 年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ 1 年以上経営している中小企業者 ・国や地方自治体等から補助金の交付決定を受けていること ※借入申込時の必要書類：補助金に関する「交付決定通知書（写）」＋「申請書類（写）」 ※取扱期間は、令和 5 年 12 月 28 日保証申込受付かつ令和 6 年 3 月 31 日融資実行分まで
使 途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (※補助対象事業の実施に必要な資金に限る)
融 資 限 度 額	3,000 万円以内	3,000 万円以内
融資期間及び利率	3 年以内：固定 年 2.10%以内 5 年以内：固定 年 2.20%以内 7 年以内：固定 年 2.30%以内	7 年以内：固定 年 1.85%以内
据 置 期 間	1 年以内	1 年以内
保 証 料 率	年 0.25%～1.70% (保証料補助適用後)	年 0.00% (保証料補給適用後)
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。
返 済 方 法	元金均等返済又は一括返済	元金均等返済又は一括返済
相 談 窓 口	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫

※ 伝統工芸営業者、事業承継者に取組む中小企業者等に対する利子補給制度有り

※ 起業化支援資金融資は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

イ 預託金

市制度融資（小口資金を除く）の貸付原資の一部として取扱金融機関に貸付（預託）を行う。
 協調倍率：3倍

預託状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
預託額（千円）	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000

ウ 新型コロナウイルス関連利子補給補助金

熊本県の金融円滑化特別資金の借入に際し、本市が利子補給を実施する。

対 象 者	- 熊本県の金融円滑化特別資金のうち、以下のいずれかの貸付を受けた者 ① 「新型コロナウイルス感染症分」は、令和2（2020年）年3月2日から令和3年（2021年）3月31日までの融資実行分 ② 「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」は、令和2年（2020年）3月2日から令和2年（2020年）8月31日までの融資実行分 ③ 「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」は、令和2年（2020年）3月2日から令和2年（2020年）8月31日までの融資実行分 - 融資実行日から利子補給の申請日まで、継続して熊本市内で事業を営んでいる者
補 給 期 間	融資実行日から3年以内
利 率 上 限	2.3%
補給対象借入額	合計8,000万円以内 ・「新型コロナウイルス感染症分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額8,000万円を上限とする ・借換えの場合、熊本地震分の借入残額は、利子補給の対象外
補給率	全額

助成状況

年 度	R2	R3	R4
件 数	5,696	5,050	4,410
金額（千円）	996,452	1,247,916	981,250

エ 新型コロナ伴走支援型利子補給補助金

熊本県の新型コロナウイルス経営改善資金（伴走支援型）の借入に際し、本市が利子補給を実施する。

対 象 者	熊本県の新型コロナウイルス経営改善資金（伴走支援型）を令和5年3月31日までに保証申込し、貸付を受けた者のうち、融資実行日から利子補給の申請日まで継続して熊本市内で事業を営んでいる者
補 給 期 間	融資実行日から1年以内
利 率 上 限	1.90%
補給対象借入額	対象融資に係る支払実績のある約定利子1年分が対象
補給率	全額

助成状況

年 度	R4
件 数	641
金額（千円）	66,942

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（経済政策課）

(単位 百万円、%)

項目			実数			構成比			対前年度比	
			H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度
産業	第1次産業	農業	22,192	21,356	20,829	0.8	0.8	0.8	△ 3.8	△ 2.5
		林業	143	143	122	0.0	0.0	0.0	0.3	△ 14.8
		水産業	6,713	6,626	5,703	0.3	0.3	0.2	△ 1.3	△ 13.9
		小計	29,048	28,126	26,654	1.1	1.1	1.1	△ 3.2	△ 5.2
	第2次産業	鉱工業	188,271	177,172	183,745	7.2	6.7	7.3	△ 5.9	3.7
		建設業	167,480	152,480	174,900	6.4	5.8	6.9	△ 9.0	14.7
		小計	355,751	329,652	358,645	13.6	12.5	14.2	△ 7.3	8.8
	第3次産業	電気・ガス・水道業	48,497	49,041	47,914	1.9	1.9	1.9	1.1	△ 2.3
		卸売・小売業	339,998	335,970	312,256	13.0	12.7	12.3	△ 1.2	△ 7.1
		運輸・郵便業	96,083	99,371	66,217	3.7	3.8	2.6	3.4	△ 33.4
		宿泊・飲食サービス業	89,039	86,267	52,041	3.4	3.3	2.1	△ 3.1	△ 39.7
		情報通信業	136,958	148,939	153,709	5.2	5.6	6.1	8.7	3.2
		金融・保険業	139,831	141,483	103,037	5.3	5.4	4.1	1.2	△ 27.2
		不動産業	315,484	321,832	327,639	12.0	12.2	13.0	2.0	1.8
		専門・科学技術、 業務支援サービス業	261,882	281,286	279,309	10.0	10.7	11.0	7.4	△ 0.7
		公務	228,182	229,144	230,280	8.7	8.7	9.1	0.4	0.5
		教育	130,267	131,559	131,174	5.0	5.0	5.2	1.0	△ 0.3
		保健衛生・社会事業	301,469	310,649	308,260	11.5	11.8	12.2	3.0	△ 0.8
		その他サービス	127,712	131,081	113,905	4.9	5.0	4.5	2.6	△ 13.1
		小計	2,215,402	2,266,623	2,125,741	84.6	85.8	84.0	2.3	△ 6.2
合計			2,600,201	2,624,401	2,511,040	99.2	99.4	99.3	0.9	△ 4.3
輸入品に課される税・関税			45,953	45,733	44,639	1.8	1.7	1.8	△ 0.5	△ 2.4
(控除) 総資本形成に係る消費税			26,132	29,216	26,033	1.0	1.1	1.0	11.8	△ 10.9
市内総生産（市場価格表示）			2,620,023	2,640,918	2,529,646	100.0	100.0	100.0	0.8	△ 4.2

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
数値に富合町、城南町、植木町を含む。

(資料) 熊本県統計協会 市町村民経済計算報告書 令和2年度（2020年度）版

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（民営事業所）（経済政策課）

（平成28年及び令和3年経済センサス-活動調査）						
産業大分類	事業所数			従業者数		
	平成28年 実数	令和3年		平成28年 実数	令和3年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全産業（公務を除く）	28,310	29,657	100	305,105	322,112	100
A～B 農林漁業	107	147	0.5%	1,096	1,400	0.4%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	3	1	0.0%	11	2	0.0%
D 建設業	2,430	2,735	9.2%	19,748	22,594	7.0%
E 製造業	1,091	1,041	3.5%	21,903	19,946	6.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	21	72	0.2%	729	971	0.3%
G 情報通信業	352	397	1.3%	6,659	6,760	2.1%
H 運輸業，郵便業	538	518	1.7%	10,990	11,378	3.5%
I 卸売業，小売業	7,733	7,449	25.1%	66,166	67,933	21.1%
J 金融業，保険業	620	665	2.2%	11,286	11,110	3.4%
K 不動産業，物品賃貸業	2,004	2,602	8.8%	9,163	10,800	3.4%
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,680	1,983	6.7%	9,539	12,145	3.8%
M 宿泊業，飲食サービス業	3,466	3,264	11.0%	30,097	27,751	8.6%
N 生活関連サービス業，娯楽業	2,646	2,531	8.5%	13,880	13,531	4.2%
O 教育，学習支援業	958	1,004	3.4%	15,159	16,073	5.0%
P 医療，福祉	2,493	2,864	9.7%	57,771	63,149	19.6%
Q 複合サービス事業	192	193	0.7%	3,519	3,494	1.1%
R サービス業 （他に分類されないもの）	1,976	2,191	7.4%	27,389	33,075	10.3%

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業金融課）

産 業 分 類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	実数 (所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
合 計	6,179	－	57,021	－	2,326,270	－
卸 売 業 計	1,744	100%	18,281	100%	1,484,098	100%
50 各種商品卸売業	8	0.5%	113	0.6%	7,792	0.5%
51 繊維・衣服等卸売業	52	3.0%	466	2.5%	12,302	0.8%
52 飲食料品卸売業	374	21.4%	5,085	27.8%	465,390	31.4%
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	337	19.3%	3,632	19.9%	275,677	18.6%
54 機械器具卸売業	533	30.6%	4,974	27.2%	366,644	24.7%
55 その他の卸売業	440	25.2%	4,011	21.9%	356,293	24.0%
小 売 業 計	4,435	100%	38,740	100%	842,172	100%
56 各種商品小売業	12	0.3%	877	2.3%	51,261	6.1%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	626	14.1%	3,075	7.9%	38,553	4.6%
58 飲食料品小売業	1,317	29.7%	16,798	43.4%	263,729	31.3%
59 機械器具小売業	655	14.8%	5,290	13.7%	197,014	23.4%
60 その他の小売業	1,546	34.9%	10,171	26.3%	204,171	24.2%
61 無店舗小売業	279	6.3%	2,529	6.5%	87,443	10.4%

※出典：令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計－産業別集計－卸売業，小売業に関する集計

エ 工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕（経済政策課）

（令和２年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
総計	447	100.0	18,328	100.0	458,054	100.0
食料品	149	33.3	6,008	32.8	128,445	28.0
飲料・たばこ・飼料	10	2.2	478	2.6	26,322	5.7
繊維工業	24	5.4	446	2.4	3,447	0.8
木材・木製品	8	1.8	184	1.0	2,769	0.6
家具・装備品	20	4.5	204	1.1	2,567	0.6
パルプ・紙・紙加工品	6	1.3	337	1.8	11,884	2.6
印刷	43	9.6	1,131	6.2	15,861	3.5
化学工業	6	1.3	1,752	9.6	47,266	10.3
石油製品・石炭製品	2	0.4	28	0.2	X	X
プラスチック製品	14	3.1	375	2.0	11,619	2.5
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	26	5.8	502	2.7	15,662	3.4
鉄鋼業	4	0.9	446	2.4	13,644	3.0
非鉄金属	3	0.7	58	0.3	1,643	0.4
金属製品	44	9.8	1,308	7.1	26,205	5.7
はん用機械器具	5	1.1	132	0.7	2,643	0.6
生産用機械器具	33	7.4	1,805	9.8	45,960	10.0
業務用機械器具	6	1.3	103	0.6	1,204	0.3
電子部品	3	0.7	951	5.2	35,845	7.8
電気機械器具	10	2.2	701	3.8	14,250	3.1
情報通信機械器具	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具	5	1.1	1,192	6.5	46,318	10.1
その他	25	5.6	182	1.0	1,677	0.4

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕（経済政策課）

（令和２年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等			
	平成 30 年 実数 (箇所)	令和元年		平成 30 年 実数 (人)	令和元年		平成 30 年 実数 (百万円)	令和元年		
		実 数 (箇所)	構成比		実 数 (人)	構成比		実 数 (百万円)	構成比	
			（％）			（％）			（％）	（％）
総 数	461	447	100. 0	18, 863	18, 328	100. 0	458, 763	458, 054	100. 0	
4～9 人	201	189	42. 3	1, 303	1, 184	6. 5	13, 684	13, 744	3. 0	
10～19 人	100	105	23. 5	1, 390	1, 427	7. 8	26, 121	24, 354	5. 3	
20～29 人	45	42	9. 4	1, 096	1, 013	5. 5	19, 737	19, 412	4. 2	
30～99 人	85	80	17. 9	4, 841	4, 487	24. 5	117, 058	122, 923	26. 8	
100～299 人	18	20	4. 5	2, 927	3, 398	18. 5	61, 747	72, 146	15. 8	
300 人以上	12	11	2. 5	7, 306	6, 819	37. 2	220, 416	205, 476	44. 9	

※ 統計表中の記号について

「－」：該当がないもの。

「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。

また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2 競輪事業（競輪事務所）

(1) 概 要

本市競輪事業は昭和25年（1950年）7月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和37年（1962年）4月の自転車競技法の恒久立法化、同年10月に競技実施団体としての自転車競技会（現公益財団法人JKA）が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、平成3年度をピークに減少傾向となっていたが、近年ネット投票の普及も進み上昇傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、本場開催をはじめ場間場外発売など売上の増加を図るとともに、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の招致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行ってきた。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額1兆360億円余、熊本市財政への繰出金総額は676億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

令和5年（2023年）4月1日現在、熊本地震の影響により本場開催はできないが、他場を借り上げて開催するなど、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。また、再建に向けメインスタンド等の改修やバンク・駐車場の整備を行っており、令和6年度（2024年度）中のプレオープン（本場レース再開）、令和7年度（2025年度）のグランドオープンを目指して再建事業に取り組んでいる。

(2) 施 設

所 在 地 中央区水前寺5丁目23番1号
開 設 年 月 昭和25年（1950年）7月
競 走 路 1周500m
駐 車 場 789台収容
投 票 所 8ヵ所 窓口 109
支 払 所 8ヵ所 窓口 62
観 覧 席 定 員 12,000人
(数値については震災前であり、現在再建中)

(3) 競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4
開 催 回 数	5	5	4	5	7
開 催 日 数	22	22	19	22	25
入 場 者 数	6,480	5,945	4,063	4,501	4,333
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料（普通席）	0	0	0	0	0
〃（特別席）	0	0	0	0	0
車 券 発 売 金	9,471,522	8,778,849	9,589,727	11,571,186	12,618,559
そ の 他 の 収 入	491,288	695,377	1,574,575	1,935,593	3,046,409
前 年 度 繰 越 金	191,169	74,296	176,370	204,636	228,271
支 出					
経 常 経 費	98,044	106,397	190,826	127,335	116,886
開 催 経 費	8,946,997	8,366,133	10,173,486	12,193,405	13,136,453
交 付 金	192,585	177,527	200,674	240,860	253,998
施 設 関 係	42,058	122,095	21,049	241,544	1,938,291
一 般 会 計 繰 出 金	300,000	200,000	100,000	200,000	200,000
基 金 積 立 金	500,000	400,000	450,000	480,000	100,000

新型コロナウイルス感染拡大防止のため R2 年度(2020 年度) 上期 F I 開催中止

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
H30	35,190	11.7	221,880	74.0	22,410	7.5	9,390	3.1	1,410	0.5	9,720	3.2	300,000	100.0
R1	10,340	5.2	160,860	80.4	16,740	8.4	5,520	2.7	0	0	6,540	3.3	200,000	100.0
R2	10,210	10.2	72,840	72.8	9,850	9.9	2,750	2.8	0	0	4,350	4.3	100,000	100.0
R3	26,680	13.3	142,880	71.4	15,580	7.8	6,780	3.4	360	0.2	7,720	3.9	200,000	100.0
R4	23,340	11.7	137,620	68.8	20,420	10.2	8,740	4.4	40	0	9,840	4.9	200,000	100.0

3 観光政策（観光政策課）

(1) 概 況（観光政策課）

「森の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年（1994年）には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年（2003年）9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。

また、平成22年（2010年）3月には本市と地理的に近く歴史的にもつながりが強い東アジア諸国からの誘客を進めていくため「熊本市東アジア戦略」を策定し、更に平成30年3月には、世界に認められる「上質な生活都市」を目指して「熊本市国際戦略」を策定した。

これらの戦略に基づき外国人誘客の取組を強化したことや、熊本城特別公開や国際スポーツ大会の開催などにより、本市における外国人宿泊者数は、令和元年（2019年）には34万人を突破し過去最多となった。

令和2年（2020年）、令和3年（2021年）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市における国内外の宿泊者数は大きく減少したが、令和4年（2022年）は、旅行宿泊需要喚起策の長期的な実施や大型コンベンションの開催等により、回復傾向となった。

今後は、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、コロナ禍における旅行者の行動や意識変容を的確にとらえ、さらなる国内外との観光交流の推進に努めていく必要がある。そこで、ポストコロナに対応した新しい観光スタイルを確立するとともに、新たなターゲット開拓や受入環境の整備、プロモーションを展開していく。

観光客の動向

年	項目	観 光 客 数 (千人)	対 前 年 比 (%)	宿 泊 客 数 (千人)	うち外国人宿泊者数 (千人)
H30		4,954	98.7	2,813	235
R1		6,014	121.4	2,819	343
R2		2,453	40.8	1,681	49
R3		2,311	94.2	1,837	6
R4		4,053	175.4	2,611	47

経済観光

（２）観光客誘致（観光政策課）

ア 観光マーケティング戦略

多様化・個別化する観光客ニーズなどのデータ収集と分析を行い、データに基づいた観光施策の基本的な指針となる戦略を策定

イ 観光誘客促進業務

九州に加えて、東京、名古屋、大阪などを訴求エリアとし、ポストコロナによる旅行需要の変容にあわせたプロモーションを実施

ウ 観光プロモーション

- ・熊本城はもとより、市内一円の観光スポット（食・遊び・歴史・文化等）を活用した周遊喚起をはじめ、飲食などを中心とする「夜の魅力」を活用した宿泊喚起を促すとともに、九州に加えて、東京、名古屋、大阪などをターゲットとした上質なイメージ戦略を実行するなど、本市の観光資源と夜の魅力を活用したプロモーションを展開
- ・台湾をはじめ中国、香港、タイなどのアジア諸国や欧米への認知獲得、情報発信及び他都市と連携した周遊促進プロモーションの展開
- ・「熊本城おもてなし武将隊」や「ひごまる」によるSNSを活用した観光PR

エ 九州都市間のネットワーク推進

九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PR

オ 観光客誘致事業への支援

熊本国際観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業に対する支援

カ 地理的優位性を活かした広域観光の推進

県内の主要交通結節点を有する本市の地理的優位性を活かし、熊本県の陸の玄関口であるＪＲ熊本駅と桜町バスターミナル周辺において、県内各地の魅力を発信する観光物産イベント及び、ナイトタイムエコノミー企画等を開催する

(3) 観光客受入態勢（観光政策課）

ア 観光案内所

桜の馬場 城彩苑総合観光案内所及び熊本駅総合観光案内所の運営・案内機能の充実強化

イ 国際観光重点地域

本市が「国際観光重点地域」と指定している「熊本城」、「水前寺成趣園」及びその周辺エリアにおける地域の観光資源を活かした魅力的な滞在コンテンツの充実など訪日外国人観光客の受入環境の強化

ウ 熊本城シャトルバス

桜の馬場 城彩苑と熊本城二の丸駐車場間における無料シャトルバスの運行

エ 観光施設

峠の茶屋公園等の維持管理

オ 観光イベント関連事業（イベント推進課）

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

多くの市民が参加しやすく親しめる市民参加型のまつり。

名 称 「第46回 火の国まつり」

期 間 令和5年（2023年）8月4日（金）、5日（土）、6日（日）の3日間

主 催 火の国まつり運営委員会・熊本市

会 場 熊本市中心部一帯

・江津湖花火大会

「水の都」熊本市のシンボルである江津湖で開催する花火大会。

名 称 「TKU 江津湖花火大会2023」

開催日 令和5年（2023年）8月26日（土）

主 催 江津湖花火大会実行委員会・熊本市

共 催 株式会社 テレビ熊本

会 場 下江津湖周辺（水前寺江津湖公園）

・くまもとお城まつり（熊本城総合事務所）

平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震に伴う熊本城の被害により、これまでイベントを開催してきた有料区域内及び奉行丸広場、笹園が使用不可能となっている中、二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となった賑わいの創出を行う。

今年度の方針

昨今の情勢の変化により国内外より多くの来城者が見込まれる中、熊本城の魅力と復興の姿を発信するため様々なイベントを開催する。

（４）M I C E の誘致推進（誘致戦略課）

ア 概要

M I C E とは、企業等が開催する内部の会議等（Meeting）、社員や販売代理店等に対する表彰や研修等を目的とした報奨旅行（Incentive Tour）、学会や団体などが開催する学会会議等（Convention）、文化的な催事や展示会・見本市（Exhibition/Event）など、多くの集客や交流が見込まれる催事の頭文字を用いた総称であり、M I C E の開催は、集客や交流人口の増加等に伴う直接的な経済波及効果があることはもとより、産業や学術等と密接に関連しており、地域産業の活性化、学術の振興、都市の国際化や魅力の向上等に繋がるものと期待されている。

これらの効果等を踏まえ、国においては、平成２１年（２００９年）７月に「M I C E 推進アクションプラン」を策定するなど、M I C E の誘致や開催を推進しており、また、観光立国の実現に向けた主要な柱の一つとしてM I C E を位置付けている。

本市においても、M I C E の開催による効果を享受するため、熊本国際観光コンベンション協会を中心としてコンベンションの誘致に取り組むとともに、平成２４年（２０１２年）１０月の「くまもとM I C E 誘致推進機構」の設立、平成２７年（２０１５年）４月の「熊本市M I C E アンバサダー（大使）」制度の創設などの施策を実施しており、また、平成３０年（２０１８年）１２月に「熊本市M I C E 誘致戦略」を策定し、戦略的なM I C E 誘致活動を展開している。

今後は国内や海外の動向を見据えながら、関係機関等との協力・連携のもとM I C E の誘致を推進する。

イ M I C E の誘致推進

① 熊本国際観光コンベンション協会

- ・地元キーパーソンや首都圏学会事務局等とのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進
- ・M I C E の誘致活動及び開催への助成、支援事業（平成３１年（２０１９年）４月、上限額１，２００万円の特別助成制度を創設）

② くまもとM I C E 誘致推進機構

熊本へのM I C E の誘致を推進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成２４年（２０１２年）１０月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体で構成する「くまもとM I C E 誘致推進機構」を設立した。

熊本へのM I C E 誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

- ・M I C E の誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援、受入体制の充実を図る。
- ・誘致及び開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

③ 熊本市M I C E アンバサダー

本市へのM I C E の誘致推進を図るため、平成２７年（２０１５年）４月１日に制定した熊本市M I C E アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）設置要綱により選任したアンバサダー（令和５年（２０２３年）４月現在５名）は次の活動を行う。

- ・M I C E 開催地としての本市の広報活動
- ・本市が行うM I C E 誘致活動への協力及び助言
- ・M I C E 開催に関する本市における普及啓発活動

④ 熊本市M I C E 誘致戦略の概要

目標

- ・コンベンション開催による経済波及効果額 令和５年（２０２３年）：７８億円
- ・熊本城ホールで開催されるイベントに対する満足度 令和５年度（２０２３年度）：８０％

重点ターゲット

- ・医療系の国内学会
- ・水資源、農業、防災、海外移住者（日系人）の多さなどの熊本の特性を活かせる国際会議

- ・熊本で初開催となる芸術、文化、スポーツ等のイベント
- ・小・中規模のインセンティブツアー

戦略の柱

- ・段階的な公開にあわせた熊本城の活用
- ・ユニークベニユーの充実
- ・ホテルの充実
- ・熊本国際観光コンベンション協会による支援の充実
- ・イベント開催に係るインセンティブの付与

ウ 熊本城ホールの概要

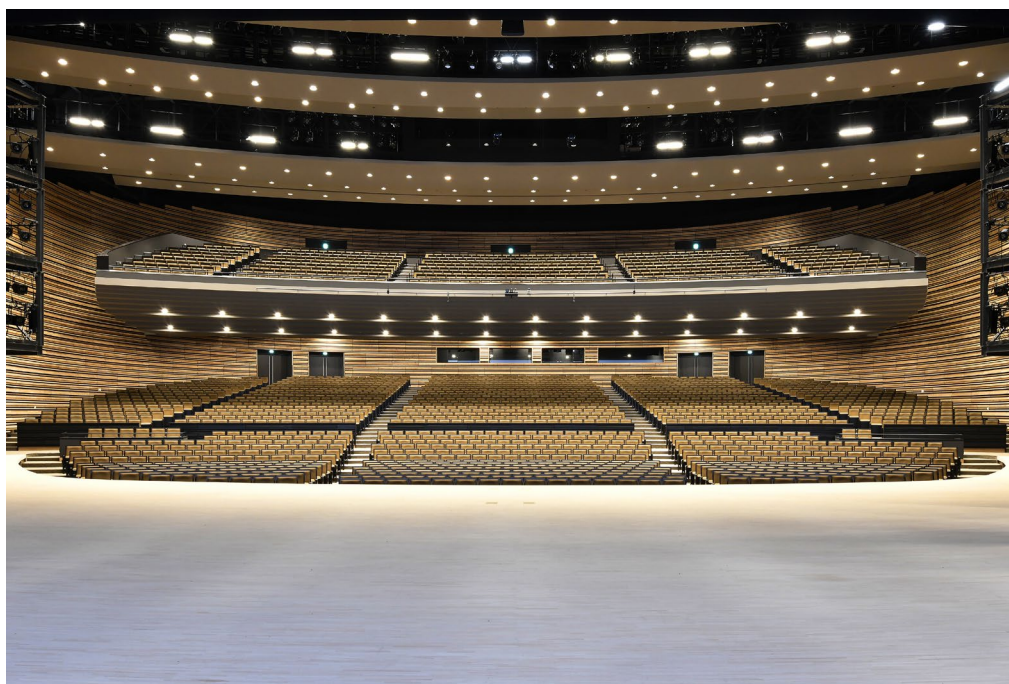
熊本城ホールは、地域住民相互の交流の場を提供することを目的として令和元年（2019年）12月にグランドオープンを迎えた。商業用途のほか、バスターミナル、ホテル、マンション、バンケットなどで構成される桜町再開発施設の一部で、延べ床面積の合計が約30,000㎡あり、約1,600㎡の自由な空間演出により各種催事に対応可能な展示ホール、約300の壁面収納の可動席と約450の仮設席の自由な配置により小・中規模ホールとしての利用や平土間での利用も可能なシビック（多目的）ホール、連結利用も可能な約30～300㎡の大小19室の会議室、さらには県内最大規模の約2,300の固定席を有し、文化催事やシンポジウムなどに利用できるメインホールの4層構造の施設になる。

中心市街地に立地し、バスターミナルや商業施設、ホテル等と一体的に利用できる、地理的・機能的優位性を有するほか、メインホールホワイエからは熊本城を眺望することができるなど、来館者に対して充実したおもてなしができる全国でも他に類を見ない施設である。

施設概要

管理運営 熊本城ホール運営共同事業体（指定管理者 期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））

所在地 中央区桜町3番40号



熊本城ホール（メインホール）

(5) 熊本国際観光コンベンション協会（観光政策課・誘致戦略課）

名 称	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、M I C E及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、国内への広報及び宣伝、M I C E及び観光の企画及び調査、M I C E及び観光に関する情報の収集及び提供、M I C E及び観光に関する人材の育成及び啓発、観光施設内売店の運営等
事務所の所在地	中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階
コンベンション開催状況	

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件 数 （ 件 ）	366	313	67	103	236
人 員 （ 人 ）	140,913	139,053	21,754	36,412	102,208

(6) 桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場（観光政策課）

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、P F I 方式により整備したものである。	
所 在 地	中央区二の丸1番1 ほか
施 設 概 要	総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

(7) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園（観光政策課）

清らかな水と日本庭園の美しさで知られており、肥後細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し「成趣園」と名づけた。造りは回遊式庭園で阿蘇の伏流水が湧き出る池を中心に築山、浮石、松などが配されている。池の湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出ており、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園（文化財課）

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年（1871年）に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利、忠利の室及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園（文化財課）

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺（文化財課）

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の
中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた加藤清正公記念館、清正に殉死し
た大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

*熊本地震により一部通行規制有（令和5年（2023年）4月1日現在）

オ 峠の茶屋公園（観光政策課）

明治30年（1897年）、後の文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通
ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが
返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や
島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関
わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚（北区土木センター）

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を熊本で送り、その生涯を閉じた。その墓は、熊本藩主細川家の江戸
参勤交代の折、その無事を見守りたいとの武蔵の遺言により、大津街道（豊後街道）沿いに選ばれたと伝えられてい
る。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立
されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢（観光政策課）

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が兵法書「五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本
の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせて奉納したと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園（北区土木センター 植木地域整備室）

西南戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの
弾痕の家（復元）や慰霊塔、田原坂西南戦争資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘
で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にもものぼったといわれている。
いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園（南区土木センター 城南地域整備室）

200基以上の古墳が発見された国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が
咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文
台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

4 動植物園（動植物園）

（1）概要

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。

当園においても、動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、体験プログラムや、日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、命の尊さや自然環境に関われるような事業を展開している。

そのような中、平成19年（2007年）から、平成25年（2013年）において、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備に取り組み、「サルたちの森」や「モンキーアイランド」、「チンパンジー愛ランド」、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」を整備した。

平成28年（2016年）4月の熊本地震では、園路や獣舎などに甚大な被害を受け休園を余儀なくされたが、平成30年（2018年）12月22日には2年8ヶ月ぶりの全面開園に至り、令和元年（2019年）に、現在地移転50周年という節目の年を迎えることができた。

また、熊本地震からの復興と令和11年（2029年）に迎える開園100周年に向けた中長期的な整備・運営方針として、令和2年（2020年）3月31日に「熊本市動植物園マスタープラン」を策定し、計画の実現に向け園内施設のリニューアルや自然環境教育の推進などに取り組んでいる。

（2）施設概要

所 在 地	東区健軍5丁目14番2号				
敷 地 面 積	24.509ha				
開園年月日	昭和4年（1929年）7月26日 （昭和44年（1969年）7月1日移転開園、平成3年（1991年）4月1日に動植物園新設）				

飼 育 動 物	ほ乳類	46種	212点	鳥 類	49種	278点
	爬虫類	14種	75点	両生類	13種	62点
	計	122種	627点	（令和5年（2023年）4月1日現在）		

植 物 園	花 壇	3,137㎡	芝 生	29,748㎡	バ ラ	950㎡
	高 木	7,820本	低 木	32,594本	生 垣	670m
	花の休憩所	232種	2,389点（令和4年（2023年）4月1日現在）			

いきもの学習センター

落 成	平成元年（1989年）9月30日
主 要 施 設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー
総 工 費	500,000千円

花の休憩所	落 成	平成3年（1991年）4月1日
	主 要 施 設	大温室 展示室 ガイダンスホール
	総 工 費	1,280,000千円

飼 育 管 理	落 成	平成8年（1996年）7月15日
セ ン タ ー	主 要 施 設	診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
	総 工 費	290,000千円

緑の相談所	落 成	昭和60年（1985年）10月7日
	主 要 施 設	相談室 研修室 水辺のインフォメーションセンター

総 工 費 300,285千円

正門ゲート 落成 令和4年（2022年）2月5日
 主 要 施 設 事務室 ホール ウェルカムスペース 救護室 授乳室 等
 総 工 費 199,769千円

遊 戯 施 設 ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、
 メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンド、カード迷路ぐるり森大冒険など

駐 車 場 平日無料（普通車 1,229台、バス 57台）
 土・日・祝日有料（普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円）

入 園 料（令和2年（2020年）4月改定）

	〔個人〕	〔団体〕
大人・高校生	500円	400円
小・中学生	100円	80円
（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）		
幼 児	無 料	

利用状況

区分 年度	入 園 者 数（人）	入 園 料（千円）	施設利用料（千円）
H30	508,864	64,208	137,895
R1	645,668	88,868	150,766
R2	360,786	86,938	97,278
R3	476,820	113,601	123,874
R4	684,968	164,830	176,777

5 スポーツ振興（スポーツ振興課）

本市では、これまでの市民スポーツの素晴らしい伝統と歴史を踏まえ、誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができ、様々なスポーツを通して交流ができる、豊かなスポーツライフにつなげる「スポーツ交流都市」を目指し、「すべての市民が生涯を通してスポーツに親しむ環境づくりを一層拡充するとともに、スポーツコンベンションの誘致・開発等により都市のにぎわい創出を進めていくことを目的として、新しい時代に対応した、「市民の豊かなスポーツライフ」を目指します。

（1）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツ活動の支援

- ・市民誰もが日常的にスポーツを行うことができる多種目・多世代型の地域住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。
- ・市民の多種多様なスポーツ活動への要望へ応じるため、スポーツリーダーバンクの充実を図り、スポーツ指導者を育成・支援を推進する。

イ 生涯スポーツ活動の支援（スポーツ振興課・イベント推進課）

- ・熊本城マラソンをはじめ市民総参加型スポーツイベントの開催により、日常的に運動を行う習慣がない人も含め、市民だれもがスポーツに参加し楽しめる環境づくりに取り組む。
- ・スポーツ振興基金を活用し、有望な競技者の顕彰や支援はもとより、スポーツの普及及び啓発に取り組む。
- ・スポーツや健康づくりに関わる市内の各種団体との連携を図り、様々なニーズに合わせたスポーツイベントの開催などによりスポーツ機会の充実を図る。

ウ スポーツ施設の整備充実

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、既存スポーツ施設の環境整備と管理体制の充実を図る。

エ 施設利用の利便性向上

広域的なスポーツ施設の有効活用を推進するため、体育施設案内・予約システムの活用に努める。

オ スポーツ関係団体・企業との連携（スポーツ振興課）

地元プロスポーツチーム等との連携により、一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲喚起を図る。

カ スポーツ行事

（令和4年度（2022年度））

行 事 名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	5月～7月	89チーム
親子スポーツ大会	6月～11月	205人
市杯スポーツ大会	9月～1月	1,331人
市民スポーツフェスタ	7月～3月	1,517人
小中学生軟式野球大会	8月～10月	66チーム

(2) スポーツ施設

施 設 名 開設年月	施 設 概 要
清 水 新 地 野 球 場 昭和 47 年 (1972 年) 6 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール 2 面)
熊本城公園テニスコート 平成元年 (1989 年) 4 月	テニスコート 4 面 : クレーコート・2,805 m ²
新屋敷公園テニスコート 昭和 35 (1960 年) 年 9 月	テニスコート 4 面 : クレーコート・2,795 m ²
北 岡 自 然 公 園 弓 道 場 昭和 35 年 (1960 年) 10 月	近的競技 : 8 人立 遠的競技 : 3 人立 射場 : 153 m ² 的場 : 50.29 m ² 収容人員 : 300 人
城 山 運 動 施 設 昭和 60 年 (1985 年) 4 月	テニスコート 4 面 : クレーコート・2,304 m ²
清 水 新 地 コ ー ト 昭和 60 年 (1985 年) 5 月	テニスコート 4 面 : クレーコート・2,275 m ² ゲートボールコート 6 面 : 2,677 m ² 駐車場 : 1,563 m ² (50 台)
龍 田 体 育 館 昭和 58 年 (1983 年) 4 月	体育室 750 m ² (30m×25m) バレーボールコート 2 面 バスケットボールコート 1 面 バドミントンコート 3 面 小体育室 252 m ² (30m×8.4m) (管理棟 2 階部分) 卓球 8 台
武 蔵 塚 武 道 場 平成 2 年 (1990 年) 5 月	構造 鉄筋コンクリート 2 階建 1 階 駐車場 315 m ² (15 台) 2 階 道場 (1 面) 228 m ² (剣道、柔道他)
城 山 公 園 平成 26 年 (2014 年) 4 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 1 面) テニスコート 6 面 (フットサルコート 3 面) 多目的広場、ウォーキングコース、遊具広場
清 水 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 平成 6 年 (1994 年) 3 月	体育室、バドミントンコート 3 面 バレーボールコート 1 面 ゲートボールコート 3 面
北 部 公 園 昭和 50 年 (1975 年) 4 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 1 面) テニスコート 1 面 : クレーコート
今 熊 公 園 昭和 63 年 (1988 年) 4 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 2 面)
北 部 武 道 館 平成 21 年 (2009 年) 5 月	武道場 2 面 (剣道・柔道他)
明 徳 体 育 館 平成 3 年 (1991 年) 4 月	体育室 (549,336 m ²) バドミントンコート 3 面 バレーボールコート 1 面 卓球 6 面
明 徳 グ ラ ウ ン ド 昭和 60 年 (1985 年) 4 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面)
飽 田 公 園 昭和 49 年 (1974 年) 4 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面)
天 明 運 動 施 設 昭和 49 年 (1974 年) 12 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面) 体育室 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 1 階 1,389 m ² 体育室 (バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面) 2 階 369 m ² ギャラリー

施 設 名 開設年月	施 設 概 要
川 尻 武 道 館 平成 7 年（1995 年）7 月	1 階 鉄筋コンクリート造 459 m ² （駐車場 14 台、駐輪場 21 台） 2 階 鉄骨造 538 m ² 武道場 1 面（244 m ² ・畳 98 帖敷） 小道場 1 面（110 m ² ）
北 部 体 育 館 昭和 61 年（1986 年）3 月	体育室、バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面
河 内 グ ラ ウ ン ド 平成 17 年（2005 年）5 月	運動広場 ソフトボール場 1 面、サッカー場 1 面 軽スポーツ広場
塚 原 グ ラ ウ ン ド 昭和 61 年（1986 年）4 月	軟式野球場 1 面（ソフトボール場 1 面）
植木総合スポーツセンター 昭和 60 年（1985 年）3 月	武道館 柔道場 1 面、剣道場 1 面、武道場 1 面 グラウンド 野球場 1 面、ソフトボール 2 面、サッカー場 1 面 テニスコート 2 面：クレイコート
植 木 弓 道 場 平成 9 年（1997 年）1 月	近的競技：10 人立 870.04 m ² 多目的広場
吉 松 ス ポ ー ツ 公 園 平成 2 年（1990 年）3 月	野球場 1 面
田 原 ス ポ ー ツ 公 園 平成 5 年（1993 年）4 月	野球場 1 面
富 合 雁 回 館 平成 3 年（1991 年）4 月	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム、バスケットボールコート 2 面、 バレーボールコート 3 面、バドミントンコート 6 面、卓球台 6 台
雁 回 公 園 昭和 61 年（1986 年）4 月	軟式野球場 2 面（ソフトボール場 4 面）
富 合 屋 外 運 動 場 平成 12 年（2000 年）4 月	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場

公設体育施設の利用状況（令和４年度（２０２２年度））

清水新地野球場		新屋敷公園 テニスコート		熊本城公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設 テニスコート		川尻武道館		清水新地コート テニス	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
258	10,842	295	13,109	290	11,353	353	12,155	345	38,013	353	8,679	258	5,183

清水新地コート		清水スポーツセンター				河内グラウンド				今熊公園		北部公園	
ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場		野球場		野球場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
258	5,183	353	17,413	127	1,797	63	2,381	15	37	125	7,824	210	7,831

北部公園 テニスコート		明德体育館		北部武道館		北部体育館		飽田公園 野球場		龍田体育館		天明運動施設 体育館	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
150	733	343	10,758	273	6,720	353	39,086	298	19,449	344	35,727	290	17,849

天明運動施設 グラウンド		明德グラウンド		塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木総合スポーツセンター					
								武道場		グラウンド		テニスコート	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
270	23,231	250	9,637	140	5,711	348	6,932	221	3,000	241	15,506	147	1,266

吉松スポーツ 公園		田原スポーツ 公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園 グラウンド	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
131	7,874	196	12,237	355	12,173	350	22,892	150	6,183	113	12,469	268	27,626

城山公園 テニスコート	
日数	人員
345	38,013

学校夜間開放体育施設の利用状況（令和４年度（２０２２年度））

小 学 校					
運 動 場			体 育 館		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
30	7,391	81,831	95	25,310	343,946

中 学 校											
運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
29	6,068	59,132	41	16,131	173,028	28	7,763	43,070	3	475	3,251

総合体育館・青年会館

所 在 地 中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
開設年月日 昭和 6 1 年（ 1 9 8 6 年） 7 月 9 日

利用状況 (令和 4 年度（ 2 0 2 2 年度）)

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合 計
75, 240	50, 347	31, 302	11, 459	10, 185	46, 286	19, 210	684	25, 235	269, 948

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所 在 地 南区良町 4 丁目 8 番 1 号
開設年月日 平成 2 年（ 1 9 9 0 年） 7 月 1 日（平成元年（ 1 9 8 9 年） 3 月 1 9 日一部開設）
総 事 業 費 3, 1 0 0, 0 0 0 千円

利用状況 (令和 4 年度（ 2 0 2 2 年度）)

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合 計
38, 156	15, 416	16, 403	9, 751	21, 736	494	25, 881	52, 565	180, 402

南部総合スポーツセンター

所 在 地 南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
開設年月日 平成 3 年（ 1 9 9 1 年） 6 月 1 日 一部開設
総 事 業 費 2, 9 6 7, 0 9 5 千円

利用状況 (令和 4 年度（ 2 0 2 2 年度）)

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合 計
36, 812	7, 820	10, 787	4, 761	3, 109	31, 264	18, 000	11, 514	124, 067

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所 在 地 南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
開設年月日 平成 1 0 年（ 1 9 9 8 年） 7 月 1 日
総 事 業 費 2 6, 0 7 1, 8 8 0 千円

利用状況 (令和 4 年度（ 2 0 2 2 年度）)

プ ー ル	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	そ の 他	合 計
73, 999	34, 735	1, 916	18, 393	83, 744	212, 787

託麻スポーツセンター

所 在 地 東区上南部 3 丁目 2 2 番 3 0 号
開設年月日 平成 1 5 年（ 2 0 0 3 年） 4 月 1 日（一般供用開始）
総 事 業 費 4 3 7, 0 0 0 千円

利用状況 (令和 4 年度（ 2 0 2 2 年度）)

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合 計
36, 526	23, 355	9, 462	6, 193	75, 536

城南総合スポーツセンター

所 在 地 南区城南町舞原 1 4 4 番地 1
開設年月日 平成 2 7 年（2 0 1 5 年）4 月 1 日

利用状況

（令和 4 年度（2 0 2 2 年度）

体育室	弓道場	グラウンド	テニスコート	トレーニング室	多目的室	ジョギングコース	合 計
37, 926	752	20, 561	27, 190	2, 838	5, 807	16, 056	111, 130

植木中央公園運動施設

所 在 地 北区植木町岩野 2 8 5 番地 3 5
開設年月日 令和元年（2 0 1 9 年）8 月 3 1 日

利用状況

（令和 4 年度（2 0 2 2 年度）

体育室	多目的室	テニスコート	芝生広場	アスレチック広場	グラウンド	ジョギングコース	合 計
33, 932	1, 650	18, 668	10, 407	55, 690	2, 316	49, 709	172, 372

水前寺野球場

所 在 地 中央区水前寺 5 丁目 2 3 番 2 号
開設年月日 昭和 1 3 年（1 9 3 8 年）4 月（一般供用開始）

利用状況

（令和 4 年度（2 0 2 2 年度）

野球場	その他	合 計
14, 368	1, 851	16, 219

水前寺競技場

所 在 地 中央区水前寺 5 丁目 2 3 番 3 号
開設年月日 昭和 2 6 年（1 9 5 1 年）8 月（一般供用開始）

利用状況

（令和 4 年度（2 0 2 2 年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合 計
36, 895	14, 371	1, 300	52, 566

城南 B & G 海洋センター

所 在 地 南区城南町舞原 1 3 4 番地 1
開設年月日 昭和 6 0 年（1 9 8 5 年）4 月

利用状況

（令和 4 年度（2 0 2 2 年度）

小体育室	ミーティングルーム	プール	合 計
2, 869	416	8, 477	11, 762

※令和 4 年 3 月より熊本地震からの復旧工事が完了したため供用再開

(3) 指定管理者

名 称	一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団
事務所の所在地	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
目 的	熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
基 本 財 産	9 2, 6 1 5 千円

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））
※城南B&G海洋センターのみ令和3年度（2021年度）3月～令和5年度（2023年度）

施 設 名	所 在 地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号
城南総合スポーツセンター	南区城南町舞原 144 番地 1
植木中央公園運動施設	北区植木町岩野相田原 285 番地 35
城南B&G海洋センター	南区城南町舞原 1 3 4 番地 1

事 業 体育・スポーツの振興、指導及び助言
青年の活動に関する相談、指導及び助言
熊本市から委託を受けた施設の管理運営
その他、目的を達成するために必要な事業

(4) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成12年（2000年）4月システム運用開始
平成17年（2005年）1月システム改良
平成22年（2010年）6月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始
登録者の推移

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
個 人		70,470	75,708	80,815	85,724	89,863
グ ル ー プ		12,362	13,268	13,868	14,340	14,581
団体（総合型スポーツクラブ）		21	21	22	22	23
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）		81.7	81.7	82.5	82.8	82.9

＊「利用全体に占めるシステム登録者の割合」はスポーツ振興課所管施設・他課所管施設のみを対象とした推測値（公民館利用者を除く）。

農 水

1 農 水 産 業 291

2 農 業 委 員 会 298

1 農水産業

(1) 概 況（農業政策課）

本市は清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれ、水稻、野菜、花き、果樹、畜産など、特色ある農業が各地域で営まれており、全国屈指の園芸産地として高い農業産出額を誇っている。また、水産業については、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業を基幹とし、採貝業や網漁業が営まれるとともに、内陸部においては地下水を利用した観賞魚の養殖なども行われている。

第一次産業である農水産業は、食料等の供給という役割のみならず、その生産、加工、流通、販売などの各段階において、多様な産業と結びつくことで地域経済の中で重要な役割を担うとともに、さらには、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などに代表される多面的機能により市民の健康で充実した生活を支えている。

このような背景の下、本市の農水産業政策の方向性等を示した「第2次熊本市農水産業計画」に基づき、地域の特性をいかした農業の推進などによる競争力の強化、経営体の強化や生産基盤の整備・保全などによる経営基盤の確立、販路開拓・拡大や生産者と消費者の交流拡大などによる農と食の魅力創造に着実に取り組み、豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業を推進している。

ア 農家数、農業経営体数（農業政策課）

年度	総農家数（戸）	販売農家数（戸）	自給的農家数（戸）	農業経営体数※1 （経営体）	個人経営体数※2 （経営体）	主業経営体数※3 （経営体）	法人経営体数 （経営体）	非法人 組織経営体数 （経営体）
平17	8,782	7,072	1,710	7,177	7,094	3,125	66	17
平22	7,754	5,951	1,803	6,045	5,948	2,592	79	18
平27	6,649	5,084	1,565	5,197	5,089	2,085	77	31
令2	5,219	3,963	1,256	4,105	3,979	1,552	107	19

（出典）農林業センサス（平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）

（注）すべての数値は合併後の熊本市（旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木）を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

※1 農業経営体とは、農産物の生産を行うなど農作業を行い、生産等に係る面積・頭数が一定規模以上の事業を行う者をいう。

※2 個人経営体とは、農業経営体のうち、1世帯で事業を行う非法人の者をいう。

※3 主業経営体とは、農業所得が主で、1年間のうち自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

イ 耕地面積（農業政策課）

（単位 ha）

年度	区分	耕地面積計	田耕地面積	畑耕地面積
平29		11,500	8,180	3,350
平30		11,500	8,150	3,330
令1		11,400	8,070	3,300
令2		11,200	7,990	3,200
令3		11,000	7,860	3,110

（出典）作物統計調査（農林水産省）

ウ 農業産出額（農業政策課）

年	産出額合計 （百万円）
平28	50,011
平29	48,695
平30	50,083
令1	48,920
令2	49,760

（農林水産統計・農業政策課調べ）

※主な作物等の産出額

区分 年	水 稻 (百万円)	野 菜 (百万円)	果 実 (百万円)	畜 産 (百万円)
平28	5,120	26,464	8,267	7,240
平29	4,950	25,514	7,781	7,540
平30	5,150	25,469	9,574	7,190
令1	4,760	25,960	9,720	5,880
令2	4,790	26,660	9,600	6,310

エ 漁船数（水産振興センター）

数量 年度	漁 船 数 (隻) (動力船)
平29	1,178
平30	1,146
令1	1,110
令2	1,086
令3	1,065

(水産振興センター調べ)

オ 漁業産出額（水産振興センター）

区分 年	乾 ノ リ		貝 藻 類		海 水 魚 (水産動物含む)		淡 水 魚 (養 殖)	
	生産量	産出額	生産量	産出額	生産量	産出額	生産量	産出額
	(千枚)	(百万円)	(t)	(百万円)	(t)	(百万円)	(t)	(百万円)
平29	700,848	9,856	299	186	101	87	106	425
平30	526,487	6,102	135	84	85	74	41	232
令1	557,414	7,556	92	57	82	68	62	275
令2	565,281	7,330	43	31	243	164	62	291
令3	587,265	6,671	133	87	353	256	132	439

(漁連共販実績・農林水産統計・水産振興センター調べ)

カ 農業協同組合（農業政策課） (令和5年（2023年）3月31日現在)

名 称	正・准組合員数 (人)	設立年月日
熊 本 市 農 業 協 同 組 合	21,572	平 4. 4. 1
熊本宇城農業協同組合(富含・城南地域)	2,995	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	2,813	平元. 4. 1

(農業政策課調べ)

キ 漁業協同組合（水産振興センター） (令和2事業年度末現在)

名 称	正・准組合員数 (人)	設立年月日
河 内 漁 業 協 同 組 合	141	昭24. 8. 5
松 尾 漁 業 協 同 組 合	41	昭24. 8.22
小 島 漁 業 協 同 組 合	189	昭24. 8.24
沖 新 漁 業 協 同 組 合	275	昭24. 8. 3
畠 口 漁 業 協 同 組 合	94	昭24. 9. 5
海 路 口 漁 業 協 同 組 合	113	昭24. 8. 3
川 口 漁 業 協 同 組 合	187	昭29. 4. 9
熊 本 市 漁 業 協 同 組 合	145	昭25. 6. 2

(資料「熊本県の水産」より)

(2) 主要事業

ア 農業関係

① 第2次熊本市農水産業計画（農業政策課）

熊本市第7次総合計画の農水産業部門における個別計画として、平成30年（2018年）1月に策定し、昨今の情勢等を踏まえ令和3年（2021年）7月に改定した。農水産業振興施策を着実かつ効果的に実施するために、本市農水産業の施策の方向性や取組の内容・行程などを示している。

② 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにすることで、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 25,483ha

農用地区域面積 9,794ha （令和4年（2022年）12月31日時点）

③ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

〔令和4年度（2022年度）実績〕

協定締結数 37件 交付対象面積 747ha 交付額 96,840千円

④ 担い手育成総合支援事業（農業支援課）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者の育成とこれらの農業経営者が地域の農業生産の多くを担うような農業構造の確立に努めるため、新規就農者に対して経営力向上を目的とした支援を行い、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への誘導を進め、併せて女性農業者の経営参画に向けた取組支援等を行う。

〔令和4年度（2022年度）実績〕

・認定新規就農者数 56件（うち新規認定数 15件）

・認定農業者数 1,460経営体（うち新規認定数 109名）

⑤ 強い農業づくり支援事業・産地パワーアップ事業（農業支援課）

産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する。

また、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する。

〔令和4年度（2022年度）実績〕

1事業実施主体 低コスト耐候性ハウス2棟（0.9ha） 補助金額 140,000千円

2事業実施主体 集出荷貯蔵施設整備 補助金額 88,303千円 ほか

⑥ 攻めの園芸生産対策事業（農業支援課）

頻発する気象災害や担い手の減少・高齢化等の環境の変化に対応し、本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、生産力強化や労働生産性向上により未来につながる産地の構築を図るための施設、機械等の導入を支援する。

⑦ 鳥獣被害対策事業（鳥獣対策室）

野生鳥獣による市民への直接の被害防止や農作物への被害防止を図るため、鳥獣を集落・住宅地に寄せつけない環境整備、農地等への侵入防止柵の設置、捕獲、捕獲従事者の育成による捕獲体制の強化の4対策を基本に地域ぐるみ

の一体的な対策を推進する。特に、有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、農業者等に対してわな猟免許取得補助の支援を推進する。また、住宅地でイノシシ等の出没が増加していることから、捕獲の強化を図るとともに、人的被害を未然に防止するため自治会等と連携を図りつつ、市民との協働による鳥獣対策に取り組む。

⑧ 熊本市夢と活力ある農業推進事業（農業支援課）

競争力の高い農業を振興するため、農業者や農業者団体等が自ら行う農業経営の高度化に資する多種多様な取組やICTやAI等を活用したスマート農業技術導入の取組を支援する。

〔令和4年度（2022年度）夢と活力ある農業推進事業活用実績〕

80件 補助金額 30,595千円

〔令和4年度（2022年度）スマート農業加速化事業活用実績〕

12件 補助金額 12,284千円

⑨ 農水産物等の販路拡大（農水ブランド戦略室）

農水産物や加工品等の国内外への流通拡大に向け、トッププロモーションや熊本連携中枢都市圏の枠組みなどを活用し、国内外への販路拡大を推進する。また、農水産物を利用した商品開発の支援や生産者と民間企業とのマッチングなどにより、農商工連携なども推進する。

- ・大消費地における期間限定アンテナショップの展開や、通販・飲食店を活用した熊本産品のプロモーションを実施（令和4年度（2022年度）売上約13百万円）。
- ・農漁業者や食品関連事業者を対象に、農商工連携等による商品開発や販売促進をテーマとしたセミナーを実施。
- ・令和4年度から開設している相談窓口において、農業者や加工品業者の海外輸出展開に向けたアドバイスや輸出支援を行うとともに、輸出に際して効果的な運用が可能な組織である「くまもと輸出促進ネットワーク」を利用し、実効性の高い販路開拓・拡大策を展開。

⑩ 環境に配慮した農業の推進（農業支援課）

熊本市土壌分析推進事業の活用により、土壌養分分析結果に基づく土づくりや適正施肥を推進する。また、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農業者団体等が取り組む環境保全に効果の高い営農活動を支援する。

⑪ 経営所得安定対策等推進事業・水田産地化総合推進事業（農業支援課）

各地域農業再生協議会において、生産者やJA等の集荷業者と緊密に連携し、需要に応じた主食用米の計画生産に取り組むとともに、水田収益力強化ビジョンにおける産地交付金を有効に活用し、飼料用米や麦、大豆、野菜等の生産拡大を図り、特色ある産地づくりを推進する。

⑫ 農漁業後継者の育成（農業支援課・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する補助金を交付し組織育成やリーダー養成を支援する。

⑬ くまもと春の植木市（農水ブランド戦略室）

四百数十年の歴史をもつ、「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。（白川橋左岸緑地で開催）

開催期間 令和5年（2023年）2月1日（水）～3月11日（土）

38日間

面積 62,351㎡（主会場・主駐車場）・15,801㎡（臨時駐車場）

展示小間数 約210小間（1小間当たり約10㎡～15㎡）（業者数 約90業者）

⑭ 熊本市ファミリー農園（農業政策課）

農地を持たない市民が、野菜や花などの栽培を通じて農業に親しんでもらうとともに、理解と関心を深めてもらうため、一定の条件を満たす市民農園（12農園・合計約700区画）を「熊本市ファミリー農園」として指定し

ており、利用推進に向けた広報を行っている。

⑮ 熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」（西南部農業振興センター 農業振興課）

城南地域の農業及び観光や他産業の振興と、地域内外の交流を促進することを目的に、平成26年（2014年）10月1日に熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」を開館、指定管理者「九州綜合サービス株式会社」が施設を運営している。

出荷者数 218（令和5年（2023年）3月31日現在）

運営状況 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日

開館日数	購買者数	直売所売上額
349 日	156,790 人	227 百万円

⑯ 熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」（北東部農業振興センター 農業振興課）

植木地域全体の経済活性化に向けた連携拠点、植木地域の農産物ブランドの発信拠点及び次世代を担う若者の育成拠点施設として「熊本市の北の玄関口づくり」を目指し、平成28年（2016年）11月22日に熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」を開館、指定管理者「有限会社三河屋スーパー」が施設を運営している。

出荷者数 461（令和5年（2023年）3月31日現在）

運営状況 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日

開館日数	購買者数	直売所売上額
356 日	260,742 人	662 百万円

イ 畜産関係（農業支援課）

熊本市畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上により畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病の予防注射や優良家畜の導入等を推進する。

[令和4年度（2022年度）家畜防疫確立対策事業活用実績]

60戸 1,846頭 補助金額 790千円

[令和4年度（2022年度）家畜導入事業活用実績]

22件 69頭 補助金額 1,764千円

ウ 水産関係（水産振興センター）

安全で使い易い漁港施設として整備拡充を図るとともに、長寿命化のため施設の機能保全を計画的に推進する。また、アサリ・ハマグリ漁場の維持保全と整備並びに水産資源の持続的生産を図る。

① 漁港施設の整備（水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港単独改良事業等）

② 干潟漁場の整備（水産多面的機能発揮対策事業、県営水産環境整備事業負担金）

漁港施設（市管理施設のみ計上）

（令和5年（2023年）4月1日現在）

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数（隻）	利用漁船数（隻）
				外かく施設（m）	係留施設（m）		
四 番 漁 港		沖新町・畠口町	第1種	972.72	814.20	232	394
海 路 口 漁 港		海路口町	〃	728.69	511.50	93	111
天 明 漁 港		川口町	〃	219.00	826.50	192	222
計				1920.41	2,152.20	517	727

（漁港台帳 水産振興センター調べより）

エ 耕地関係（農地整備課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取り組み、生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業等の県営土地改良事業を着実に推進するとともに、補助事業採択要件に満たない小規模な農業排水路整備等を市単独予算事業である一般土地改良事業により補完することで、農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全施設整備事業に取り組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

さらに、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担が増していることから、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するための地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進する。令和5年（2023年）4月1日現在、30の活動組織が市内農振農用地のうち7,938ha（約83％）を保安全管理している。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

地区名 区分	画図東部2期地区 外1地区
総事業費	2,766.0百万円
事業量	排水路 L=1,080m 排水機場 1箇所（8m ³ /S）
事業年度	平成27 ～ 令和10年
受益面積	174ha

農地整備事業（経営体育成基盤・畑地帯）（県営）

地区名 区分	小島地区 外7地区
総事業費	14,704.0百万円
事業量	区画整理工 415.6ha
事業年度	平成21 ～ 令和8年
受益面積	733ha

農地防災事業（県営）

地区名 区分	上杉地区 外2地区
総事業費	3,911.2百万円
事業量	用排水路 L=3.0km ため池1箇所、排水機場1箇所（21.9m ³ /S）
事業年度	平成24 ～ 令和9年
受益面積	556ha

農道整備事業（県営）

地区名 区分	谷尾崎2期地区 外2地区
総事業費	3,743.6百万円
事業量	農道 L=7,150m
事業年度	平成21 ～ 令和9年
受益面積	430ha

水利施設整備事業（基幹ストマネ）（県営）

地区名 区分	第二宇土八水地区 外1地区
総事業費	3,402.0百万円
事業量	用水改修L=3,715m、頭首工1箇所、 揚水機1箇所、樋門1箇所 排水機場1箇所（8m ³ /S）
事業年度	令和4 ～ 令和11年
受益面積	1,748ha

農地保全事業（県営）

地区名 区分	東門寺2期地区 外1地区
総事業費	1,661.3百万円
事業量	排水路 L=5.1km 水兼農道 L=5.1km
事業年度	平成22 ～ 令和8年
受益面積	60ha

農業水利施設保全合理化事業（県営）

地区名 区分	松の木堰地区
総事業費	3,189.7百万円
事業量	頭首工1箇所、サイホン工1箇所
事業年度	平成27 ～ 令和5年
受益面積	1,001ha

海岸保全施設整備事業（県営）

地区名 区分	熊本海岸
総事業費	850.0百万円
事業量	堤防補修工 L=8,148m 樋門補修工 1箇所
事業年度	令和4 ～ 令和8年
受益面積	3,975ha

多面的機能支払交付金（団体営）

地区名 区分	秋津地区 外29地区
総事業費	2,993.0百万円
事業量	活動地域農用地 A=7,938ha
事業年度	平成31 ～ 令和5年

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	元三地区 外14地区
総事業費	367.9百万円
事業量	ポンプオーバーホール他
事業年度	平成30 ～ 令和9年

一般土地改良事業（団体営）

地区名 区分	市内一円
総事業費	546.2百万円
事業量	排水路 L=1,730m 等
事業年度	令和5年

（３）農業振興センター（農業政策課）

農水局では、農業者からの相談、要望に対して専門性の高い職員が迅速かつ的確に対応できるよう、東区・北区・中央区を管轄する「北東部農業振興センター」を北区役所内に、西区・南区を管轄する「西南部農業振興センター」を西区役所内に部相当として設置している。

農業振興センター内には、農政部門を担う農業振興課と耕地部門を担う基盤整備課を置いており、さらに、東区管内には「東農業振興室」を、南区管内には富合町・城南町を管轄する「南農業振興室」を、西区管内には中山間地域などの地区の特性等を踏まえて、「河内農業振興室」を設置している。

名称	所在地	連絡先
北東部農業振興センター		
農業振興課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1117
農業振興課 東農業振興室	熊本市東区錦ヶ丘 1-1	096-367-9137
基盤整備課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1145
西南部農業振興センター		
農業振興課	熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号	096-329-1158
農業振興課 河内農業振興室	熊本市西区河内町船津 2069-5	096-276-1114
農業振興課 南農業振興室	熊本市南区城南町宮地 1050	0964-28-3115
基盤整備課	熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号	096-329-1168

2 農業委員会（農業委員会事務局）

農業委員会は、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことで、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行っている。

名称	所在地	管轄区域
農業委員会事務局	熊本市中央区花畑町9番24号	中央区、東区
農業委員会事務局西南分室	熊本市西区小島2丁目7番1号	西区、南区（富合・城南地域を除く）
農業委員会事務局富合・城南分室	熊本市南区城南町宮地1050番地	富合・城南地域のみ
農業委員会事務局北区分室	熊本市北区植木町岩野238番地1	北区

(1) 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係事務処理状況（令和4年度（2022年度））

農地法	第3条 (耕作目的の権利移動)		第4条・第5条（転用目的）						第18条 (貸借の解約)	
			第4条		第5条		許可不要転用			
区	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
中央	-	-	14	5,950	16	5,329	-	-	1	951
東	21	31,419	41	28,299	88	94,714	3	11,820	46	113,913
西	59	114,600	33	12,331	99	73,455	7	1,057	30	46,991
南	101	203,867	83	57,161	211	156,361	3	434	151	464,036
北	104	353,008	53	28,860	189	166,928	11	14,175	51	112,594
合計	285	702,894	224	132,601	603	496,787	24	27,486	279	738,485

農地法第4条・第5条・許可不要転用 用途別転用実績（令和4年度（2022年度））

		合 計				比 率 (面積)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	9	2,026	1,967	3,993	0.61%
	一 般 個 人 住 宅	372	82,045	143,542	225,587	34.34%
	集 団 住 宅、その他	100	24,249	71,725	95,974	14.61%
公 的 施 設 用 地		31	594	3,142	3,736	0.57%
業務用地	工・鉱業用地	44	29,952	30,753	60,705	9.24%
	商業・サービス業	35	10,444	24,956	35,400	5.39%
	農業用施設用地	26	12,824	16,038	28,862	4.39%
	その他の業務用地	229	115,216	83,680	198,896	30.28%
植 林		5	0	3,721	3,721	0.57%
合 計		851	277,350	379,524	656,874	100.00%

(2) 国有農地等管理処分事業

国有農地の貸付対価の徴収と、農地の管理及び処分に関する事務を行っている。

(3) 機構集積支援事業

農地利用状況調査後の遊休農地解消対策のため、所有者の意思確認である利用意向調査を実施している。
さらに、農地中間管理機構による農地集積と集約化を支援している。

(4) 担い手への農地利用の集積・集約化

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実績（令和4年度（2022年度））

（単位 m²）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	219	6 年 未 満	419,426	55,291	474,717
		6年以上10年未満	16,828	0	16,828
		10 年 以 上	238,774	72,340	311,114
		小 計	675,028	127,631	802,659
利 用 権 再 設 定	196	6 年 未 満	372,767	78,806	451,573
		6年以上10年未満	7,857	0	7,857
		10 年 以 上	354,858	201,434	556,292
		小 計	735,482	280,240	1,015,722
所 有 権 移 転	134		235,308	90,560	325,868
利 用 権 移 転	0		0	0	0
農地中間管理機構賃貸借	357		1,182,190	253,341	1,435,531
合 計	906		2,828,008	751,772	3,579,780

(5) 農業者年金業務

農業者の生活安定に寄与するための加入推進活動と、農業者年金関係申請処理等を行った。

令和5年（2023年）4月1日現在

熊本市農業者年金	旧制度（人）	新制度（人）
受給者数	1,525	178
加入者数	—	416
待機者（未受給者）	202	145
申請等処理件数	219	72

都市建設

1	都	市	計	画	303		
2	都	市	整	備	312		
3	交	通	計	画	317		
4	自	転	車		318		
5	建	築	指	導	319		
6	熊 本 駅 周 辺 地 域 整 備				321		
7	住	宅	政	策	323		
8	市	営	住	宅	326		
9	公	共	建	築	331		
10	道			路	332		
11	地	籍	調	査	334		
12	公	共	用	地	取 得	337	
13	河			川	338		
14	緑 化 推 進 ・ 森 林 整 備				341		
15	公	園	緑	地	343		
16	土	木	セ	ン	タ	ー	345
17	宅	地	復	旧	支	援	346

1 都市計画（都市政策課・開発指導課）

都市計画区域

大正8年（1919年）4月、都市計画法が公布され、翌9年（1920年）1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年（1923年）7月当時の市域 3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年（1958年）には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年（1968年）6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年（1971年）5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年（1923年）7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年（1928年）	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m	
昭和 4年（1929年）	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和 5年（1930年）	風致地区の決定	1,070.59ha		
本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所				

さらに、昭和6年（1931年）、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年（1946年）、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年（1971年）には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和５６年（１９８１年）４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回の見直しが行われるとともに、昭和５８年（１９８３年）４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年（１９９１年）２月１日の飽託四町との合併等を経て、平成１１年（１９９９年）３月３１日に第３回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成１５年（２００３年）４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年（２００９年）５月２９日の第４回見直し、平成２４年（２０１２年）４月１日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成２７年（２０１５年）５月２９日の第５回見直しを経て、現在、熊本都市計画区域面積は５２，７４０ｈａで、うち市街化区域１２，６９７．７ｈａ、市街化調整区域４０，０４２．３ｈａである。熊本市はこの区域全体の６７．２％（３５，４３３ｈａ）、市街化区域の８５．０％（１０，７９５．４ｈａ）、市街化調整区域の６１．５％（２４，６３７．６ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年（１９９２年）の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成８年（１９９６年）６月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年（１９８６年）３月に熊本駅前北地区、平成８年（１９９６年）８月に手取本町地区、平成１０年（１９９８年）９月に上通Ａ地区、平成１７年（２００５年）１０月に熊本駅前東Ａ地区、平成２６年（２０１４年）４月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで２６地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

熊本駅周辺地域では、熊本の陸の玄関口にふさわしい活気あふれる都市空間を形成するため、平成１７年（２００５年）に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を県・市で策定し、連携、協力しながら計画的に事業を進め、新幹線開業による広域交通拠点としての結節機能の向上に合わせ、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の形成など都市基盤の整備を行い、熊本駅白川口駅前広場が令和３年（２０２１年）３月に完成し、駅周辺整備事業が完了した。

立地適正化計画

平成２６年（２０１４年）８月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は、閣議決定された都市再生基本方針に基づき、住宅および都市機能増進施設（医療施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」を策定することができることとなった。

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業、医療等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである。

熊本市ではこれまで、人口増加やモータリゼーションの進展等を背景に市街地が拡大してきたが、拡大した市街地のままで、人口が減少すれば、今まで身近に利用できた商業、医療、金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念される。

このことから、人口減少・高齢社会に適応可能な都市づくりを進める必要がある。具体的には、都市の骨格を形成する、都市機能誘導区域（中心市街地や地域拠点であり市街化区域の２９．２％（３，１５４ｈａ））を地域生活圏の暮らしを守る最後の砦として維持し、居住誘導区域（都市機能誘導区域及び主な公共交通軸沿線であり市街化区域の５４．８％（５，９１２ｈａ））の人口密度を維持するとともに、公共交通の充実を図ることにより市民全体の暮らしやすさを維持、さらには市全体の交流促進により、都市そのものの魅力向上を図り、都市活力を維持するため、立地適正化計画を平成２８年（２０１６年）４月に策定している。

令和３年（２０２１年）３月には、自然災害の頻発・激甚化を受け、地域拠点など居住誘導区域の災害リスクをわかりやすく見える化し、防災機能を強化していくための防災指針を追加するとともに、人口密度や都市機能の立地状況等を踏まえた具体的な事業を位置づけるなどの改定を行った。

(1) 用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域

用途地域の規模

(令5.4.1現在)

区 分	熊本都計区域		市 域			容積率 %	建ぺい率 %	後退距離 m	高さの 限度 m
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全 市 域 面積対比 %				
第一種低層 住居専用地域	1,457.9	11.5	1,068	9.9	2.7	60 80 100	30 40 50	1.0 1.0 1.0	10 10 10
第二種低層 住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80 80 100 100	40 40 50 50	1.0 — 1.0 —	10 10 10 10
第一種中高層 住居専用地域	3,175.6	25.0	2,562	23.7	6.6	100 150 200	40 60 60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,722.6	21.4	2,484	23.0	6.4	100 100 150 200	50 60 60 60	—	—
第一種住居地域	1,462.3	11.5	1,244	11.5	3.2	200	60	—	—
第二種住居地域	727.0	5.7	641	5.9	1.6	200	60	—	—
準住居地域	305.9	2.4	224	2.1	0.6	200	60	—	—
近隣商業地域	582.4	4.6	542	5.0	1.4	200 300	80	—	—
商業地域	392.0	3.1	392	3.6	1.0	400 500 600	80	—	—
準工業地域	1,192.8	9.4	1,175	10.9	3.0	200	60	—	—
工業地域	523.7	4.1	357	3.3	0.9	200	60	—	—
合 計	12,697.7	100.0	10,796	100.0	27.7				

都市建設

(2) 高度利用地区（都市政策課）

(令5.4.1現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度 及 び 最 低 限 度		建 築 物 の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	60/10	20/10	8/10	200
桜町地区	約3.7	60/10	20/10	8/10	200
合 計	約7.7	—	—	—	—

(3) 風致地区（都市政策課）

(令5.4.1現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町 他
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目 他
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園 他
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島8丁目、 小島9丁目 他
計	約1,598	

(4) 駐車場整備地区（都市政策課）

(令5.4.1現在)

位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
通町筋・桜町周辺地区	約122.6	令和4年（2022年）3月31日
熊本駅周辺地区	約18.7	令和4年（2022年）3月31日

(5) 防火地域及び準防火地域（都市政策課）

(令5.4.1現在)

地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約1,490.0

(6) 都市計画道路(都市政策課)

ア 都市計画道路一覧(市域内)

熊本都市計画区域

(令5.4.1現在)

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主たる 幅員 (m)	主たる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター(自専道)線	15	2	770	770
1	4	4	北熊本スマートインターチェンジ上り線	17	2	370	370
1	4	5	北熊本スマートインターチェンジ下り線	17	2	290	290
1	4	6	中九州横断道路大津熊本線	20.5	4	1,000	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	6,690
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36	※	15,480	15,480
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	9,035
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,270
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,540
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,870
3	3	11	船場出水線	25	4	3,970	1,800
3	3	12	本荘犬渕線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22	4	4,950	4,950
3	3	14	野口島崎線	25	4	5,820	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22	※	2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40	※	490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20	※	1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,223
3	3	22	砂取健軍線	22	※	2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,470	3,252
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,980
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	950	950
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	1,730
3	4	30	手取本町坪井線	16	※	970	610
3	4	31	麻生田三里木線	16	※	3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	2,700	1,920
3	4	33	楡木龍田線	16	2	430	120
3	4	34	下南部画図線	16	※	8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5	※	7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16	※	100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15	※	1,850	1,850

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主たる 幅員（m）	主たる 車線の数	計画決定延長 （m）	整備済延長 （m）
3	5	45	坪井龍田陳内線	12	2	3,900	265
3	5	46	船場本山線	12	※	920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	820
3	3	55	保田窪菊陽線	25	※	6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,870
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	290
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター（一般道）線	21-25	4	1,320	1,320
3	4	67	花園上熊本線	16	2	1,360	509
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	450
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	121
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1,030
3	4	72	東西線	16	2	1,590	650
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	4	75	北環状線	17	2	650	282
3	3	76	平尾鑑田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	740
3	5	78	小町通り線	12	2	120	120
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16	2	770	770
3	4	84	上宮地線	16	2	560	560
3	5	86	松ノ平線	14	2	530	530
3	5	87	新御堂線	14	2	180	180
3	5	88	ハイン通り線	12	2	850	550
3	5	92	植木北熊本スマートインターチェンジ線	13	2	2720	480
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	－	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	－	900	900
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	－	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	－	260	260
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	－	200	200
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	－	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	－	590	590
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	－	320	320
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	－	530	530
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	－	350	350
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	－	200	200
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	－	360	360
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	－	350	350
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	－	250	250
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	－	400	400
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	－	180	180
7	7	19	北熊本スマートインターチェンジ側道 1 号線	5	－	260	260
7	7	20	北熊本スマートインターチェンジ側道 2 号線	5	－	360	360
7	7	21	北熊本スマートインターチェンジ側道 3 号線	5	－	360	360
7	7	22	北熊本スマートインターチェンジ側道 4 号線	5	－	770	770
7	7	23	北熊本スマートインターチェンジ側道 5 号線	5	－	130	130
7	7	24	北熊本スマートインターチェンジ側道 6 号線	5	－	110	110
8	7	1	新屋敷長溝線	4	－	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	－	1,880	1,880
合 計			101 路 線			232,790	173,662

「※」は都市計画図書に車線数の明記がないもの

イ 都市計画及び道路整備の規模別分類（市域内）

（令5.4.1現在）

	区 分 規模別	都市計画決定延長（m）				道路整備済延長（m）					
		市 街 化 区 域 （用途指定区域）	市 街 化 調 整 区 域 （用途無指定区域）	計 画 決 定 延 長	比 率 （ ％ ）	市 街 化 区 域 （用途指定区域）	進 捗 率 （ ％ ）	市 街 化 調 整 区 域 （用途無指定区域）	進 捗 率 （ ％ ）	整 備 済 延 長	進 捗 率 （ ％ ）
熊 本 都 市 計 画 区 域	3・1	6,310	870	7,180	3.1	6,310	100.0	870	100.0	7,180	100.0
	3・2	31,670	9,870	41,540	17.8	31,175	98.4	9,870	100.0	41,045	98.8
	3・3	50,900	24,230	75,130	32.3	45,840	90.1	15,260	63.0	61,100	81.3
	1・4 3・4	58,320	24,590	82,910	35.6	40,528	69.5	5,933	24.1	46,461	56.0
	1・5 3・5	11,200	3,710	14,910	6.4	5,435	48.5	1,591	42.9	7,026	47.1
	3・6	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	1,990	7,690	3.3	5,700	100.0	1,990	100.0	7,690	100.0
	8・7	3,430	0	3,430	1.5	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	167,530	65,260	232,790	100.0	138,148	82.5	35,514	54.4	173,662	74.6

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

（7）駅前広場（都市政策課）

（令5.4.1現在）

広 場 名	面 積（㎡）	摘 要	
熊 本 駅 東 口 駅 前 広 場	14,200	都市計画道路3・3・7号	熊本駅帯山線
熊 本 駅 西 口 〃	5,700	〃 3・4・65〃	熊本駅西口線
（ 熊 本 駅 ） 交 通 広 場	3,800	〃 3・3・7〃	熊本駅帯山線
（ 南 熊 本 ） 駅 前 広 場	3,850	〃 3・2・6〃	南熊本駅新町線
水 前 寺 〃	2,100	〃 3・5・16〃	水前寺駅西水前寺線
上 熊 本 駅 東 口 〃	2,700	〃 3・4・21〃	上熊本細工町線
上 熊 本 駅 西 口 〃	2,400	〃 3・4・68〃	上熊本駅西口線
（ 西 熊 本 ） 〃	3,900	〃 3・5・54〃	刈草薄場線
（ 光 の 森 駅 ） 交 通 広 場	2,200	〃 3・3・58〃	武蔵ヶ丘東中央線
水 前 寺 駅 北 〃	1,100	都市計画交通広場1号	水前寺駅北交通広場

(8) 景観整備（都市デザイン課）

ア 都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために、本市では平成21年（2009年）10月に熊本市景観計画を策定し、平成22年（2010年）1月に景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

また、昼も夜も誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出に向けて、夜間景観の理念や方針を示す「熊本市光のマスタープラン」を令和3年（2021年）3月に策定した。本マスタープランを通じて、官民間問わず、市民一人ひとりが意識をもって熊本ならではの魅力ある夜間景観の創出を目指している。

さらに、市域全域に整備されるすべての公共サインを対象として、分かりやすいサインの整備を誘導し、利便性・回遊性の向上や良好な景観形成を図るため、令和3年（2021年）3月に「熊本市公共サインガイドライン」を策定するとともに、周辺景観へ影響を与える要素のひとつである屋外広告物についても、デザインに関すること、安全に関すること、多核連携都市構造に合わせた地域別の景観形成方針と配慮事項に関することを中心に解説し、屋外広告物のある良好な景観形成を図り、地域景観の魅力をより向上させることを目的とした「熊本市屋外広告物ガイドライン」を令和4年（2022年）7月に策定した。

大規模行為届出件数

(令和4年度(2022年度))

種 類	建築物	工作物	さく・堀	開発行為	土 石	計
件 数	95	65	2	48	1	211

特定施設届出件数 11件 景観形成地区届出件数 0件

イ 屋外広告物

景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持のため、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却を行っている。

許可・除却件数

(令和4年度(2022年度))

種 類	許可件数				除却件数				
	新規	更新	電柱等	計	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件 数	338	869	31	1238	456	0	0	0	456

ウ 熊本市歴史的風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）

豊かな歴史的文化遺産の魅力や価値を後世に継承するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づき、令和2年度（2020年度）に熊本市歴史風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）を策定し国の認定を受けた。

計 画 名：熊本市歴史的風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）

計画期間：令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）の10年間

① 熊本市の維持向上すべき「8つの歴史的風致」を指定

熊本市は、熊本城を中心とした市街地や山、平地において、信仰、生業、文化とともに形成された風習、行事が広く分布し、歴史的価値の高い建造物等とともに、歴史的風致を形成してきた。なかでも、広く市民に認知されている活動と指定文化財などの歴史的価値の高い建造物等とが一体となって形成された8つの良好な市街地を、熊本市の維持向上すべき「8つの歴史的風致」として指定した。

※歴史的風致とは、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。

○ 8つの歴史的風致の位置図



② 優先的かつ重点的に取組を進める「2つの重点区域」を設定

熊本市における維持向上すべき8つの歴史的風致のなかから、

- ・価値の高い歴史的建造物や重点文化財等の指定文化財が集積しており、それらが人々の生活や活動のなかで長きにわたり継承されている区域
- ・熊本市景観計画に基づく重点地域又は歴史的な町並み地区である区域に該当する2つの地域を重点区域として設定した。

	重点区域	面積	概要
1	城下町地区	約188ha	特別史跡熊本城跡及び国の重要文化財の熊本城を核に、歴史的建造物や社寺が集積している新町・古町地区を中心とした区域
2	川尻地区	約85ha	史跡熊本藩川尻米蔵跡を核として、歴史的建造物や社寺が集積する界限や河尻神宮秋季大祭のルートとなる参道・街道、精霊流しに行われる加勢川を包含する区域

(9) 開発指導（開発指導課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

年度		平30	平31（令元）	令2	令3	令4
区分	件数	75	53	52	45	56
	面積（㎡）	212,293	149,772	126,821	125,761	147,050
市街化調整区域	件数	180	201	179	191	187
	面積（㎡）	265,751	235,962	217,721	283,055	291,782
計	件数	255	254	231	236	243
	面積（㎡）	478,044	385,734	344,542	408,816	438,832

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

年度		平30	平31（令元）	令2	令3	令4
区分	許可件数	2	3	5	6	2

都市建設

2 都市整備（市街地整備課・都市デザイン課）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年（２００７年）３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。

また、平成２２年（２０１０年）３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年（２００９年）９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５haの区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度（２０１１年度）までの１期計画では５２事業、平成２８年度（２０１６年度）までの２期計画では６５事業、令和４年度（２０２２年度）までの３期計画では、前計画からの継続事業を含めた官民の７８事業を推進した。

令和５年度（２０２３年度）からは、「昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち」をコンセプトとして、官民合わせて９３の事業を推進する４期計画（計画期間は令和９年度（２０２７年度）までの５年）に基づき、中心市街地の更なるにぎわいの創出と回遊性の向上を図る。（別紙参照）

また、令和２年（２０２０年）４月から、中心市街地における民間の老朽建築物等の建替え促進事業である「まちなか再生プロジェクト」について、「高さ基準の拡充」、「容積率割増し」、「財政支援」の３つの施策を柱に民間事業者と共に建替えを進めており、中心市街地における店舗・事務所の通常の建築ペース年間５件程度を「まちなか再生プロジェクト」により倍増し、年間１０件、１０年間で１００件を目標としている。

今後とも、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

ア まちなか再生プロジェクト

まちなか再生プロジェクトは、熊本城を中心とした都市景観を守ることを前提に、中心市街地の民間ビルの建替等を促進し、耐震性、防火性を向上させるとともに、空地も生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図るプロジェクトである。

「高さ基準の拡充」、「容積率割増し」、「財政支援」の３つの施策を柱に民間事業者と共に建替えを進めており、これにより、歩行空間も広がることで、賑わい創出はもとより、熊本城を眺望できる公共的な空間が新たに創出することが期待され、「災害に強く魅力と活力ある中心市街地の創造」を目指すものである。

また、新型コロナウイルスの影響により、さらに社会が大きく変わり、民間建築物にも、新しい生活様式への対応など、新たな取組みが求められることから、令和３年（２０２１年）４月より財政支援制度の拡充を行い、高効率喚起設備や防災倉庫の整備等に取り組む場合の財政支援制度を追加した。

令和２年度（２０２０年度）以降、まちなか再生プロジェクトの積極的な周知広報に努め、中心市街地での店舗・事務所を含む、建物の着実な建替えが進んでいる。今後も、更なる制度の推進に取り組んでいく。

まちなか再生プロジェクト実績一覧（令和２年度（２０２０年度）～）

対象事業数 9件	支援の種類	容積率の緩和	高さの特例基準	財政支援
	適用件数	1件	3件	9件

（２）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市では、5地区において、市街地再開発事業を実施しており、平成4年度（1992年度）に熊本駅北地区（組合施行）、平成14年度（2002年度）に手取本町地区（組合施行）、上通A地区（組合施行）、平成24年度（2012年度）に熊本駅前東A地区（市施行）、令和2年度に桜町地区（会社施行）が完了した。

市街地再開発事業の実施地区（5地区）

地 区	熊本駅北地区 (事業完了)	手取本町地区 (事業完了)	上通A地区 (事業完了)	熊本駅東A地区 (事業完了)	桜町地区 (事業完了)
施行者	組 合	組 合	組 合	市	会 社
事業年度	昭 61～平 4	平 8～14	平 9～14	平 17～24	平 27～令 2
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1	約 1.4	約 3.7
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000	約 7,300	約 30,266
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800	約 5,010	約 27,206
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,100	約 57,100	約 52,400	約 164,070
建物の 規模構造	SRC+RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC+RC+S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC+RC+S 造 地上 14 階 地下 2 階	RC+S 造 地上 35 階 地下 1 階	S+SRC 造 地上 15 階 地下 1 階
用 途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公 益	商業・住宅・ホテル・ 事務所・駐車場・ バスターミナル・ 公益
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区 の都市計画決定及び事 業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行 認可）公告 平 2.9 施設建築物工事 起工式 平 3.3 権利変換計画認 可 平 4.8 施設建築物工事 竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8.8 高度利用地区の都 市計画決定及び事業の都 市計画決定 平 9.3 組合設立（施行認 可）公告 平 11.8 権利変換計画認 可 平 11.12 施設建築物工事 起工式 平 14.3 施設建築物工事 竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10.9 高度利用地区の 都市計画決定及び事業の 都市計画決定 平 11.1 組合設立（施行認 可）公告 平 11.9 権利変換計画認 可 平 12.1 施設建築物工事 起工式 平 14.3 施設建築物工事 竣工 平 14.11 組合解散認可	平 17.10 高度利用地区 の都市計画決定及び事業 の都市計画決定 平 18.2 事業認可公告 平 20.5 都市計画決定 変更 平 20.9 管理处分計画 認可 平 21.4 施設建築物工 事着工 平 24.2 工事の完了の 公告 平 24.10 再開発事業の 清算	平 26.4 高度利用地区の都市計 画決定、事業の都市計 画決定及び自動車ター ミナルの都市計画決定 平 27.5 事業認可公告 平 27.7 権利変換計画認可 平 29.1 施設建築物工事着工 令 1.9 施設建築物工事竣工 令 3.3 事業終了認可

イ 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」等がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの3つのタイプに分けられる。

都市建設

優良建築物等整備事業の実施地区 ※事業完了地区のみ

地 区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用 途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民 間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 (事業完了)	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 (事業完了)	〃	平25～26	0.08	761	238	711	共同住宅（12戸）	市街地 住宅供給型
植木二丁目 (事業完了)	〃	平26	0.08	816	454	2,190	共同住宅（24戸）	市街地 住宅供給型
下通A地区 (事業完了)	〃	平26～28	0.4	3,114	2,798	18,675	商業・業務施設	優良再開発型

（３）土地区画整理事業

現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和６年（１９３１年）に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌７年（１９３２年）に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業、中心市街地の熊本駅西土地区画整理事業、植木中央土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ５５地区（１，６６０．１ｈａ）において、計画的な市街地が造成されている。

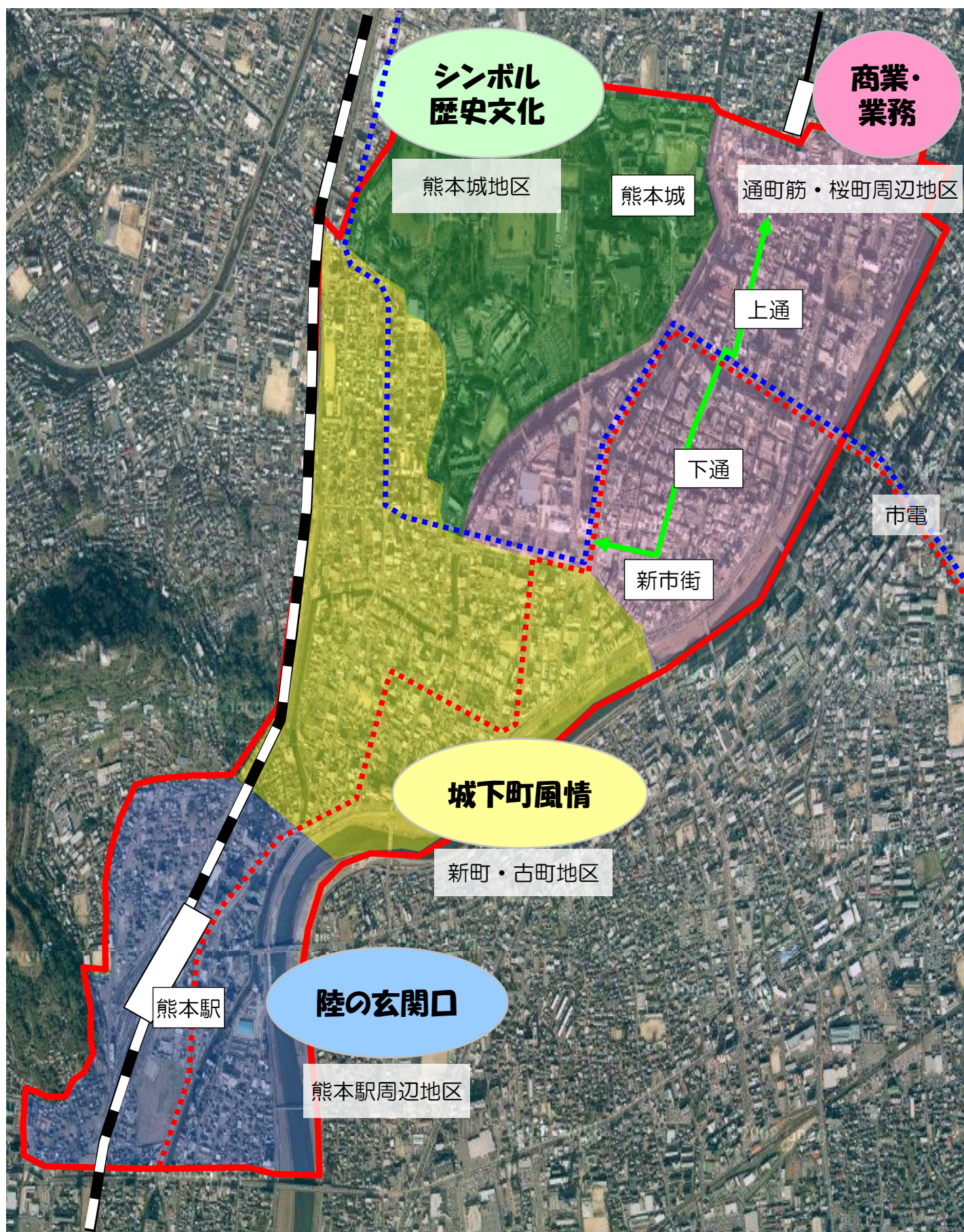
また、令和４年５月に富合町中心市街地地区において、組合設立の認可が行われたことから、組合施行による土地区画整理事業が進められている。

完了地区名（５５地区）

国府第一、水前寺、大江東部、花岡山、戦災復興（２地区）、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ヶ丘団地、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南、熊本駅西、植木中央

熊本市中心市街地活性化基本計画の計画区域

区域面積 約415ヘクタール（1・2・3期計画と同様）



熊本市中心市街地活性化基本計画の掲載事業

総事業数 93事業（行政65事業、民間14事業、行政及び民間14事業）

（令5.4.1現在）

区分	事業名	実施主体			区分	事業名	実施主体		
		行政	民間	行政及び民間			行政	民間	行政及び民間
市街地の整備改善	熊本駅周辺エリア魅力発信事業			●	経済活力の向上	植木市開催事業			●
	花畑広場にぎわい創出事業	●				TGCガーデンくまもと			●
	市内中心部放置自転車対策事業	●				中心商店街地区魅力向上事業			●
	辛島公園地下駐車場整備事業	●				桜の馬場観光交流施設管理運営事業	●		
	主要地方道熊本高森線(唐人町通り)の道路空間美装化事業	●				熊本城おもてなし事業	●		
	グリーンインフラ整備推進事業	●				文化芸術支援事業	●		
	熊本駅周辺道路整備事業	●				MICE誘致戦略事業	●		
	自転車走行空間整備事業	●				インバウンド誘客対策事業	●		
	中心市街地まちづくり推進事業	●				熊本城マラソン事業			●
	ウォーカブル都市推進事業	●				観光戦略事業	●		
	熊本駅新幹線口駅前広場交通対策事業	●				熊本城特別公開関連事業	●		
	熊本市中心市街地配水管更新事業	●				自転車活用推進事業	●		
都市福祉施設の整備	子ども文化会館子育て支援事業	●				地域スタートアップ等支援事業	●		
	熊本市民会館文化芸術活動支援事業	●				熊本城復旧整備事業	●		
	熊本市現代美術館文化芸術活動支援事業	●				観光客受入環境整備事業	●		
	熊本市国際交流会館国際交流推進事業	●				ほこみち利活用促進事業	●		
	街なか子育てひろば事業	●				委託型免税店制度活用事業		●	
	くまもと森都心プラザ人材・情報交流促進事業	●				城下町くまもとゆかた祭		●	
	地域エネルギー事業	●				光のページェント		●	
街なか居住の推進	中心市街地ごみ対策事業	●				城下町くまもと銀杏祭		●	
	不法投棄監視事業	●				肥後のつりてまり		●	
	マンション適正管理支援事業	●				肥後のひなまつり		●	
	景観条例関係事業	●				くまフェス		●	
	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	●				「夢未来みかん」祭り			●
	高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業	●				水産物フェア開催事業	●		
	町屋利活用モデル事業	●				火の国YOSAKOIまつり・九州がっ祭		●	
	住宅・建築物耐震化促進事業	●				少子化対策推進事業(結婚チャレンジ事業)	●		
	あんしん住み替え相談窓口事業		●			子育て支援情報提供事業(結婚・子育て応援サイト)	●		
	中心市街地建て替え促進事業(まちなか再生プロジェクト)	●				歴史を活かしたまちづくり事業		●	
	夜間景観推進事業	●				介護予防普及啓発イベント(まちなか元気くらぶ)	●		
	良好な景観の形成に向けた事業	●				RKKまつり		●	
経済活力の向上	バリアフリーマスタープラン策定事業	●				中心市街地グランドデザイン推進事業		●	
	市電緑のじゅうたん敷設工事	●				熊本城前地区の未来ビジョン策定事業		●	
	くまもと体験プログラム		●			スポーツコンベンション事業	●		
	くまもと水ブランド情報発信事業	●				日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業			●
	ファッションの街くまもと魅力創出事業			●	上記事業と一体的に推進	熊本城周遊バス運行事業	●		
	成長産業創出支援事業	●				まちなかループバス運行事業	●		
	企業立地促進事業	●				熊本城シャトルバス運行事業	●		
	首都圏企業誘致活動事業	●				電停改良事業	●		
	地産地消フェア開催事業	●				駐輪環境整備事業	●		
	新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業	●				グリーンスローモビリティ導入事業	●		
	桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業			●		新モビリティサービス推進事業	●		
	商店街活性化対策事業	●				多両編成車両導入事業	●		
	安全安心まちづくり推進事業			●		シェアサイクル導入支援事業			●
	にぎわいづくり推進事業			●		おでかけICカード交付事業	●		
	くまもと大邦楽祭			●		EVバス運行事業	●		
	草枕国際俳句大会事業			●					

3 交通計画（交通企画課、移動円滑推進課）

（１）現 状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この１０年間（平成２４年度（２０１２年度）から令和３年度（２０２１年度））で約４１万９千台から約４５万８千台へと増加し、このモータリゼーションの進展や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等の影響により、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この５年間（平成３０年度（２０１８年度）から令和４年度（２０２２年度））で、約５，３３４万人から約４，５６０万人へと約７７４万人の大幅な減少となっている。

公共交通機関利用者数の年次推移

（単位：千人）

種別 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
バス	25,263	25,054	17,348	18,526	20,968
市電	11,080	11,008	6,735	7,345	8,901
J R ・ 私鉄	16,999	17,154	11,910	13,724	15,734
合計	53,342	53,216	35,993	39,594	45,603

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く４社の利用者数計

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（２）総合交通体系整備の考え方

【まちづくりの重点的取組】２ ずっと住みたいまちづくり

（１）だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

【分野別施策】８章第３節： だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

- ・公共交通ネットワークの維持・再構築
- ・主要交通拠点などの整備促進
- ・公共交通機関の利用促進

① 熊本市公共交通グランドデザイン（平成２４年３月策定、令和２年３月改定）

- ・基幹公共交通軸の強化
- ・バス路線網の再編
- ・公共交通空白・不便地域への対応
- ・ベストミックスの構築

② 熊本市自転車活用推進計画（令和３年３月策定）

③ 熊本市公共交通基本条例制定（平成２５年４月１日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

④ 熊本地域公共交通計画（旧熊本地域公共交通網形成計画）（平成２８年３月制定・令和３年４月改定）

- ・基幹公共交通の機能強化
- ・桜町バスターミナル及び熊本駅を核とした交通体系の構築
- ・バス路線網の再編
- ・コミュニティ交通の導入
- ・公共交通の利用促進
- ・ベストミックスの構築

（３）本市における交通施策の展開

① 超低床電車の導入（平成９年度～）

② パークアンドライドの実施（平成１２年度～）

③ 電停バリアフリー化事業（平成２１年度～）

④ ゆうゆうバスの導入・実施（平成２４年度～）

⑤ 公共交通空白・不便地域に対応したデマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入・実施（平成２５年度～）

⑥ 市電延伸の検討（平成２７年度～）

⑦ JR西熊本駅の開業（平成２８年度～）

⑧ 桜町バスターミナル（メインターミナル）の開業（令和元年度～）

⑨ 熊本駅白川口駅前広場（サブターミナル）の開業（令和２年度～）

⑩ バス事業者５社による共同経営の取組の実施（令和３年度～）

4 自転車（自転車利用推進課）

(1) 自転車対策

ア 概要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

イ 駐輪対策事業

①自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗難の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
平 30	28	8,648	13	2,886	41	11,534
令 元	26	8,452	13	2,579	39	11,031
令 2	27	8,652	14	2,813	41	11,465
令 3	29	9,309	12	2,249	41	11,558
令 4	29	9,309	13	2,333	42	11,642

② 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
平 30	180	2,746	1,042
令 元	180	2,483	1,045
令 2	174	1,921	878
令 3	170	1,887	810
令 4	175	2,012	776

(2) 自転車利用促進

ア 概 要

本市では、自転車が優位とされる近距離移動においても、自動車利用が多く、中心市街地やその周辺での交通渋滞が慢性化している状況となっている。これまで、自転車走行空間や駐輪環境の整備、交通マナーアップなど利用環境の向上に努めてきたが、新たに利活用を盛り込んだ自転車に関する総合的な計画として、令和3年3月に「熊本市自転車3“ばい”プラン～熊本市自転車活用推進計画～」を策定し、便利・気軽・安全に自転車を利用できる環境づくりに取り組んでいる。

イ 熊本市自転車3“ばい”プラン～熊本市自転車活用推進計画～

■計画の概要■

○計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

■計画の基本方針■

- 基本方針(1)：乗る bicycle「自転車を便利に利用できる環境づくり」
- 基本方針(2)：良か bicycle「自転車を気軽に利用できる環境づくり」
- 基本方針(3)：守る bicycle「自転車を安全に利用できる環境づくり」

5 建築指導（建築指導課）

(1) 建築確認・検査等の申請状況

種 別 \ 年 度		平30	平31	令2	令3	令4
申 請 件 数	建築確認申請	215	133	108	46	48
	(内計画変更)	(19)	(4)	(8)	(2)	(5)
	指定確認検査機関確認申請	5,132	4,442	3,854	3,707	3,484
	(内計画変更)	(203)	(158)	(129)	(132)	(118)
	道路指定申請	31	31	33	33	49
	許認可申請	169	136	143	119	101
	やさまち条例事前協議受付	304	232	190	209	247
	建築物省エネ届出	259	224	238	154	166
	建築物省エネ適合判定（H29年度～）	4	6	2	7	9
	建築物省エネ認定（H29年度～）	1	5	8	6	68
	長期優良住宅認定	875	832	728	911	1017
	C A S B E E 届出	58	53	39	22	27
	低炭素建築物認定	17	20	20	74	118
現 場 検 査	中間検査	4	0	1	0	0
	建築物竣工検査（計画通知含む）	394	340	182	90	80
	昇降機竣工検査（計画通知含む）	30	32	18	16	10
特 殊 申 請	計画通知（工作物・昇降機除く）	77	45	47	51	45
	工作物等確認申請	224	162	102	70	69
	昇降機等確認申請	231	194	199	125	94

(2) 建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の1日間を公開による一斉パトロールの日と定め、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

令和4年度（2022年度）においては、建築物7件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

（令和4年度（2022年度））

違 反 事 項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	38
中間検査申請手続	法第7条の3	1
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	1
避難施設等内装制限	法第35条	1
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	2
構造耐力	法第20条又は第36条	4
敷地と道路の関係	法第43条	0
道路内建築制限	法第44条	1
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	1
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	0
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0

違反事項	違反該当法令	違反件数
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	4
その他		24
計		77

（４）ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和６３年（１９８８年）４月２０日より施行している。

令和４年度（２０２２年度）届出件数：０件

（５）中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和６３年（１９８８年）１０月１５日より施行している。

令和４年度（２０２２年度）届出件数：７２件

（６）建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は２９件となっている。

（７）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出・適判・認定

３００㎡以上の建築物を新築・増改築する場合、その建築物の建築主は、工事着手の２１日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない（届出）。又は、非住宅部分の床面積が３００㎡以上の特定建築物を新築・増改築する特定建築行為を行う場合、省エネ基準に適合させなければならない（適合義務）。さらに、誘導措置として性能向上計画認定制度が始まっている。（平成２９年（２０１７年）４月１日施行）

令和４年度（２０２２年度）届出件数：１６６件

令和４年度（２０２２年度）適判申請件数：９件

令和４年度（２０２２年度）認定申請件数：６８件

（８）「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等をもち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成２１年（２００９年）６月４日より施行している。

令和４年度（２０２２年度）認定申請件数：１０１７件

（９）「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくCASBEE届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成２２年（２０１０年）１０月施行）である。

令和４年度（２０２２年度）届出件数：２７件

（１０）「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成２４（２０１２年）年１２月４日より施行している。

令和４年度（２０２２年度）認定申請件数：１１８件

6 熊本駅周辺地域整備（市街地整備課・道路整備課）

県市は、平成17年（2005年）に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成23年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めてきた。また、平成19年（2007年）には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

平成30年度（2018年度）には新しい熊本駅駅舎が完成し、熊本駅白川口駅前広場についても令和2年度（2020年度）に完成した。

熊本駅新幹線口駅前広場は、駅周辺の開発や道路整備の進展に伴い渋滞が頻発するようになったため、渋滞解消、利便性・安全性の向上を目的として、広場の改善・改修を行う。

（1）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

（2）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅隣接の22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導した。

（3）駅前広場の整備

ア 駅前広場整備面積

白川口 約18,000㎡

新幹線口 約5,700㎡

イ 東西駅前広場の機能分担

白川口（東口）：中心部及び市域対応を中心とした公共交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、バスのサブターミナル機能を有した交通結節点の形成

各種イベントや有事の際の一時避難所としても対応できる空間の確保

新幹線口（西口）：西側開発及びアクセス需要増に応じた交通機能等の確保

不定期バス、団体バス等の発着機能の導入

（4）熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成13年（2001年）3月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度（2001年度）から区画整理事業に着手している。ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、平成27年度（2015年度）には換地処分を行った。令和2年度（2020年度）に完成した。

・地区面積：18.1ha

・総事業費：約270億円（関連事業費を含む）

・事業期間：平成13年度（2001年度）～令和2年度（2020年度）

・事業実施状況及び予定

平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得

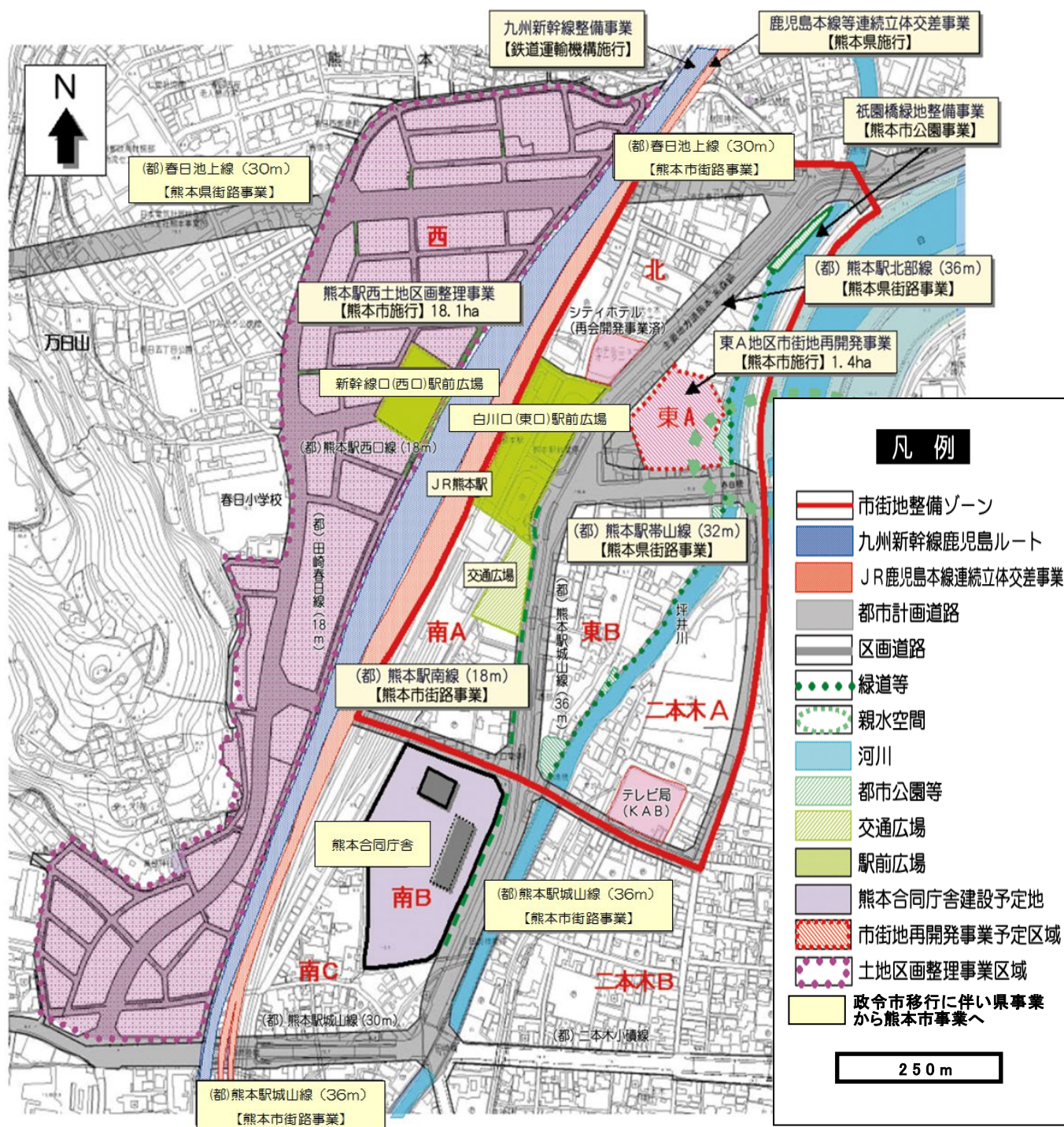
平成15年度～平成16年度 換地設計

平成17年度～平成26年度 地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（新幹線駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施

平成27年度 換地処分

平成28年度～令和2年度（2020年度） 道路・公園等の整備、清算金業務

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図



7 住宅政策（住宅政策課・空家対策課）

（１）熊本市住生活基本計画（平成２７年度（２０１５年度）～令和６年度（２０２４年度））

本市では、少子高齢社会・人口減少の急速な進展や空き家の増加による住環境の悪化など、住まいを取り巻く様々な課題に対し新たな住宅施策の展開を図るため、住生活基本計画を平成２７年３月に策定した。

なお、住生活基本計画の策定から５年目の中間年である令和元年度に、熊本地震の影響や社会情勢の変化等を踏まえた中間見直しを行った。

ア 基本理念

「共に支え合い 長く住み継ぎ 人が集う くまもとの住まい・まちづくり」

イ 基本方針

「安心な“くらし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ 市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ 検証指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合 ６３．１％（平成３０年度）→ 上昇（令和５年度）

住まいのホームページアクセス件数８，６４０件／年（平成３０年度）→増加（令和５年度）、他

（２）熊本市高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成２４年（２０１２年）３月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成２７年（２０１５年）３月に中間見直し、平成３０年（２０１８年）３月に平成２８年熊本地震での影響を考慮した計画期間２年延長の見直しを実施した。

令和元年度までの延長期間の終了に伴い改定を行い、住生活基本計画に掲載した。

（３）熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

今後、低額所得者、高齢者等の居住に課題を抱える人（以下「住宅確保要配慮者」という。）の増加が見込まれる中、平成２９年（２０１７年）１０月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成１９年法律第１１２号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）が一部改正施行され、空き家や民間賃貸住宅の空き室を活用した新たな住宅セーフティネット制度がスタートした。

本市においては、熊本市居住支援協議会の住み替え相談窓口等に住宅確保要配慮者から多数の相談が寄せられていることから、新たな住宅セーフティネット制度を推進し、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図ることを目的に、令和元年度に熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定し、住生活基本計画に掲載した。

（４）マンション適正管理支援事業

分譲マンションは持ち家として定着し、本市の約１割を占める重要な居住形態である一方、管理不全の状態となると周辺への影響が大きいことから、分譲マンションの管理の適正化を目指し令和４年（２０２２年）３月に、熊本市マンション管理適正化推進計画を策定した。

令和４年（２０２２年）４月からの計画運用に伴い、マンション管理計画の認定制度やマンション管理組合の連絡先等の登録制度を新設した。また、マンション管理基礎セミナー等の情報発信や各種補助事業などを通し、マンション管理組合の自主自立による管理適正化の実現に向けた支援を行っている。

（５）熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市と不動産団体、居住支援団体で構成する熊本市居住支援協議会において「あんしん住み替え相談窓口事業」を実施している。

（６）住宅・建築物耐震改修等事業

ア 建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「令和８年度までに耐震化率についておおむね解消」とする目標達成に向け、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。（過去３年の実績は下表のとおり）

	R2	R3	R4
耐震診断	272 戸	113 戸	144 戸
補強計画設計	12 戸	12 戸	7 戸
耐震改修工事	7 戸	2 戸	4 戸
耐震改修設計工事一括（建替含む）	125 戸	68 戸	72 戸

イ 特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付している。また、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の所有者へ耐震改修の補助金を交付している。

（７）ブロック塀等安全対策緊急支援事業

平成３０年（２０１８年）６月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受け、地震発生時ににおける人身事故の防止及び避難経路の確保を図るため、安全対策が必要なブロック塀などの撤去費用を補助している。なお、令和４年度からは特に危険なブロック塀を対象として撤去費用を補助している。

（過去３年の実績は下表のとおり）

	R2	R3	R4
ブロック塀等撤去支援事業	206 件	71 件	41 件

（８）熊本市空家等対策計画（２０１９年度（平成３１年度）～２０２３年度（令和５年度））

近年、人口減少、少子高齢化の進展や、既存住宅の増加、建物の老朽化等により、全国的に使用されない建築物が増加している。本市においても、新築住宅の供給量の増加、建物所有者である高齢者の死亡や施設への入所等の要因により、空き家となるケースが増加している。今後はさらに人口減少が見込まれることから、空き家化の予防、空き家の活用や老朽化した空家等への対策は喫緊の課題となっている。

特に、適正に維持管理されていない空家等については、そのままの状態では放置されると、倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐に亘る問題が発生し、地域住民の住環境に悪影響を及ぼすことから、その対策が必要となっている。

本市では、「安全・安心な魅力ある住環境の実現」を目指し、総合的かつ計画的に空家対策を推進するため、基

本方針や方向性を定めた「熊本市空家等対策計画」を平成31年（2019年）3月に策定した。

ア 基本理念

総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現

イ 基本方針

- （ア） 《予防》空家等問題の発生・管理不全の抑制
- （イ） 《適正管理》管理不全な空家等の維持管理、除却の強化
- （ウ） 《利活用》空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策の実施

ウ 基本方針ごとの取り組み

（ア） 予防

「市民への意識啓発の実施」、「効果的な働きかけと適正管理のための相談体制の充実」により、空家等問題の発生・管理不全の抑制を推進する。

（イ） 適正管理

「所有者等による適正管理を促す施策の実施」、「所有者等に対する行政からの働きかけ、相談体制や取り組みの強化」により、管理不全な空家等の維持管理、除却の強化を推進する。

（ウ） 利活用

「既存住宅等の質の向上等による市場流通の促進」、「地域の需要に合わせた空き家の有効活用の促進」、「良質な既存住宅の情報提供等による居住支援の促進」により、空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策を推進する。

エ 成果指標

空き家率（住宅・土地統計調査） 14.1%（2013年） → 12.9%未満（2023年）

8 市営住宅（市営住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図ることを方針としている。

(1) 住宅供給実績 (単位 戸)

年 度	区 分	公 営 住 宅		特定優良賃貸住宅	合 計
		新 規	建 替	借上げ	
平4～26		1,884	2,504	375	4,763
平27		0	0	▲34	▲34
平28		76 (災害公営)	0		76
平29		74 (災害公営)	0	▲24	50
平30		160 (災害公営)	0	▲74	86
令1		16 (災害公営)	6	▲164	▲142
令2		0	0	▲49	▲49
令3		0	0	▲30	▲30
令4		0	6	0	6
合計 (平4～令4)		2,210	2,516	0	4,726

(注) 公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

(2) 住宅管理状況

ア 目的別内訳 (単位 戸)

種別 年度	一 般	身 障	低家賃	シルバー	母 子	高 齢 ・ 障害者等 優 先	改 良	引 揚	特公賃 ・ 特優賃	その他	合 計
昭21～平27	9,198	212	171	538	120	2,050	685		375		13,349
平28	▲1								▲34		▲35
平29	98										98
平30									▲80		▲80
令1	161	▲75	▲23	▲261	▲120	289	▲72		▲18	72	▲47
令2	265	19				22			▲164		142
令3	▲11					11			▲49		▲49
令4	▲2	▲6	▲122			10			▲30		▲150
令5	1	▲15				12					▲2
合 計	9,709	135	26	277		2,394	613			72	13,226

(注) 管理状況は各年度4月1日現在

イ 構造別内訳 (単位 戸)

木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合 計
126	10,601	1,936	207	162	194	13,226

(3) 団地別管理戸数状況

(令和5年(2023年)4月1日現在)

No	団地名	所在地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	シブハロー	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,600～38,700
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	42				22					64	22,800～67,600
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～3,300
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	13,900～41,100
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	42				6					48	18,900～59,700
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43	24									24	7,600～14,900
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	15				6					21	17,900～35,100
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	46				15					61	18,200～33,500
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	97	2			22					121	18,100～31,200
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	40				10					50	19,000～29,700
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	72				18					90	19,100～40,100
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,700～44,400
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,200～63,200
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	24				7					31	27,000～53,100
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24				8					32	25,600～50,300
18	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	22,700～60,600
19	大江第二	中央区大江2丁目16	R1	15	2			2					19	19,300～62,600
20	南熊本第二	中央区南熊本2丁目3	R1	64	5			11					80	18,300～60,300
21	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	19,400～49,400
22	宇留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200
23	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,200～38,800
24	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	22,700～64,700
25	萩原	中央区萩原町9	S56～57	40				10					50	19,300～38,400
26	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2			14					60	26,400～54,600
27	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,100～57,200
28	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	17,400～57,900
29	高平	北区高平2丁目8	S39～41	151				23					174	9,600～15,100
30	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	887	31	2		208					1,128	11,100～65,700
31	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H28	898	23	2	143	214					1,280	11,100～62,300
32	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	13,500～22,300
33	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	19,600～37,700
34	上ノ窪	北区武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	94				25					119	20,100～41,600
35	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,300～40,500
36	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94				38					132	22,100～57,900
37	弓削第2	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	23,200～61,600
38	下硯川	北区下硯川1671	H10	45	2			6					53	23,100～61,200
39	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1			22					69	22,500～58,400
40	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	800～1,800
41	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	17,500～44,600
42	菱形	北区植木町上古閑43番地2	R4	6									6	23,700～60,100
43	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	12,700～41,700

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
44	荻迫	北区植木町荻迫50番地3	H元	6									6	14,300～32,200
45	鍬田	北区植木町鍬田・滴水	S36～H7	50									50	14,600～38,700
46	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	20,500～42,800
47	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	21,600～47,700
48	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,200～44,500
49	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	15,900～43,800
50	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51									14	14	2,000
51	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53									20	20	2,000
52	山本	北区植木町清水1066番地1	H28	12				6					18	15,700～51,800
53	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2			21					69	23,400～58,700
54	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
55	栄第一	東区栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
56	栄第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
57	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	317	2			100					419	17,700～64,500
58	東町	東区東町2丁目2	S49	143				67					210	12,300～21,400
59	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,900～29,100
60	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	239		1		60					300	15,000～28,400
61	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	19,100～23,900
62	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	9,200～39,800
63	新南部	東区新南部2丁目1	S58	40				10					50	20,400～41,400
64	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,600～40,400
65	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,500～41,100
66	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	229				59					288	21,200～37,200
67	佐土原	東区榎町1	S60	44				11					55	20,500～42,100
68	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	160				40					200	20,600～43,600
69	月出	東区月出6丁目4	S61～62	156				39					195	22,000～45,200
70	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,500～40,500
71	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,100～39,200
72	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	220				82					302	17,200～47,000
73	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40				10					50	26,600～54,700
74	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38				12					50	27,500～55,900
75	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	28,900～58,100
76	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	30,900～60,600
77	秋津第二	東区秋津3丁目17	R1	34	2								36	24,400～66,500
78	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	16,600～56,800
79	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	416		1		103					520	14,000～30,000
80	八幡	南区八幡9丁目3-6	S52～53	102				28					130	15,600～30,100
81	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	17,700～34,800
82	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	18,400～35,100
83	栗ノ内	南区日吉1丁目6	S55	160				40					200	18,600～32,300
84	野田	南区野田3丁目11	S57	120				30					150	19,600～38,900
85	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	19,800～38,800
86	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,200～39,400
87	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11					39	20,500～30,900
88	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18					90	21,500～41,700
89	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	89	2			25					116	17,800～43,400

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
90	銭塘	南区銭塘町957-1	H22	7				7					14	18,000～56,900
91	土河原	南区土河原町172	H5	24				12					36	26,300～51,600
92	合志	南区合志1丁目4	H7	81	2			6					89	19,800～57,400
93	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10					50	23,400～58,900
94	白藤	南区白藤3丁目4	H12～16・R1	366	14		46	59					485	18,700～63,000
95	鉾町	南区近見8丁目12	H13～15	189	6			15					210	23,400～60,800
96	廻江	南区富合町廻江761	H25	20				10					30	16,400～53,300
97	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17									17	11,400～22,700
98	本町	南区城南町隈庄287番地1	S58	2									2	13,000～25,500
99	塚原	南区城南町塚原1727番地5	S55	16									16	11,300～22,200
100	萱木公営	南区城南町下宮地947番1	S55	6									6	10,300～20,300
101	塚原Ⅱ	南区城南町塚原161の2	S45	1									1	3,500～6,900
102	下宮地	南区城南町下宮地198の2	H7	1									1	10,900～21,500
103	萱木小集落	南区城南町下宮地1114～1118	S54～60									38	38	5,000
104	塚原第二	南区城南町塚原186番地7・57番地3～6	H30	20									20	23,000～58,400
105	舞原第一	南区城南町舞原394	R1	15	2			2					19	17,900～58,700
106	舞原第二	南区城南町舞原247～249・251～252	R1	57	3								60	23,200～58,900
107	舞原第三	南区城南町舞原165	R1	14	2								16	25,000～59,300
108	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54							42			42	14,000
109	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9					43	16,300～57,000
110	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17					53	17,100～56,300
111	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16					60	17,300～57,900
112	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38				22					60	23,400～60,200
113	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	146				64					210	18,400～62,900
114	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6					20	18,700～58,400
115	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6					18	17,600～57,900
116	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	55									55	18,100～58,300
117	半田	西区城山半田2丁目2	H14	58				29					87	17,400～58,100
118	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22					66	17,300～36,100
119	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12					60	19,700～40,700
120	池上	西区池上町524	S63	131	3			36					170	18,600～42,900
121	上代	西区上代8丁目1・2	H元	120	5			25					150	21,600～42,800
122	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	96	5			19					120	22,600～41,900
123	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9					31	25,700～64,300
124	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4			21					234	26,100～63,600
125	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48				12					60	25,500～50,100
126	春日	西区春日4丁目19	H14～15	56				13					69	22,600～53,800
127	春日第二	西区春日6丁目4	H20	94									94	21,300～54,400
合 計				9,709	135	26	277	2,394		613		72	13,226	

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃 (単位 円)

区 分	収 入 基 準						
一 般	158,000 円以下						
裁 量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	(本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目～
5 (25.0～32.5%)	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6 (32.5～40.0%)	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7 (40.0～50.0%)	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8 (50.0%～)	259,001		1	1	1	1	1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況 (令和4年度 (2022年度))

種別	区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
一 般 住 宅		2,889,558,725	2,833,683,875	55,874,850	98.07%
改 良 住 宅		55,291,250	54,682,050	609,200	98.90%
特定優良賃貸住宅		0	0	0	0%
小集落改良住宅		2,913,500	2,907,500	6,000	99.79%
単 独		48,931,050	48,030,550	900,500	98.16%
現 年 度 計		2,996,694,525	2,939,303,975	57,390,550	98.08%
過 年 度		202,178,747	35,918,500	158,012,737	17.77%
合 計		3,198,873,272	2,975,222,475	215,403,287	93.01%

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

9 公共建築（建築保全課・営繕課・設備課）

本市では、高度成長期やバブル経済期等に集中的に整備された建築物の老朽化に伴い、維持や更新の際に多額の費用が集中的に必要となることから、適切な時期に適切な保全を実施することで既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、「熊本市公共施設等総合管理計画（平成28年度（2016年度）策定・令和3年度（2021年度）改定）」及び「熊本市公共建築物長寿命化指針」（平成29年度（2017年度）策定・平成30年度（2018年度）改定）を定め、建築物の施設保全の強化及び長寿命化の推進に取り組んでいる。

（１）施設保全の強化

ア 要綱の策定

令和2年度（2020年度）に「熊本市市有建築物保全要綱」を策定し、施設管理者の責務の明確化及び施設保全意識の向上を図るとともに、技術支援体制を整えることで建築物の適正な保全に取り組んでいる。

イ 日常点検の強化

建築物の適正な保全を図るためには、定期的を実施する法定点検に加え、施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況に応じて修繕等を行うなど、適切に維持管理していくことが重要となる。そこで、施設管理者向け点検マニュアルの整備、研修の実施、維持保全に関する情報提供を行うことで日常点検の強化を図っている。

ウ 法定点検業務の集約

施設ごとの法定点検を集約し、一括発注することにより業務の効率化を図るとともに、施設の状況を的確に把握し、施設管理者へ必要な助言を行っている。

（２）長寿命化工事の実施

ア 熊本市公共施設等総合管理計画・実施計画に基づく長寿命化の推進

建築物の維持管理コストと財政の中期見通しや翌年度予算との整合を図るため、令和3年度（2021年度）に「熊本市公共施設等総合管理計画・実施計画」が策定された。実施計画は以後5年間を対象期間とし、資産総量適正化のため各施設の既存サービス提供の必要性及び施設の複合化・転用による規模適正化に係る検討結果、並びに財政状況の変化等を踏まえて毎年度見直しが行われており、これに基づく建築物の長寿命化を進めていく。

イ 長寿命化工事の効率的実施

建築物を構成する部位や設備の耐用年数、特性等に応じた保全手法を設定し、防水改修、外壁改修、空調設備の更新等の機能回復を目的とした改修工事や、施設に求められる機能向上や法改正等の社会的要求に対応した改修工事を効率的かつ経済的に実施していく。

ウ 長寿命化設計仕様の導入

建築物の新築、改築及び大規模改修の際は、施設を長期間使用することを前提とし、インシヤルコストのみにとらわれず、ランニングコストも含めたライフサイクルコストを考慮し、部材・機器の耐久性や更新性に加え、可変性や維持管理のし易さ、省エネ性能など、将来の用途変更や維持管理コストの低減に配慮した設計に努めていく。

エ ZEB化改修の実施

今後多くの建築物が、長寿命化工事の時期を迎えることから、第4次環境総合計画に基づき、ZEB（ゼブ）※化を効果的・効率的に推進するため、ZEB化方針を策定し、計画的に取り組んでいく。

※ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（略称）で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいう。

都市建設

10 道路（土木総務課）

(1) 市域内道路 (令和5年（2023年）4月1日現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(%)	面積(%)
国 道	103,813	1,040,435	0	0	103,813	1,040,435	100.00	100.00
国の管理	66,924	677,547	0	0	66,924	677,547	100.00	100.00
市の管理	36,889	362,888	0	0	36,889	362,888	100.00	100.00
県 道	347,441	2,699,364	404	792	347,845	2,700,156	99.88	99.97
主要地方道	108,618	1,130,410	0	0	108,618	1,130,410	100.00	100.00
一般県道	238,823	1,568,954	404	792	239,227	1,569,746	99.83	99.95
市 道	3,213,104	13,856,687	217,253	356,930	3,430,357	14,213,617	93.67	97.49
道 路	3,189,291	13,720,658	217,253	356,930	3,406,544	14,077,588	93.62	97.46
橋 梁	23,814	136,029	0	0	23,814	136,029	100.00	100.00

(注) 令和4年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
国道（国の管理）については令和4年（2022年）4月1日現在の数値

(2) 市 道
ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道3号を縦軸に、国道57号を横軸として387号、266号、501号、208号並びに県道50路線が主要な幹線道路として走っている。

これらを補完して路線数12、825本、実延長3,430,357mの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100％舗装されている。また、市道についても延長率で93.67％、面積率で97.49％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(%)	面積(%)	累計(m)
平30	3,161,380	13,464,664	233,620	410,919	3,395,000	13,875,583	93.12	97.04	2,967,449
平31(令元)	3,175,488	13,560,328	230,031	396,914	3,405,519	13,957,242	93.25	97.16	3,023,912
令2	3,188,959	13,674,482	226,475	386,722	3,415,434	14,061,204	93.37	97.25	3,091,778
令3	3,200,421	13,761,438	222,087	370,824	3,422,508	14,132,262	93.51	97.38	3,166,000
令4	3,213,104	13,856,687	217,253	356,930	3,430,357	14,213,617	93.67	97.49	3,206,602

(注) 面積は車道面積

ウ 幅 員 別

種 別	幅 員	6.5m以上	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
		延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)
延 長 (m)		649,796	1,321,377	1,217,039	156,432	61,899	3,406,543
面 積 (㎡)		6,559,693	7,098,748	4,530,981	314,516	62,244	18,566,181

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分	平30			平31（令元）			令2			令3			令4		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認定	95	10,513.1	63,314.3	99	10,416.4	66,231.05	93	7,370.2	42,946.76	88	9,899.2	58,037.67	94	9,841.7	60,217.30
廃止	7	889.2	4,292.0	9	1,411.2	2,677.65	2	100.7	297.94	8	821.7	2,823.20	10	2,853.3	11,070.90

オ 市道認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ア) 認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第3条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、道路法第3条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- イ) 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ウ) 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。
- エ) 認定対象道路が袋路状道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。
 - ・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。
 - ・自動車の転回広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する5戸以上の家屋が存在すること。
- カ) 認定対象道路の一部分の形状が緊急の際の避難用道路又は歩行者のための連絡用道路（階段状の道路を含む。）の機能を有し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、当該部分を市道に認定することができる。
 - ・有効幅員2.0メートル以上のものであること。
 - ・接続しようとする道路の横断方向から接続しているものであること。
 - ・袋路状でないこと。

カ 道路管理状況

業務の内容	年度	平30	平31（令元）	令2	令3	令4
一般管理	道路境界立会	986	895	838	1,032	1,397
	道路境界承認	211	193	175	191	161
	市道の証明	27	88	47	32	36
	道路工事承認（24条）	464	497	477	532	521
	開発行為の同意	290	263	257	282	254
	市道の認定廃止	102	108	95	96	104
	計	2,080	2,044	1,889	2,165	2,473
占用関係	占用許可申請 （内占用料金が伴う申請）	6,945 (2,161)	6,423 (2,452)	5,333 (2,415)	5,456 (2,297)	6,339 (2,271)
	占用料金の徴収	2,147 (371,072,580円)	2,422 (393,548,867円)	2,403 (393,433,453円)	2,261 (387,241,280円)	2,239 (383,037,130円)
	道路掘削許可	3,568	3,652	2,962	3,040	3,134
	道路交通制限	4,270	4,338	3,660	3,505	3,677
	計	16,930	16,835	14,358	14,262	15,389

1 1 地籍調査（土木総務課）

（1）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、令和２年度を初年度とする第７次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木総務課）

ア 旧熊本市管内（実施中）

年度	実施面積 (kn ²)	町 名（実施当時）
平2	0.90	健軍町の一部
平3	0.87	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
平4	1.57	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
平5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
平6	3.28	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
平7	2.72	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
平8	2.55	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
平9	2.11	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
平10	1.65	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
平11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
平12	2.00	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
平13	1.76	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
平14	1.40	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
平15	1.34	健軍三丁目 東本町の一部
平16	1.89	鹿埴瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
平17	1.56	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
平18	1.00	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
平19	1.03	戸島町の一部 戸島六丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
平20	0.63	戸島町の一部 戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部
平21	0.23	戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部
平22	0.34	戸島一丁目の一部 戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
平23	0.45	戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島四丁目の全部 戸島五丁目の一部 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
平24	0.17	東区戸島本町の一部 東区戸島二丁目の一部 東区戸島三丁目の一部 東区戸島五丁目の一部
平25	0.48	東区戸島五丁目の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島町の一部
平26	0.13	東区戸島本町の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島七丁目の一部
平27	0.56	北区硯川町の一部 東区戸島町の一部 東区戸島六丁目の一部
平29	0.32	中央区水前寺六丁目の全部
平30	0.53	中央区上水前寺一丁目の全部・中央区水前寺五丁目の一部・中央区水前寺公園の一部
平31 (令元)	1.04	東区戸島町の一部
令2	0.95	北区大鳥居町の一部・北区改寄町の一部・北区明徳町の一部・北区梶尾町の一部
令3	0.56	西区池上町の一部・西区上高橋一丁目の一部・西区上高橋二丁目の一部・西区高橋町一丁目の一部・西區城山大塘一丁目の一部・西区上代八丁目・西区上代九丁目
令4	0.48	西区城山大塘一丁目の一部・西区上代七丁目の全部・西区上代十丁目の全部

イ 旧植木町管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (K ㎡)	町 名 (実施当時)
平 1～平 3	1. 21	植木町広住
平 2～平 5	1. 39	植木町植木・舞尾の一部
平 2～平 6	1. 73	植木町滴水の一部
平 3～平 4	0. 16	植木町清水の一部
平 4～平 6	0. 60	植木町平野
平 4～平 7	0. 77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
平 6～平 8	0. 43	植木町投刀塚
平 6～平 8	0. 83	植木町一木
平 6～平 9	0. 95	植木町鑑田の一部
平 8～平 10	0. 89	植木町鑑田の一部
平 8～平 10	0. 98	植木町岩野の一部
平 10～平 12	1. 48	植木町岩野・味取の一部
平 11～平 13	1. 00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
平 11～平 13	1. 26	植木町味取・内・山本の一部
平 12～平 14	1. 24	植木町鞍掛・富応の一部
平 13～平 15	1. 17	植木町大井の全部・亀甲の一部
平 13～平 15	1. 09	植木町富応の一部
平 14～平 16	1. 12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
平 15～平 17	0. 75	植木町豊田の一部
平 15～平 17	1. 32	植木町豊岡の一部
平 16～平 18	0. 70	植木町豊田の一部
平 17～平 19	1. 45	植木町舟島・伊知坊
平 17～平 19	0. 83	植木町平原の一部
平 18～平 20	1. 38	植木町色出・米塚の一部
平 18～平 20	1. 08	植木町鈴麦
平 19～平 21	1. 02	植木町正清・米塚の一部
平 19～平 21	1. 00	植木町豊岡の一部
平 20～平 22	1. 03	植木町正清の一部・宮原の全部
平 20～平 22	1. 22	植木町轟の一部
平 21～平 23	1. 22	植木町田底
平 21～平 23	1. 31	植木町轟の一部
平 22～平 24	0. 94	北区植木町正清の一部
平 22～平 24	0. 70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
平 23～平 24	0. 89	北区植木町色出の一部
平 23～平 24	0. 71	北区植木町木留の一部
平 23～平 24	0. 32	北区植木町大和
平 24～平 25	1. 25	北区植木町平井
平 24～平 26	1. 10	北区植木町辺田野
平 25～平 26	1. 33	北区植木町亀甲の一部
平 25～平 27	0. 35	北区植木町有泉の一部
平 25～平 27	0. 27	北区植木町木留の一部
平 27	1. 01	北区植木町有泉・小野・石川の一部
平 29	0. 70	北区植木町古閑の全部・有泉の一部
平 30	0. 81	北区植木町清水・上古閑・木留の一部
平 31 (令元)	1. 10	北区植木町清水・上古閑・木留の一部
令2	0. 80	北区植木町清水の一部
令3	0. 33	北区植木町小野・石川の一部
令4	0. 44	北区植木町清水の一部

都市建設

ウ 旧富合町管内（完了）

年度	実施面積 (K m ²)	町 名
昭 46	2. 38	富合町木原・平原の一部
昭 47	3. 45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
昭 51	0. 95	富合町国町・菰江・碓江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
昭 55	1. 20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
昭 63	1. 65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平元	0. 75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ 旧城南町管内（完了）

年度	実施面積 (K m ²)	町 名
昭 42	2. 70	城南町赤見・高
昭 43	5. 84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
昭 44	3. 77	城南町碓・今吉野・六田・島田
昭 45	4. 78	城南町出水・築地・舞原・宮地
昭 46	4. 41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
昭 47	2. 80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
昭 50	4. 69	城南町藤山・東阿高の一部
昭 51	1. 73	城南町鰐瀬の一部
昭 59	1. 79	城南町鰐瀬の一部
昭 60	1. 16	城南町塚原・東阿高の一部

（２）都市再生地籍調査事業（土木総務課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査（街区境界調査）し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。また、その後に地籍調査を行い地籍図及び地籍簿を作成している。

街区境界調査は、通常的地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度	実施面積 (km ²)	町 名
平24	0. 30	中央区水前寺六丁目
平25	4. 01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
平26	2. 50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部
平27	2. 36	中央区大江一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、白山三丁目の全部、大江二丁目の一部、東区渡鹿八丁目、新南部一丁目の全部
平29	0. 34	中央区新屋敷一丁目・二丁目の全部
平30	0. 89	中央区新屋敷三丁目・九品寺一丁目・本荘一丁目・三丁目・四丁目・南熊本一丁目・二丁目の全部 中央区神水本町・東区神水本町の全部
平31 (令元)	0. 57	中央区黒髪一丁目・黒髪三丁目・室園町の全部 中央区黒髪四丁目の一部・北区室園町の一部
令2	0. 33	中央区東子飼町・中央区西子飼町・中央区妙体寺町・中央区井川淵町・中央区北千反畑町の全部 中央区菜園町の一部・中央区子飼本町の一部・中央区南千反畑町の一部
令3	0. 45	中央区保田窪一丁目・中央区保田窪二丁目・中央区帯山二丁目・中央区帯山一丁目の一部・東区保田窪二丁目 ※後続地籍調査事業
令4	0. 21	後続地籍調査事業 中央区東子飼町の全部・中央区西子飼町の全部・中央区南千反畑町の一部・中央区草場町の一部 街区境界調査事業 中央区水道町の一部・中央区安政町の一部・中央区中央街の一部

1 2 公共用地取得（土木総務課 用地調整室）

（１）用地取得

熊本市は、市民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法２９条３項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和３７年（１９６２年）６月２９日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、「熊本市用地事務取扱要綱」等の用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

（２）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。
- ・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

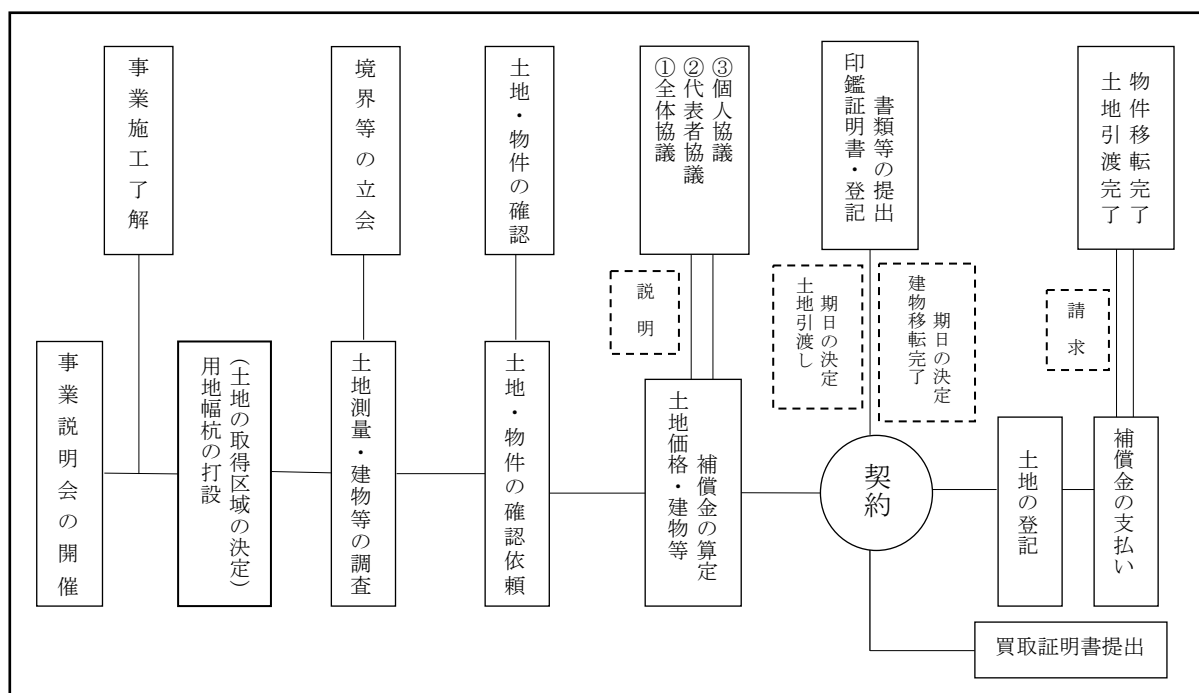
（３）契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

（４）用地補償の流れ



13 河川（河川課）

本市には、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川等国や県が管理し整備が進められている大きな河川がある。都市化に伴う雨水流出量の増加や近年の集中豪雨の局所化・激甚化による浸水被害を軽減するため、本市ではそれらの河川に流れ込む中小河川や排水路の整備等、流域全体による治水対策を実施している。

（1）広域河川改修事業

本市では、市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・保田窪放水路・万石川・兎谷川・麴川・鶯川の7河川を「都市基盤河川改修事業」として改修事業を進めてきたが、平成24年度（2012年度）の権限移譲に伴い、「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのうち、万石川・兎谷川については、既に整備が完了している状況である。また、この7河川のほかに「加勢川の一部（江津湖を含む）」についても権限移譲により管理を行っている。

（2）流域貯留浸透事業

「流域貯留浸透事業」とは、学校や公園などの公共施設等において雨水貯留施設等を整備することにより、雨水の河川への流出を抑制し、河道への負担軽減を目的とした事業であり、健軍川流域にて学校グラウンドによる雨水貯留事業を実施している。また、鶯川流域においては、既存調整池の掘削により貯留量を増加させる事業を実施している。

（3）準用河川改修事業

本市が管理する準用河川のうち、天明新川・谷尾崎川については、「準用河川改修事業」として、河道改修や排水機場等の整備が完了した。現在は、旧天明新川の河道拡幅等の整備を実施している。

（4）浸水解消対策事業

浸水被害が頻発している地域については、「下水道浸水対策事業（重点6地区）」により排水機場や排水路等の整備を行うことで、浸水被害の軽減を図っている。現在は、花園地区で排水機場整備等の事業を実施している。

（5）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する都市型水害が発生している状況である。このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備や適切な維持管理を行うとともに、雨水を地下に浸透させる雨水浸透柵の設置補助等により、雨水流出抑制対策を実施している。

雨水浸透柵設置補助実施状況 (令和5年（2023年）3月31日現在)

H30		H31 (R1)		R2		R3		R4	
件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
9	18	7	22	7	17	5	15	4	8

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止を目的として河川環境や地域づくり等に配慮した河川整備を行っている。また、これと併せて、内水対策や雨水流出抑制等を実施し、総合的な治水対策を進めている。

市域の主要河川状況

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	河川延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
白 川	白 川	1 級	480	74	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑 川	緑 川	1 級	1,100	76	大14	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1 級	254	13	大14	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
				7.6	昭37	市管理
	無 田 川	1 級	1.0	2.3	—	県管理
	木 部 川	1 級	20	4.9	平4	〃
	天明新川	1 級	6.5	12	昭54	〃
		準用	3.1	2.5	平元	市管理
	高 良 川	1 級	1.9	1.5	—	県管理
	内 田 川	1 級	6.5	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1 級	38	14	〃 48	〃
	木 山 川	1 級	100	17	〃 62	〃
	秋 津 川	1 級	32	6.2	〃 44	〃
	鶯 川	1 級	2.8	1.5	平7	市管理（広域河川改修事業）
	健 軍 川	1 級	15	7.0	昭47	〃 〃
	藻器堀川 （本川）	1 級	7.4	6.3	〃	〃 〃
	保 田 窪 放 水 路	1 級	0.7	1.3	〃	〃 〃
	浜 戸 川	1 級	122	59	〃 7	国土交通省管理（直轄区間 4.9km）
	潤 川	1 級	18	5.7	〃 60	県管理
	安 永 川	1 級	—	1.1	—	〃
		準用	—	1.0	—	市管理
	五 双 川	準用	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1 級	—	1.9	—	県管理
		準用	—	4.6	—	市管理
	谷 郷 川	1 級	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1 級	—	5.8	—	〃
	滑 川	1 級	—	2.2	—	〃
		準用	—	3.8	—	市管理
	旧天明 新 川	準用	10	7.5	平 24	〃 （準用河川改修事業）
	西 迫 川	準用	—	0.8	—	市管理
	赤 迫 川	準用	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	3.5	—	〃

都市建設

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	河川延 長(km)	改 修 着手年	摘 要
菊池川	合 志 川	1 級	205	22	昭28	国土交通省管理（直轄区間10.1km）
	木 葉 川	1 級	50	12	〃 21	県管理
	神の木川	1 級	23	2.0	〃 52	〃
	千 田 川	1 級	4	7.4	〃 49	〃
		準用	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1 級	3.2	5.2	昭47	県管理
	豊 田 川	1 級	14	7.1	〃 37	〃
	夏 目 川	1 級	4.5	2.0	〃 60	〃
	小 野 川	1 級	4	3.2	〃 48	〃
		準用	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1 級	—	2.2	—	県管理
		準用	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1 級	20	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	0.3	—	〃
	小 園 川	準用	—	1.2	—	〃
	北 井 川	準用	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2 級	85	23	〃 33	県管理
	井 芹 川	2 級	57	15	〃 39	〃
	堀 川	2 級	43	11	〃 53	〃
	西 浦 川	2 級	5.0	2.1	—	〃
	西 谷 川	2 級	13	3.6	—	〃
	立福寺川	2 級	5.3	1.7	—	〃
	万 石 川	2 級	1.9	1.2	昭 47	市管理
	兎 谷 川	2 級	1.7	0.8	〃 47	〃
	麴 川	2 級	3.1	1.7	〃 51	〃（広域河川改修事業）
	谷尾崎川	準用	2.3	1.3	〃 54	市管理
	前 川	準用	—	0.8	—	〃
	鐙 田 川	準用	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2 級	—	3.0	—	県管理
単 独	河 内 川	2 級	20	6.6	—	〃
	千間江湖	2 級	2.2	4.7	昭 40	〃
	除 川	2 級	6.0	3.3	〃 42	〃

※記載数値は、河川整備計画(工事实施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用。

※流域面積及び河川延長が10以上の場合は、四捨五入した数字を記載。

1 4 緑化推進・森林整備（みどり政策課・みどり公園課・花とみどり協働課）

（１）概要

本市における自然環境の保全や緑の創出については、昭和47年（1972年）10月、市議会において「森の都都市宣言」が決議され、市民の関心と理解を得て、着実にその効果をあげてきた。

さらに、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年（1989年）3月28日制定）」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（令和3年（2021年）3月改定）」等の各種計画に基づき、市民協働で豊かな自然環境の保全や都市緑化の推進に取り組んでいるところである。

また、国において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるとともに、市町村が主体となって森林整備を行う「森林経営管理制度」の運用が開始されたことを受け、本市では森林が持つ多面的機能（山地災害防止、保健文化・生物多様性功能等）を発揮する健全な森づくりの推進に取り組んでいる。（令和4年度（2022年度）森林環境譲与税配分額116,412千円）

なお、令和5年度より、身近な緑である公園、街路樹、森林、学校樹木など、市内複数にまたがっている緑業務を統合集約した森の都推進部を創設した。計画的な樹木の剪定・重点路線等における除草回数等の拡充を行うとともに、市民、企業、関係団体等の力を結集し、安全で快適な花と緑のまちづくりを推進していく。

ア 緑被面積

（単位 ha）

区分 年度	自然林・ 人工林	竹 林	果樹園	野草地	水 田	畑	裸 地	水 域
平24	5857.87	1828.15	2223.62	2564.79	6171.16	4639.95	934.52	1154.47
平30	5973.57	1993.80	1993.21	2850.51	5577.64	4466.43	1357.70	1118.61

平成 30 年度緑被率調査

イ 林野面積

（単位 ha）

区分 年度	総 面 積	国 有 林	民 有 林					
				用材林	薪炭林	竹 林	特殊林	要造林地
平28	6,257	1,643	4,614	1,114	2,554	876	1	70
平29	6,250	1,643	4,607	1,114	2,549	875	1	69
平30	6,247	1,643	4,604	1,114	2,546	874	1	69
令1	6,245	1,642	4,603	1,113	2,546	874	1	69
令2	6,248	1,642	4,606	1,114	2,544	874	1	73

（出典）熊本県林業統計要覧

ウ 民有林の樹種別面積と蓄積

（単位 ha, m³）

区分 年度	用 材 林		薪 炭 林		竹 林		特 殊 林		要造林地
	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積
平28	1,114	499,435	2,554	394,390	876	916,850	1	—	70
平29	1,114	502,911	2,549	394,132	875	916,106	1	—	69
平30	1,114	506,317	2,546	394,230	874	915,718	1	—	69
令1	1,113	510,989	2,546	395,084	874	915,294	1	—	69
令2	1,114	481,066	2,544	372,371	874	915,900	1	—	73

（出典）熊本県林業統計要覧

(2) 事業実施状況

(令和4年度(2022年度)実績)

事業概要		備考	
立 田 山 憩 の 森 管 理	立田山憩の森の管理(清掃、下草刈り、施設整備等)		
自 然 環 境 保 全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用	環境保護地区数 開発行為協議数	14箇所 72件
保 存 樹 木 等 保 全	保存樹木の指定及び管理	保存樹木指定本数	574本
香 り の 森 管 理	香りの森の管理(除草、清掃、樹木の維持管理)	使用申請	14団体 (3,384人)
森 林 学 習 館 管 理	森林学習館の管理(指定管理者)	森林学習館利用者数	2,597人
ふ れ あ い の 森 林 管 理	ふれあいの森林の管理(下草刈り)		
市 電 緑 の じ ゅ う た ん 事 業	市電軌道敷への芝の植栽、サポーター制度による寄附を用いた芝の維持管理	既緑化区間 管理寄付金額	約989m 8,024,982円
公 共 地 緑 化	自治会等への花苗配布	花苗配布(自治会等)	1,560団体
民 有 地 緑 化	民有地の緑化推進のための補助、記念樹配布	つながりの森づくり補助 記念樹配布本数	34件 559本
緑 化 啓 発	緑のマイスター(緑化リーダー)養成講座の実施	緑のマイスター認定者	64人
森 林 経 営 管 理 推 進 事 業	森林経営管理権集積計画に基づく間伐等の森林の整備や管理	間伐	約3ha
公 有 林 管 理 事 業	雁回山遊歩道の現況調査、金峰山周辺地区の公有林、分収林等の間伐等による管理		
森 づ く り 推 進 事 業	放置竹林対策、森林環境教育や木材利用の普及啓発	放置竹林対策	23団体(38ha)

15 公園緑地（みどり政策課・みどり公園課・花とみどり協働課）

公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。

本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核とし、良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進めてきた。また、中心市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺の市街地では日常的な余暇活動や地域づくりの拠点として、公園の整備を推進している。

その結果、本市の都市公園は、令和5年（2023年）4月1日現在で1,113カ所、717.20ha、一人当たりの都市公園面積も9.74㎡となるなど、標準としている10㎡に近づいている。このほか、民有地等を借地した「まちの広場」についても68カ所、5.57haを供用するなど、本市の公園状況は一定の整備状況に達していると考えられる。

そのような状況を受けて、本市では今後の公園施策を、新設から既存公園の有効活用へ転換していくこととしており、令和3年3月に改訂した熊本市緑の基本計画の中でも、以下の3つの施策方針を掲げている。

1 適正な維持管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や市民、学校、事業者と行政との協働により大切に維持・管理する。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園（住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園）の一人当たり公園面積が1㎡未満の校区を対象に、財政計画と整合を図りながら、市民参画による街区公園の整備に取り組む。

都市建設

都市公園等の整備状況

(令5.4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定 していないが 供用しているもの		供用しているもの (①+②)			備考
	計画決定		①供用								
	箇所数	面積 (h a)	箇所数	面積 (㎡)	供用率 (%)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	1人当りの面積 (㎡/人)	
街 区 公 園	177	42.29	177	431,280	102	814	580,087	991	1,011,367	1.37	
近 隣 公 園	25	38.80	25	388,066	100	2	31,860	27	419,926	0.57	
地 区 公 園	8	39.50	8	390,156	99	—	—	8	390,156	0.53	
総 合 公 園	3	81.60	3	802,166	98	2	229,664	5	1,031,830	1.40	
運 動 公 園	2	112.00	2	1,120,219	100	1	33,008	3	1,153,227	1.57	※1
特殊公園（風致）	3	15.50	3	171,612	111	4	249,813	7	421,425	0.57	※2
特殊公園（歴史）	6	8.90	6	75,699	85	10	227,680	16	303,379	0.41	
広 域 公 園	1	126.90	1	1,255,706	99	—	—	1	1,255,706	1.71	※3
緑 地	14	214.84	14	563,537	26	38	269,550	52	833,087	1.13	
墓 園	3	35.30	3	351,906	100	—	—	3	351,906	0.48	
都市公園合計	242	715.63	242	5,550,347	78	871	1,621,662	1,113	7,172,009	9.74	
ま ち の 広 場	—	—	—	—	—	68	54,622	68	55,756	0.08	
そ の 他	—	—	—	—	—	6	13,579	6	13,579	0.02	
合 計	242	715.63	242	5,550,347	78	945	1,689,863	1,187	7,241,344	9.84	

(※1) 熊本県立総合運動公園含む。

(※2) 熊本県管理の本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む。

(※3) 総合体育館、江津湖湖面含む。

(注1) 人口(推計人口)は、令和5年(2023年)4月1日現在の人口 736,245人。

(注2) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。

※公園一人当りの面積は、推計人口令和5年（2023年）4月1日を基準にして算出。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度	H30			H31 (R元)			R2			R3			R4		
区分	公園数	面積	一人当面積	公園数	面積	一人当面積	公園数	面積	一人当面積	公園数	面積	一人当面積	公園数	面積	一人当面積
種別		(ha)	(㎡)		(ha)	(㎡)		(ha)	(㎡)		(ha)	(㎡)		(ha)	(㎡)
利用中の街区公園	912	98.43	1.33	932	98.92	1.34	944	99.78	1.35	972	100.70	1.37	991	101.13	1.37
利用中の全公園	1,035	706.36	9.57	1,056	714.70	9.69	1,066	714.83	9.69	1,094	716.78	9.73	1,113	717.20	9.74

16 土木センター（各区役所）

地域に密着した土木行政を実現するため、中央区土木センター、東区土木センター、西区土木センター（河内分室含む）、南区土木センター（城南地域整備室含む）、北区土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理や維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の定期点検を実施するなど、計画的かつ適切な維持管理に取り組んでいる。

私道については昭和52年度（1977年度）から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

また、平成29年度（2017年度）から私道復旧補助金制度を設け、平成28年熊本地震で被災した私道の復旧工事を対象に補助金を交付し、震災からの復旧支援を行っている。（熊本市私道復旧補助金交付要綱）

名称	所在地	連絡先
中央区土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2936
東区土木センター	熊本市東区佐土原3丁目1-65	096-367-4360
西区土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2937
河内分室	熊本市西区河内町船津2069-5（河内まちづくりセンター内）	096-276-1115
南区土木センター	熊本市南区富合町清藤405-3（南区役所内）	096-357-4801
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地1050（城南まちづくりセンター内）	0964-28-2133
北区土木センター	熊本市北区鹿子木町66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野238-1（北区役所内）	096-272-1115

（1）業務内容

- ・道路・河川・水路・公園の財産管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・災害復旧事業
- ・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
- ・道路・河川・水路・公園の維持管理
- ・私道の整備補助
- ・公園の除草・清掃業務

（2）私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防護柵（m）	補助額（千円）
H30	10	372.0	2,830.8	11.0	15,931
H31（R1）	21	57.2	2,947.5	0.0	20,614
R2	12	109.4	2,348.2	0.0	14,337
R3	16	834.7	1,895.72	0.0	16,924
R4	12	34.0	2,255.59	0.0	12,753

17 宅地復旧支援（都市安全課）

熊本地震では、人家に隣接する自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊などが発生した。また、民間宅地においても、液状化や大規模な地すべり、擁壁の崩壊などが発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの被害が発生している。これらの宅地を復旧し二次災害を防ぐことで、被災者の早急な生活再建を支援していく。

(1) 公共事業による復旧

① 宅地耐震化推進事業

ア 宅地液状化防止事業

液状化による宅地被害を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を図る。

熊本地震で液状化被害があったと推定される区域のうち、3,000㎡以上の一団の区域かつ区域内の家屋が10戸以上の区域について、80%以上の事業同意が得られた区域から調査や設計等を実施し、再液状化の可能性がある区域で事業を行っている。

事業は2つの区域で実施し、秋津町秋田地区では令和2年度に完了した。近見地区では熊本地震発災翌年の平成29年度（2017年度）に有識者による技術検討委員会を設立し、実証実験実施を経て、約35haの区域を8つの地区に分割して、地下水位低下工法による対策工事を実施中であり、令和4年度（2022年度）に本体工事が完了した。各々の地区で本体工事完了後、順次、地下水位を低下させ、1年間の季節変動確認を行った上で事業完了となる。事業完了は、令和7年度（2025年度）中を目指している。

(2) 熊本地震復興基金による復旧

① 宅地復旧支援事業

熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者などに対し、対象工事費（既に復旧した工事及びこれに関する調査費・設計費を含む）の一部を補助するため、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、被災者の早急な生活再建の支援を行った。（令和4年（2022年）3月31日をもって申請受付を終了し、令和4年（2022）年8月19日に交付完了。）

◆補助対象工事及び支給額

- 1. のり面の復旧工事
- 2. 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、排水施設設置工事を含む）
- 3. 地盤の復旧工事
- 4. 住宅建屋などの直下における地盤改良工事（液状化したと見られる区域に限る）
- 5. 住宅基礎の傾斜修復工事（基礎の沈下や傾斜を修復する工事）
- 6. 支給金額（補助額）は、対象工事費より50万円を控除した額に3分の2を乗じた額。
（対象工事費が1,000万円を超える場合は63万3千円を限度として支給。）

事業進捗率 (令和5年（2023年）4月1日現在)

交付対象件数 (A)	完了件数 (B)	事業進捗率 (B/A)
2,639 件	2,639 件	100%

消 防

1	概 況	349
2	火 災 統 計	354
3	救 急 ・ 救 助 統 計	355
4	消 防 広 報	356
5	予 防	356
6	緊 急 通 信 状 況	359
7	消 防 水 利 状 況	359
8	消 防 団	359

1 概況

本市の自治体消防は、昭和23年（1948年）3月の消防組織法施行に伴い、同年4月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

消防局では、近年の多様化・激甚化・頻発化する各種災害に対応するため、各種装備、資機材等の整備や、多様化する市民のニーズに応えることのできる高度な知識・技術・行政スキルを持つ精強な消防職員の育成など、ハード・ソフト両面にわたる消防力の強化を図っている。

また、「自分の身は、自分で守る」を防災の基本コンセプトとし、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援や市民への応急手当等の普及啓発など、市民・地域（企業）・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。あわせて、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設、車両、装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

消防局は平成26年（2014年）4月に上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っているほか、平成28年（2016年）4月1日の熊本市北消防署の運用開始をもって本市域の1区1消防署体制を確立し、各区において消防署・区役所・地域（消防団）の連携を強化しているところである。

加えて、令和2年度（2020年度）から管内の119番通報を一括処理する新たな「指令管制システム」の運用を開始し、市民ニーズへの迅速な対応、そして、大規模災害時への対応も想定した消防機能の充実を図ったところである。

今後も市民の「安全・安心な暮らしの確保」に向け、本市の消防・防災体制の充実強化に努めていきます。

（1）令和5年度（2023年度） 熊本市消防局主要事業

ア 火災予防対策の推進

（ア） 市民への広報・啓発

- ① 人為的ミスによる火災を防ぐための広報啓発活動を推進する。
 - ・SNSやQRコード等を活用した積極的な広報啓発の実施
 - ・関係団体と連携した火災予防の推進
- ② 住宅防火対策を推進する。
 - ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発
- ③ 市民への防火・防災啓発を推進する。
 - ・自主防災クラブ、幼少年消防クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援
 - ・関係部局と連携した防火防災教育の実施
- ④ 防火対象物の防火安全対策を推進する。
 - ・違反対象物に対する是正措置の実施
 - ・防火対象物の計画的な実態把握の推進
- ⑤ 市民の安全を確保するための予防体制の充実強化を図る。
 - ・予防技術資格者の育成及び知識・技術の伝達
 - ・液化石油ガス法に係る事務の適切な執行
 - ・保安3法、危険物規制、違反処理、火災調査等の専門的な知識を有する職員の拡充
- ⑥ 災害の教訓を風化させない取組を推進する。
 - ・災害活動写真等の記録及び保存の徹底
 - ・災害の教訓等の活用と後世への伝承

イ 消防体制の充実強化

(ア) 消防機能の充実

- ① 消防力強化のため、消防施設の適切な管理や各種消防車両・資機材等の計画的な更新を進める。
 - ・市公共施設等総合管理計画に基づく署所整備方針等の検討（西消防署・小島出張所・河内出張所・消防局庁舎）
- ② 1区1消防署体制の円滑な運用を推進する。
 - ・グループ業務制の推進による効率的な事務処理体制の構築
 - ・消防団、防火協力団体、関係部局等との更なる連携強化
 - ・任務に必要な有資格者の積極的な活用
- ③ 指令管制業務の充実強化を図る。
 - ・消防指令管制システムの円滑な運用
 - ・消防指令管制システムの間接更新に向けた検討
 - ・119番通報時の口頭指導の推進
 - ・Live119の導入及び効率的な運用
- ④ 消防水利の充実強化を図る。
 - ・消防水利の計画的な配置
 - ・無蓋防火水槽の環境整備
 - ・契約防火水槽のあり方の検討
- ⑤ 業務のDX化を推進する。
 - ・火災予防分野における各種手続きの電子申請及びキャッシュレス決済の導入
 - ・ペーパーレス及びWeb会議等の積極的推進
 - ・SPD（救急資器材管理供給システム）の導入
 - ・リモート講習（応急手当講習や防火啓発活動等）の推進

(イ) 救急救助体制の充実

- ① 救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上や資機材の整備等を推進する。
 - ・各種研修による職員の育成や女性活躍推進
 - ・警防体制の強化に繋がる方策の検討
 - ・警防活動上必要な資格、免許等の計画的な取得
 - ・日勤救急隊の運用等による救急隊員の負担軽減及び適正な労務管理の推進
- ② 医療機関との連携による救急業務の質の向上を図る。
 - ・指導救命士、救急救命士及び救急有資格者への教育体制の強化
 - ・救急ワークステーション等による医療機関との連携強化
 - ・医療機関と連携した救急活動検証の推進
- ③ 災害対応体制を強化する。
 - ・特殊災害（テロ災害等）への対応体制の強化
 - ・大規模災害等での情報収集体制の強化
 - ・ドローンを活用した災害対応体制の整備
- ④ 大規模集客イベント等に備えた消防体制の強化を進める。
 - ・世界マスターズ水泳選手権大会及び国際バドミントン大会開催に向けた消防体制の強化
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等への対応体制を強化する。

- ・保健所等との連携による搬送体制の強化
- ・救急隊員の感染予防対策の徹底
- ・感染防止資器材の計画的な備蓄

(ウ) 広域的な災害対応体制の強化

- ① 大規模災害等の発生時における応援体制を強化する。
 - ・緊急消防援助隊訓練等を通じた広域応援体制の充実及び連携強化
 - ・国、県、関係機関等と連携した災害対応体制の充実強化
 - ・G7広島サミット消防特別警戒体制の強化
- ② 消防広域化や連携・協力（指令センターの共同運用等）に係る検討を行う。

ウ 地域の災害対応力の強化

(ア) 消防団の体制強化

- ① 消防団への入団促進を図る。
 - ・新規団員の確保等に向けた積極的な取組の推進
 - ・消防団の組織環境づくりの促進
 - ・消防団の活性化に向けた検討
- ② 消防団活動の充実強化を推進する。
 - ・消防署との連携強化による災害対応能力の向上
 - ・訓練体制の充実と資機材活用力の向上
 - ・女性団員のスキル向上と活動環境の充実強化
 - ・災害対応団員の導入と防災サポーターの育成指導
 - ・消防団機械倉庫の計画的な整備及び改修
 - ・消防団業務のDX化の推進

(イ) 市民の救護能力の向上

- ① 応急手当等の普及啓発を推進する。
 - ・各種救急講習におけるWeb講習の積極的な活用
- ② 高齢者福祉施設及び在宅医療・介護関係者との連携を強化する。
 - ・高齢者福祉施設等の緊急時の対応力の向上

(2) 消防職員・消防車両等配置状況 (令和5年 (2 0 2 3 年) 4 月 1 日現在)

区 分 局 署 別		人 員										車 両																						
		消 防 司	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 長	消 防 司 令	消 防 補 令	消 防 長	消 防 副 長	消 防 士	計	ボ ン ブ	タ ン ク	梯 子 車	救 助 工 作 車	特 別 高 度 工 作 車	特 殊 災 害 対 応 車	大 型 除 染 シ ス テ ム 搭 載 車	化 学 車	水 槽 車	支 援 車	災 害 対 応 多 目 的 車	緊 急 資 機 材 搬 送 車	火 災 調 査 車	司 令 車	指 揮 車	軽 消 防 車	高 規 格 救 急 車	広 報 査 察 車	連 絡 車	燃 料 補 給 車	後 方 支 援 車	計	
		1	3	13	26 (3)	105 (5)	217 (10)	308 (10)	58 (2)	67 (3)	798 (33)	15	11	5	6	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	7	5	19	31	12	15	1	1	139
局 長 等		1									1																							
消 防 局	総務部		1							1																								
	総務課			1	2	6	7 (1)		13	33 (1)																					2			2
	管理課			1	1	3	4 (1)	1		10 (1)																					2			2
	予防部		1							1																								
	予防課			1	1 (1)	2	2	1		7 (1)														1						1				2
	指導課			1	1	3	2	3		10																				2				2
	警防部		1	1						2																								
	警防課				2	3	6	4		15												1	1			1								3
	情報司令課			1	1	7	12 (1)	5 (1)	1 (1)	27 (3)																				1				1
	救急課			1	1	1	3 (1)	2		8 (1)																					1			1
計		3	7	9 (1)	25	36 (3)	20 (2)	1 (1)	13	114 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	4	5	0	0	13	
中 央 消 防 署	本 署			1	3	12 (1)	23 (2)	36 (2)	7 (1)	8	90 (6)	1		1	1	1			1						1	1	1	3	2	1				14
	南熊本庁舎						③	⑥		⑨																	1	1						2
	出水出張所					1	8	7	1	2	19	1															1	1						3
	計			1	3	13 (1)	31 (2)	43 (2)	8 (1)	10	109 (6)	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	5	2	1	0	0	19
東 消 防 署	本 署			1	3	12 (1)	20 (2)	24 (1)	3	7	70 (4)	1	1	1	1		1	1							1	1	1	2	1	1				13
	託麻出張所					1	8	8		2	19		1														1	1						3
	小山 "					1	4	8	4	2	19		1														1		1					3
	計			1	3	14 (1)	32 (2)	40 (1)	7	11	108 (4)	1	3	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1	2	0	0	19
西 消 防 署	本 署			1	3	12 (1)	23 (2)	28 (2)	3	5 (2)	75 (7)	1	1	1	1									1		1	1	1	2	1	2			13
	池田庁舎						③	⑤	①	⑨																	1	1						2
	田崎出張所					1	4	9	2	3	19	1								1							1	1						4
	小島 "					1	4	9	4	1	19	1															1	1						3
	島崎 "						7	8	4		19	1															1	1						3
	河内 "					1	4	10	1	3	19	1															1	1						3
	計			1	3	15 (1)	42 (2)	64 (2)	14	12 (2)	151 (7)	5	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	6	7	1	2	0	0	28
南 消 防 署	本 署			1	3 (1)	12	16	25 (2)	7	3	67 (3)	1	1	1	1									1		1	1		2	2	1		1	13
	川尻出張所					1	6	8	1	3	19	1															1	1						3
	飽田天明 "					1	4	10	2	2	19		1														1	1						3
	富合 "					1	4	10	1	3	19		1														1	1						3
	城南 "					1 (1)	4 (1)	10	4		19 (2)	1															1	1						3
	計			1	3 (1)	16 (1)	34 (1)	63 (2)	15	11	143 (5)	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	1	0	1	25
北 消 防 署	本 署			1	3 (1)	12 (1)	16	24 (1)	3	6 (1)	65 (4)		1	1	1									1		1	1	1	2	2	1			12
	清水出張所					1	4	9	3	2	19	1															1	1						3
	楠 "					1	6	7	3	2	19		1														1	1						3
	植木 "					1	4	11	3		19	1	1														1	2						5
	計			1	3 (1)	15 (1)	30	51 (1)	12	10 (1)	122 (4)	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	1	0	0	23
益 城 西 原 消 防 署	本 署			1	2	6	10	20			39	1	1		1										1			2		2	1			9
	西原出張所					1	2	7	1		11	1																1		1				3
	計			1	2	7	12	27	1		50	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	3	1	0		12

(注) 定員870人、実員798人(うち18人は関係部局等へ出向、13人は消防学校初任科入校)
() は女性消防吏員を再掲しているもの
○印は、南熊本及び池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

(3) 各種協定等の状況

協定等の種別	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県消防相互応援協定	熊本県下全市町村、消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合、事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定に基づく覚書	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
嘉島ジャンクションにおける消防相互応援に関する申合せ事項	上益城消防組合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する覚書	西部ガス株式会社熊本支社	都市ガスに関する火災・爆発・漏えい及びCO中毒事故等の防止及び鎮圧	平成26年11月1日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場（消防ヘリの要請）	昭和61年5月30日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成3年1月16日
	熊本市医師会熊本地域医療センター	救急	平成6年10月20日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合消防本部	火災	平成27年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成8年4月1日
	熊本医療センター	救急	平成10年2月12日
	済生会熊本病院	救急	平成11年3月30日
	熊本大学病院	救急	平成13年3月30日
	熊本機能病院	救急	令和元年6月1日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年3月24日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成25年3月27日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
俵山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成26年2月18日
俵山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成26年3月24日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本国際空港株式会社	通信装置の設置、維持管理	令和元年12月13日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成26年4月1日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本国際空港株式会社	災害	令和元年12月13日
熊本県防災行政連絡所（防災関係機関）の管理運営に関する協定書	熊本県	防災行政無線	昭和54年2月10日
熊本県防災情報ネットワークシステム防災端末装置の管理運営に関する協定書	熊本県	防災情報ネットワーク	平成21年2月3日
映像情報の交換及び配信に関する協定書	熊本県	映像情報の交換・配信	平成29年3月22日
映像情報の交換及び配信に関する協定書に基づく覚書	熊本県警察本部	映像情報の取扱い	平成29年3月27日
消火栓の設置及び消防水利等の維持管理に関する協定書	熊本市上下水道事業管理者	消火栓及び消防水利等の維持管理	令和3年4月1日
感染症患者等の移送に関する協定書	熊本県	救急	平成30年3月27日
熊本市電軌道上等における消防活動等に関する申合せ	熊本市交通局	熊本市電軌道上等での災害対応	平成29年4月1日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	熊本海上保安部	海上における災害対応	平成30年3月1日
災害時における支援活動に関する協定書	熊本地区生コンクリート協同組合	災害支援	平成30年9月21日
熊本市災害緊急放送に関する協定書	株式会社 熊本シティエフエム	災害時の情報提供	平成8年4月1日
AED設置登録情報（財団全国AEDマップ）の活用に関する協定	一般財団法人日本救急医療財団	AEDマップデータの情報提供	令和元年3月29日
熊本市と株式会社フジバンビとの消防広報の連携・協力に関する協定	株式会社フジバンビ	消防広報の連携・協力	令和4年12月23日

2 火災統計

(1) 火災発生状況

区分 年・月		火災 件数	火 災 種 別						焼 損 棟 数	り災状況		死 者	負 傷 者	焼損面積		損害額 (千円)
			建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		世 帯	人 員			建 物 床 面 積	林 野	
R4	1	16	8	2	1			5	8	13	24		6	83	3	12,093
	2	24	14			1		9	25	21	49	3	2	314		18,285
	3	21	10	4	3			4	18	18	43	1	7	600	890	52,960
	4	15	8	1	1			5	12	7	12	1	1	702	10	8,434
	5	23	12		3			8	20	11	19	1	9	608		53,763
	6	19	11		4			4	15	7	17		4	369		8,435
	7	13	7		3			3	7	3	13					290
	8	14	9		1			4	12	8	11	2	1	160		2,177
	9	13	7					6	7	8	21		1	90		12,189
	10	17	13		1			3	21	11	27		2	503		17,076
	11	22	15	1	1			5	17	10	20	1	4	448		35,302
	12	16	8		2			6	9	5	10		2			522
R4計		213	122	8	20	1	0	62	171	122	266	9	39	3,877	903	221,526
R3計		169	113	6	12	1	0	37	177	120	264	15	29	6,562	1,529	251,553
R2計		171	98	12	12	1	0	48	120	110	211	6	20	2,745	133	145,011
H31 (R1) 計		185	115	5	20	0	0	45	183	99	245	4	43	5,115	418	415,605
H30 計		202	126	7	20	0	0	49	181	129	285	5	33	3,829	226	222,843

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 原因別被害件数

原 因	年	H30	R 元	R2	R3	R4
たばこ		12	12	14	13	23
たき火		35	28	29	27	33
火遊び		3	2	1	2	6
こんろ（天ぷら油含む）		26	23	16	18	21
放火（疑い含む）		23	21	21	9	31
風呂かまど		1	2	1	1	0
ストーブ		7	5	7	8	6
マッチ・ライター		2	5	3	2	4
煙突・煙道		0	0	1	0	0
電灯・電話等の配線		16	11	11	15	11
電気機器		7	7	14	6	11
不明		10	26	18	13	8
その他		60	43	35	55	59
合計		202	185	171	169	213

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

消防

4 消防広報

(1) 報道関係機関等を通じた広報の実績

(令和4年度(2022年度))

媒 体	テレビ	ラジオ	新 聞	S N S	機関誌	合計
回 数	60	33	40	255	15	423

(2) 幼少年消防クラブの活動状況回数

(令和4年度(2022年度))

	クラブ数	クラブ員数	行事実施回数
幼 年	217	6,421	421
少 年	2	43	2

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 広域防災センター入館状況

(令和4年度(2022年度))

団 体	一 般	合 計
280団体	166人	8,918人

(4) 消防音楽隊活動状況

(令和4年度(2022年度))

消防関係	市 関 係	国県関係	そ の 他	合 計
4	3	1	1	9

5 予防

(1) 危険物製造所等

(令和5年(2023年)4月1日現在)

製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				合 計
	屋 内 貯 蔵 所	貯 屋 外 タ ン ク 所	貯 屋 内 タ ン ク 所	貯 地 下 タ ン ク 所	貯 簡 易 タ ン ク 所	貯 移 動 タ ン ク 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	小 計	
6	135	63	22	302	0	135	12	669	295	7	150	452	1,127

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 同意建物の工事別件数（消防法第7条）

(令和4年度(2022年度))

種別 年度	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	模様替え	用途変更	合 計
平成30年度	1,879	77	4	2	1	0	32	1,995
令和元年度	1,413	77	0	0	0	0	13	1,503
令和2年度	994	133	1	1	0	1	11	1,141
令和3年度	962	134	3	0	0	0	9	1,108
令和4年度	926	138	2	1	1	1	10	1,079

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 防火対象物概況

(令和5年(2023年)4月1日現在) (単位: 敷地)

項 別		署 別	計	中央署	東 署	西 署	南 署	北 署	益城西原署
計			24, 378	6, 808	5, 729	3, 822	3, 581	3, 621	817
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	9	4	2	1	1		1
	ロ	公会堂、集会場	23	6	4	5	4	3	1
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	6	5	1				
	ロ	遊技場、ダンスホール	49	11	11	6	8	10	3
	ハ	性風俗店舗等	0						
	ニ	カラオケボックス等	18	5	2	2	3	6	
3	イ	待合、料理店等	9	1		3	3		2
	ロ	飲食店	908	294	218	80	129	140	47
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	1, 060	207	296	139	202	184	32
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	173	61	22	43	3	31	13
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	11, 520	3, 245	2, 904	1, 958	1, 459	1, 702	252
6	イ	病院、診療所、助産所	682	166	172	103	108	107	26
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	300	24	63	57	64	70	22
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	800	118	217	124	155	149	37
	ニ	幼稚園、特別支援学校	52	16	10	10	7	7	2
7		学校等	245	74	37	54	32	36	12
8		図書館、博物館、美術館等	16	6		2	3	3	2
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	48	40	2	2	1	2	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	12	1	1	2	1	7	
10		停車場、船舶等の発着場	5	2		1	1	1	
11		神社、寺院、教会等	166	54	15	53	22	16	6
12	イ	工場、作業場	1, 063	59	226	158	282	227	111
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0						
13	イ	自動車車庫、駐車場	107	37	14	25	17	12	2
	ロ	飛行機の格納庫	2						2
14		倉庫	1, 077	77	320	146	336	144	54
15		前各項に該当しない事業所	2, 174	630	450	328	324	328	114
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	2, 426	1, 081	450	293	260	292	50
	ロ	イ以外の複合用途	1, 411	574	290	227	154	143	23
16の2		地下街	0						
16の3		地階地下道	0						
17		重要文化財	11	5	1		2	1	2
18		アーケード	6	5	1				

(4) 用途別高層建築物の状況

(令和5年(2023年)4月1日現在)(単位:棟)

署 別			計	中央署	東 署	西 署	南 署	北 署	益城西原署
項 別									
計			610	327	52	206	14	11	0
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1		1				
	ロ	公会堂、集会場	0						
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	0						
	ロ	遊技場、ダンスホール	0						
	ハ	性風俗店舗等	0						
	ニ	カラオケボックス等	0						
3	イ	待合、料理店等	0						
	ロ	飲食店	1	1					
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	0						
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	26	14	1	10	1		
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	398	191	44	144	12	7	
6	イ	病院、診療所、助産所	5	1	3	1			
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	0						
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	1	1					
	ニ	幼稚園、特別支援学校	0						
7		学校等	14	10		4			
8		図書館、博物館、美術館等	1	1					
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	0						
	ロ	イ以外の公衆浴場	0						
10		停車場、船舶等の発着場	0						
11		神社、寺院、教会等	0						
12	イ	工場、作業場	2				1	1	
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0						
13	イ	自動車車庫、駐車場	30	19	1	10			
	ロ	飛行機の格納庫	0						
14		倉庫	0						
15		前各項に該当しない事業所	46	30	1	14		1	
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	50	37	1	12			
	ロ	イ以外の複合用途	35	22		11		2	
17		重要文化財	0						

※ 高層建築物：高さ31メートルを超える建築物

6 緊急通信状況

(令和4年(2022年))

種別	119番着信件数					
	固定	携帯	IP電話	FAX Eメール NET119	合 計	令和3年
火 災	108	376	21	0	505	536
救 急	12,894	26,489	3,117	5	42,505	35,971
救 助	27	207	6	0	240	213
警 戒	118	373	6	0	497	485
その他災害	6	52	2	0	60	76
非常災害	0	0	0	0	0	0
通報訓練	1,591	407	186	0	2,184	2,086
病院照会	103	985	51	0	1,139	748
回線試験	302	115	3	0	420	432
いたずら	17	136	1	0	154	260
まちがい	460	2,563	76	0	3,099	2,892
その他	1,049	5,236	215	0	6,500	5,154
合 計	16,675	36,939	3,684	5	57,303	48,853

7 消防水利状況

(令和5年(2023年)4月1日現在)

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	18,516	83	798	972	160

8 消防団

概要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和45年(1970年)11月1日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を1団に統合、熊本市消防団として熊本市を6ブロックに編成し活動を開始、その後、平成3年(1991年)2月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに4ブロックを増設し10ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成11年(1999年)10月1日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第3方面隊を二分割し、市内を第1方面隊とする機構改革を行った。さらに、平成14年(2002年)4月には熊本市消防団に初の女性消防団員31人を採用、令和4年(2022年)4月1日現在、機能別消防団員の女性団員を含め221人まで増加し、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成20年(2008年)10月6日の旧富合町との合併により第12方面隊を新設、さらに平成22年(2010年)3月23日の旧植木町及び旧城南町との合併に伴い、15方面隊87分団1トランペット隊の組織となった。

平成24年(2012年)4月1日、政令指定都市へ移行したことを踏まえ、平成26年(2014年)4月1日、区制に合わせた16方面隊87分団1トランペット隊への組織改編を行った。更に、平成28年(2016年)4月1日、常備消防において1区に1消防署となる5消防署体制を開始したことから、消防団においても各区、消防署との連携強化を図り、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

消防

(1) 組織

令和5年（2023年）4月1日現在

1団 16方面隊 87分団 1トランペット隊 200部 定数：4,800人 実数：4,073人

方面隊名・実員数			分団名（下段：実員数）									
消防団本部 (団長1名含む)	17	団本部 183	機能別 団員	トランペ ット隊他								
			183	(22)								
第1方面隊 125			7 帯山	8 砂取	10 出水	11 白山	31 春竹	32 本荘	33 向山	61 出水南		
			16	16	15	18	18	11	17	14		
第2方面隊 209			12 白川	13 大江	14 託麻原	15 慶徳	16 城東	17 碩台	18 壺川	22 黒髪	37 五福	38 一新
			28	21	11	19	22	12	27	26	20	23
第3方面隊 176			1 秋津	2 若葉	3 泉ヶ丘	4 健軍	5 尾ノ上	9 画図	52 東町	53 桜木		
			30	17	16	17	11	55	15	15		
第4方面隊 257			6 西原	26 託麻北	27 託麻西	28 託麻東	55 月出	59 託麻南				
			21	66	24	71	29	46				
第5方面隊 122			19 花園	20 池田	34 白坪	35 古町	36 春日	39 城西				
			34	23	16	24	15	10				
第6方面隊 395			40 池上	41 高橋	42 城山	43 松尾東	44 松尾西	45 松尾北	46 小島	47 中島		
			34	19	62	17	50	22	78	113		
第7方面隊 275			70 河内	71 芳野								
			183	92								
第8方面隊 261			29 御幸	30 田迎	48 日吉	49 力合	50 川尻	57 田迎南	60 城南			
			34	23	46	47	67	30	14			
第9方面隊 164			62 鮑田東	63 鮑田南	64 鮑田西							
			69	32	63							
第10方面隊 208			65 中緑	66 銭塘	67 奥古閑	69 川口						
			43	43	78	44						
第11方面隊 226			75 富合									
			225									
第12方面隊 326			76 杉上	77 隈庄	78 豊田	79 女性						
			130	67	116	13						
第13方面隊 224			21 高平台	23 清水	24 城北	25 龍田	51 楠	54 麻生田	56 武蔵	58 弓削		
			33	27	12	51	21	31	20	29		
第14方面隊 301			72 川上	73 北部東	74 西里	68 女性						
			99	31	149	22						
第15方面隊 260			80 植木	81 桜井	82 菱形	83 田原						
			31	79	77	73						
第16方面隊 345			84 山東	85 吉松	86 山本	87 田底						
			67	108	90	80						
階級別団員数 (機能別団員を除く。)			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員			
			1	16	87 (2)	94 (2)	207 (3)	577 (10)	3,091 (103)			

() は女性団員を再掲

(2) 消防ポンプ数

令和5年（2023年）4月1日現在

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
台数	0	178	91

(3) 年額報酬及び出動報酬

令和5年（2023年）4月1日現在

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬（円）	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500
※機能別団員にあつては、8,000円							
区分		出動報酬額（円）					
訓練出動等		4時間ごと 4,000					
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき		4時間ごと 4,000					

交通

1	沿	革	365		
2	軌	道	事	業	366
3	經	營	狀	況	368
4	職	員	數	368	
5	施	設	368		

1 沿革

熊本市の交通事業は、市電が大正13年（1924年）8月1日、市バスが昭和2年（1927年）11月23日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和30年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は4つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和48年度（1973年度）から昭和62年度（1987年度）までの15年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、2度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。また、バスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和63年度（1988年度）からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取り巻く環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、日本で初めて超低床車両を導入するなど、乗客誘致策に取り組んだ。

また、平成14年度（2002年度）には、開業以来70有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転し、平成19年度（2007年度）には大江局舎を新たに建て替えるなど、施設面での基盤整備を図った。

さらには、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線について、平成16年（2004年）から順次民間事業者へ移譲を始めた。

しかし、社会情勢の変化等により経営は年々悪化し、平成20年度（2008年度）末の資金不足額が55億円、資金不足比率198%に達する状況となった。

このようなことから、平成21年度（2009年度）に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「経営健全化計画」を策定し、7ヵ年計画の中で、バス事業の民間移譲（平成27年（2015年）4月に全ての路線移譲を完了し、バス事業を廃止）、定員管理計画の推進、給与水準の見直し、資産の有効活用、利用促進事業の推進（JR熊本駅・新水前寺駅との結節強化や全国相互利用交通系ICカード（でんでんニモカ）の導入等）を行うなど、経営の健全化に集中的に取り組んだ結果、資金不足を解消し、経営健全化団体から脱却することができた。

その後の計画として平成28年（2016年）3月に、平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）までの経営基本方針を示す中期経営収支プランを策定し、安全で快適な運行体制を確立することはもとより、更なる経営の合理化や経営基盤の強化に取り組んだ。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により乗客数及び運賃収入は大きく減少した。そのような中でも、令和3年（2021年）3月には、将来の公共交通事業を取り巻く環境の変化に適切に対応し、公共交通事業を計画的に運営していくために、「熊本市交通局経営計画（2021～2028）」を策定した。今後も、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電を目指す。そのひとつとして近年では、モバイルを活用した定期券や24時間乗車券、回数券、クレジットカードのタッチ決済・QRコード決済等の導入を行い、社会ニーズへの対応を進めている。

また、令和6年（2024年）8月には市電開業100周年を迎えるため、これに向けて様々な企画も準備しているところである。

2 軌道事業(大正13年(1924年)8月1日事業開始)(総務課・運行管理課)

(1) 輸送状況

年度		H30	R1	R2	R3	R4
事項						
年間輸送人員(人)		11,080,156	11,007,509	6,734,880	7,344,521	8,900,865
年間走行キロ(km)		1,771,180.8	1,800,293.1	1,654,935.7	1,557,062.8	1,553,146.6
年間延使用車両(両)		13,991	14,170	13,347	13,319	13,877
利用率(%)		4.1	4.1	2.5	2.8	3.3
乗車料収入(円)		1,595,054,809	1,577,331,035	979,054,346	1,055,294,769	1,253,353,771
一日平均	輸送人員(人)	30,075.2	18,451.7	18,451.7	20,122.0	24,385.9
	走行キロ(km)	4,918.8	4,534.1	4,534.1	4,265.9	4,255.2
	延使用車両(両)	38.7	36.6	36.6	36.5	38.0
	乗車料収入(円)	4,309,647.6	2,682,340.7	2,682,340.7	2,891,218.5	3,433,845.9
一平 日一 車均	輸送人員(人)	776.8	504.6	504.6	551.4	641.4
	走行キロ(km)	127.0	124.0	124.0	116.9	111.9
	乗車料収入(円)	111,314.8	73,353.9	73,353.9	79,232.3	90,318.8
表定速度(km/h)		11.5	11.5	10.8	10.8	10.8
在車 両 籍数	ホキ-車(ワマン)	36	36	36	36	36
	連 接 車	9	9	9	9	9

(注) 乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

(2) 営業路線

年度	項目	路線延長 (km)	単線延長 (km)	複線延長 (km)	営業路線延長 (km)	運転系統 (系統)	停留所数 (カ所)	停留所間距離(km)		
								最長	最短	平均
令和4年度		11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.591	0.126	0.356

(3) 系統別運輸成績

(令和4年度)

系統	区間	走行キロ (km)	乗車 人員 (千人)	収入 (千円)	費用 (千円)	差引 (千円)	キロ当たり収支			乗車 効率 (%)
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)	
A系統	健軍町～田崎橋 (9.2km)	945,628.7	5,617	1,386,721	1,220,699	166,022	1,466.5	1,290.9	175.6	32.3
B系統	健軍町～上熊本 (9.4km)	607,517.9	3,284	810,935	784,237	26,698	1,334.8	1,290.9	43.9	28.0
計		1,553,146.6	8,901	2,197,656	2,004,936	192,720	1,415.0	1,290.9	124.1	30.5

(注) 乗客1人当たり料金収入 定期外147円78銭 定期118円74銭 全体140円82銭

(4) 電車運行要領

(令和5年(2023年)4月1日現在)

系 統	項 目	運 行 区 間	営業時間	運転方法	時 刻 表 示
A系統		熊本駅前～健軍町(8.7km)	5:50 - 23:30	ダイヤ運転	終日時刻表示
		田崎橋～健軍町(9.2km)			
B系統		上熊本～健軍町(9.4km)	5:50 - 23:30	ダイヤ運転	終日時刻表示

(5) 運賃(令和5年(2023年)6月1日改定)

ア 普通旅客運賃及び割引運賃(均一運賃制)

種別	運賃	摘 要
普通運賃	大人 180円	中学生以上
	小児 90円	小学生以下の小児は大人運賃の半額、小学校入学前の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料、乳児(0歳児)は無料
割引運賃	大人 90円 小児 50円	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引
	大人 90円	熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、運転免許証を返納した者又は失効した者のうち、免許返納者割引乗車証の発行を受けている者は普通運賃の50%割引

イ 団体旅客運賃

種 別	運 賃	摘 要
普通団体運賃 (中学生以上)	162円 (大人運賃の1割引)	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合
小児団体運賃 (小学生以下)	81円 (小児運賃の1割引)	普通団体運賃の適用を受ける団体で、小学生以下の小児
割引団体運賃 (障がい者等)	81円 (大人割引運賃の1割引)	普通団体運賃の適用を受ける団体で、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ その他乗車券

種 類	運 賃	乗車できる範囲	摘 要
電車バス 共通1日乗車券	(区間指定①)	700円	電車・バスの指定区間
	(区間指定②)	900円	電車・バスの指定区間
	(県 内 版)	2,000円	電車の全区間及びバスの指定区間
1日乗車券	(市電全区間) 大人 500円 小児 250円	市電の全区間	市電 ※市内の観光・文化施設の割引特典付き
24時間乗車券	(市電全区間) 大人 600円 小児 300円	市電の全区間	市電 ※市内の観光・文化施設の割引特典付き
回数券	(市電全区間) 11枚綴り 1,800円	市電の全区間	市電

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き

エ 定期旅客運賃

種 別		期 間	割 引 率	摘 要
通 勤 定 期		1 カ月	大人普通運賃を60倍したもののから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大 人 通 学 定 期 （ 中 学 生 上 ）		1 カ月	大人普通運賃を60倍したもののから50%割引	端数売り1ヵ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヵ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
小 児 通 学 定 期 （ 小 学 生 ）		1 カ月	大人普通運賃を60倍したもののから75%割引	
割引定期	通勤	1 カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	1 カ月	大人通学定期券の50%割引	
夏休み子ども定期券		通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）第3条第1項第4号に規定する夏季休業日（夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）がある場合は、当該日曜日等を含む。）とし、小学生以下の者に発売額1,000円で発行する。		

※ 各種別の3ヵ月定期は、1ヵ月定期運賃額を3倍したもののから5%割引

オ 貸切旅客運賃

大人運賃（円）	小児運賃（円）
12,600	6,300

（6）超低床電車（L R V）の概要

型 式	9700型	0800型
営業開始	平成9年8月	平成21年4月
車 両 数	2車体連接車 5編成	2車体連接車 3編成
車両製作	株式会社 新潟鐵工所 ADトランス ボンバルディア トランスポートーション	新潟トランス 株式会社
車 種	4輪ボギー連接電動客車	4輪ボギー連接電動客車
定 員	76人	82人（86人）
車 長	18,550mm	18,400mm（18,460mm）
車 幅	2,350mm	2,400mm
床 高	通 路	360mm
	出入口	300mm

※ 0800型（ ）内は、平成26年10月に運行開始した0803号に関する内容

（7）カラー広告電車

種 別	規 格	広 告 料 金 (消費税は含まない)	摘 要
電車	車外	広告表示面積合計5.3㎡以内	1 カ月 1 車 250,000円
			原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実 績

年度 項目	H30	R1	R2	R3	R4
収 入 (千円)	53,317	48,047	56,908	54,142	56,008

（注）消費税相当分は除いて算出

3 経営状況（総務課）

(単位 円)

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
事 項						
軌 道 事 業	総 収 益	2,286,184,655	2,235,498,450	1,816,041,513	1,972,679,926	2,247,153,136
	乗車料収入	1,595,054,809	1,577,331,035	979,054,346	1,055,294,769	1,253,353,771
	その他収入	691,129,846	658,167,415	836,987,167	917,385,157	993,799,365
	総 費 用	2,719,285,264	1,996,181,311	2,020,626,741	2,006,694,425	2,009,340,190
	人件費	1,134,895,461	1,108,047,206	1,127,718,642	1,112,750,277	1,110,338,311
	減価償却費	387,316,641	372,742,685	367,014,916	367,324,588	358,874,332
	電力費	65,035,021	61,617,958	53,684,287	53,365,263	85,771,269
	支払利息	22,438,868	19,243,498	16,378,544	14,319,949	13,582,959
	修繕費	134,931,086	159,513,785	154,478,138	186,641,921	174,395,480
	その他	974,668,187	275,016,179	301,352,214	272,292,427	266,377,839
単 年 度 損 益		△433,100,609	239,317,139	△204,585,228	△34,014,499	237,812,946
剰余金又は累積欠		78,708,113	533,057,585	407,204,542	373,190,043	611,002,989

(注) 消費税相当分を除いて算出

4 職員数（総務課）

(令和5年（2023年）4月1日現在)

部門・性別	総務課			運行管理課			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特 別 職	1名		1名				1名		1名
事 務 職	16名	2名	18名	6名		6名	22名	2名	24名
技 術 職	1名		1名	14名		14名	15名		15名
運 輸 職				39名	1名	40名	39名	1名	40名
計	18名	2名	20名	59名	1名	60名	77名	3名	80名

(注) 再任用短時間勤務職員を除く

5 施設（総務課）

(令和5年（2023年）4月1日現在)

名称	所在地
大江局舎及び 大江営業所	熊本市中央区大江五丁目1番40号
上熊本車両工場及び 上熊本営業所	熊本市西区上熊本二丁目18番8号
上熊本詰所	熊本市西区上熊本三丁目15番61号

水道

1	上下水道局	371
2	熊本市上下水道事業 経営戦略	372
3	水道事業	373
4	下水道事業	381
5	工業用水道事業	389

1 上下水道局

(1) 沿革

上下水道局では、水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

水道事業は、大正13年（1924年）の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成22年（2010年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

ア 職種別職員数等（総務課）

（令和5.4.1現在）

職種別 区分	特 別 職	事 務 職	技 術 職	全 体
計	1 名	110 名	241 名	351 名

注）全体欄は特別職を除く。

イ 局舎（総務課）

所 在 地 中央区水前寺6丁目2番45号

ウ 水の科学館（経営企画課）

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成2年（1990年）に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成12年（2000年）の開館10周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成24年（2012年）3月に水道や下水道について、体験しながら楽しく学べるよう展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所 在 地 北区八景水谷1丁目11番1号（八景水谷公園内）

利用状況

（単位：人）

区分 年度	大人	小人	合計
平30	45,479	81,803	127,282
令元	34,745	56,408	91,153
令2	19,054	12,801	31,855
令3	9,041	7,344	16,385
令4	20,552	16,052	36,604

※ 平成26年（2014年）5月24日に、累積来館者200万人を突破

2 熊本市上下水道事業経営戦略（経営企画課）

（１）趣旨

今日的な課題を改めて見つめなおすとともに、国が示す事業展望や経営戦略策定要請の趣旨を踏まえ、「熊本市上下水道事業経営戦略」を策定した（令和２年（２０２０年）３月策定）。

本計画では、将来にわたって上質な上下水道サービスを提供し続けるために、これまでの「熊本市上下水道事業経営基本計画」の取組を継承するとともに、事業を取り巻く環境の変化を踏まえて上下水道事業の目指す将来像と１０年間の基本方針等を示している。

（２）計画期間

令和２年度（２０２０年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの１０年間

（３）経営理念

上質な上下水道サービスを提供し続けます

（４）目指す将来像及び基本方針

将来像１．快適で安全安心な都市生活を支え続ける（安全安心）

基本方針１ 適切な維持管理と計画的な整備

基本方針２ 災害に強い上下水道の確立

将来像２．循環型社会の構築に貢献し続ける（環境保全）

基本方針３ 水循環の保全

基本方針４ 資源・エネルギーの循環促進

将来像３．お客さまから信頼されるとともに、質の高いサービスを提供し続ける（信頼）

基本方針５ お客さまの視点に立ったサービス提供

基本方針６ お客さまから信頼される職員の育成

将来像４．安定した事業経営（持続）

基本方針７ 財政見通しに基づく事業経営

基本方針８ 経営基盤の強化

3 水道事業

(1) 水道事業の沿革（経営企画課・計画調整課）

熊本市の水道事業は、大正13年（1924年）に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを推進してきた。近年では、富合町・城南町・植木町との合併に伴い1つの水道事業及び10の簡易水道事業を引き継ぎ、熊本市水道事業への統合を行った。

熊本市水道事業の特徴は、水道水源を100%天然地下水で賄っている点にある。熊本地域に降った雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、清らかな地下水になる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

(2) 水道事業の概要（経営企画課・計画調整課）

平成21年度（2009年度）には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに、熊本市南部方面の整備を行うため、「第6次拡張事業」に着手した。平成23年度（2011年度）には、城南町・植木町の水道及び簡易水道を熊本市上水道事業に統合する変更認可（第1回変更）を取得し、市全域における安定供給と効率的な維持管理を図るため、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。平成29年度（2017年度）には「第7次総合計画」における人口ビジョンと整合を図った人口予測に基づく水需要予測結果を反映させた変更認可（第2回変更）を取得し、熊本地震で機能が分断され全市域断水となった教訓を生かし、災害に強い水運用体制の強化を図るため事業計画を見直した。

一方、水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も老朽化した水道管を順次取り替えるとともに、水道管以外の老朽化した水道施設の計画的な更新を行っている。また、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し災害時に必要となる貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。令和2年（2020年）3月には、水道施設の計画的な更新と耐震対策の推進を図るため、「熊本市上下水道事業経営戦略」の実現・具体化を目的として「水道施設更新計画」を策定した。

ア 水道施設更新計画及び第6次拡張事業（計画調整課）

水道施設更新計画

① 事業の目的

水道施設について「適切な維持管理と計画的な整備」、「災害に強い上水道の確立」、「環境負荷低減策の推進」を図るため、アセットマネジメント手法の活用により更新事業費を平準化し、計画的な更新や耐震化等を行う。

② 事業概要

- ・事業期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）
- ・総事業費：約343億円
 - 1) 適切な維持管理と計画的な整備 / 老朽施設及び老朽取水井、老朽管の更新など
 - 2) 災害に強い上水道の確立 / 管路及び施設の耐震化、重要給水施設管路の耐震化など
 - 3) 環境負荷低減策の推進 / 省エネ・高効率機器の導入

・整備の効果

指標	H30（基準値）	R6（目標値）	R11（目標値）
耐震適合性のある 基幹管路の割合	77.9%	80.9%	83.0%
耐震適合性のある 重要給水施設管路の割合	77.6%	82.3%	89.8%
全管路の耐震化率	27.1%	32.3%	37.1%
災害対策用貯水施設貯水量	61,050 m ³	68,300 m ³	68,300 m ³

第6次拡張事業

① 事業の目的

合併町（富合町、城南町、植木町）の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

- ・事業期間：平成22年度～令和10年度（平成29年度第2回変更）
- ・総事業費：約430億円（当初230億円から変更）
- ・計画給水人口：719,000人 ・計画1日最大給水量：275,000 m³/日
 - 1) バックアップ体制強化 / 市域における主要配水区間の水融通管・補給管整備及び二重化
 - 2) 取水能力強化 / 既存水源の有効利用及び新規水源開発による取水能力の強化
 - 3) 配水計画変更 / 既存施設の有効利用による効率的かつ経済的な計画の見直し

イ 漏水防止（水道維持課）

漏水防止実施計画

① 事業の目的

前計画に引き続き主に漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

- ・計画期間 ：平成31年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）

- ・主な取組内容：
 - 1) 音聴調査と調査機器を利用した複合的な漏水調査
 - 2) 漏水多発地区の集中した漏水調査
 - 3) 監視型漏水調査については、IoTを活用した新たな手法導入の検討
 - 4) 中規模ブロックと位置付けた地区の流量監視
 - 5) 技術力の向上・継続を図るための直営漏水調査
 - 6) 老朽給水管の積極的な更新

令和4年度の実績：調査距離 1,925km

	修理件数	推定防止量
給水管 （公道）	225 件	1,460 m ³ /日
給水管 （メタ上流）	301 件	1,100 m ³ /日
配水管	15 件	111 m ³ /日
弁・栓	2 件	5 m ³ /日
合 計	543 件	2,676 m ³ /日

※配水管、弁・栓は給水管（公道）に含まれる

ウ 水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、経営企画課、給排水設備課、水道維持課）

熊本市第7次総合計画及び経営戦略に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのPR、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

- ・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確

認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成23年（2011年）9月に認定取得し、令和元年（2019年）に2回目の認定更新をした水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施など水質検査のさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさのPR

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをPRする。

・給水装置及び貯水槽水道の適正管理、直結給水方式の利用推進に関する啓発

給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、給水装置や受水槽の適正管理及び実態把握に努めるとともに直結給水の普及啓発を行う。

（3）主な事業統計

ア 給水普及状況（経営企画課）

区分 年度	行政区域内		給水区域内	現在給水			普及率 (%) (B/A)
	人口(人)	世帯数	人口(人) (A)	人口 (人) (B)	世帯数	件数 (件)	
平 30	738,063	324,676	738,063	705,889	309,796	339,539	95.6
令 元	737,598	328,290	737,598	706,963	313,528	343,705	95.9
令 2	737,490	332,184	737,490	708,616	317,635	348,671	96.1
令 3	736,329	330,690	736,329	709,583	316,809	352,921	96.4
令 4	736,245	335,386	736,245	712,066	325,060	358,713	96.7

イ 配水量（経営企画課）

区分 年度	総配水量(m ³)	1日最大 配水量(m ³)	1日最小 配水量(m ³)	1日平均 配水量(m ³)	1人1日 最大配水量(ℓ)	1人1日 平均配水量(ℓ)
平 30	80,608,326	238,413	187,020	220,845	338	313
令 元	79,709,537	231,954	190,338	217,786	328	308
令 2	79,211,773	240,750	188,765	217,019	340	306
令 3	78,607,232	231,725	190,299	215,362	327	304
令 4	79,029,560	250,470	181,928	216,519	352	304

ウ 有収水量と有収率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m ³) (A)	総有収水量(m ³) (B)	1日平均 有収水量 (m ³)	有収率(%) (B/A)	無収水量 (m ³) (C)	無収率(%) (C/A)
平 30	80,608,326	70,702,534	193,706	87.7	9,905,792	12.3
令 元	79,709,537	70,161,394	191,698	88.0	9,548,143	12.0
令 2	79,211,773	71,005,900	194,537	89.6	8,205,873	10.4
令 3	78,607,232	70,267,405	192,513	89.4	8,339,827	10.6
令 4	79,029,560	69,847,003	191,362	88.4	9,182,557	11.6

水道

エ 有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m^3) (A)	総有収水量 (m^3) (B)	無収有効 水量(m^3) (C)	総有効水量 (m^3) (D=B+C)	1日平均 有効水量 (m^3)	有効率 (%) (D/A)	無効水量 (m^3) (E)	無効率 (%) (E/A)
平 30	80,608,326	70,702,534	2,092,629	72,795,163	199,439	90.3	7,813,163	9.7
令 元	79,709,537	70,161,394	1,887,234	72,048,628	196,854	90.4	7,660,909	9.6
令 2	79,211,773	71,005,900	2,289,028	73,294,928	200,808	92.5	5,916,845	7.5
令 3	78,607,232	70,267,405	2,133,967	72,401,372	198,360	92.1	6,205,860	7.9
令 4	79,029,560	69,847,003	2,369,466	72,216,469	197,853	91.4	6,813,091	8.6

オ 水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長 (m)	送水管延長 (m)	配水管延長 (m)	導・送・配水管延長 (合計 : m)
平 30	47,591	58,346	3,401,801	3,507,738
令 元	42,671	52,936	3,424,071	3,519,678
令 2	43,177	52,930	3,454,051	3,550,158
令 3	43,877	53,414	3,473,238	3,570,529
令 4	43,909	53,817	3,496,661	3,594,387

カ 口径別有収水量（料金課）

単位：千 m^3

年度	一 般 用								浴場 営業用	その他	合計
	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm			
平 30	37,831	15,504	4,257	4,742	4,014	2,889	992	249	10	215	70,703
令 元	37,795	15,468	4,101	4,671	3,951	2,734	924	293	11	213	70,161
令 2	39,496	16,073	3,812	4,315	3,668	2,474	784	237	13	134	71,006
令 3	39,097	15,815	3,682	4,286	3,682	2,584	771	237	12	101	70,267
令 4	38,759	15,643	3,669	4,308	3,745	2,596	790	244	12	81	69,847

キ 用途別有収水量（料金課）

（単位：千 m^3 ）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
平 30	56,947	1,054	2,051	2,572	1,147	6,360	511	61	70,703
令 元	56,748	984	1,912	2,511	1,107	6,341	489	69	70,161
令 2	59,302	875	1,594	2,417	1,064	5,195	477	82	71,006
令 3	58,537	866	1,844	2,346	1,037	5,079	480	78	70,267
令 4	57,755	926	1,811	2,305	1,015	5,477	474	84	69,847

ク 漏水防止対策（水道維持課）

区分 年度	調査管路延長 (km)	修理件数(件)	推定防止量(m^3 /日)
平 30	2,479	635	4,006
令 元	1,951	517	2,170
令 2	1,934	644	3,330
令 3	1,915	474	1,823
令 4	1,925	543	2,676

(4) 料金及び加入金

ア 水道料金（料金課）

区分 口径・用途		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)								
			第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階				
一般用	13mm	990 円	1 m ³ 以上	11 m ³ 以上	21 m ³ 以上	31 m ³ 以上	41 m ³ 以上				
	20mm	1,364 円	10 m ³ 以下	20 m ³ 以下	30 m ³ 以下	40 m ³ 以下	242 円				
	25mm	1,859 円	16.5 円	148.5 円	176 円	203.5 円					
	40mm	4,235 円	1 m ³ 以上 50 m ³ 以下 242 円	51 m ³ 以上 100 m ³ 以下 264 円	101 m ³ 以上 500 m ³ 以下 286 円	501 m ³ 以上 319 円					
	50mm	9,185 円									
	75mm	16,335 円									
	100mm	28,160 円									
	150mm	60,500 円									
浴 場 営 業 用		150 m ³ 以下 5,720 円	151 m ³ 以上 1 m ³ につき 60.5 円								
一 時 用		1 m ³ につき 577.5 円									
私 設 消 火 栓		口径 50mm 未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 330 円									
		口径 50mm 以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 660 円									

※1 上記金額は消費税10%を含む。

※2 浴場営業用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものをいう。

※3 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

イ 共同住宅の料金（料金課）

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舎、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、当該共同住宅における総使用水量を使用戸数(当該共同住宅の全戸数のうち現に賃借人等(賃借人その他これに類する者又は当該共同住宅を使用している当該共同住宅の所有者をいう。以下同じ。))がいる戸数をいう。)で除して得た水量を基礎とし、現に賃借人等がいる各戸に口径が 20 ミリメートルのメーターが設置されているものとみなして、上表の「一般用口径 20 mm」の料金を適用して算出した額の合計額とする。

ウ 加入金（給排水設備課）

メーター口径 (mm)	基準額 (税込)
13	66,000 円
20	132,000 円
25	198,000 円
40	660,000 円
50	1,320,000 円
75	3,300,000 円
100	6,600,000 円
150	13,200,000 円

エ 料金収納状況（料金課）

（令和5年（2023年）3月31日現在/税込）

区分 年度	調定額（A）		収納額（B）		収納率（B/A）	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（%）	金額（%）
平 30	3,598,148	12,612,135,728	3,594,068	12,604,672,603	99.89	99.94
令 元	3,646,025	12,580,451,061	3,642,142	12,572,805,512	99.89	99.94
令 2	3,694,064	12,632,464,695	3,690,201	12,625,349,806	99.90	99.94
令 3	3,752,020	12,538,140,621	3,746,747	12,527,679,746	99.86	99.92
令 4	3,815,039	12,540,952,812	3,265,479	10,802,029,897	85.59	86.13

※収納額は、令和5年（2023年）3月31日現在であり、令和5年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

（5） 経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

年 度 事 項	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
（収益的収支）					
収益的収入	14,443,917	14,351,560	14,285,798	14,321,872	14,249,073
収益的支出	11,402,939	11,227,770	10,894,541	11,002,395	11,341,303
収益的収支	3,040,978	3,123,790	3,391,257	3,319,477	2,907,770
（資本的収支）					
資本的収入	3,296,494	2,076,181	1,750,862	1,658,795	2,065,261
資本的支出	9,456,414	7,517,455	9,122,728	7,556,847	15,039,805
資本的収支	△6,159,920	△5,441,274	△7,371,866	△5,898,052	△12,974,544

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

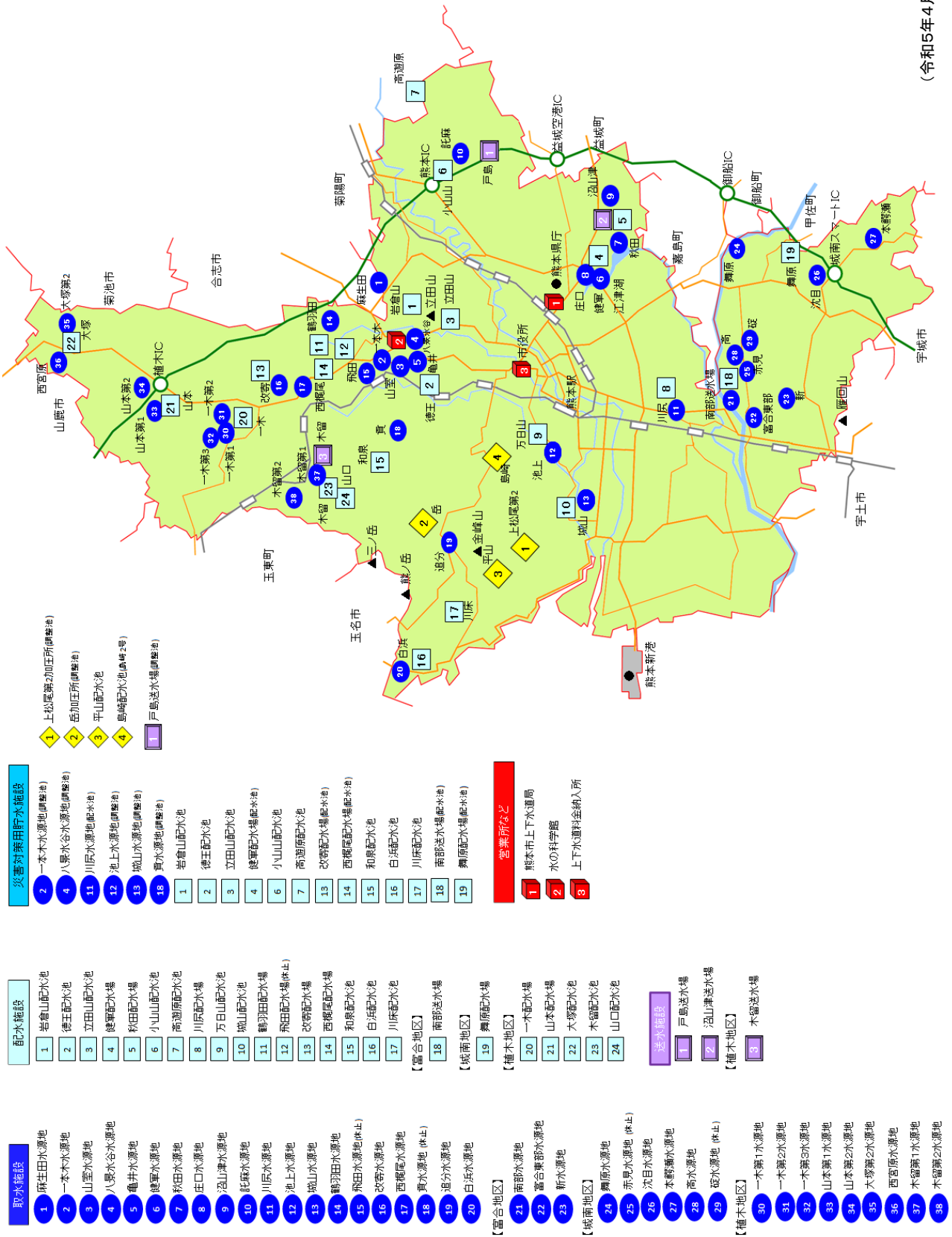
イ 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

年 度 事 項	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
資産の部	129,935,075	132,428,562	133,294,127	134,760,202	136,406,324
負債・資本合計	129,935,075	132,428,562	133,294,127	134,760,202	136,406,324
負債の部	60,473,777	60,237,190	58,267,195	56,849,808	56,151,945
資本の部	69,461,298	72,191,372	75,026,932	77,910,394	80,254,379
企業債残高	33,635,071	33,140,832	32,277,746	31,374,358	30,715,549

(6) 施設等(水運用課)

ア 水道施設概略図



(令和5年4月1日現在)

イ 水運用センター

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号（局舎3階）

竣工 昭和58年（1983年）7月、平成13年（2001年）10月、平成27年（2015年）4月更新

目的 健軍水源地をはじめとする市内全域の上水道施設（取水、送水、配水等）を、コンピュータや遠隔監視制御装置により水運用センターで一元管理し、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設 備 概 要	① 情報処理設備			
	監視制御系サーバ（デュアル）	1 式		
	アプリケーションサーバ	1 台		
	メンテナンスワークステーション	1 台		
	データメンテ操作 P C	1 台	ネットワーク機器	1 式
	操作端末装置	3 台	GW装置（広域イーサネット網）	1 式
	情報表示用 P C	1 台	GW装置（携帯網）	1 式
	ウイルスチェック P C	1 台	液晶大型表示装置	1 式
	プリンタ	2 台	表示端末装置	2 台
	② 遠隔監視制御設備			
	広域ネットワーク網系			4 1 箇所
	携帯網系			3 8 箇所
	③ 地震計			1 式
	④ 簡易テレメータ装置			1 8 箇所

ウ 水質管理室

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号（局舎2階）

竣工 平成26年（2014年）2月

目的 給水栓水、浄水、原水等の水質検査を行い、水道水が水道法に基づく水質基準に適合していることを確認し、安全な水の供給を図る。

主な水質検査機器	全有機炭素計	1台
	液体クロマトグラフ	3台
	イオンクロマトグラフ	4台
	ガスクロマトグラフ質量分析装置	4台
	誘導結合プラズマ質量分析装置	1台
	水銀分析装置	1台
	濁度色度計	1台
	分光光度計	2台
	顕微鏡	3台
	リアルタイムPCR装置	1台

年度別水質検査検体数

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
原水	275	277	283	290	295
浄水	129	119	124	119	116
給水栓水（うち毎月検査検体数）	21,912(387)	21,821(369)	21,837(372)	21,906(372)	20,754(336)
自主検査（他部署からの依頼含む）	419	277	407	589	686
お客様からの依頼	76	53	52	71	64
洗管水	464	451	457	411	332
工業用水（うち毎月検査検体数）	377(12)	378(12)	377(12)	377(12)	377(12)
合計	23,652	23,376	23,537	23,763	22,624

※過年度を含め、水質試験年報で用いる集計方法による数値とした。

4 下水道事業

(1) 下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和23年に戦災復興事業の一環として着手して以来74年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和42年に公害対策基本法が制定され、また昭和45年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和51年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境の改善や水環境を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

(2) 下水道事業の概要（計画調整課）

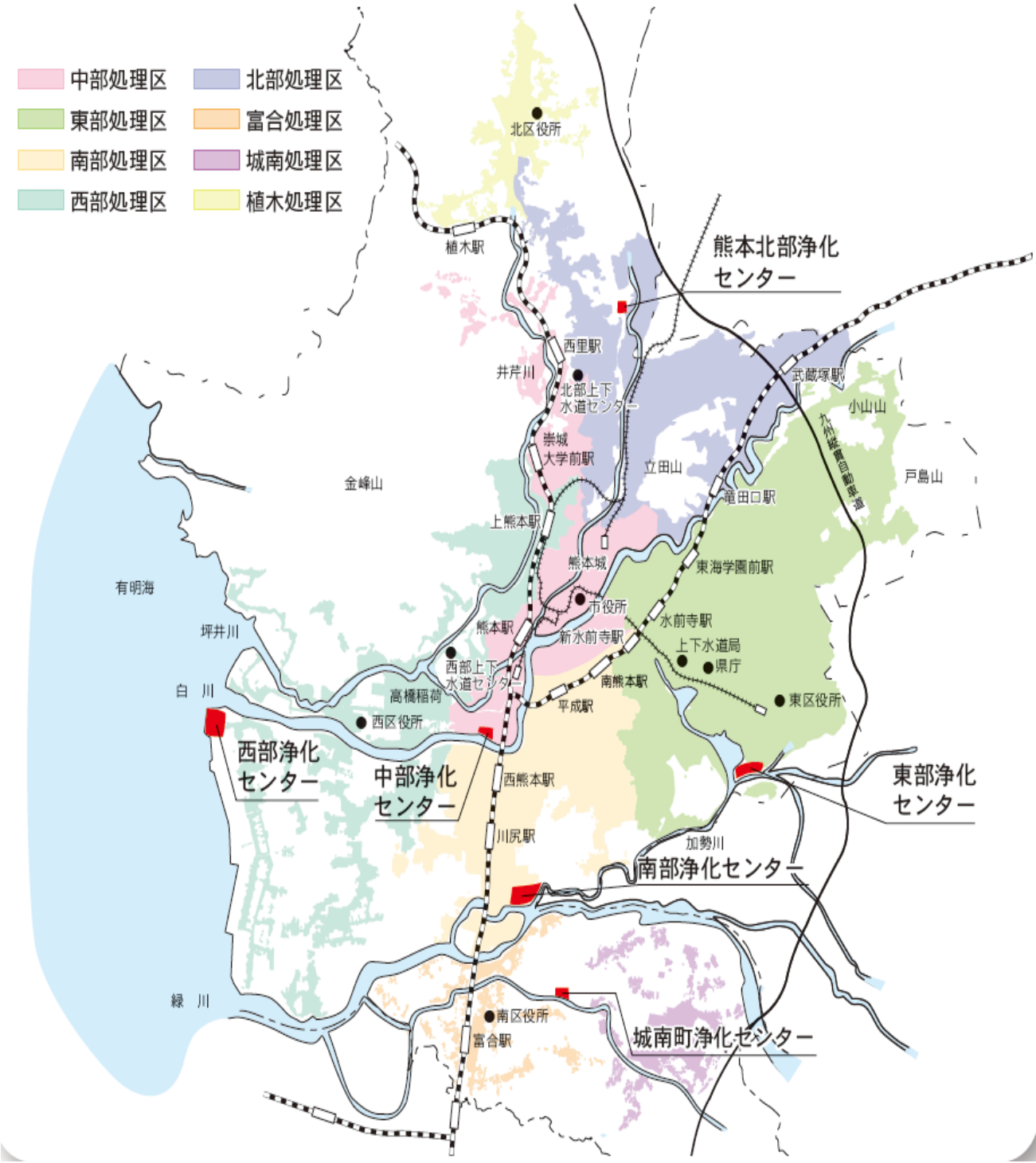
下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、平成22年3月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積39,032haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域13,829haを中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木の8処理区に分割し、当面の目標となる事業計画区域13,416haについて整備を進めており、令和4年度末における下水道普及率は90.8%である。

環境への取り組みとしては全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推進するため、各浄化センターで再利用するほか、農業用水にも供給している。また、下水処理により発生する汚泥を有効利用するため、セメント化や肥料（コンポスト）化に加え、南部浄化センターでは平成25年4月より汚泥固形燃料化施設の運転を開始し、有効活用率100%を達成している。

今後は老朽化する下水道施設の改築更新、下水道管きよの耐震化を図るとともに熊本市の水循環の一翼を担い、21世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

ア 公共下水道の全体計画区域（計画調整課）



令和5.3.31時点

行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率 (%)
729,937人	662,609人	90.8

イ 下水道事業計画（計画調整課）

事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 令和18年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

（令和5年3月31日現在）

	区 分	基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
総 事 業	処理面積(ha)	13,829	12,280	88.8
	処理人口（人）	670,900	662,609	98.8
	污水ポンプ場（箇所）	35	35	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	3	2	66.7
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	5	5	100.0
	事業費（千円）	735,491,859	548,034,660	74.5
	国庫補助（千円）	221,654,459	180,471,201	81.4
	県補助（千円）	-	-	-
	市費その他（千円）	105,729,028	62,145,232	58.8
	市債（千円）	408,108,372	305,418,227	74.8
中 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,549	1,500	96.8
	処理人口（人）	95,300	89,462	93.9
	污水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積(ha)	4,372	4,224	96.6
	処理人口（人）	269,300	276,971	102.8
	污水ポンプ場（箇所）	13	13	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,847	1,688	91.4
	処理人口（人）	92,100	96,133	104.4
	污水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積(ha)	2,139	1,643	76.8
	処理人口（人）	69,400	62,479	90.0
	污水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	3	2	66.7
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
北 部 処 理 区 （北部流域関連）	処理面積(ha)	2,352	2,315	98.4
	処理人口（人）	107,600	111,663	103.8
	污水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

区 分		基本計画（Ａ）	実施済（Ｂ）	進捗率（Ｂ／Ａ）
富 合 処 理 区 (宇土終末処理場へ)	処理面積(ha)	410	227	55.4
	処理人口（人）	7,600	5,130	67.5
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植 木 処 理 区 (北部流域関連)	処理面積(ha)	511	244	47.7
	処理人口（人）	13,000	7,820	60.2
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城 南 処 理 区	処理面積(ha)	649	439	67.6
	処理人口（人）	16,600	12,951	78.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

ウ 下水道の維持管理（下水道維持課、水再生課）

上下水道局では、下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや管が傷む原因となるため、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新を計画的に行っている。

清掃実績（R4）

管きょ清掃延長	35,478m
管きょ浚渫土量	1,496 m ³

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質（R4）

	BOD	SS
流 入 水	140	130
放 流 水	2.1	2.0

単位：mg/L

エ 下水道資源の有効活用（計画調整課・水再生課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成２５年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼働し、汚泥の有効利用率１００％を達成した。また、平成２５年度には処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の運用を中部浄化センターにて開始している。さらに、平成２８年度からは、東部浄化センターでも消化ガス発電設備が稼働している。

(３) 主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区 分 年 度	行政区域内 人口(人) (A)	処理区域内 人口(人) (B)	人口普及率(%) (B/A)	水洗便所設置済 人口(人) (C)	水洗化率(%) (C/B)
平 30	731,933	656,907	89.7	638,902	97.2
令 元	731,572	657,885	89.9	640,319	97.3
令 2	731,426	660,810	90.3	643,661	97.4
令 3	729,934	660,768	90.5	644,523	97.5
令 4	729,937	662,609	90.8	646,793	97.6

イ 整備状況（計画調整課）

区 分 年 度	年度毎			累計		
	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きょ延長(m)	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きょ延長(m)
平 30	105	104	30,800	11,756	11,752	2,648,833
令 元	143	142	35,373	11,899	11,894	2,684,206
令 2	133	133	34,022	12,033	12,028	2,718,229
令 3	140	140	27,198	12,173	12,168	2,745,427
令 4	110	110	26,991	12,283	12,280	2,772,418

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量（料金課、計画調整課、水再生課）

区 分 年 度	有収水量(m³) (A)	汚水処理水量(m³) (B)	北部流域下水道及び宇土市 終末処理場への流入量(m³) (C)	有収率(%) (A/(B+C))
平 30	72,366,941	73,635,854	12,282,841	84.4
令 元	71,800,777	73,110,073	12,332,661	84.0
令 2	72,339,449	72,775,359	13,050,213	84.3
令 3	72,107,628	71,422,484	13,016,770	85.4
令 4	71,751,805	71,215,865	13,349,265	84.8

水道

(4) 下水道使用料（料金課）

ア 下水道使用料

汚水の種類		使用料	
一般汚水	基本使用料		890.47 円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ 以上 10 m ³ 以下	14.65 円
		11 m ³ 以上 20 m ³ 以下	130.95 円
		21 m ³ 以上 50 m ³ 以下	172.85 円
		51 m ³ 以上 200 m ³ 以下	209.51 円
		201 m ³ 以上 500 m ³ 以下	251.42 円
		501 m ³ 以上 2,000 m ³ 以下	293.32 円
		2,001 m ³ 以上	340.47 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき		12.56 円

- ※1 上記金額は消費税10%を含む。
- ※2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。
- ※3 使用料は、上記使用料金表の基本使用料と従量使用料との合計額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

イ 下水道使用料収納状況 (令和5年(2023年)3月31日現在/税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
平 30	3,273,208	11,342,083,847	3,268,999	11,335,641,258	99.87	99.94
令 元	3,325,214	11,273,557,397	3,320,990	11,265,601,111	99.87	99.93
令 2	3,379,116	11,264,133,986	3,374,680	11,257,169,210	99.87	99.94
令 3	3,439,931	11,284,103,360	3,433,890	11,269,924,348	99.82	99.87
令 4	3,506,737	11,279,711,402	3,006,638	9,725,140,618	85.74	86.22

※収納額は、令和5年（2023年）3月31日現在であり、令和5年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

(5) 融資あっ旋・助成制度等

ア 水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度（給排水設備課）

種別 年度	処理可能人口 (人)	水洗便所人口 (人)	水洗化率 (%)
平 30	656,907	638,902	97.26
令 元	657,885	640,319	97.33
令 2	660,810	643,661	97.40
令 3	660,768	644,523	97.54
令 4	662,609	646,793	97.61

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

- ＜利用できる人の資格＞
- 熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人
- ・ 処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
 - ・ 融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
 - ・ 市税及び受益者負担金を滞納していない人

- ・取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事	330,000円以内／1箇所
し尿浄化槽切替工事	330,000円以内／1基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、36箇月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による

口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給

※平成20年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

種 別 年 度	申請件数 (件)	助成金額 (円)
平 30	2	1,125,100
令 元	0	0
令 2	1	396,000
令 3	1	792,000
令 4	1	239,000

＜条 件＞

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ・布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

（6）経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

年 度 事 項	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
（収益的収支）					
収益的収入	21,219,904	20,867,487	20,396,120	20,439,889	20,523,659
収益的支出	18,581,556	18,180,061	17,903,740	17,717,019	17,419,563
収益的収支	2,638,348	2,687,426	2,492,380	2,722,870	3,104,096
（資本的収支）					
資本的収入	14,943,134	15,407,162	14,035,643	12,935,350	12,573,326
資本的支出	22,451,611	22,145,754	22,147,022	23,066,614	21,382,119
資本的収支	△7,508,477	△6,738,592	△8,111,379	△10,131,264	△8,808,793

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨 (単位：千円)

年 度 事 項	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
資産の部	288,636,279	290,770,802	294,107,497	294,212,007	296,972,877
負債・資本合計	288,636,279	290,770,802	294,107,497	294,212,007	296,972,877
負債の部	258,011,646	258,006,291	259,528,357	257,628,961	257,749,260
資本の部	30,624,633	32,764,511	34,579,140	36,583,046	39,223,617
企業債残高	134,394,875	134,312,534	133,899,744	131,178,170	129,120,890

(7) 施設等

ア 浄化センター（計画調整課）

中部浄化センター

処理能力 計画：62,400m³/日
現有：63,500m³/日
処理方式 標準活性汚泥法
稼動年月 昭和43年1月
所在地 西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力 計画：128,100m³/日
現有：138,400m³/日
処理方式 標準活性汚泥法
稼動年月 昭和47年12月
所在地 東区秋津町秋田536番地

南部浄化センター

処理能力 計画：53,200m³/日
現有：54,200m³/日
処理方式 標準活性汚泥法
稼動年月 昭和62年4月
所在地 南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力 計画：33,800m³/日
現有：24,600m³/日
処理方式 標準活性汚泥法
稼動年月 平成14年3月
所在地 西区沖新町4944-3

城南町浄化センター

処理能力 計画：8,300m³/日
現有：4,700m³/日
処理方式 オキシデーションディッチ法
稼動年月 平成10年12月
所在地 南区城南町島田438

イ 雨水幹線（河川課）

雨 水 幹 線 名	旧都市 下水路名	延長 (m)	集水面積 (ha)	備 考
坪井川雨水3号幹線	高 橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 //
坪井川雨水5号幹線枝線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 //
健軍川雨水2号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 //
加勢川雨水5号及び5-1号	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 //
井芹川雨水8号幹線枝線	段 山	467	38	昭和45～48年度 //
白川雨水8号幹線	新南部	668	43	昭和46～48年度 //
井芹川雨水10号幹線	山 ノ 下	1,058	57	昭和48～56年度 //
加勢川雨水3号幹線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 //
加勢川雨水6号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 //
白川雨水14号及び15号幹	竜 田	1,987	95	昭和55～平成5年度 //
健軍川雨水7号幹線	月 出	1,992	81	昭和55～平成4年度 //
井芹川雨水13号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 //

5 工業用水道事業（経営企画課）

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地入居企業のうちの製造業の割合が低いことから工業用水需要量が少なく、全てを賄うことができない場合は収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、工業用水の安定供給のために、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア 収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

年 度 事 項	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
（収益的収支）					
収益的収入	5,589	5,516	5,677	5,917	5,719
収益的支出	4,662	5,046	5,295	5,186	5,108
収益的収支	927	470	382	731	611
（資本的収支）					
資本的収入	4,222	0	0	0	0
資本的支出	5,990	16	170	996	233
資本的収支	△1,768	△16	△170	△996	△233

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

年 度 事 項	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
資産の部	71,980	70,314	68,384	67,528	65,019
負債・資本合計	71,980	70,314	68,384	67,528	65,019
負債の部	48,852	46,718	44,410	42,902	39,791
資本の部	23,128	23,596	23,974	24,626	25,228

ウ 業務指標

年 度 事 項	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4
給水事業所数	11	11	11	10	10
配水量（m ³ ）	40,883	38,048	37,555	41,995	43,324
有収水量（m ³ ）	59,558	57,310	59,539	62,257	63,114

病 院

1	市 民 病 院	393
2	附 属 診 療 所	396
3	植 木 病 院	396
4	旧 市 民 病 院 解 体	397

1 市民病院

熊本市民病院は、昭和21年（1946年）に熊本市立民生病院として開設以来、熊本市が経営する自治体病院としての役割を果たしてきた。診療科34科、病床数556床（一般病床544床、感染症病床12床）を有し、地域医療の中核を担ってきたが、平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震により、深刻な被害を受け、本来の病院機能の大半が失われた状態となった。

そこで被災した熊本市民病院の機能を1日も早く取り戻すため、移転再建することを決定し、3年半後の令和元年（2019年）10月1日に新病院が開院した。

新病院では診療科31科、病床数388床（一般病床380床、感染症病床8床）と新たな体制で「市民の生命と健康を守るために、安全で良質な医療を提供します」という理念のもと、これまで担ってきた小児・周産期医療を継続するとともに、救急医療、急性期医療、政策医療においても専門性の高い医療を提供することで、市民の健康と福祉の向上に貢献している。

(1) 概要

所在地	東区東町4丁目1番60号
敷地面積	20,470.97㎡
建物面積	延39,810.67㎡
病床数	388床〔一般380床、感染症病床8床〕
診療科	◎小児・周産期医療 新生児内科／小児科／小児循環器内科／小児心臓外科／小児外科／産科 ◎外科系部門 消化器外科／乳腺・内分泌外科／呼吸器外科／婦人科／整形外科／脳神経外科／皮膚科／泌尿器科／眼科／耳鼻咽喉科／歯科口腔外科 ◎内科系部門 脳神経内科／呼吸器内科／消化器内科／循環器内科／血液・腫瘍内科／腎臓内科／代謝内科／感染症内科／精神科 ◎中央診療部門 放射線科／麻酔科／救急科／病理診断科／リハビリテーション科
職員数	635人（医師79人 看護師418人 医療技師92人 事務その他46人）

(2) 経営状況 （※附属診療所、植木病院を含む）

	H30	R1	R2	R3	R4
収入	4,592,370	7,489,731	16,075,201	17,440,876	17,609,757
支出	7,075,655	12,077,255	14,272,806	14,809,299	15,451,123
損益	△2,483,285	△4,587,524	1,802,395	2,631,578	2,158,634
利益剰余金	△17,546,702	△22,134,226	△20,331,831	△17,700,253	△15,541,619

(3) 使用料（令5.4.1現在）※税込み

A室（1室）1人1日	13,200円
B室（1室）1人1日	11,000円
C室（32室）1人1日	6,600円
D室（16室）1人1日	5,500円
（※助産の場合、いずれも非課税）	

(4) 科目別診療状況

科目	年度 患者数	H30	R1	R2	R3	R4
内 科	入 院	518	8,935	31,599	39,289	38,899
	一日平均入院	1.4	24.4	86.6	107.6	106.6
	外 来	22,352	27,058	33,712	39,293	39,327
	一日平均外来	91.6	115.1	139.9	162.4	161.8
	計	22,870	35,993	65,311	78,582	78,226
精 神 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	0	0	0	0	0
	一日平均外来	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
小 児 科	入 院	5,910	9,940	20,789	20,611	20,298
	一日平均入院	16.2	27.2	57.0	56.5	55.6
	外 来	9,763	8,514	11,709	12,565	13,633
	一日平均外来	40.0	36.2	48.6	51.9	56.1
	計	15,673	18,454	32,498	33,176	33,931
外 科	入 院	14	2,934	5,120	5,010	6,320
	一日平均入院	0	8.0	14.0	13.7	17.3
	外 来	1,713	3,229	2,988	3,157	4,207
	一日平均外来	7.0	13.7	12.4	13.0	17.3
	計	1,727	6,163	8,108	8,167	10,527
整 形 外 科	入 院	2	6,292	17,506	18,815	19,297
	一日平均入院	0	17.2	48.0	51.5	52.9
	外 来	3,620	4,586	6,051	6,624	6,677
	一日平均外来	14.8	19.5	25.1	27.4	27.5
	計	3,622	10,878	23,557	25,439	25,974
皮 膚 科	入 院	67	1,045	2,679	2,625	2,816
	一日平均入院	0.2	2.9	7.3	7.2	7.7
	外 来	5,526	5,754	6,022	6,335	5,946
	一日平均外来	22.6	24.5	25.0	26.2	24.5
	計	5,593	6,799	8,701	8,960	8,762
泌 尿 器 科	入 院	28	1,137	4,241	5,192	5,516
	一日平均入院	0.1	3.1	11.6	14.2	15.1
	外 来	4,544	4,807	5,790	6,626	7,155
	一日平均外来	18.6	20.5	24.0	27.4	29.4
	計	4,572	5,944	10,031	11,818	12,671
眼 科	入 院	59	1,030	3,500	3,523	3,432
	一日平均入院	0.2	2.8	9.6	9.7	9.4
	外 来	5,376	7,220	10,526	12,385	14,023
	一日平均外来	22.0	30.7	43.7	51.2	57.7
	計	5,435	8,250	14,026	15,908	17,455
耳 鼻 咽 喉 科	入 院	453	1,290	2,035	2,192	2,774
	一日平均入院	1.2	3.5	5.6	6.0	7.6
	外 来	2,309	2,957	2,968	3,373	3,862
	一日平均外来	9.5	12.6	12.3	13.90	15.9
	計	2,762	4,247	5,003	5,565	6,636
産 婦 人 科	入 院	0	2,376	7,746	9,449	9,855
	一日平均入院	0	6.5	21.2	25.9	27.0
	外 来	546	2,856	7,916	11,059	11,270
	一日平均外来	2.2	12.2	32.8	45.7	46.4
	計	546	5,232	15,662	20,508	21,125

科目	年度 患者数	H30	R1	R2	R3	R4
歯 科 口 腔 科 外	入 院	131	536	1,073	1,174	1,219
	一日平均入院	0.4	1.5	2.9	3.2	3.3
	外 来	4,637	5,134	5,189	6,319	5,966
	一日平均外来	19.0	21.8	21.5	26.1	24.6
	計	4,768	5,670	6,262	7,493	7,185
放 射 線 科	入 院	0	2	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	326	690	1,093	1,660	1,719
	一日平均外来	1.3	2.9	4.5	6.9	7.1
	計	326	692	1,093	1,660	1,719
麻 酔 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	0	121	520	617	636
	一日平均外来	0	0.5	2.2	2.5	2.6
	計	0	121	520	617	636
脳神経外科	入 院	0	643	2,436	2,588	3,356
	一日平均入院	0	1.8	6.7	7.1	9.2
	外 来	448	1,236	1,550	1,895	2,322
	一日平均外来	1.8	5.3	6.4	7.8	9.6
	計	448	1,879	3,986	4,483	5,678
小 児 心 臓 外 科	入 院	0	367	1,004	947	811
	一日平均入院	0	1.0	2.8	2.6	2.2
	外 来	93	81	116	86	84
	一日平均外来	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3
	計	93	448	1,120	1,033	895
心 臓 血 管 外 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	0	0	0	0	0
	一日平均外来	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
合 計	入 院	7,182	36,527	99,728	111,415	114,593
	一日平均入院	19.7	99.8	273.2	305.2	314.0
	外 来	61,253	74,243	96,150	111,994	116,827
	一日平均外来	251	315.9	399.0	462.8	480.8
	計	68,435	110,770	195,878	223,409	231,420

(5) 感染症患者収容状況

年 度 感染症名	H30	R1	R2	R3	R4
赤 痢	0	0	0	0	0
腸 チ フ ス	0	0	0	0	0
コ レ ラ	0	0	0	0	0
パ ラ チ フ ス	0	0	0	0	0
C O V I D - 1 9	0	13	671	583	723
合 計	0	13	671	583	723

(6) 新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、総合周産期母子医療センターにおける新生児部門では24時間365日体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。また、院外で出生した児については、本院の新生児専用救急車による新生児搬送を行っている。

実 績		(単位 人)				
年 度	項 目	H30	R1	R2	R3	R4
	出生体重 1,500g 未満	0	24	75	68	51
	出生体重 1,500g 以上 2,500g 未満	0	26	92	123	95
	出生体重 2,500g 以上	0	59	153	157	176
	合 計	0	109	320	348	322

新生児専用救急車による搬送者	156	79	173	161	176

2 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和38年（1963年）河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。平成3年（1991年）2月1日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成4年（1992年）4月1日組織変更により現在の熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所 在 地 西区河内町野出1410番地

診療科目 内科、外科、小児科

利用状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
区分					
外 来 数 (人)	2,682	2,606	2,511	2,308	2,184

3 植木病院

植木病院は、昭和27年（1952年）9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年（1955年）の町村合併により、昭和31年（1956年）1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年（2002年）12月に現在地に移転改築、平成22年（2010年）3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院と名称を変更、病床数141を有し、地域住民に質の高い急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、疾病予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割を担っている。

(1) 概要

所 在 地 北区植木町岩野285-29

病 床 数 141床[一般102床（うち地域包括ケア病床14床、人間ドック病床2床）、療養39床]

職 員 数 医師10人 看護職員68人 医療技術員20人 事務その他11人

(2) 使用料

特 別 室 A (5室) 1人1日 5, 500円 B (16室) 1人1日 3, 300円
C (11室) 1人1日 2, 750円

(3) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
内 科	入 院	14,709	16,427	14,809	10,821	10,525
	一日平均入院	40.3	44.9	40.6	29.6	28.8
	外 来	12,849	13,045	7,633	9,647	10,873
	一日平均外来	52.7	54.4	31.4	39.7	44.7
	計	27,558	29,472	22,442	20,468	21,398
予 防 接 種 ・ 健 診 等	外 来	4,584	4,242	5,517	8,181	7,160
循 環 器 内 科	入 院	3,575	6,224	7,767	9,777	9,671
	一日平均入院	9.8	17.0	21.3	26.8	26.5
	外 来	5,069	5,773	6,999	8,201	9,713
	一日平均外来	20.8	24.1	28.8	33.7	40.0
	計	8,644	11,997	14,766	17,978	19,384
脳神経外科	入 院	3,635	4,110	2,864	3,926	3,935
	一日平均入院	10.0	11.2	7.8	10.8	10.8
	外 来	809	818	797	941	1,126
	一日平均外来	3.3	3.0	3.3	3.9	4.6
	計	4,444	4,928	3,661	4,867	5,061
外 科	入 院	2,328	2,335	1,301	691	0
	一日平均入院	6.4	6.4	3.6	1.9	0
	外 来	2,566	2,096	1,404	815	423
	一日平均外来	10.5	8.7	5.8	3.4	1.7
	計	4,894	4,431	2,705	1,506	423
整 形 外 科	入 院	6,102	9,498	7,294	8,620	7,731
	一日平均入院	16.7	26.0	20.0	23.6	21.2
	外 来	4,730	5,352	4,786	3,979	4,875
	一日平均外来	19.4	22.3	19.7	16.4	20.1
	計	10,832	14,850	12,080	12,599	12,606
合 計	入 院	30,349	38,594	34,034	33,835	31,862
	一日平均入院	83.1	105.4	93.2	92.7	87.3
	外 来	30,607	31,326	27,136	31,764	34,170
	一日平均外来	125.4	130.5	111.7	131.3	140.6
	計	60,956	69,920	61,171	65,599	66,032

4 旧市民病院解体

旧熊本市市民病院は、平成28年熊本地震の影響により北館及び南館が使用できなくなったため、令和元年（2019年）10月の新病院に合わせ、同年10月に施工業者と契約後、解体工事に着手した。

しかし、工事に伴う振動や騒音、粉塵等による苦情が増加し、個別での対応が難しくなったことから、住民説明会を開催したが、工事を継続することに周辺住民のご理解が得られなかったため、令和2年（2020年）10月から工事を中断した。

令和3年（2021年）5月に政策局に旧熊本市市民病院解体対策室を立ち上げ、定期的に周辺住民宅を訪問し、健康アンケートの実施や工事に関するご要望等をお伺いするなど、周辺住民のご理解を得よう丁寧な対応に努めてきた。

その後、令和4年（2022年）2月に地元自治会及び住民代表から解体工事及び跡地の利用に関する要望書が市長に提出され、同月に要望書への回答を地元自治会へ提出、同年4月に工事再開に向けた住民説明会において工事再

開のご理解が得られたため、同年５月から工事を再開し、令和５年（２０２３年）７月末の工事完成に向けて、工事を進めている。

（１）概要（令５．４．１現在）

旧熊本市民病院の工事概要

工 事 名 熊本市民病院解体その他工事

所 在 地 熊本市東区湖東１丁目１番６０号

工 期 令和元年（２０１９年）１０月２日～（当初）令和３年（２０２１年）３月１５日
（変更）令和５年（２０２３年）７月３１日

契約金額 （当初） １１億 ６５８万９,０００円
（変更） １０億６,５２５万９,８１２円

契約相手方 幸明・古閑・堀田・大建特定建設工事共同企業体

教 育

1	概 況	401
2	青 少 年 育 成	402
3	学 校 教 育	405
4	図 書 館	420
5	熊 本 博 物 館	424

1 概況

少子高齢化に加え、グローバル化や情報化の進展など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境も、いじめの社会問題化や不登校の増加、インターネットを通じたトラブルなど多くの課題を抱えている。

これからの予測困難な時代の中で、子どもたちの健やかな成長は私たち大人に課せられた重要な使命である。社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力を伸ばすなど、主体的に社会の課題を解決する力を含め、自分の人生を描き、どう切り拓いていくかという、生き抜く力の育成が一層重要となる。

こうした背景を踏まえ、令和元年度（2019年度）には、熊本市総合計画の中間見直しを行った。中間見直し後の熊本市総合計画基本計画においても、3つのまちづくりの重点的取組のうち、「安心して暮らせるまちづくり」に具体的な取組を掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成28年（2016年）3月に、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の基本となる指針として策定された「熊本市教育大綱」をもって熊本市教育振興基本計画に代えることとした。

令和2年（2020年）7月には、「熊本市教育大綱」の第1期4年間の計画期間満了に伴い、第2期となる「熊本市教育大綱」が策定された。策定にあたっては、本市市政運営の基本方針である「第7次総合計画」の中間見直しや国の第3次教育振興基本計画、新学習指導要領の内容等を踏まえ、施策を取りまとめ、熊本市教育振興基本計画についても新たに策定を行った。

【参考】

（1）熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）（令和2～5年度）

基本理念

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

（2）取組の方向

- 1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 最適な教育環境の整備
- 4 学校教育と福祉の連携の推進
- 5 多彩な学習機会の提供と創造
- 6 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
- 7 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

（3）重点的取組

- 1 いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応
- 2 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
- 3 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- 4 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

2 青少年育成（地域教育推進課、放課後児童育成課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センター活動の中で非行・被害防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（１）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する協議を行うとともに、関係行政機関相互の情報共有を行う。事務局は本市地域教育推進課に置く。

委 員 構 成 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員
任 期 在職期間（ただし学識経験者は２年）
事 業 内 容 協議会の開催

イ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、熊本市教育委員会から委嘱を受けた熊本市青少年指導員によって、自らの資質の向上と連携の強化を図るため、平成元年５月に自主的に結成された任意団体。

（２）児童育成クラブ

目 的 放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。

開 設 日 ４月１日～翌年３月３１日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）

開 設 時 間 平日：児童の下校時間～午後６時〔延長時間 午後６時から午後７時〕
土曜日及び長期休業期間：午前８時～午後６時

支 援 員 ５７６名（令５．５．１現在）

巡 回 指 導 員 １７名（令５．５．１現在）

開 設 状 況 （公営）８０箇所６，５０５名 （民営）１５箇所７１５名（令５．５．１現在）
※開設時間、支援員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

（３）青少年センター活動

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行・被害防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行・被害防止のための必要な事項。

イ 熊本市青少年指導員

(令5. 5. 1現在)		
身 分	推薦について	人 員 (人)
有償ボランティア	校区青少年健全育成協議会及び自治協議会等の推薦	251
計		251

ウ 指導状況

① 実施状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
街頭指導実施状況					
年間街頭指導実施回数（回）	934	861	656	714	905
従事した青少年指導委員延べ人員（人）	4,404	3,987	1,877	1,938	3,096
指導した青少年の総数（人）	2,774	3,054	1,849	2,432	3,223

② 学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学 職 別	行為別 年度	喫 煙	怠 学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小 学 生	R2	-	-	33	-	4	32	69
	R3	-	-	78	1	-	29	108
	R4	-	3	56	1	120	24	204
中 学 生	R2	-	-	185	3	3	21	212
	R3	7	-	274	3	3	64	351
	R4	1	6	306	11	111	15	450
高 校 生	R2	-	1	1,465	29	48	7	1,550
	R3	4	13	1,872	2	48	-	1,939
	R4	2	35	2,366	15	99	20	2,537
そ の 他	R2	-	-	5	4	-	9	18
	R3	4	-	20	10	-	-	34
	R4	7	-	24	-	-	1	32
計	R2	-	1	1,688	36	55	69	1,849
	R3	15	13	2,244	16	51	93	2,432
	R4	10	44	2,752	27	330	60	3,223

エ 熊本市小学校生徒指導協議会・熊本市中学校生徒指導委員会・熊本市高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

(4) 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、主に小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やPTAとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ 家庭教育地域リーダーフォローアップ研修

地域の核となって家庭教育を推進する家庭教育地域リーダーのフォローアップ研修を実施している。令和3年度（2021年度）から、熊本市教育センターのYouTubeチャンネルを通じ、研修内容を動画で配信している。

（５）青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動等を通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア 青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。なお、全棟（体育室を除く）にわたる屋根の不具合に伴い、平成31年（2019年）4月15日から受け入れを中止している。（令和7年（2025年）4月供用開始予定）

① 金峰山少年自然の家

所在地 西区池上町3071-5
開設年月日 昭和50年（1975年）10月1日
定員 200人
施設内容 宿泊棟（児童用23室・引率者用2室・バリアフリー1室・バリアフリー浴室）
研修室・体育室・食堂・浴室・保健室・事務室・つどいの広場・野外炊飯場
屋外多目的ハウス

利用状況 (平31.4.1現在)

年度 団体名	H26		H27		H28		H29		H30	
	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)
小学校	96	23,322	87	22,156	87	13,667	70	16,736	78	20,891
中学校	3	262	10	1,670	3	340	2	240	3	308
少年団体	32	2,769	20	1,397	7	719	17	1,148	20	1,221
その他の団体	7	2,146	18	4,200	5	2,506	13	4,015	9	2,818
主催事業	15	1,684	12	1,048	6	338	9	760	11	1,012
合計	153	30,183	147	30,471	108	17,570	111	22,899	121	26,250
稼働率(%)	78.8		77.3		66.5		60.7		67.1	

(注) 稼働率(%) = (利用日数／開所日数) × 100

（６）青少年の交流

国内外の友好姉妹都市との間で、青少年の交流活動を通して、両市の友好と親善を深める。

ア 国際交流（令和4年度（2022年度））

① 熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（オンライン交流）
実施日 令和4年（2022年）7月17日（日）
令和4年（2022年）12月3日（土）
参加者 39人（学生：熊本市35人、ハイデルベルク4人）

イ 国内交流（令和4年度（2022年度））

① 熊本市・福井市小学生交流事業
実施日 令和4年（2022年）7月10日（日）オンライン交流
令和4年（2022年）8月5日（金）～8月7日（日）受入
令和4年（2022年）11月20日（日）オンライン交流
令和5年（2023年）1月6日（金）～1月8日（日）派遣
参加者 24人（小学生：熊本市12人、福井市12人）

3 学校教育

現在、Society5.0時代の到来といった急激な社会的変化が進む中、子どもたちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していかなければならない。

このような中で、今求められているのは、熊本市教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」ことである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、令和2年（2020年）7月に策定した「熊本市教育振興基本計画（令和2～5年度）」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

また、平成30年（2018年）3月に「学校改革！教員の時間創造プログラム」を、令和3年（2021年）3月には「第2期学校改革！教職員の時間創造プログラム」を策定し、教職員が心身ともに健康で、ゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくっていくために、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進している。

令和5年度（2023年度）の主な取組は次のとおりである。

- ・自ら学びに向かう力を育む教育の推進（市立高校及び専門学校の改革、天明校区施設一体型義務教育学校の整備、学校施設整備方針の検討、学校等で使用する地域教育情報ネットワークの運用、プログラミング教育の推進、小中学校の図書館の充実、市立高校の空調費の公費化）（学校施設課、指導課、教育センター、教育改革推進課）
- ・多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充（いじめ・不登校への対策、学級支援員の配置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）（総合支援課）
- ・働き方改革の推進（部活動指導員の配置、学校事務のDX化の推進、教職員人材の確保）（指導課、教育政策課、教職員課）
- ・安全安心な学校づくりの推進（学校施設・設備等の整備）（学校施設課）
- ・生涯学習関連施設の機能充実（熊本博物館の設備の整備）（熊本博物館）

（1）市内学校数 （指導課）

（令5.5.1現在）

区分\校種別	大 学	短 大	高 校	特別支援学校	中 学	小 学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	4				16
市			2	2	42 (1)	92	6	144 (1)
私	6	1	14		8		19	48
合計	8	1	27	7	51 (1)	93	26	213 (1)

（注）（ ）は分校の数を別掲 区分中の「国」は独立行政法人（旧国立熊本大学）

（2）市立学校児童生徒数 （教職員課）

（令5.5.1現在）

区分\校種別	学校数	学級数	児童生徒	教員数
幼稚園	6	20	244	46
小学校	92	1,702	40,217	2,474
中学校	42 (1)	731	19,515	1,365
高等学校	2	42	1,600	113
特別支援学校	2	21	141	60
専修学校	1	8	124	16
合計	145 (1)	2,523	61,841	4,074

（注）（ ）は分校の数

教育

(3) 児童生徒数の変遷 (教職員課) (各年度 5.1現在)

年度 区分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児 童 生徒数	小学校	40,922	40,704	40,754	41,045	40,617	40,217
	中学校	18,932	19,044	19,358	19,077	19,430	19,515

(4) 学校施設の現況 (学校施設課・教職員課)

ア 小学校施設の現況

(令5.5.1現在)

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間 照明施設 開設年月
					校 舎	屋内運動場		
1	壺 川	409	23	17	4,341	594	9,104	
2	碩 台	142	15	8	3,610	594	12,093	
3	白 川	430	24	17	4,505	919	12,908	
4	城 東	240	16	11	4,444	725	15,195	
5	慶 徳	117	22	11	4,268	919	6,563	
6	一 新	356	21	15	4,345	725	12,615	
7	五 福	257	20	13	3,158	804	6,682	昭52.10
8	向 山	457	28	19	4,123	725	16,652	
9	黒 髪	413	30	16	5,477	796	10,472	
10	大 江	694	36	26	4,544	725	11,724	
11	本 荘	69	16	8	4,083	894	11,533	
12	春 竹	483	30	19	5,444	1,049	15,465	
13	古 町	132	13	8	2,840	532	11,184	
14	春 日	289	21	15	4,349	725	14,224	昭49. 9
15	城 西	654	37	25	6,311	1,170	20,277	昭60. 9
16	花 園	404	21	16	4,893	945	17,199	昭57.10
17	池 田	446	24	19	4,990	1,225	12,569	
18	出 水	435	28	20	4,657	826	11,682	
19	白 坪	417	28	17	5,690	945	16,004	
20	画 図	985	51	37	6,775	919	17,278	昭54.10
21	砂 取	412	26	15	4,686	1,119	18,074	
22	健 軍	601	41	24	6,930	945	25,678	
23	清 水	522	34	25	5,741	1,036	16,849	昭49. 9
24	日 吉	340	25	16	5,453	976	15,199	昭55. 4
25	川 尻	482	29	21	5,184	1,049	22,553	昭60. 9
26	力 合	501	32	22	5,001	594	16,836	昭60. 4
27	御 幸	656	32	24	4,939	1,039	18,787	昭52.10
28	田 迎	403	24	16	4,619	1,203	13,513	昭62. 3
29	高 橋	97	11	7	1,912	666	7,271	
30	池 上	250	17	12	3,705	919	16,088	平元. 5
31	城 山	705	39	28	5,370	924	24,427	昭57. 4
32	託 麻 原	625	32	22	6,555	1,049	21,748	
33	秋 津	623	32	24	4,933	923	16,104	
37	泉 ケ 丘	398	23	15	4,844	919	18,362	
38	小 島	307	25	17	2,856	1,093	12,462	
39	龍 田	626	35	26	5,633	850	14,556	昭62. 8
40	帯 山	773	47	31	6,156	1,069	20,252	
41	中 島	269	18	14	3,060	532	13,529	
42	白 山	573	30	24	5,038	1,049	20,199	
43	若 葉	389	22	15	4,619	1,049	18,784	
44	城 北	388	25	18	5,422	1,017	18,958	昭60. 9
45	尾 ノ 上	636	37	27	5,923	792	21,434	昭55.11
46	西 原	663	40	26	5,204	887	19,084	昭49. 9
47	高 平 台	610	30	23	5,370	945	26,678	昭49. 9
48	楠	247	23	11	6,325	802	18,318	
49	託 麻 東	1,288	62	46	6,628	725	24,305	
50	託 麻 西	860	47	33	6,589	945	18,873	昭52.10

(令5. 5. 1現在)

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間 照明施設 開設年月
					校 舎	屋内運動場		
51	託 麻 北	502	30	21	4,126	920	15,971	昭60. 4
52	桜 木	454	28	22	6,361	725	20,806	昭49. 9
53	東 町	575	39	25	5,945	1,436	20,272	昭54. 10
54	麻 生 田	414	25	17	5,221	945	20,193	
55	武 蔵	362	24	16	4,971	945	18,102	
56	帯 山 西	506	29	21	4,319	725	17,965	
57	月 出	421	26	18	5,916	945	24,258	昭55. 11
58	出 水 南	771	40	29	6,005	945	16,287	
59	健 軍 東	237	19	12	5,960	725	21,385	昭58. 3
60	城 南	230	21	11	3,985	725	22,633	昭57. 12
61	田 迎 南	822	43	32	5,724	725	25,702	昭58. 3
62	弓 削	253	17	12	3,012	695	18,594	昭58. 3
63	託 麻 南	928	52	37	7,073	725	21,601	昭60. 4
64	山 ノ 内	566	29	21	5,535	724	28,949	昭61. 10
65	榆 木	509	30	22	3,824	918	18,859	
66	川 上	581	33	22	4,667	745	24,479	
67	西 里	301	22	15	4,375	1,161	35,546	平22撤去
68	北 部 東	733	36	27	4,976	1,337	19,179	
69	芳 野	76	12	8	1,993	797	13,124	
70	河 内	162	13	9	2,890	862	12,417	昭49. 3
71	飽 田 東	554	32	23	3,196	680	12,155	
72	飽 田 南	254	17	12	1,396	680	11,835	
73	飽 田 西	136	12	8	1,542	680	12,072	
74	中 緑	48	8	5	1,560	401	9,738	
75	銭 塘	121	13	8	2,179	378	12,246	
76	奥 古 閑	128	14	9	3,167	680	13,329	
77	川 口	52	10	6	2,273	420	12,066	
78	長 嶺	994	50	37	6,326	1,049	24,672	平17. 4
79	日 吉 東	474	25	18	4,649	919	26,118	
80	桜 木 東	531	30	21	3,456	919	26,103	
81	富 合	870	42	30	10,703	919	22,239	
82	杉 上	386	22	15	3,616	802	25,000	
83	隈 庄	832	46	33	5,569	800	15,151	
84	豊 田	213	16	11	3,469	800	23,084	
85	植 木	354	24	14	3,611	919	20,728	
86	山 本	80	10	7	2,582	797	14,595	
87	田 原	85	13	8	2,607	797	23,182	
88	菱 形	244	19	13	3,970	920	22,793	
89	桜 井	322	21	15	4,090	920	24,413	
90	山 東	145	14	8	3,320	922	22,154	
91	吉 松	151	14	8	3,463	919	16,267	
92	田 底	98	12	7	2,723	598	14,577	昭52. 6
93	田 迎 西	537	34	24	6,057	1,226	22,285	
94	力 合 西	672	38	27	4,711	1,199	33,342	
95	龍 田 西	460	28	19	6,333	1,201	23,029	
合 計		40,217	2,474	1,702	425,585	79,416	1,659,839	

イ 中学校施設の現況

(令5.5.1現在)

番号	学 校 名	生 徒 数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間 照明施設 開設年月
					校 舎	屋内運動場		
1	出 水	893	51	29	7,386	1,322	25,654	昭48.10
2	白 川	584	33	21	6,140	1,222	28,765	昭48.10
3	藤 園	310	30	14	5,627	1,138	18,483	昭48. 4
4	花 陵	412	29	16	5,957	994	20,331	昭48.10
5	城 南	387	30	16	6,038	1,138	24,459	昭47.10
6	京 陵	641	42	22	7,673	1,222	29,457	昭48. 4
	清水が丘分校	9	9	2	0	0	0	
7	西 山	503	31	18	6,225	1,463	29,968	昭49.10
8	江 南	251	21	10	3,519	1,138	23,240	昭48. 4
9	江 原	272	26	12	4,433	981	25,360	昭49.10
10	竜 南	298	23	12	4,870	981	18,629	昭48.10
11	桜 山	186	18	9	4,394	981	19,596	昭48. 4
12	湖 東	429	33	18	5,759	1,138	28,502	昭47.10
13	託 麻	1,016	59	33	6,923	1,222	24,430	昭48.10
14	三 和	526	37	19	4,715	981	21,813	昭48. 4
15	城 西	217	22	11	4,180	1,171	13,784	昭48.10
16	帯 山	945	58	31	7,890	1,277	25,675	昭48. 4
17	東 野	466	35	19	5,816	1,222	19,304	昭48.10
18	錦ヶ丘	829	49	27	6,934	1,571	20,062	昭48.10
19	二 岡	496	33	20	4,351	1,558	24,500	昭48. 4
20	東 部	423	33	17	4,704	734	21,422	
21	楠	356	26	14	6,939	724	24,570	平20. 3
22	西 原	579	38	21	6,943	1,124	29,588	
23	武 蔵	348	26	14	4,864	780	22,407	昭56. 6
24	東 町	384	27	15	7,622	1,020	21,500	昭58. 3
25	出 水 南	735	47	26	5,978	780	27,592	昭58. 3
26	清 水	469	30	18	6,294	1,222	22,702	
27	井 芹	271	24	11	5,313	981	29,318	
28	北 部	705	47	27	5,815	1,261	25,944	平19.10
29	芳 野	41	16	5	2,458	910	31,550	昭55. 5
30	河 内	71	14	5	2,993	2,007	15,238	昭49. 3
31	飽 田	409	27	16	3,730	1,280	15,260	
32	天 明	175	16	8	3,918	1,133	22,867	
33	長 嶺	988	58	32	7,165	1,221	41,148	
34	力 合	582	37	21	4,449	981	30,006	
35	龍 田	591	36	21	5,056	981	27,141	平18. 4
36	日 吉	421	26	14	5,035	981	30,581	平17. 4
37	桜 木	529	31	18	5,752	981	26,307	
38	富 合	365	26	13	6,609	1,368	31,915	昭58. 8
39	下益城城南	628	41	23	6,894	1,772	28,777	
40	鹿 南	295	26	12	5,178	981	28,885	
41	五 霊	348	28	14	4,193	1,032	25,798	
42	植 木 北	132	16	7	3,293	984	26,209	
合 計		19,515	1,365	731	230,025	47,958	1,048,737	

※清水が丘分校の設置者は熊本県。

教育

ウ 幼稚園施設の現況

(令5.5.1現在)

番号	園名	園児数	教員数	学級数		園舎保有面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
				通常	通級		
1	碩台	29	8	3	3	817	1,272
2	一新	36	7	3	3	914	3,143
3	向山	34	6	3	1	635	2,943
4	川尻	29	9	3	4	788	2,380
5	楠	30	7	3	2	606	2,197
6	隈庄	86	9	5		875	3,341
合計		244	46	20	13	4,893	15,276

- ※ 碩台幼稚園 教員数には、ことばの教室の3人が含まれる。
- ※ 一新幼稚園 教員数には、ことばの教室の2人あゆみの教室の1人が含まれる。
- ※ 向山幼稚園 教員数には、ことばの教室の1人が含まれる。
- ※ 川尻幼稚園 教員数には、ことばの教室の2人、あゆみの教室の2人が含まれる。
- ※ 楠幼稚園 教員数には、ことばの教室の2人が含まれる。

エ 高等学校

市立必由館高等学校概要

明治44年（1911年）に創立し、創立112年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成13年（2001年）には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科9クラス（普通科6、国際コース1、芸術コース1、服飾デザインコース1）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編成するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい成果を残している。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

昭和32年（1957年）に商業高校としてスタート以来66年目を迎えた高等学校であり、平成12年（2000年）には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科2クラス（国際経済コース1、健康スポーツコース1）、情報科3クラス（OA会計コース2、経営情報コース1）の二つの学科を持つ高校となった。

令和5年度（2023年度）には、熊本市立高等学校・専門学校改革により、1学年健康スポーツ探究科1クラス、情報ビジネス探究科4クラスの2つの学科に学科改編を行った。

健康スポーツ探究科においては、健康・スポーツに関する専門的な知識・技能を身につけ、全国や世界レベルの競技力と共に、熊本市のスポーツ振興に貢献できる人材の育成を図り、情報ビジネス探究科においては、情報・ビジネスに関する専門的な知識・技能を身につけ、実社会が求める社会人基礎力と共に、熊本市の経済発展に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。

また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもあり、他にもeスポーツや商業系の競技大会、ボランティア活動においても活躍をしている。

施設の概要

(令5.5.1現在)

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)
					校舎	屋内運動場	
1	必由館	1,057	67	27	14,520	2,546	70,085
2	千原台	543	46	15	7,071	3,774	55,434
合計		1,600	113	42	21,591	6,320	125,519

オ 特別支援学校

平成さくら支援学校概要

平成29年（2017年）4月に開校した知的障がいのある生徒を対象とする特別支援学校高等部である。普通科・一般学級を設置しており、1学年3学級編制である。

「自立・夢・挑戦」を校訓とし、夢を育み、何事にも挑戦していく生徒の育成をめざし、卒業後の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を進めている。

施設の概要 (令5.5.1現在)

学 校 名	生徒数	教員数	建 物 保 有 面 積 (㎡)		校地面積 (㎡)
			校 舎	室内運動場	
平成さくら支援学校	70	29	4,750	971	21,602

あおば支援学校概要

令和2年（2020年）4月に開校した知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校小中学部である。普通科・一般学級を設置しており、小学部は1学年1学級、中学部は1学年2学級編制である。

「明るく なかよく おおらかに」を校訓とし、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育を行うことにより、将来の自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を育成する教育を進めている。

施設の概要 (令5.5.1現在)

学 校 名	児童生徒数		教員数	建 物 保 有 面 積 (㎡)		校地面積 (㎡)
	小学部	中学部		校 舎	室内運動場	
あおば支援学校	36	35	31	3,401		4,507

2校は、本市における特別支援教育の充実に向け、学校を含む関係機関や保護者に対して、研修及び教育相談等の拠点機能を担っている。

カ 専修学校

総合ビジネス専門学校概要

昭和24年（1949年）に創立して75年目を迎える。建学の精神は「無名にして有力 役に立つ人間」。卒業生は8,400名を超え熊本市を中心に地域の企業等で活躍している。全国に2校しかない「商業系公立専門学校」であり、手厚い就職支援により就職率は高い。

総合ビジネス科（専門課程2年）は、情報ビジネス、経理ビジネス、観光サービスの3コースがあり、「ビジネスに関する実践的で専門的な知識や技能を活用して、地域に根差し地域で活躍する人物を育成する」ことを教育目標とする。

令和5年度（2023年度）より「キャリア創造学科（専門課程2年）」を新設し、社会の急激な変化に対応した、新しい価値・イノベーションを生み出す起業家的資質・能力や実践力を身につけることを目指す。

両科とも、卒業時に「専門士」の称号を得て、短大卒と同等の待遇を受ける。

施設の概要 (令5.5.1現在)

学 校 名	生徒数	教員数	建 物 保 有 面 積 (㎡)		校地面積 (㎡)
			校 舎	屋内運動場	
総合ビジネス専門学校	124	16	3,727		4,399

(5) 特別支援学級設置状況 (総合支援課・教職員課) (令5.5.1現在)

区 分	小 学 校			中 学 校			合 計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	141	770	157	59	303	67	200	1,073	224
自閉症・情緒障害学級	159	893	170	88	523	92	247	1,416	262
肢体不自由学級	22	28	22	13	15	11	35	43	33
院 内 学 級	3	5	6	1	4	5	4	9	11
病 弱 学 級	13	18	11	10	11	12	23	29	23
弱 視 学 級	1	1	2	2	2	2	3	3	4
難 聴 学 級	3	9	6	7	12	5	10	21	11
合 計	342	1,724	374	180	870	194	522	2,594	568

(6) 中学校卒業者の進路状況 (指導課)

(令5.5.1現在)

進路別			区分	男	女	合計	比率（％）
卒 業 生 総 数				3,366	3,154	6,520	100
進 学 者	高等学校 の本科	全日制	3,080	2,861	5,941	91.11	
		定時制	39	12	51	0.78	
		通信制	137	228	365	5.60	
	高等専門学校		68	26	94	1.44	
	合計		3,324	3,127	6,451	98.94	
専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等			6	3	9	0.14	
就職者（含自家営業）			12	1	13	0.20	
無 業 者			5	5	10	0.15	
未 定			19	18	37	0.57	

(7) 熊本市奨学金制度 (指導課)

ア 目的 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

イ 貸付要件 次の要件をすべて満たす者

- ・熊本市に居住する者の被扶養者であること。
- ・学校教育法に規定する学校等（高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程）に在学していること。
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

ウ 貸付金額及び定数

区 分	定数 (人)	種別	貸付月額	自宅外通学生 加算額 (月額)	第1学年加算額 (初回のみ)
高等学校	380	国・公立	18,000円	—	50,000円
高等専門学校		私立	30,000円		100,000円
専修学校 (高等課程)					
大学		国・公立	42,000円	6,000円	150,000円
短期大学		私立	51,000円	10,000円	200,000円
専修学校 (専門課程)					

注1 加算は、申請に基づき付加する。

注2 申請により、貸付月額を2分の1に相当する額に減額することができる。

エ 貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限

オ 返 還 奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。(無利子)

教育

（８）熊本市高校等進学支援金（指導課）

- ア 目 的 高校等に進学する生活困窮者等を対象に進学支援金を支給し、経済的負担の軽減を図る。
- イ 支給要件 次の要件を全て満たす者
- ・高校等への進学を希望し、翌年度に高校等へ入学すること。
 - ・熊本市内に居住していること。
 - ・生活保護を受給していること、又は市町村民税の所得割が非課税の世帯であること。
 - ・これまで熊本市高校等進学支援金の支給を受けていないこと。
 - ・熊本市暴力団排除条例に定める暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこと。
- ウ 支給金額 ４０，０００円（一律）※返還不要
- エ 支給時期 原則、高校等入学前に支給

(9) 就学援助費（指導課）

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

年度 区分		H30		R1		R2		R3		R4	
児童生徒数 (人)	小学校	41,045	60,122	40,922	59,854	40,704	59,748	40,754	60,112	40,617	60,047
	中学校	19,077		18,932		19,044		19,358		19,430	
認定者数 (人)	小学校	5,785	8,981	5,655	8,838	5,669	8,898	5,524	8,801	5,430	8,745
	中学校	3,196		3,183		3,229		3,277		3,315	
認定率 (%)	小学校	14.1	14.9	13.8	14.8	13.9	14.8	13.6	14.6	13.4	14.6
	中学校	16.8		16.8		17.0		16.8		17.1	
援助総額 (千円)	小学校	423,597	798,354	401,710	763,174	409,937	767,181	399,652	776,251	394,513	764,603
	中学校	374,757		361,464		357,244		376,599		370,090	

令和4年度（2022年度）支給実績

（単位 円）

学用品費等	小学校		援助総額	中学校		援助総額
	1年	13,230		1年	25,040	
	2～6年	15,500	79,702,641	2・3年	27,310	86,010,496
補助教材費	5・6年	4,000	3,716,968			
新入学児童生徒学用品費	3年度入学前支給 51,060		43,788,600	3年度入学前支給 60,000		60,345,000
修学旅行費	実費		21,338,310	実費		48,708,537
通学費	実費		90,714	実費		117,150
医療費	実費		3,357,376	実費		1,650,322
学校給食費	実費		236,726,533	実費		168,891,274
校外活動費	実費		5,791,768	実費		4,367,050
合計			394,512,910			370,089,829

(10) 私学助成（指導課）

（単位 千円）

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4
高等学校 中学校	29,999	29,999	28,836	23,999	24,000

(11) 国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（地域教育推進課）

ア 熊本市からの派遣（令和4年度（2022年度））

派遣人員	在籍校	派遣先
高校生 0名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニーカトリック高校 インカーネーション高校

イ サンアントニオ市からの受入（令和4年度（2022年度））

受入人員	在籍校	受入先
高校生 0名	セントアンソニーカトリック高校 インカーネーション高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度（2021年度）から派遣・受入ともに中止

(1 2) 学校給食（健康教育課）

ア 実施状況 (令5.5.1現在)

区 分	種 類	実施校数	児童生徒数	給 食 費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師等
小学校	完全給食	92校	40,248人	1食単価243円	50人	75人
中学校	完全給食	42校	19,537人	1食単価295円	20人	0人

イ 学校給食共同調理場 (令5.5.1現在)

施設名（開設年月）	所 在 地	対象校
東共同調理場（昭48.4）	東区東町3丁目3番2号	東野中、錦ヶ丘中、東町中、桜木中
西原共同調理場（昭53.4）	東区保田窪4丁目9番1号	西原中、帯山中
城西共同調理場（昭53.4）	西区小島8丁目17番1号	城西中、三和中、飽田中、県立かがやきの森支援学校
京陵共同調理場（昭54.4）	中央区京町本丁1番14号	京陵中、竜南中、白川中、藤園中
日吉共同調理場（昭54.9）	南区日吉1丁目4番50号	花陵中、江南中、江原中、力合中、平成さくら支援学校
武蔵共同調理場（昭56.4）	北区武蔵ヶ丘4丁目19番1号	武蔵中、清水中
出水南共同調理場（昭58.4）	中央区出水7丁目86番1号	出水南中、出水中、湖東中、託麻中
井芹共同調理場（平2.6）	西区上熊本3丁目28番25号	井芹中、西山中、北部中
長嶺共同調理場（平5.4）	東区長嶺南7丁目21番40号	長嶺中、二岡中、東部中
龍田共同調理場（平6.4）	北区龍田7丁目9番16号	龍田中、楠中、桜山中
城南共同調理場（平8.4）	南区八幡8丁目1番1号	城南中、日吉中、富合中
富合共同調理場（平11.3）	南区富合町清藤472番地	富合小、飽田東小
植木共同調理場（平19.3）	北区植木町広住342番地1	鹿南中、五霊中、植木北中、植木小、菱形小、桜井小

(1 3) 熊本市学校給食会（健康教育課）

名 称	公益財団法人 熊本市学校給食会
事務所の所在地	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室2階
設 立 年 月 日	平成8年（1996年）4月2日
目 的	学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事 業	学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進 ・ 物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催 ・ 市産品導入の推進 ・ 特別栽培（減農薬）農産物等の導入推進 ・ 学校給食交流会の支援 ・ 学校給食用物資の生産地視察 学校給食の普及・奨励（改善・充実） ・ 登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催 ・ 納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催 学校給食の実施に必要な調査研究 ・ 学校給食用物資の定期検査及び放射能検査 その他目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	100,000千円

(14) 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所 在 地	中央区千葉城町2番35号
施 設 内 容	5階 機械室
	4階 大研修室
	3階 第1研修室 第2研修室 第3スタジオ 第4スタジオ
	2階 小研修室 中研修室 図書・資料室(管理班) 職員室(研修研究班・授業づくり支援班)
	1階 第1スタジオ 第2スタジオ ICT支援室 所長室 事務室(教育情報班)
	地階 機械室

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

- ・ 令和5年度(2023年度)委嘱研究員 15部会55人(委嘱期間 令5.4～令7.3)
- ・ 検証授業の実施
- ・ 定例部会の実施
- ・ 研究発表会の実施(オンデマンド配信)

② 研究論文・教育実践募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

- ・ 募集期間 令和6年(2024年)1月5日～1月12日(予定)
- ・ 各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- ・ 指導案、研究紀要の収集、保管、提供(データベース化)
- ・ 教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- ・ 拡大印刷による教材作成
- ・ プロジェクター、スクリーン等の貸出

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校、高等学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

- ・ 熊本県主催教科書展示会 令和5年(2023年)6月14日～6月27日

教育

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ 研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を図る。

ＯＪＴ推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

- ・ 研究員活動
- ・ 派遣（パッケージ）研修
- ・ 教育情報の配信・提供
- ・ 授業力向上支援員派遣研修

ＳＤ（自己啓発）活性化支援研修

- ・ コーチング研修（１講座）
- ・ カウンセリング研修（１講座）
- ・ 働き方改革研修（１講座）
- ・ 学校マネジメント研修（２講座）
- ・ 教育の情報化研修（２０講座）
- ・ 特別支援教育研修（４講座）
- ・ Talk Room（５月から随時開催）
- ・ 教師塾「きらり」（ベーシック研修、アドバンス研修）

ＯＦＦ－ＪＴ（学校外）研修

- ・ 経年者研修
初任者研修（幼稚園教諭１０講座、小中学校教諭７～８講座、高校教諭１８講座※県立センター研修含む、養護教諭１１講座、栄養教諭９講座、事務職員２講座）
教職員１年目研修（６講座）
初任校２年目研修（５講座） 初任校３年目研修（５講座）
中堅教諭等資質向上研修（８講座）
１５年経験者研修（４講座）
新規臨任研修（４講座） ２年目臨任研修（３講座） ３年目臨任研修（２講座）
「初めての学級担任」 臨任研修（１講座、インターネット配信）
臨任専門研修（養護助教諭２講座・学校栄養職員（臨時）２講座・幼稚園講師２講座）
- ・ Kumamoto Education Week2022-23
- ・ 職能研修（１７講座）
教育の情報化研修（４講座）
幼小合同研修（１講座） 新任管理職【校長・園長】（６講座）、【教頭】（５講座）
新任管理職（教頭）事前研修（１講座）

エ 教育委員会の情報施策の推進に関する事業

教育委員会におけるＩＣＴ活用及び情報機器の整備を通して、教育の情報化推進に取り組む。

教育の情報化に関すること

- ・ 教育の情報化推進に向けての企画調整
- ・ 学校におけるＩＣＴ環境整備
- ・ ＩＣＴ活用研究モデル校（４校）による研究

- ・校務の情報化推進のための調査研究
- ・オンライン授業の実施手順、環境の整備
- ・教育の情報化に関するホームページ、YouTubeチャンネル、Facebook等による情報発信

研修プログラムの開発

- ・タブレット端末、電子黒板、プログラミング教材等のＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
- ・情報活用能力育成のための研修の開発
- ・情報モラル教育の啓発と普及研修の開発
- ・情報モラル教育推進リーダー研修の開発

教育の情報化研修講座

- ・教育の情報化に関する研修講座の実施
パッケージ研修、オンライン研修による教科等指導におけるＩＣＴ活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

教育情報ネットワークの企画管理運用

- ・ネットワークの運用管理及び次期ネットワークの検討、整備
- ・情報端末管理（教員用ノートパソコン・タブレット端末等）
- ・教育センターホームページ運営
- ・ＩＣＴ支援員による授業支援、校内研修等の支援、メンテナンス

情報セキュリティ

- ・情報セキュリティ対策基準、実施手順の運用及び見直し
- ・学校等のセキュリティ研修

オ 授業づくり支援に関する事業

授業づくり支援訪問等を通して、教職員の授業力向上の支援を目指す。

授業づくり支援訪問・学校担当制

- ・計画訪問 ２年ローテーションで全小中学校を訪問
- ・随時訪問 学校との情報交換のために、担当者が月１回程度訪問
- ・要請訪問 学校の要請に応じ、授業参観や校内研修等に参加し、学校と連携して諸課題に対応

各教科等研修の実施

- ・小中学校授業研究会 ・教育課程研究協議会（７月、２月 オンデマンド配信）
- ・体育実技研修会 ・道徳教育推進研修会 ・理科実験事故防止研修

校内研修の支援・研究モデル校の実施・授業力向上支援員の派遣

心かがやけ月間（道徳）の実施

4 図書館

本市では、熊本市立図書館を中心とし、分館3館（植木図書館、城南図書館、とみあい図書館）、くまもと森都心プラザ図書館、15公民館図書室、男女共同参画センターはあもにい、議会図書室及び移動図書館による図書サービスネットワークを構築し、図書サービスの向上に努めてきた。

また、市全体での図書サービス業務の改善や取り組みの方向性を整理した「図書サービスのあり方について」を平成27年（2015年）3月に策定し、より市民に利用される図書館となるよう図書サービスの向上に取り組んでいる。加えて、令和元年（2019年）11月には電子図書館を開設し電子書籍の貸出サービスを開始した。

主な実施事業

資料の充実：熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室の選書購入を一元的に行い、各図書館の機能や公民館図書室の利用傾向等を考慮した資料を収集した。
契約時期を見直し、図書購入事務を迅速化することにより、早期の図書提供を実施した。

サービスの充実：熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づく「図書館における圏域住民の相互利用」において連携する市町村との相互利用を実施した。

電子図書館にて電子書籍の閲覧サービスを提供した。

市の図書搬送ネットワークに熊本県立図書館を加え、市立図書館等において県立図書館蔵書の貸出・返却が出来るサービスを令和3年（2021年）1月から開始した。

子どもの読書推進：乳幼児期、小学校低学年・中学年・高学年及び中学生向けの良書を紹介した冊子等を作成・配布し、掲載図書の学校へのセット貸出等を実施した。

各学校が授業等で必要とする図書のリクエストに応じ、市立図書館や公民館図書室、他校にある図書の貸出を行った。

ア 施設

所在地 中央区大江6丁目1番74号

開館年月 昭和57年（1982年）11月

施設の概要 一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ 蔵 書 数

【単位：冊】（令5.3.31現在）

	0：総記	1：哲学	2：歴史	3：社会	4：自然	5：技術	6：産業	7：芸術
市立図書館	19,123	20,716	51,801	74,573	39,338	33,726	18,021	44,616
市立BM	8	125	67	76	199	358	102	88
植木図書館	1,163	2,806	5,080	8,322	4,880	4,994	2,005	4,136
植木BM	10	40	54	43	65	202	40	64
城南図書館	1,608	4,504	6,404	11,136	9,830	9,152	3,311	7,600
城南BM	27	40	106	117	112	196	76	122
とみあい図書館	1,415	2,552	4,441	7,014	6,803	7,775	2,481	5,874
プラザ図書館	10,699	20,874	29,266	71,867	33,438	36,532	19,365	33,042
東部	419	895	2,074	2,077	2,530	2,634	683	2,084
龍田	380	975	2,296	2,461	2,729	2,724	871	2,673
託麻	494	804	2,025	2,204	2,721	2,862	790	2,658
幸田	301	832	1,484	2,038	2,483	3,020	791	2,071
中央	250	619	1,039	1,474	1,646	2,136	516	1,415
清水	301	940	1,681	1,958	2,301	2,415	559	2,029
秋津	362	1,065	1,943	2,394	2,576	3,010	820	3,004
南部	320	1,075	1,636	2,047	2,554	3,230	780	2,543
花園	266	842	1,949	1,611	2,305	2,767	649	2,113
北部	290	551	1,174	1,370	1,572	2,135	458	1,272
河内	319	684	1,233	1,583	2,062	2,506	693	1,864
天明	331	686	1,067	1,491	1,698	2,247	629	1,640
飽田	495	1,005	1,895	2,272	2,637	3,286	1,055	2,631
西部	341	885	1,748	1,958	2,615	3,202	849	1,963
五福	162	449	946	1,159	1,487	1,894	431	1,187
はあもにい	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	39,084	63,964	121,409	201,246	128,581	133,003	55,975	126,689
比率（％）	2.4%	3.9%	7.4%	12.3%	7.8%	8.1%	3.4%	7.7%

※BM・・・移動図書館

	８：語学	９：文学	F：小説	E：絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	9,100	95,680	90,141	63,036	3,023	2,274	106	565,274
市立BM	6	304	1,940	319	47	0	0	3,639
植木図書館	921	7,709	14,646	9,141	770	1,703	2	68,278
植木BM	15	143	566	0	0	2	0	1,244
城南図書館	2,469	10,831	19,977	11,242	269	173	8	98,514
城南BM	20	161	637	221	24	0	0	1,859
とみあい図書館	1,224	23,961	27	9,432	149	838	70	74,056
プラザ図書館	8,314	38,537	44,866	16,394	0	1	702	363,897
東部	420	3,816	8,213	7,730	45	0	0	33,620
龍田	525	4,567	7,949	5,527	20	0	0	33,697
託麻	427	4,870	8,021	5,643	0	0	0	33,519
幸田	542	3,775	8,939	5,664	89	43	1	32,073
中央	296	2,257	3,734	2,169	0	26	0	17,577
清水	379	3,527	7,875	6,333	35	2	0	30,335
秋津	444	4,453	9,210	5,857	62	3	0	35,203
南部	417	4,266	9,747	5,797	33	31	0	34,476
花園	409	4,750	9,696	5,722	272	1	1	33,353
北部	241	2,851	7,331	4,756	0	0	0	24,001
河内	309	2,776	7,133	4,691	0	22	0	25,875
天明	336	2,699	7,899	4,180	121	0	0	25,024
飽田	515	3,913	8,305	5,967	97	38	0	34,111
西部	427	3,254	9,107	6,044	83	4	0	32,480
五福	278	1,759	5,127	3,869	31	3	0	18,782
はあもにい	0	0	0	0	0	0	19,637	19,638
合計	28,034	230,859	291,086	189,734	5,170	5,164	20,527	1,640,525
比率（％）	1.7%	14.1%	17.7%	11.6%	0.3%	0.3%	1.3%	100%

※電子書籍（22,014点）、視聴覚資料の蔵書数（13,661点）、雑誌（19,023冊）は含まない。

※その他 新聞18紙 雑誌397誌

ウ 利用案内

図書の貸出

区 分	貸 出 冊 数		貸出期間	登 録 要 件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 とみあい図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい 議会図書室	全館（室）合 わせて一人10冊 以内	2週間	市内に居住か通勤、通学及び図書資 料の貸出に関する協定を締結してい る市町村にお住まいの方 登録者数 282,553人 (令和5年(2023年)3月31日現在)
	移動図書館		次回巡回日まで	
	電子図書館	一人3点以内	2週間	市内に居住か通勤、通学している方
団体貸出	家庭文庫、子ども会、 公民館、学校 等	一回に300冊まで	2ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、 その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

	対 象	資料及び機材	利 用 方 法
個人視聴	個 人	ビデオソフト・DVD	1F・閲覧室で利用 (視聴覚ブース：一般席・児童席各1席)
団体貸出	市内の幼・保育園・学校・ 社会教育団体・地域団体等	16ミリ機材・フィルム ビデオソフト・デッキ 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数・プロジェクター	資料：5巻以内 機材：1台 貸出期間：3日間

エ 利用状況

図書の利用状況（令和4年度（2022年度））

区 分	市立図書館 (BM含)	植木図書館 (BM含)	城南図書館 (BM含)	とみあい 図書館	プラザ 図書館	公民館図書室		
						東 部	龍 田	託 麻
登録者数(人)	129,928	11,114	10,978	6,752	42,316	12,102	7,610	8,680
貸出者数(人)	263,011	36,852	47,938	26,377	104,884	60,164	30,432	32,047
貸出冊数(冊)	901,244	179,508	206,442	110,103	328,988	183,331	105,962	124,729

区 分	公民館図書室							
	幸 田	中 央	清 水	秋 津	南 部	花 園	北 部	河 内
登録者数(人)	7,410	2,737	8,112	5,888	5,635	5,125	3,304	879
貸出者数(人)	25,030	17,673	29,917	24,155	17,374	20,163	10,813	2,927
貸出冊数(冊)	83,678	49,119	101,618	88,982	57,511	70,107	36,467	9,167

区 分	公民館図書室				はあもにい	議会図書室	電子図書館	計
	天 明	飽 田	西 部	五 福				
登録者数(人)	1,271	3,034	6,562	1,892	1,224	0	0	282,553
貸出者数(人)	2,669	11,945	20,227	8,890	7,279	3,001	289,539	1,093,307
貸出冊数(冊)	8,595	44,897	75,459	25,377	17,040	5,260	289,539	3,103,123

(注) 団体貸出冊数を含む。 ※BM・・・移動図書館

視聴覚コーナー利用状況（令和4年度（2022年度））

区 分	ビデオ	DVD	合 計
利用者数（人）	135	239	374
保有数量（枚・本）	1,278	684	1,962

視聴覚機材貸出状況（令和4年度（2022年度））

区 分	16ミリ フィルム	16ミリ 映写機	ビデオ	ビデオ プレイヤー	DVD	DVD プレイヤー	プロジェク ター
利用者数 (団体)	6巻	5台	5本	2台	37本	5台	5台

5 熊本博物館

熊本博物館は、昭和27年（1952年）に熊本城内に設置され、勸業館時代を経て昭和53年（1978年）に現在の場所に移転・開館した。平成27年（2015年）から着手した全面改修を終え、平成30年（2018年）にリニューアルオープン。自然科学・人文科学部門にプラネタリウムを加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行っている。

(1) 概要

ア 施設

所在地 中央区古京町3番2号

イ 展示室

①常設展示室

半世紀を超える運営によって形成された膨大な記録・記憶の蓄積がある常設展示室では、全体テーマを『未来へつなぐ熊本の記憶 集める・伝える・創造する』とし、国指定重要文化財の「才園古墳出土品」と永青文庫所蔵の「細川家舟屋形」の展示など、熊本の歴史や文化、人と自然との深いかかわりを示しながら各分野間のつながりを意識した展示を行い、長い時間を経た知の蓄積を市民へ楽しくわかりやすく伝え、未来へ継承することを目指している。また、県市連携展示室を設け、熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵する貴重な資料も展示し、市・県内外へ展示内容の価値や魅力をアピールしている。

②特別展示室

重要文化財等の展示に対応した三つの特別展示室が整備されている。特別展示室3はフレキシブルな展示が可能である。

ウ 館内展示風景（常設展示）



(2) 活動状況（令和4 年度（2022年度））

ア 特別展

展 示 会 名	期 間	来館者数
夏季特別展 世界の大翼竜展	7/16～9/4	32,795名

イ 企画展

展 示 会 名	期 間	来館者数
収蔵品展 くまはくコレクション肥後のやきもの	3/12～5/8	※6,672名
あつまれ！地域の宝ものー熊本市域に残る“文化財”のミリョクー	10/15～11/20	9,398名
熊本城と明治維新	2/11～3/19	7,163名
立田山ー身近な自然の魅力ー	3/18～5/14	※2,764名

※R4年度分の来館者

ウ 共催展

展 示 会 名	期 間	来館者数
くまもと市 遺跡発掘速報展2022	12/10～2/19	9,971名

エ その他の展示

展 示 会 名	期 日	参加者数
くまはくSL69665号100歳記念写真パネル展	1/11～5/14	※13,469名

※R4年度分の来館者

オ プラネタリウム

行 事 名	期 日	参加者数
一般放映番組「HAYABUSA2-REBORN-」他 ファミリーアワー/幼児団体向け放映 「あひるのガックン おほしさまのせかいへ」他 学習放映「星が見てきた KUMAMOTO」他	4月～3月	44,488名
字幕付きプラネタリウム	5/21 他3回	411名
特別放映 月の世界へようこそ	6/18	110名
特別放映 熟睡プラネタリウム	11/23	260名
特別放映 クリスマスプラネタリウムコンサート	12/24	130名
ハルキウ・プラネタリウム特別放映	2/23	130名
天文講演会 「究極の電波望遠鏡で迫る 宇宙の謎」	7/2	60名

カ 通年講座

講 座 名	回 数	参加者数
考古学講座	6回	101名
地質学講座	5回	136名
動物学講座	6回	86名
植物学講座	5回	82名
保存科学講座	5回	48名
くまはくのゆるゆる美術部	2回	23名

教育

キ その他の事業及び行事等

行 事 名	期 日	参加者数
子ども科学・ものづくり教室（51 回開催）	4月～3月	1,040名
ゲストティーチャー派遣授業（お出かけ事業：19 校実施）	6月～3月	1,587名
館内学習支援活動（お迎え事業：40 校実施） ミニ展示解説：多数	7月～3月	2,175名
講師派遣（17 回開催）	4月～2月	775名
教職員研修（2 回開催）	7/27、8/22	17名
博物館実習生受け入れ	8/24～8/29	19名
ナイストライ職場体験	9/15、9/16	4名
インターンシップ	7/6、7/7	4名
天体観察会（9 回）	4月～3月	1,190名
講演会等（4 回）	7月～3月	196名
ゴールデンウィークイベント GW は熊博へ！	4/29～5/8	291名
夏休みイベント	7/24～8/21	195名
くまはく誕生月間	2/4～2/26	595名
サタデーナイトミュージアム（夏季）	7/30、8/6	2,047名
サタデーナイトミュージアム（秋季）	11/19、26、12/3	1,389名

ク 入場・プラネタリウム観覧（R4. 4. 1～R5. 3. 31）

入場者	区分	入場者数
一般	個人	29,599 名
	団体	425 名
	年間入場券	597 名
	無料	17,678 名
	小計	48,299 名
高大生	個人	2,818 名
	団体	295 名
	年間入場券	22 名
	無料	328 名
	小計	3,463 名
小中学生	個人	10,190 名
	団体	1,444 名
	年間入場券	20 名
	無料	15,876 名
	小計	27,530 名
未就学児	無料	13,947 名
合計		93,239 名

プラネタリウム	区分	観覧者数
一般	個人	19,360 名
	団体	170 名
	無料	1,534 名
	小計	21,064 名
高大生	個人	1,818 名
	団体	112 名
	無料	45 名
	小計	1,975 名
中学生以下	個人	13,576 名
	団体	1,142 名
	無料	7,832 名
合計		45,589 名

(3) 資料

資 料 分 野	資 料 点 数
地 質	20,968
動 物	67,816
植 物	17,048
理 工	137
考 古	10,226
歴史美工	17,401
民 俗	16,701
合 計	150,297

ア 人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、元熊大医学部長故山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、重要文化財の細川家舟屋形（永青文庫所蔵、管理団体：熊本市）、加藤清正関係資料、細川氏関係資料のほか、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永瑱禅師倚像（管理団体：熊本市）などがある。民俗資料では、県内各地から幅広く収集している。

イ 自然科学関係

哺乳類・鳥類・魚類・昆虫・植物・古生物化石類など、熊本県産の実物標本を中心とした資料があり、屋外展示場には9600形蒸気機関車（69665号機）の実物がある。

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクション、貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクション、昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションなどがある。

ウ プラネタリウム

ドーム直径16m、座席数180席、光学式プラネタリウム「クロノスⅡ」と全天周映像システム「バーチャリウムⅡ」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出し、ドームいっぱいに大迫力の映像を投映する。

資 料

令和5年度 当初予算(案)のポイント 各局の取組

【凡例】

- ※ 「〇」は、令和5年度から新たに取組む事業を含む
- ※

コロナ 対策

 は、予算の全部または一部にコロナ関連予算を含む
- ※ 国補正予算に対応し、令和4年度2月補正予算(案)に計上した事業を含む

上質な生活都市の実現に向けて、第7次総合計画の着実な推進及び次期総合計画の策定に取り組むとともに、熊本地震の経験と教訓を生かした真に災害に強いまちの実現を目指します。また、人口減少・少子高齢化の進行などの課題解決に向け、スマートシティの実現に向けた取組等を推進します。

総合計画の推進

次期総合計画策定の準備 20,000千円
次期総合計画策定に向け、審議会開催やワークショップ等で幅広く市民意見を聴取するとともに、EBPM(客観的な証拠・根拠に基づく政策立案)の視点を踏まえた計画策定を目指し、職員研修を行います。

第7次総合計画の推進 2,100千円
第7次総合計画の推進に向けて、市民アンケート調査の実施や進捗管理を行います。

SDGs未来都市の推進 5,700千円
熊本連携中枢都市圏の市町村と連携したパートナー事業により、域内住民・企業等へのSDGs普及啓発と実践促進に取り組めます。

<総合計画ワークショップ>



真に災害に強いまちの実現

〇災害の記憶・教訓の伝承 12,400千円
災害の記憶や教訓を伝承するため、熊本地震の日(4月16日)に周知啓発イベントを開催します。

適切な避難行動の推進 7,850千円
災害リスクを可視化・体感し、適切な避難行動を促すため、3D水害避難シミュレーションの活用や浸水標識の設置などを行います。

防災力向上の推進 157,700千円
近年多発する大規模災害等の市民の安全に影響を及ぼす事象が懸念されることから、防災に関する情報の収集・発信機能の強化及び避難所環境の整備を行います。

<熊本地震の日啓発イベント>



※写真は防災フェアin新市街の様子

<3D水害避難シミュレーションシステム>



出典:国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/plateau/use-case/uc22-041/)

第7次総合計画に掲げる「効率的で質の高い市政運営の実現」に向け、デジタル市役所(DX)を推進するとともに、市民に信頼される職員の育成や開かれた市政運営と行政サービスの向上等を図ります。

デジタル市役所(DX)の推進

利便性の高い決済手段の検討 14,700千円
「全ての市の支払い」に対して棚卸しを行い、より利便性の高い決済手段導入に向けた優先度・分類・支払い方法を検討して中長期的なロードマップを策定することで、市民本位の行政サービスを推進します。

基幹業務システムの標準化対応 579,683千円
「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づいた住民情報システムや税務システム等の標準準拠システムへの移行のため、本市における方針やスケジュールを検討し、各業務の安定稼働を最優先とした移行を行います。

テレワークの推進 157,714千円
職員のテレワーク環境を整備し、場所にとられない、多様な働き方を推進します。



生産性の高い市役所の実現

○行政手続処理業務の集約化及び効率化に向けた調査 12,000千円
行政手続きに関する手続きのうち、受付処理や審査といった定型的な業務を集約し、集中的に処理を行う「(仮称)総合行政事務センター」の設置に向けた調査を行います。

当初予算のポイント（総務局）

市政情報の公開と適正な文書管理

- 公文書館設置基本計画策定 17,000千円
熊本市公文書管理条例及び公文書等管理委員会の答申に基づき、市民共有の知的資源である公文書の適正な管理、保管及び利用を図るため、公文書館等の設置に向けた基本計画を策定します。



国立公文書館

市民に信頼される職員の育成

- 職員の能力向上のための研修推進 22,760千円
「職員成長・育成方針」に掲げる目指す職員像の実現のため、これまでの取組に加え、職員同士による学び合う環境づくりや民間のeラーニング等を活用した多様な研修コンテンツの提供を行うことで、効果的かつ計画的な能力開発に取り組みます。



誰もが働きやすい職場環境の整備

- 合理的配慮の推進 2,900千円
障がいのある職員の業務上の支障となる事情を改善し、能力の発揮、業務効率化及び障がいのない職員との均等な待遇の確保に向けて、「音声認識・表示システム」や「電話リレーサービス」を導入します。

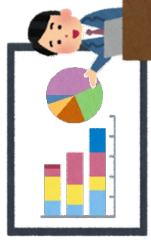
限られた財源と人員を有効に活用し、効果的かつ効率的な行財政運営に取り組めます。

持続可能な財政運営

地方公会計の整備・活用

1,897千円

統一的な基準によるわかりやすい財務情報を開示し、予算編成・公共施設マネジメント等に活用します。



公有財産の適正な管理及び公共施設等の最適化

公共施設マネジメントの推進

8,500千円

公共施設の総合的かつ計画的な管理・活用の推進に向け、ワークショップや啓発マンガ等による情報共有・発信を図るとともに、公民連携手法による公共施設等の整備・運営に取り組めます。



公共施設マネジメント
ワークショップ



官民対話
(マーケットサウンディング)

財産管理の適正化

20,700千円

公有財産の適正な管理・保全や未利用地の有効活用に取り組めます。

適正かつ公平な課税と徴収の推進

市税収納率の向上

116,887千円

令和5年度分納付書へのQRコード付記による納付手段の多様化や、民間活力を活用した催告業務(コール、納税指導)等の初期未納対策に取り組めます。



eLTAX(市税の電子申告・納税システム)の推進 49,883千円
自宅やオフィスからインターネットを通じた市税手続きができるeLTAXについて、電子納税の対象税目の拡充に取り組めます。

当初予算のポイント(文化市民局・区役所)

地域主義の理念のもと、自主自立のまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる地域づくり、人権尊重の共生社会の実現を目指します。また、熊本城をはじめ多くの貴重な文化財の適切な保存・調査研究・整備・活用に取り組みとともに、文化芸術を活かしたまちづくりを推進していきます。

男女共同参画及び人権尊重の社会づくりの推進

コロナ禍において影響を受けた女性の相談等の支援 3,800千円
引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をより強く受けた女性への支援を通じて、社会との絆・つながりの回復、女性の雇用の安定を目指し、誰一人取り残さない男女共同参画社会の実現を目指します。

人権教育・啓発の推進 14,200千円
人権の花運動やスポーツ団体と連携した事業等を通じて、市民の人権意識を高めるための教育や啓発活動を行い、あらゆる差別や偏見をなくし、人権尊重の社会づくりの実現に努めます。



新型コロナウイルス感染症に関する
人権啓発テレビコマーシャル

自主自立のまちづくりの推進



公民館における双方向型オンライン講座の様子

各区のまちづくり推進経費 100,000千円
各区のまちづくりビジョンに基づき、地域の特性を活かした事業を実施することで、地域力の維持・向上を目指します。

町内自治振興の育成・校区自治協議会の支援 287,500千円
町内自治会活動の運営支援、防犯灯の維持管理経費の一部を助成します。また、校区自治協議会の運営支援を行います。

公設公民館における双方向型オンライン講座の実施 8,455千円
タブレット端末を活用した双方向型オンライン講座の実施等を通じて、生涯学習のすそ野を広げ、多くの人が参加しやすい環境整備に引き続き取り組みます。

市民生活の安全安心の推進

防犯団体等への活動支援 32,065千円
校区防犯協会や警察署単位の地区防犯協会、地域で活動する団体等の防犯活動を支援し、地域の安全安心まちづくりを推進します。

犯罪被害者等支援の推進 2,379千円
令和5年10月に制定を目指している「(仮称)犯罪被害者等支援条例」について外部委員会等による検討、周知広報を行うほか、犯罪被害者遺族等による講演会を開催し、犯罪被害者等支援についての市民の理解促進を図ります。また、被害者支援センターの運営費の一部を助成します。

消費者センターの運営 26,352千円
商品・サービスの契約等に関する相談や問い合わせへの対応のほか、消費者に対する情報提供を通じて、市民の消費生活の安定と向上を図ります。



地域における防犯パトロール活動

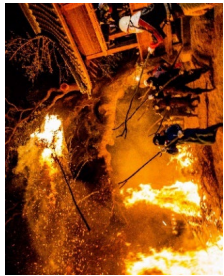
当初予算のポイント(文化市民局・区役所)

熊本市の特色を活かした文化のまちづくり

- 市長直属の「(仮称)文化顧問」設置経費 4,700千円
「上質な生活・文化都市くまもと」を目指し、暮らしと文化芸術を結びつけるための核となる人材として「(仮称)文化顧問」を設置し、各局の政策立案にその知見を活用します。
- 「熊本市文化芸術基本計画」の策定準備 3,000千円
様々な分野と連携し、文化をいかしたまちづくりを推進するための「熊本市文化芸術基本計画」の策定に向けて、令和5年度は基礎調査や分析等を行います。



地元アーティストと
「表現の場をつなぐ」
「アーティスト
ポット熊本」



近津鹿島宮火の神祭り
(郷土文化財認定第2号)

文化財の適正な保存・整備・活用



夏目漱石第六旧居



復旧したジェーンズ邸

史跡等購入経費
貴重な文化資源である夏目漱石第六旧居を取得し、更なる漱石振興をきっかけとした観光振興を図ります。

124,475千円

文化財等の復旧事業
熊本地震で被災した市内の指定文化財等の復旧に取り組みます。

91,000千円

熊本城の着実な復旧と公開

熊本城の復旧事業
熊本地震により甚大な被害を受けた、熊本城の石垣、重要文化財建造物等の復旧に向けた工事等に取り組みます。

2,215,400千円

熊本城特別公開事業
熊本城特別公開において、来園者に快適かつ安心・安全に利用いただくための取組を行います。

543,700千円



熊本城の早期復旧に引き続き取り組むとともに、来園者が安心・安全に利用できる施設運営を行います



市民ニーズに的確に対応できる行政サービスの提供



マイナンバー制度の推進
マイナンバーカードの交付や、コンビニエンスストアにおける各種証明書の発行のほか、郵便局に電子証明書更新等の事務を委託し、市民の利便性向上と窓口の混雑緩和、行政事務の効率化を図ります。

1,003,000千円

市民満足度の高い区役所の推進
タブレット端末を用いた住民異動届の作成支援や、RPAによる住民異動届情報の自動入力など、各種システムの運用によって窓口の待ち時間・混雑緩和と業務の効率化に取り組みます。

74,950千円

当初予算のポイント(健康福祉局)

乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心していきいきと暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

こども医療費の助成 2,212,858千円
こども医療費の助成対象を、外来・入院ともに高校3年生まで拡充します。加えて、全ての年代で調剤負担を廃止します。



ようこそ赤ちゃんプロジェクト 645,000千円
伴走型で妊娠・出産・子育ての相談支援を充実させ、一人ひとりの状況に応じたサポートに繋げるとともに、妊娠届出時に5万円、出生届出後に5万円を給付し、経済的な支援も行います。



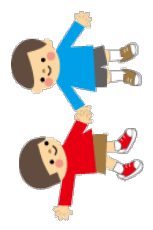
〇保育の実施・保留児童への対応 19,452千円
利用者支援専門チームを各区に分散配置し、利用者の個別ニーズの把握と、円滑な保育施設利用に向けた支援を実施します。また、公立保育園での延長保育料等の支払いにおけるキャッシュレスシステムを導入し、利用者の利便性の向上に取り組みます。



〇すべてのこどもの居場所づくり 32,900千円
家庭や学校に居場所のないこどもの支援を包括的に実施するため、拠点となる居場所のモデル施設を整備します。また、子育て支援センター等の玩具・本・教材の充実に取り組みます。



〇困難な状況にあるこどもへの支援 33,615千円
社会的養護を受けているこどもの意見や意向を聴き、こどもの最善の利益を考えて意思決定がなされるようアドボカシーによる支援を実施します。また、社会的養護の終了後も継続した自立支援を実施します。



〇妊娠・出産に関する相談体制の充実 15,120千円
(仮称)妊娠相談センターを新設し、母子の課題解決のため専門職がソーシャルワークを行うなど、体制を充実させるとともに、こども向けの性教育や不妊症の相談なども行います。

当初予算のポイント(健康福祉局)

生涯を通じた健康づくりの推進

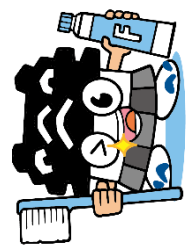
○民間活力を活用した健康づくり 37,000千円
民間活力を活用した市主催の介護予防教室において、プロスポーツチーム等と連携したプログラムを実施し、誰でも気軽に楽しく健康づくりに取り組める環境整備に取り組めます。



インセンティブ付与による健康づくりの推進 60,400千円
熊本連携中核都市圏住民が自主的に楽しみながら継続的に健康づくり活動を行うことができるよう、健康ポイント事業を運用します。



がん検診の推進 521,100千円
70歳以上の自己負担金の無料化や身近な医療機関における肺がん検診の実施など、受診しやすい環境整備に取り組めます。

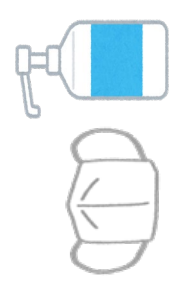


○歯と口腔の健康づくりの推進 50,339千円
こどもの頃から生涯にわたって歯と口腔の健康を保ち、豊かな生活を実現するため、妊婦歯科健診、フッ化物塗布・洗口事業、節目年齢歯科健診などライフステージの特性に応じた切れ目のない歯科口腔保健を推進します。

生活習慣病などの予防・悪化防止 7,125千円
慢性腎臓病(CKD)や循環器疾患等、QOL(生活の質)の低下につながる生活習慣病予防の啓発や病診連携システムの推進等に取り組めます。

安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実

検査体制の確保と保健所機能の強化 2,996,000千円
検査体制の確保や積極的疫学調査の実施、自宅療養者フォローアップ体制の強化等により、感染拡大を防止します。



初期救急医療体制の整備 179,731千円
休日・夜間及び年末年始期間における救急患者の診療体制を確保します。



定期予防接種等の推進 2,432,600千円
小児等に対する定期予防接種や、風しん抗体検査等を行います。



地域猫適正管理の推進 7,000千円
飼い主のいない猫の不妊去勢手術を無償で実施し繁殖を抑制することで、町内自治会等が行う地域猫活動の推進を図ります。

市営墓地・斎場の適切な管理の推進 536,382千円
老朽化に伴う植木火葬場の建替に向けた敷地内道路整備や熊本市斎場の空調改修など、計画的な火葬場の整備に取り組むとともに、指定管理者制度による市営墓地の適切な管理を図ります。

当初予算のポイント(健康福祉局)

高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

地域包括ケアシステムの推進 840,765千円

地域包括支援センターによる各種相談対応を行うとともに、地域における生活支援サービスの創出等や自立支援型ケアマネジメントの取組等を推進します。

地域を基盤とした権利擁護体制の構築

147,621千円

成年後見制度利用促進の中枢を担う機関を中心とし、地域を基盤とした支援ネットワークを構築するとともに、「市民後見人」等の新たな担い手確保に取り組めます。

高齢者や障がい者の移動支援

779,400千円

おでかけICカード等の利用により高齢者・障がい者の移動を支援します。



障がい児等の療育体制の構築推進

18,300千円

児童発達支援センターに機能強化員を配置し、地域内の障害児通所支援事業所等とネットワーク構築を図るとともに、障害児通所支援事業所を訪問し、支援方法の助言等を行い、療育の質の底上げを図ります。

発達障がい児の保護者等に対する支援

17,645千円

こどもの障がい特性及び子育ての方法を学ぶ場や保護者同士の相互交流の場を提供するとともに、保育所等において園内支援体制の中枢を担う人材を養成し、親子が安心して生活できる環境を整備します。

地域福祉活動推進の体制づくり

197,587千円

地域福祉活動の担い手である校区社会福祉協議会による地域課題解決に向けた取組や民生委員・児童委員の活動に対し、支援を行います。



社会保障制度の適正な運営

生活困窮者への相談支援体制の充実

127,600千円

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、自立に向けた相談支援等の体制を構築します。

生活保護受給者への就労支援等の実施

38,236千円

就労支援相談員とケースワーカーが連携して、生活保護受給者の実情に応じたきめ細かな就労支援を行います。

国民健康保険会計の健全化

649,175千円

医療費適正化に向けた取組や収納率向上対策等を行い、単年度収支の均衡に努めます。



恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市を目指します。

カーボンニュートラルの推進

くまもと脱炭素循環共生圏の推進
熊本連携中枢都市圏が目指す「2050年カーボンニュートラル」に向け、
圏域全体での地球温暖化対策を推進します。

14,200千円

省エネルギーの推進

市民や事業者に対し、省エネ機器等の導入の補助等を行います。

111,344千円

地域エネルギー事業の推進

本市が出資する地域エネルギー会社と連携し、市有施設において、
環境工場で発電した電力を活用します。

116,600千円

グリーンボンド発行準備経費(外部評価機関による評価)

良好な地球環境・生活環境を確保するほか環境保全に向けた意識の醸成を図るため、
グリーンボンドを発行し民間資金を環境関連事業に活用します。

3,000千円



地下水や生物多様性の保全

くまもと水ブランドの情報発信

地下水保全活動を次世代に継承するため、地下水保全に取り組む若い世代への活動支援を行います。

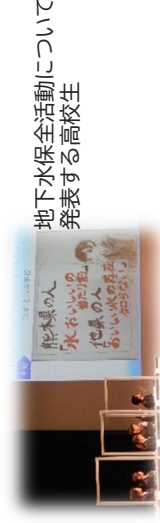
5,600千円

白川中流域における地下水かん養
白川中流域での転作田を利用した地下水かん養を行います。

51,800千円



白川中流域での湛水事業



地下水保全活動について
発表する高校生



「熊本市生物多様性戦略」の改定
生物多様性国家戦略の改定に合わせ、市戦略の改定を行います。

7,930千円

(仮称)環境影響評価条例の制定に向けた検討

- 環境影響評価制度の構築に向けた検討
環境影響評価制度の導入に必要な本市の気象条件、地形、動植物の生息状況などの基礎調査や、対象とする事業や規模の要件等基本的事項の検討を行います。

12,960千円



地域のごみ問題への対応

- ごみ収集体制の再編に向けた調査
複雑なごみ収集体制(収集日・エリア)を、市民にわかりやすく最適な体制に再編するための調査を行います。
- ごみステーションの現況調査
ごみステーション管理について、公的関与のあり方を検討するため、ごみ籠の設置状況についてサンプリング調査(100ヶ所程度)を行います。

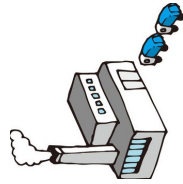
18,700千円

3,000千円



ごみステーション

東部環境工場の整備



東部環境工場の機能維持

燃やすごみの処理を安定的に継続するため、
廃熱ボイラやクレーン設備等の主要設備について
整備を実施します。

1,729,400千円



基幹的設備改良(廃熱ボイラ等)



クレーン設備改修

新型コロナウイルスの検査体制強化

コロナ
対応

ゲノム解析による変異株発生動向の監視

オミクロン株の発生状況を把握するとともに、新たな変異株の発生動向を監視します。

17,988千円



ゲノム解析を行う
次世代シーケンサー

コロナ
対応

迅速なPCR検査の実施

感染拡大防止のため、クラスター発生時などに迅速で精度の高いPCR検査を実施します。

20,012千円

当初予算のポイント(経済観光局)

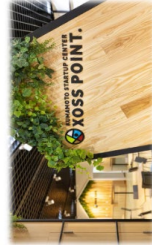
- ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済の急激な悪化と停滞が見られたものの、令和4年度以降は、行動制限の緩和に伴い社会・経済活動が再開されたことで、地域経済は回復傾向に転じています。
- ・令和5年度は、地域経済の回復にとどまらず、更なる発展を実現するため、戦略的な企業誘致はもとより、創業・スタートアップ支援や雇用関連施策の強化、中小企業等のDX支援に取り組めます。
- ・あわせて、インバウンド回復の好機等を的確に捉え、戦略的な観光誘客やMICE誘致、賑わいの創出、新たなスポーツ大会の開催・受入など、交流人口の増加に資する施策に取り組めます。

XOSS POINT.を中心としたスタートアップエコシステムの構築

スタートアップの連続創出に向けた取組

33,200 千円

- ・スタートアップ等に対する伴走的な支援やピッチイベントを開催します。
- ・グローバル展開を目指すスタートアップに対するアクセラレーションプログラムを実施します。
- ・人材を求めるスタートアップと起業等に関心のある学生とのマッチングを実施します。

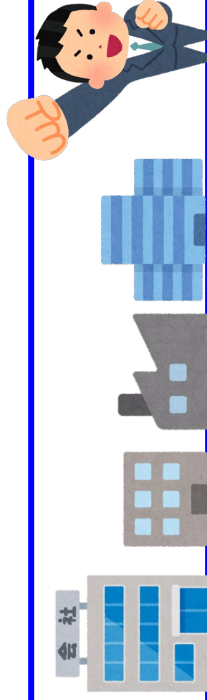


半導体関連産業の集積を見据えた戦略的な企業誘致

○ 企業誘致活動・体制強化に向けた取組

10,000 千円

- ・TSMCの進出計画を受け、本県への新たな企業立地や設備投資の動きが見られる中、その流れを本市に呼び込むため、セミナー台湾出展によるプロモーションや半導体関連企業等の誘致に取り組めます。



雇用関連施策の強化・充実

年齢層にあわせた人材確保に向けた取組

64,700千円

- ・熊本連携中枢都市圏内の小中学生を対象とし、地場企業を知り、社会構造を学ぶキャリア育成支援を実施し、長期的な人材確保に取り組めます。
- ・将来を担う高度人材の確保と生産年齢人口の減少に対し、県外学生の熊本への将来的なUIターン就職及び県内学生の地元定着を促進するため、熊本連携中枢都市圏内の企業と大学生とのインターンシップを開催します。
- ・熊本連携中枢都市圏内の企業と求職者との出会いの場として、合同就職説明会を開催します。

域外からの人材確保に向けた取組

28,300千円

- UIターンサポートデスクにおける1人1人に寄り添った移住相談を基軸とし、UIターン合同就職相談会の開催や移住促進プロモーション等、移住促進による人材確保に取り組めます。



しごと学びWEBライブのスタジオ風景

当初予算のポイント(経済観光局)

中小企業等のDX推進

- 中小企業等のDX推進に向けた取組 32,000 千円

デジタル技術を活用した業務変革等に取り組む市内の中小企業等を対象に、専門家による集中的な伴走支援を実施し、その成果を先駆的事例として市内中小企業等に共有することで、DXに向けた取組の推進を図ります。



戦略的な観光誘客・MICE誘致と賑わいの創出

- 観光客誘客に向けた取組 109,480千円
 - ・ 国内外の観光客誘致を戦略的に進めるため、データに基づく観光施策を進めるための基本的な指針として「(仮称)熊本市観光マーケティング戦略」を策定します。
 - ・ 本市の豊かな観光資源を積極的に活用したプロモーションや、熊本県、九州内の主要都市、空港と連携した誘客事業など更なる国内外の観光客誘致に取り組めます。
- MICE誘致に向けた取組 100,360 千円
 - ・ 熊本国際観光コンベンション協会などの関係団体と連携し、学会、国際会議及びコンサート・イベント等の誘致に取り組みます。



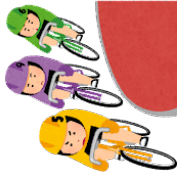
国際大会の開催実績を活かした新たなスポーツ大会等の開催・受入

- 各種スポーツ大会開催・受入に向けた取組 107,355 千円
 - ・ 熊本県との共催により、バドミントン国際大会(熊本マスターズジャパン)を開催します。
 - ・ 世界マスターズ水泳選手権九州大会を、本市・福岡市・鹿児島市の3都市で開催します。
 - ・ 「ラグビーワールドカップ2019」開催自治体としての経験を活かし、ラグビーワールドカップ® に向けた日本代表の強化試合を開催し、ラグビーの普及・振興に取り組めます。



競輪事業会計

- 熊本競輪場の再建 2,544,700千円
 - ・ 熊本地震で被災した熊本競輪場の再開に向け、地域の防災・コミュニティの拠点、アマチュアスポーツの振興の拠点となるようメインスタンドの耐震改修、バンクの整備等を行います。
- 市民生活向上への貢献(一般会計繰出金) 200,000千円
 - ・ 競輪事業の収益の一部を一般会計に繰り入れることで、都市整備や社会保障等の財源として活用します。



第2次農水産業計画(改訂版)を踏まえつつ、農水産業の潜在力を引き出し、競争力の高い農水産業を振興するとともに、国土強靱化の視点も踏まえた、災害に強い、持続可能な経営基盤の確立を目指します。また、農と食の魅力創造に向け、良質な農水産物や加工品の効果的なプロモーションや情報提供を積極的に行い、販路開拓・拡大を推進します。

競争力の高い農水産業の振興

園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

本市の農水産業の競争力を高めるため、消費者・事業者・事業者ニーズを踏まえた生産の拡大や低コスト化、出荷の安定化、品質向上、ICTやAI技術などを活用したスマート農業の実現とともに、肥料価格高騰下における施肥量削減対策や自然災害、鳥獣被害への対策の強化などに取り組めます。また、農業生産体制の強化に資する集出荷貯蔵施設の整備を支援します。

稼げる畜産・水産業の推進

収益性が高い畜産業及び効率的な養殖漁業・資源管理を推進し、競争力の強化を目指します。

また、生産量が低迷している水産資源の持続的な維持・増殖を推進するため、有用魚貝類の種苗放流や二枚貝類の保護育成に取り組みます。



1,358,945千円

持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

経営体の強化

担い手を育成・確保するとともに、農地の集積等による経営の安定化を通じて持続可能な農業の実現を目指します。

生産基盤の整備・保全

農地・土地改良関連施設及び漁場・漁港施設の整備・保全を推進し、国土強靱化の視点も踏まえた持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を目指します。特に、地域の排水路整備や航路・泊地の土砂堆積への対応のため、排水事業や浚渫事業等の基盤整備を強化します。



3,146,168千円

農と食の魅力創造

農水産業の新たな価値を生み出す「農と食の魅力創造」に向けて、民間企業との連携強化やトッププロモーションを実施するとともに、通信販売等を活用した効果的な販売促進活動により、熊本の良質な農水産物のブランド化・高付加価値化、販路開拓・拡大を推進します。

また、更なる海外販路拡大を図るため、関係機関と連携した輸出相談窓口において、事業者の輸出力強化に向けた支援を行うとともに、商談会等の販路開拓の取組を強化します。



98,905千円

野生動物に起因する被害の防止・軽減

更なる捕獲頭数の増加や捕獲体制の強化を図るため、熊本市有害鳥獣駆除隊等への支援を拡大するとともに、市民との協働による鳥獣対策を強化し、地域住民と一体となった捕獲や鳥獣が近づきにくい環境整備など総合的な鳥獣被害対策に取り組めます。



20,100千円

健全な森づくりの推進

森林経理管理制度の運用による適切な森林管理や、市民との協働による放置竹林対策等、森林の持つ多面的機能を発揮する健全な森づくりを推進するとともに、市民の森づくりに対する意識醸成を目的とした森林環境教育や木育の取組を強化します。



95,768千円

当初予算のポイント(都市建設局)

人口減少、少子・高齢化を見据えた多核連携都市の実現や、誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出(ウォーカブル都市の推進)、安心・安全で良質な居住環境の形成に努めます。さらには、全国都市緑化フェアのレガシーを後世に引き継ぐとともに、安全で快適な花と緑のまちづくりを推進します。

多核連携都市の実現

誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向け、メリハリのある土地利用に向けた都市機能及び人口密度の維持・確保に取り組むとともに、まちづくりと一体となった総合的な交通戦略の推進に向けた公共交通と自動車交通のバストミックスの構築を図ります。また、安定的な人流・物流の確保に資する幹線道路網の整備及び慢性化した渋滞の解消を適切に行います。

○都市マスタープランや土地利用計画の見直しに向けた取組 58,000千円

多核連携都市の実現に向け、メリハリのある土地利用を誘導するための検討を行います。

都市機能の維持・確保 10,400千円

多核連携都市の実現に向け、15箇所の地域拠点における都市機能の維持・確保を図ります。

○公共交通と自動車交通のバストミックスの構築に向けた取組 1,930,834千円

公共交通の維持確保を図りつつ、基幹公共交通の機能強化や利便性の高いバス路線網形成のための取組を推進するとともに、待合環境の改善やバス・電車無料の日など、官民連携で利用促進を行い、自動車利用から公共交通利用への転換を図るための取組を行います。

コロナ
対策

○自転車の活用推進及び安全利用の促進 75,900千円

熊本市自転車活用推進計画に沿った施策を行い、自転車利用者の利便性向上や安全利用の促進を図ります。



▲シェアサイクル



▲バス、電車無料の日



熊本市圏3連絡道路等の調査検討

市中心部から高速道路ICや熊本空港までのアクセスを強化する「10分・20分構想」の実現に向けて取り組みます。

169,000千円

TSMC関連企業誘致に伴う交通対策検討経費

TSMC関連企業進出による交通需要を踏まえた交通課題への対策を進めます。

32,000千円

熊本西環状道路(池上・砂原工区)の整備推進

「池上工区」及び「池上インター線」、「砂原工区」の整備を着実に進め、都市圏内外の交通の円滑化に向けた取組を推進します。

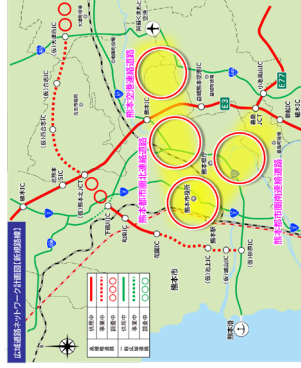
5,674,200千円

都市計画道路の計画的な整備

上熊本駅周辺街路等、都市の骨格を形成する都市計画道路の整備を進めます。

2,881,400千円

▲熊本西環状道路(池上・砂原工区)



▲10分・20分構想(都市圏3連絡道路)

誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出

花畑広場や熊本駅白川口駅前広場など、中心市街地において整備した都市基盤を最大限活用し、安心・安全に回遊・滞在でき、昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出を図ります。

○中心市街地の活性化

中心市街地の人流データを活用した回遊性調査や歩行環境改善、辛島公園北側道路の歩行者空間化に向けた社会実験や熊本駅新幹線口駅前広場の利便性・安全性向上に向けた検討など、にぎわい創出・回遊性向上に繋がる事業を実施し、中心市街地の活性化を図ります。

137,695千円

魅力的な都市空間の創出

まちなか再生プロジェクトでは、中心市街地の老朽建築物の建替え等を促進し、まちの防災力を向上させるとともに、歩行空間の整備や景観の向上を図ります。また、歴史的建造物の保存活用への促進に向けた支援や、良好な景観形成に向けた普及啓発を行います。

104,368千円



▲歩行環境の改善に向けた検討



▲(仮称)第1新世界会館(旧パレコ)

安心・安全で良質な居住環境の整備

引き続き熊本地震を経験した都市として災害に強い都市基盤づくりに取り組みつつ、計画的に防災・減災、国土強靭化の取組や、空き家対策を推進するとともに、市民の憩いの場となる公園・緑地の充実、さらには、計画的な河川整備や浸水対策を推進します。

○盛土規制法に基づく対応等

危険な盛土を規制するため、規制区域の指定や盛土等による災害防止のために必要な基礎調査等を行います。

97,100千円

熊本地震からの復旧・復興の推進

液状化防止対策により公共施設と宅地を一体的に復旧し、安全で安心な住まいの確保等に努めます。

814,000千円

市営住宅の管理戸数の削減

団地の分類(用途廃止・集約建替・維持)を行い、適正な管理戸数を図ります。

10,164千円

空家等への対策

危険家屋の除却費助成や空家の所有者の調査等を行います。

23,000千円



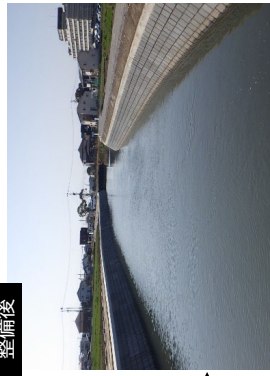
整備後



整備前



▲遊具の更新事例(西原公園)



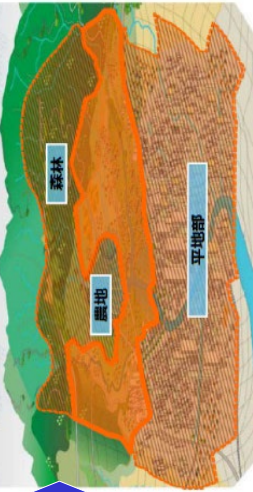
▲河川改修の事例(旧天明新川)

＜改正後の規制対象＞
●土地(森林・農地含む)を造成するための切土・盛土
●土捨て行為や暗的な堆積
→土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林農地、平地部を広く指定

＜改正前の規制対象＞
宅地造成するための切土・盛土



※現行の規制区域は以下の3地区のみ
・立田山地区
・清水・池田地区
・花岡山地区



▲盛土規制法に基づく対応等

安全で安心な公園環境の整備
安全で快適な公園空間を確保するため、老朽化した公園遊具等の更新を行います。

201,000千円

インフラ老朽化対策などの推進

災害に強い道路網を形成するため、橋梁など道路施設の老朽化対策を進めます。

1,784,400千円

広域・準用河川等の改修

洪水による被害の防止・軽減を図るため、河道の改修等を行います。

867,200千円

「森の都くまもと」の推進

令和4年3月から5月に開催した「全国都市緑化くまもとフェア(くまもと花博)」による花や緑への関心の高まりを最大限活かした、継続的・戦略的な取組を強く推進します。令和5年4月より「森の都推進部」を創設し、全庁複数にわたる緑業務を統合集約し、窓口の一本化による分りやすさ向上や一貫性・統一感ある取組を展開します。

○未来へ紡ぐ花・緑リレープロジェクト、NEO GREEN 51,000千円

- ・学校、自治会、公共施設への花苗配布及び地域花壇コンテストを実施します。
- ・緑の基本計画アクションプログラムに基づく地域ごとの花と緑活動を展開します。
- ・教育委員会と連携し、花と緑の学びの事業を実施します。



風格ある街なみ形成 413,000千円

- ・複数年管理導入による樹形回復等に着手します。レガシーイベントを街なか・水辺(江津湖)・まち山(金峰山)の3エリアで開催します。
- ・植栽帯の土壌入替などの雑草対策を実施します。
- ・道路、公園の除草回数を増やします。

78,900千円

当初予算のポイント(消防局)

あらゆる災害から生命財産を保護することを目標とし、火災予防対策の推進や消防体制の充実強化、地域の災害対応力の強化を図ります。
また、新型コロナウイルス感染症拡大に適切に対処できるよう、徹底した感染防止対策に継続して取り組みます。

消防機能の充実

消防車両の整備 347,400千円

次の消防車両を更新し、消防力を強化します。

車種	配備先
梯子車	西消防署
救急車	東消防署、城南・富合出張所
広報査察車	消防局
軽消防車	託麻・小島・川尻出張所
防災連絡車	消防署
消防ポンプ車	消防署

消防ポンプ車 14,465千円

更新車両イメージ

広域的な災害対応体制の強化

災害時における応援体制の構築

1,300千円

大規模災害や特殊災害に対応するため、市町村又は都道府県の区域を越えて、消防力の広域的な運用を図ります。

災害時の活動状況



救急救助体制の充実

新型コロナウイルス感染症対策

74,800千円

感染防止衣等の感染防止資器材、オゾン滅菌車を整備し、活動する救急隊員や消防隊員の2次感染を防止するとともに市民への感染拡大防止を図ります。

職員の各種研修

19,800千円

救急救命士の資格取得や、消防・救急活動に必要な免許・資格等を取得します。

救急車の感染防止対策



○ 消防行政DXの推進 11,800千円

消防行政におけるデジタル化の推進により、更なる市民サービス向上、業務効率化、消防力強化を目指します。

- ・ 電子申請及びキャッシュレス決済の導入
- ・ SNS(LINE)を活用した災害情報配信
- ・ SPD(救急資器材管理供給システム)の導入
- ・ Live119の導入



消防団の体制強化

消防団の円滑な運営と機能別団員制度の充実強化 491,308千円

地域防災力の中核として重要な役割を担っている消防団の円滑な運営を行います。また、機能別団員の「防災サポーター」(大学生等で構成され、避難所支援等の特定の活動のみに参加)に加え、新たな機能別団員として、「災害対応団員」(元消防団員で構成され、災害等の特定の活動のみに参加)を創設することで、機能別団員制度の充実強化を図ります。

地域防災活動拠点施設の充実強化

7,600千円

防災資機材の備蓄場所や地元消防団の活動拠点である消防団機械倉庫の整備を行います。

災害対応力の充実強化

60,400千円

災害発生時、消防団の車両や資機材等を有効に機能させるため計画的に整備を行います。

支援物資の仕分けを行う防災サポーター



▲ 消防団の活躍

子どもたち一人ひとりが、豊かな人生とよりよい社会を創造し、それぞれの夢の実現に向けて自ら考え主体的に行動できるよう、多様な教育機能の整備・充実を図ります。

自ら学びに向かう力を育む教育の推進

市立高校及び専門学校の改革

477,600千円

千原台高校校舎の第Ⅱ期工事を行うほか、市立高等学校・専門学校改革基本計画に基づき、開校準備に要する備品等の整備や生徒主体の学校運営の推進、独自選抜問題の作成等を行います。

天明校区施設一体型義務教育学校の整備

54,800千円

天明校区施設一体型義務教育学校の整備に向け、技術的助言(アドバイザー)業務の委託や建設予定地の地質調査を行うとともに、事業者選定審議会を設置します。

○学校施設整備方針の検討

16,500千円

少子化や学校施設の老朽化に対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保するため、藤園中・城東小、江南中・向山小・向山幼稚園の整備について、一体整備や複合化等を検討します。

学校等で使用する地域教育情報ネットワークの運用

931,900千円

地域教育情報ネットワークを維持運用し、学校でのICT機器の活用をサポートするため、ICT支援員を引き続き定期的に学校に派遣します。また、教員が使用するPCを一部モバイル化することで利便性を向上するとともに、多様な働き方に対応できる環境を整備します。

○プログラミング教育の推進

16,800千円

中学校段階のプログラミング学習教材と学習環境の充実を図るため、テキストプログラミング実習のための教材を導入します。

小中学校の図書館の充実

247,130千円

小中学校の図書館の図書の実をを図るとともに、学校図書館司書業務補助員を配置します。

○市立高校の空調費の公費化

2,100千円

これまでPTAが設置し、維持していた市立高校の普通教室の空調費について、市で負担するよう変更します。



働き方改革の推進

部活動指導員の配置

中学校に部活動指導員を配置することで教員の負担軽減と部活動の充実を図ります。また、令和5年度は3名増員し8名を配置します。

10,370千円

○学校事務のDX化の推進

学校や教育委員会から保護者の皆様への通知等を行うスマートフォンへのアプリケーションの導入に向けたモデル事業を実施します。また、学校徴収金の口座振替登録をWebで手続きできるようにします。

8,500千円

○教職員人材の確保

教員志望者の減少や大量退職により、教員不足が顕在化している状況を踏まえ、県内の大学生等に本市の学校での学習指導等を経験して教員への意欲を高めてもらい、教員志望者の増加につなげ、質の高い教員を確保する取組を推進します。

6,700千円

多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充

いじめ・不登校への対策

ユアフレンドの実施や心のサポート相談員の配置、フレンドリーの運営、オンライン学習支援の実施など、いじめや不登校への対策に取り組みます。令和5年度は、ユアフレンドの回数を増やすなど、対応を拡充します。

40,400千円

学級支援員の配置

学校現場で特別な教育的線が必要とする児童生徒のために学級支援員を配置します。令和5年度は33名増員し168名とすることで、学校の支援の更なる充実を図ります。

351,100千円



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを雇用し、児童生徒に関わる課題や家庭環境等の改善を図るとともに、スクールカウンセラーを雇用し、児童生徒の心のケア等、専門的なカウンセリングを行います。

139,700千円

安全・安心な学校づくりの推進

学校施設・設備等の整備

安全安心で良好な学習環境を整備するため、学校施設長寿命化計画に基づく施設や設備の改修、トイレの洋式化、エレベータ整備等のバリアフリー化等に取り組めます。

8,742,724千円

生涯学習関連施設の機能充実

○熊本博物館の設備の整備

熊本博物館において、プラネタリウムのプロジェクターを更新します。

19,300千円

質の高い医療サービスを提供するため、診療機能の充実を図ります。

診療機能の充実

○ データヘルス改革への対応

14,691千円

【熊本市市民病院・植木病院】

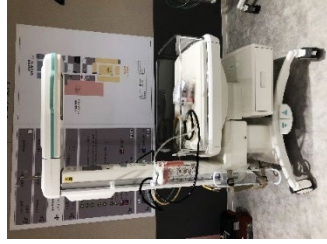
- ・システム改修を行い、電子処方箋を導入します。
- ・オンライン資格確認等システムで手術情報を閲覧するための改修を行います。



医療機器等の整備

418,921千円

【熊本市市民病院・植木病院】
超音波画像診断装置や保育器などの老朽化した医療機器等の更新等を進めます。



整備機器のイメージ

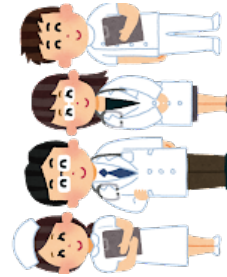
働き方改革への対応

看護職員等の処遇改善

【熊本市市民病院・植木病院】

看護職員等の収入を3%程度引き上げることにより処遇改善を行います。

73,663千円



特定看護師等の養成

【熊本市市民病院】

特定看護師や認定看護師を養成します。

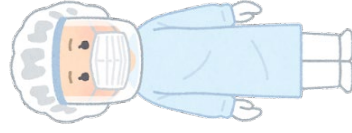
4,600千円

新型コロナウイルス感染症への対応

个人防护具等の整備

コロナ
対策

49,915千円



【熊本市市民病院】
マスク等の个人防护具等を整備し、新型コロナウイルス感染症患者等を受入れます。

当初予算のポイント(上下水道局)

「熊本市上下水道事業経営戦略」に定める4つの将来像の実現に向け、以下の事業に重点的に取り組みます。 ※ポイントは予算に関する将来像3までを記載
将来像1. 快適で安全安心な都市生活を支え続ける (安全安心)
将来像2. 循環型社会の構築に貢献し続ける (環境保全)
将来像3. お客さまから信頼されとともに、質の高いサービスを提供し続ける (信頼)
将来像4. 安定した事業経営 (持続)

将来像 1. 快適で安全安心な都市生活を支え続ける (安全安心)

基本方針1. 適切な維持管理と計画的な整備 基本方針2. 災害に強い上下水道の確立

【主な取組】

《水道事業》

水道施設更新事業 3,878,094千円

水道施設更新計画に基づき「災害に強い水道の確立」のため、重要な水道施設及び基幹管路・老朽管の更新・耐震化を実施します。

第6次拡張事業 1,722,968千円

第6次拡張事業計画に基づき水道施設の機能強化及び基幹管路の新設によるバックアップ体制(補給管整備)の強化、未普及地区への配水管布設を実施します。

《下水道事業》

下水道施設の改築更新・耐震化 3,129,730千円(うち国補正予算 290,500千円)

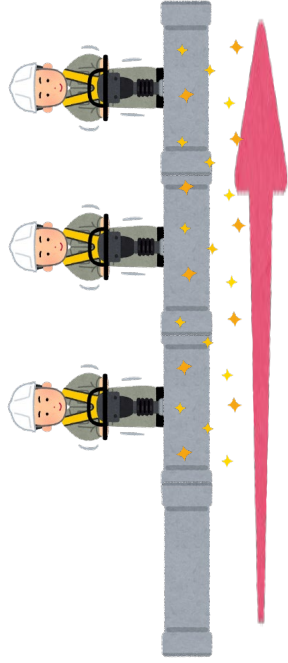
「災害に強い下水道の確立」のため、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画に基づき重要な下水道施設の改築更新、耐震化を実施します。

未普及解消事業 5,110,000千円

下水道未普及地区において下水道管渠整備を実施します。

浸水対策事業 1,613,300千円

下水道浸水対策計画に基づき内水氾濫対策を実施します。



未普及地区の整備 水道:約13.3km 下水道:約24.0km
老朽管の更新 水道:約9.8km 下水道:約1.4km
※下水道管の更新に向けた調査:約77.4km

当初予算のポイント(上下水道局)

将来像 2.循環型社会の構築に貢献し続ける (環境保全)

基本方針3.水循環の保全 基本方針4.資源・エネルギーの循環促進

【主な取組】

《水道事業》

白川中流域水田かん養事業 23,667千円
環境局と連携し、地下水を育む重要な地域である白川中流域における水田湛水事業に取り組みます。

《下水道事業》

下水道バイオマスの有効活用 170,000千円
カーボニュートラルに資する取組として、西部浄化センターに消化ガス発電設備(設置工事)、東部浄化センターに下水汚泥由来繊維利活用システム(詳細設計)を導入します。

高度処理施設整備事業 1,644,000千円
公共用水域の水質改善に資する取組として、東部浄化センターに高度処理施設を整備します。(令和5年度完成予定)

《その他の取組》

水道施設への太陽光発電設備の設置
環境局・企業と連携して高遊原配水池に太陽光発電設備を設置します。

○グリーンボンド発行
環境保全の取組の財源として、財政局・環境局と連携してグリーンボンドを発行します。

将来像 3.お客さまから信頼されとともに、質の高いサービスを提供し続ける (信頼)

基本方針5.お客さまの視点に立ったサービス提供

【主な取組】

《上下共通》

上下水道事業に関する情報の効果的な発信 4,100千円

YouTube熊本市公式チャンネルを活用した「上下水道事業の見える化」を推進し、事業の重要性、必要性を分かりやすく発信します。
また、水道事業が取り組む「中心市街地配水管更新事業」について、商業活動や交通への影響を踏まえ、施工するエリアやスケジュールを広く周知します。

熊本の水ブランディング 2,548千円

水を通じてライフスタイル変革や熊本市の水道水の素晴らしさをPRするため、企業と連携しボトル用給水機の設置やマイボトルの普及促進に取り組みます。

○水道100周年に向けた準備経費 2,100千円

令和6年度に本市水道の通水100周年を迎えることから、水道事業や地下水の魅力を発信する記念式典の開催等に向けた準備を進めます。

消化ガス発電設備 イメージ



東部浄化センター高度処理施設



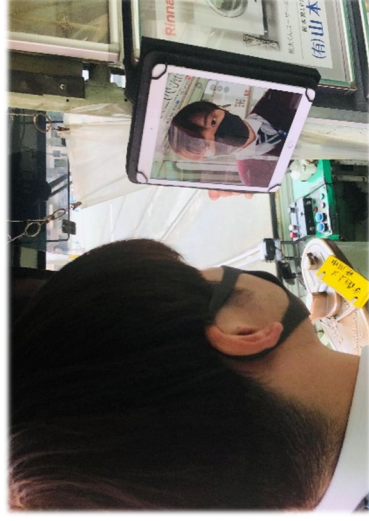
安全・安心な運行体制を確保することはもとより、個々のニーズに対応した質の高いサービスを提供し、顧客満足度の向上を図るとともに、経営形態の見直しなど持続安定的な経営に取り組めます。

質の高いサービスの提供

○新決済システム(顔認証等)導入検討経費 10,000千円
利用者の利便性向上に向けた新たな決済手段の実証実験に取り組めます。

市電開業100周年記念準備経費 5,989千円
市電開業100周年に向けた機運醸成及び記念事業の準備に取り組めます。

多両編成車両導入事業 306,276千円
多両編成車両導入に向けた車両の車体フレーム製作、車両工場改修及び停留場改修に取り組めます。



新決済システム(顔認証等)の検討



新車両の外観イメージ



新車両の内装イメージ

経営基盤の強化

上下分離方式移行準備経費 6,600千円
上下分離方式への移行に向けた準備(軌道運送高度化実施計画の策定・申請や新法人設立)に取り組めます。

くまもと

市 政 概 要

2 0 2 3

令和 5 年 1 0 月 発行

編 集 熊本市議会 議会局政策調査課

発行所 熊本市議会 議会局

c